

平成 2 3 年

# 第 1 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 2 3 年 3 月 1 日

閉会：平成 2 3 年 3 月 2 3 日

柳川市議会

第 1 回 柳 川 市 議 会 ( 定 例 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
3 月 1 日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
3 月 2 日	水	考 案 日	
3 月 3 日	木	本 会 議	議案質疑
3 月 4 日	金	考 案 日	
3 月 5 日	土	休 会	
3 月 6 日	日	休 会	
3 月 7 日	月	本 会 議	一 般 質 問
3 月 8 日	火	本 会 議	一 般 質 問
3 月 9 日	水	本 会 議	一 般 質 問
3 月 10 日	木	委 員 会	
3 月 11 日	金	委 員 会	
3 月 12 日	土	休 会	
3 月 13 日	日	休 会	
3 月 14 日	月	委 員 会	
3 月 15 日	火	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 16 日	水	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 17 日	木	委 員 会	予算審査特別委員会
3 月 18 日	金	事務整理日	
3 月 19 日	土	休 会	
3 月 20 日	日	休 会	
3 月 21 日	月	休 会	
3 月 22 日	火	事務整理日	
3 月 23 日	水	本 会 議	採決・閉会

## 第 1 回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

### ○ 議 案

議案	案 件	議 決 日	結 果
議案 第 1 号	専決処分の承認について（専決第 1 号 平成22年度柳川市一般会計補正予算(第 5 号)）	23.03.03	承 認
議案 第 2 号	平成22年度柳川市一般会計補正予算（第 6 号）について	23.03.23	原案可決
議案 第 3 号	平成22年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	23.03.23	原案可決
議案 第 4 号	平成22年度柳川市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について	23.03.23	原案可決
議案 第 5 号	平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第 1 号）について	23.03.23	原案可決
議案 第 6 号	平成22年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	23.03.23	原案可決
議案 第 7 号	平成23年度柳川市一般会計予算について	23.03.23	原案可決
議案 第 8 号	平成23年度柳川市国民健康保険特別会計予算について	23.03.23	原案可決
議案 第 9 号	平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について	23.03.23	原案可決
議案 第 10 号	平成23年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について	23.03.23	原案可決
議案 第 11 号	平成23年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について	23.03.23	原案可決
議案 第 12 号	平成23年度柳川市下水道事業特別会計予算について	23.03.23	原案可決
議案 第 13 号	平成23年度柳川市水道事業会計予算について	23.03.23	原案可決

議案 第14号	柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	23.03.03	原案可決
議案 第15号	柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23.03.23	原案可決
議案 第16号	柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	23.03.23	原案可決
議案 第17号	柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	23.03.23	原案可決
議案 第18号	市道路線の認定、変更認定及び廃止について	23.03.23	原案可決
議案 第19号	和解及び損害賠償額の決定について	23.03.23	原案可決
議案 第20号	和解及び損害賠償額の決定について	23.03.23	原案可決
議案 第21号	有明広域市町村圏協議会の廃止について	23.03.03	原案可決
議案 第22号	人権擁護委員候補者の推薦について	23.03.03	同意
議案 第23号	人権擁護委員候補者の推薦について	23.03.03	同意
議案 第24号	平成22年度柳川市一般会計補正予算(第7号)について	23.03.23	原案可決

○ 請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第3号	有明海ノリ養殖の施肥に関する請願	23.03.23	継続審査

報 告

	案 件	議 決 日	結 果
報 告 第 1 号	専決処分の報告について (専決第5号 損害賠償額の決定)	23.03.01	報 告

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成23年3月1日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

## 2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	藤	木		明
管	理	田	島	稔	大
市	民	武	藤	義	治
保	健	蒲	池	康	晴
社	部	長			
建	設	長			
産	業	藤	木		均
経	済	高	田		厚
部	長				
教	育	横	山	英	眞
大	和	古	賀	輝	昭
庁	舎	樽	見	孝	則
防	長	野	田		彰
人	事	橋	本	祐	二
秘	書	石	橋	眞	剛
課	長	山	田	敏	昭
総	務	山	田	明	寛
課	長	高	田	淳	治
企	画	高	崎	祐	二
課	長				
財	政	中	村	敬	二
課	長				郎
税	務	成	清	博	茂
課	長	安	藤	和	彦
健	康				
づ	く				
り	課				
課	長				
福	祉				
課	長				
学	校				
教	育				
課	長				
建	設				
課	長				
農	政				
課	長				
水	路				
課	長				

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司
議	会	事	務	局	次	高	巢	雄	三
議	会	事	務	局	庶	池	末	勇	人
務	係	長							

5 . 議事日程

諸般の報告について

- ( 1 ) 例月出納検査の結果について (平成22年10月、11月、12月分)
- ( 2 ) 市長の所信表明について

- 日程（１） 議会運営委員長報告について
- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案第１号 専決処分の承認について（専決第１号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第５号））
- 日程（４） 議案第２号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第６号）について  
議案第３号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について  
議案第４号 平成22年度柳川市老人保健特別会計補正予算（第２号）について  
議案第５号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第１号）について  
議案第６号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第２号）について
- 日程（５） 議案第７号 平成23年度柳川市一般会計予算について  
議案第８号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計予算について  
議案第９号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第10号 平成23年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について  
議案第11号 平成23年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について  
議案第12号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計予算について  
議案第13号 平成23年度柳川市水道事業会計予算について
- 日程（６） 議案第14号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第15号 柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第16号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第17号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程（７） 議案第18号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について  
議案第19号 和解及び損害賠償額の決定について  
議案第20号 和解及び損害賠償額の決定について  
議案第21号 有明広域市町村圏協議会の廃止について
- 日程（８） 議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について  
議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程（９） 報告について
- １ 報告第１号 専決処分の報告について（専決第５号 損害賠償額の決定）



日程（10） 請願について

1 請願第3号 有明海ノリ養殖の施肥に関する請願

午前10時 開会

○議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから平成23年第1回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、本定例会は平成23年度当初予算の提出もありますので、市長の所信表明をお願いいたします。

○市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日ここに、平成23年第1回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用のところ御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

また、平素から住民福祉の向上と市勢発展のため御尽力いただいていることに対しまして、心より感謝を申し上げます。

本定例会は、平成23年度の当初予算を初めとする重要な議案の御審議をお願いするものでございますが、議長のお許しをいただきましたので、議案の説明に先立ちまして私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

市長に就任をして、間もなく2年が過ぎようとしていますが、ピアス問題を初め、いまだ解決を見ていない課題が山積しており、1期目の折り返し地点に立って、さらに精力的に取り組んでいかなければならないと決意を新たにしているところでございます。

さて、昨年2月に実施された会計実地検査により、平成15年度から20年度までの本市での国土交通省及び農林水産省所管の国庫補助事業に係る事務費について、国庫補助金額にして16,320千円に上る不適正な経理が指摘をされました。その内容は、「預け金」や「差替え」などの不適切な事務処理によって事務に必要な備品や消耗品などを購入したり、補助事業に直接関係のない部署の物品購入や臨時職員の賃金に充てたりしていたものでございます。

会計実地検査の対象となった事業以外についても内部で調査いたしましたところ、平成17年度に2件の「差替え」が判明しましたが、その後においては不適正な経理はございませんでした。

これらの中には、私的流用などの悪質な不正はありませんでしたが、事務に必要な物品を本来すべき手続やルールに従わずに購入していたものでございまして、法令を遵守し全体の奉仕者として行動すべき公務員としてあってはならないことであります。このようなことが二度と起こらないようチェック体制の強化を図るとともに、関係職員49名に対して処分を発令し、職員の綱紀肅正を図ったところでございます。市民の皆様には深くおわびを申し上げ、市政の信頼回復に努めてまいり所存でございます。

さて、我が国の経済状況を見てみますと、リーマンショック以降の落ち込みから一部持ち直しに向けた動きが見られるものの、足踏み状態にあり、デフレの影響や失業率が高水準にあるなど、依然として大変厳しい状態にあります。

国政においても、一昨年の政権交代以降、不透明で不安定な状況が続き、混迷を深めてきております。今国会の審議状況を見てみますと、地方交付税法改正法案や子ども手当法案などの予算関連法案が年度内に成立しないような事態も想定され、自治体の行財政運営や住民生活に大きく影響が出てくるのではないかと懸念をいたしているところでございます。

国の新年度予算は、政権交代後、新政権が初めてゼロから取り組んだ最初の本予算であります。昨年6月に閣議決定された「新成長戦略」と「財政運営戦略」に基づき、経済成長と財政健全化、社会保障改革を一体的に実現し、元気な日本を復活させるための礎を築くという方針で「成長と雇用」に重点を置いた予算編成がなされました。

地方財政に対しては、社会保障関係費の増加に対応する財源の確保を含め、地方の一般財源総額が、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保されております。

本市の平成23年度一般会計当初予算編成においては、このような国の地方財政対策を受けまして、景気低迷による市税の減収が見込まれる厳しい財政状況の中であっても、職員の人件費の削減や市債の繰り上げ償還による公債費の減額などによって健全財政の維持に努めました。本市の総合計画やマニフェストの施策を実現するためにも、事務事業を精査し、選択と集中による予算編成を行ったところであります。

平成23年度の主要な施策について概要を説明いたします。

まず、1点目は健康・子育て・福祉についてであります。

急速な少子化と核家族化、女性の社会進出が進む中、出産と子育てのしやすい環境づくりを進めることが必要であり、子育て支援対策をさらに充実してまいりたいと考えております。

まず、乳幼児医療費助成において、3歳児以上小学就学前までの現行助成制度を、入院について小学3年生まで拡大することにいたしました。また、乳幼児健診では、言葉や発達のおくれについて早期に専門家の助言や支援を保護者が受けられるよう、新たに1歳6カ月健診において臨床心理士を配置することにいたしております。

平成22年度から実施している不妊治療への助成につきましては、年2回を限度としておりましたが、平成23年度から1年目については年3回にふやして不妊治療を受ける夫婦の負担

を軽減することにいたしました。

また、市民の健康保持のため平成22年度から実施しておりますヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸部がん予防ワクチン接種費用の助成に加え、平成23年度からは日本脳炎予防接種についても助成することにいたしております。

共働きの家庭に対しては、育児と仕事の両立を図れるようにすることが課題となっております。このため、新たに「ファミリーサポートセンター」を開設して、子育てのサポートをしたい人が一時的な子育てサポートを行う相互援助の会員組織によって事業を展開してまいります。

また、児童虐待を防止するための「こんにちは赤ちゃん事業」や「養育支援家庭訪問事業」、働く世代の健康の面では大腸がん検診を推進するなど、これまでの事業の中にも新たな対策を講じていくことにしております。

少子化対策と農漁業の後継者対策の一環として昨年7月に開設した結婚サポートセンター「なかだっつぁん」については、まだ御成婚までには至っておりませんが、現在、5組のカップルがおつき合いをされているということでございます。本年4月からは、みやま市と共同で運営することによって会員をふやし、成婚率を高めてまいりたいと考えております。

合併後、懸案でありました大和・三橋地域の公共交通空白地帯の解消策としては、旧柳川地域の福祉巡回バスのような形で、できればことしの秋をめどに試験運行を始められるよう検討を進めているところでございます。

2点目は、産業の振興についてであります。

まず、柳川の観光については、入り込み客数が平成16年の129万人から平成21年は115万人と年々減少傾向にあります。このため、今後はこれまで以上に柳川のすばらしい観光資源をアピールし、国内外の旅行客の呼び込みに力を入れていく必要があります。

3月12日に九州新幹線が全線開通することに伴いまして、筑後船小屋駅と西鉄柳川駅間に路線バスを運行することにいたしました。そして、この機会をとらえ、中国地方や関西、南九州から多くの観光客を呼び込むためのプロモーション活動を実施する計画であります。

また、太宰府市に年間600万人訪れる観光客を電車やバスとICT技術を活用して、柳川を初め各地の観光地へ回遊する仕組みをつくるため、本市と太宰府市、筑紫野市、朝倉市など4市2町1村と西鉄等で構成する九州エコパス推進協議会に加入し、観光客の増大を図ることにしています。

国際観光事業としては、中国で著名な篆刻家である師村妙石氏との御縁をいただきまして、朱舜水が青年時代を過ごした中国上海松江区にある程十髮博物館で、現在、本市の古文書館に保存している朱舜水から安東省庵に送った直筆の手紙を展示する話があります。今年の10月半ばから1カ月程度展示することで、現在協議しているところであります。昨年5月に観光文化交流協定を締結した余姚市の博物館においても、松江区に引き続き実施できる

よう調整を進めております。

また、韓国のリゾート地で1,400万人の観光客が訪れる釜山市海雲台区から観光文化交流都市の打診がっておりますので、引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。このように、アジアを中心とした海外からのお客様が、さらにたくさん来ていただけるような事業を展開していきたいと考えているところでございます。

次に、漁業の振興については、今期のノリの生産は良好な海況に恵まれ秋芽は順調な生産を上げており、冷凍ノリは1月の寒波で一時期成長が鈍っていたものの全体では例年にならない水揚げになるのではないかと期待をしているところであります。

また、これまで休止状態となっていた有明海対策実行委員会については、ことし2月7日に新たな組織として再開いたしました。有明海の再生と漁業振興を図り、漁協の皆さんのさまざまな意見をお聞きする場として、組織の充実を図り再出発したものです。さらに、心配していた両開、皿垣漁港のしゅんせつは、平成23年度では国の赤潮対策施設整備事業として補助金がつくことになりました。しかし、その後の見通しがまだ立っておらないため、これからもこのしゅんせつ問題や有明海の再生などについて漁協の皆さんと連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業の振興につきましては、これまで大型機械の導入や園芸施設の整備に対する補助により経営の効率化、担い手への育成支援を行ってまいりました。このような中、平成22年度から農家への戸別所得補償制度が創設されました。平成22年度はモデル対策として実施され、平成23年度からは麦、大豆などの畑作物への所得補償が行われることになっておりますが、将来に向けて安定した政策となるか懸念されるところでございます。

また、現在TPPへの参加も検討されており、農業者に大きな不安をもたらしています。関税撤廃・自由化と日本の農業基盤の維持を両立することは大変難しいことだと思います。政府には、日本の農業を守る立場から、しっかり検討してもらおうよう農業団体と連携しながら要望してまいります。

本市では、引き続き転作物の調査研究や安全で安心な園芸作物の生産、高付加価値によるブランド化の確立などを推進して農業の振興を図ってまいります。

柳川の地域イメージを活用した産業振興の切り札として、一昨年から「柳川ブランド推進事業」に取り組んでおります。市と農漁業、商工、観光、消費者など官民一体となって推進協議会をつくり、「うまかもんづくりぐっちょ」による特産品の開発や体験モニターツアー、学校給食への米粉パンの導入などを実施しました。今後もこれをさらに発展させて、柳川ブランドを確立することによって活力ある地場産業の振興に努めてまいります。

3点目は、都市基盤整備についてであります。

昨年11月に民主党の岡田幹事長が有明海沿岸道路を視察され、高架での建設に否定的な考えを示されました。私は、交差点での渋滞や柳川駅の東口開設に見据えて、当初計画どおり

通過交通と地域内交通を分けるための高架建設が必要だという考えを主張し、今後も強く国に要望してまいりたいと考えております。

また、国道443号バイパスが平成24年春、385号バイパスが平成25年春に供用開始予定で整備が進められており、浦島橋かけかえや大牟田川副線の沖端川渡架橋建設などとともに着実な事業の推進を図ってまいります。そのほか、幹線道路の計画的な整備や狭隘道路等の整備についても、鋭意取り組みを進めてまいりたいと考えております。

4点目は、生活環境の整備についてであります。

市内に網の目のようにめぐらされた、総延長930キロにも及ぶ掘割の整備と維持管理が本市の大きな課題となっております。

城堀の水落ち期間中の本年2月20日には、2,500人に及ぶ住民の皆さんの御協力をいただいて、「柳川“堀と道”クリーンアップ大作戦」を実施いたしました。柳川の歴史的文化遺産である掘割を住民みずから清掃することで掘割を愛護する意識を高めるとともに、掘割を守り育てる住民活動を内外にPRすることで観光客を歓迎する「おもてなしの心」をあらわすことができたのではないのでしょうか。これからも各地域での自主的な清掃活動を推進していきたいと考えております。

また、掘割への家庭排水などの汚水流入をなくすため、下水道事業の推進に加え、平成21年度から小型合併処理浄化槽設置補助金を上乘せすることによって普及を促進しておりますが、改築による設置戸数が増加し、一定の成果が上がっているものと考えています。平成23年度も引き続き実施してまいります。

柳川の水郷景観を守るために、平成21年度から景観計画の策定と景観条例の検討を進めておりますが、住民の皆さんに規制を強いることにもなりますので、慎重に検討を進めており、平成23年度中には景観計画の策定を終えたいと考えているところであります。

5点目は、教育、文化についてであります。

学校教育の基盤となる小・中学校校舎の整備については、耐震補強の必要な校舎はすべて平成22年度までに補強工事を完了いたしました。あと改築の必要な校舎が二ツ河小学校、垂見小学校、中山小学校、大和中学校の4校残っておりますので、平成23年度に大和中学校の改築に取りかかり、残りの3つの小学校についても、平成26年度までに完了するよう順次進めていくことにしております。

本市の小・中学生の学力の状況については、全国学力・学習状況調査によりますと、以前から小学校は大変よい傾向にあり、中学校もよい傾向にありましたが、平成22年度はさらによりよい結果が出ております。これは、平成21年度から本市独自に配置している学力向上支援講師やチャレンジサイエンスの実施などによる学習意欲の向上と先生方の努力の結果ではないかと考えております。

近年、少子化によって本市でも児童・生徒数が急速に減少しております。中山小学校では、

平成22年度に2年生と3年生が複式学級の対象となっておりましたが、1年間の激変緩和措置の適用による県からの教員配置により、複式学級編制を解消することができました。しかし、平成23年度においては、この激変緩和措置が終了するとともに、さらに児童数の減少は見込まれ、2年生と3年生及び4年生と5年生が複式学級となる見込みでございます。このため、平成23年度は本市独自で基準外講師2名を配置することによって複式学級の解消を図ることにいたしております。

次代を担う子どもたちのために、今後ともよりよい教育環境を整えてまいりたいと考えております。

昨年末に見直しを表明いたしました総合運動公園については、現在、既存施設の改修計画を策定しているところですが、今議会に提案しております補正予算でも「きめ細かな交付金」を活用して、住民に身近な施設の改修事業を中心に計上しているところでございます。

合併後の懸案となっておりました大和・三橋地域の校区コミュニティセンター整備については、平成23年度から垂見校区の整備に取りかかり、平成26年度までに順次整備を進めていくことにしております。

最後に、行財政改革についてであります。

柳川市行財政改革推進委員会から答申を受けて、本年2月に第2次柳川市行財政改革大綱と実施計画を策定いたしました。平成18年度から21年度までの第1次行政改革では、合併後の課題であった効率的な行財政運営の環境整備を図ることによって、人件費の削減を中心に4年間で24億円の累積削減効果がありました。

このたび策定した第2次柳川市行財政改革大綱では、まちづくりの課題解決のための施策や事務事業を優先づけし、「選択と集中」を進めていくことに重点を置いており、これからの4年間で事務事業の統廃合や見直しを進めていくことが必要であります。限られた財源を可能な限り有効に活用し、最少の経費で最大の効果を上げるため、「質の高い行政サービスの実現」と「危機感を共有する組織運営の確立」、「健全な財政運営の確立」の3つを基本目標として取り組むこととしております。

昨年、中期財政計画を策定して平成26年度までの見通しを明らかにしましたが、今後も国や本市の状況の変化等を取り込み、随時見直していく必要があると考えております。

合併の優遇措置が残っている間に、平成27年度以降の交付税等の減額に対応するための対策をいかに打っておくかということが、これからの大きな課題であります。中期財政計画に盛り込んでいない市民会館の改修事業や庁舎統合問題などについても、今後、議会や市民の皆さんの御意見を聞きながら検討していく必要があります。

これには、合併特例債の活用が一つのかぎとなると考えておりますが、合併協議の中で借入可能額274億円の2分の1に当たる137億円を借入限度額とされております。このため、中期財政計画でお示ししている合併特例債活用計画においても137億円の借入限度額を尊重し

て、満額である95%の充当はしておりません。例えば、道路・水路事業では約60%、柳川駅東部区画整理事業では約40%の充当率であります。つまり、その差の35%、55%分は貴重な一般財源をつぎ込んでいくことになります。合併特例債を活用すれば、市の自主的な負担は3分の1で済みますので、一般財源を使わなくて済んだ分を基金に積み立てておいて、借金返済のときの財源として活用するとともに、交付税が減額されるときのための体力を養っておくということも可能であります。

私は、あらゆることをタブー視せず、将来の柳川市のためにどうしたほうがいいのか、真摯に論議すべき時期に来ているのではないかと考えています。議員の皆様にも、ぜひ大所高所に立った御論議をお願いするものでございます。

以上、意を尽くしませんが、市政運営に関する私の所信の一端を申し述べさせていただきましたが、「活力があり、みんなが笑顔で暮らせる魅力あるまちづくり」のため、今後とも全力を傾注してまいりますので、どうか議員の皆様、市民の皆様の一層の御理解と御協力を切にお願い申し上げまして、所信表明とさせていただきます。

○議長（古賀澄雄君）

以上をもって市長の所信表明についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議会運営委員長報告について

○議長（古賀澄雄君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成23年第1回柳川市議会定例会の会期日程等について、2月24日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日3月1日から3月23日までの23日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明。2日目は考案日。3日目を議案質疑。4日は考案日。5日、6日は休日で休会。7日、8日、9日を一般質問。10日、11日を委員会。12日、13日は休日で休会。14日を委員会。15日、16日、17日を予算審査特別委員会。18日は事務整理日。19日、20日、21日は休日で休会。22日は事務整理日。23日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が、議案第1号の上程であります。

日程4が、議案第2号から議案第6号までの5議案の一括上程であります。

日程5が、議案第7号から議案第13号までの7議案の一括上程であります。

日程6が、議案第14号から議案第17号までの4議案の一括上程であります。

日程 7 が、議案第18号から議案第21号までの 4 議案の一括上程であります。

日程 8 が、議案第22号及び議案第23号の 2 議案の一括上程であります。

日程 9 が、報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることといたしております。

日程10が、請願についてであります。

本定例会に請願 1 件が提出されております。請願第 3 号は、産業経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、2 日目の日程について申し上げます。

日程 1 が、議案質疑でありまして、開会日と同様の方法で議題に供することといたしております。

議案第 1 号を議題とし、質疑終了後、本案は即決といたしております。

次に、議案第 2 号から議案第 6 号までの 5 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第 2 号は総務委員会に審査を付託、議案第 3 号から議案第 5 号までの 3 議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第 6 号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第 7 号から議案第13号までの 7 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第 7 号は予算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第 8 号から議案第10号までの 3 議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第11号は総務委員会に審査を付託、議案第12号及び議案第13号の 2 議案は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第14号から議案第17号までの 4 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第14号は即決、議案第15号は教育民生委員会に審査を付託、議案第16号及び議案第17号の 2 議案は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第18号から議案第21号までの 4 議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第18号は建設委員会に審査を付託、議案第19号及び議案第20号の 2 議案は総務委員会に審査を付託、議案第21号は即決といたしております。

次に、議案第22号及び議案第23号の 2 議案を一括議題とし、質疑終了後、2 議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

○議長（古賀澄雄君）

会期並びに日程につきましては、ただいま議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）



御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいま議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（古賀澄雄君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、3番熊井三千代議員並びに21番樽見哲也議員を指名いたします。

ここで、本定例会の議案上程前に御報告（「議長、修正動議」と呼ぶ者あり）

ということでしょうか。

○1番（三小田一美君）

実は、動議を提出したのは、法の第132条、会議規則の第102条では、議員の品位にかかわることでございますので、動議を出させていただきました。

○議長（古賀澄雄君）

ちょっと意味がまだよくわかりませんが、どうということでしょうか。動議には賛成が必要でございますので、（「ああ、そうですか」と呼ぶ者あり）賛成議員はいらっしゃいますか。

○1番（三小田一美君）

賛成議員ですか。まだ中身のことを聞かやんといかんとでしょう。今、中身のことを説明するわけですね。どうございましょうか、みんな。どのような進进行をすればいいですか。おれは、品位にかかわることと条例に基づいて言っておりますので、そのの……

○議長（古賀澄雄君）

動議の内容がまだよく伝わってきていませんので、（「ああ、そうですか」「内容まで聞かんでよかろうもん、内容……」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「動議賛成、そんなら言うてください、みんな」と呼ぶ者あり）

この動議についての賛成議員はいらっしゃいますか。（発言する者あり）

○1番（三小田一美君）

全員協議会の中で矢ヶ部議員が退席を無断でなされましたので、その件の動議でございます。（「132条の何とか今言いなつたですけど、内容を……」と呼ぶ者あり）法の132条の会議規則の102条でございます。

○議長（古賀澄雄君）

動議に賛成の方はいらっしゃいますか。

この件については動議が成立しておりませんので、後刻協議をしたいというふうに考えます。（発言する者あり）

ここで、今定例会の（「議長」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

じゃ、ここで暫時休憩を行います。

午前10時38分 休憩

午前10時58分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど三小田議員より動議が発令されました。説明を詳しく述べてください。

○1番（三小田一美君）

どうも大変皆様方には御迷惑をおかけいたしました。

それでは、議長のお許しを受けましたので、ただいまから緊急の動議の説明をさせていただきます。

今回、議会のあり方について甚だ遺憾と思われる事態が発生をいたしています。さきの議会で矢ヶ部議員の発言については、本会議の中で発言の取り消しが行われている。議事録から抹消をされていると思いますが、その取り消された発言内容を記載したビラが市内の有権者に配布をされていることが判明をいたしました。議員は有権者の負託を受けて選挙で選ばれ、また有権者の代表として議員の立場で一般質問や質疑を通して市政のあり方を議論していくことが課せられた使命でもあります。

今回の矢ヶ部議員の行動は議員の倫理に反するものであり、全員協議会において議会運営委員長より尋ねられたにもかかわらず、また議長の許可もなく、協議会の席を無断で退席をされています。

議員の行動は法によって規制されるまでもなく、慎重、また公正でなければならないということは言うまでもありません。議会が、住民の代表である議員をもって構成をされている議決機関としての品位の保持、また公正な審議が求められています。

先ほど私が言いました法の第132条には、「議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」とし、会議規則においても、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」と規定しております。これに照らし合わせて、今回の矢ヶ部議員の行為は品位にかかわることであると考え、動議を提出いたしましたわけでございます。

終わります。

○議長（古賀澄雄君）

ただいま説明がございました。動議成立のためには賛成議員が必要でございます。賛成議員いらっしゃいますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成議員が出ましたので、ここで動議が成立しましたので、暫時休憩をいたします。

午前11時1分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

休憩中に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、報告いたします。

先ほどの三小田議員の動議についてであります。12月定例会の矢ヶ部議員の一般質問中の発言の一部については、本会議の中で発言取り消しが行われ、議事録からも抹消されているにもかかわらず、その抹消された発言内容を記載したビラを、本人みずから市内の有権者に配布されていることが判明したこと、また、2月の全員協議会において、このことに関し、議会運営委員長である私から尋ねられたにもかかわらず、全員協議会の席を無断で退席されたとする内容であります。

このことに関し、三小田議員におかれては動議を取り下げてくださいました。古賀議長におかれましては、後刻、全員協議会等で協議の場を設けていただくようお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（古賀澄雄君）

ただいま議会運営委員長より報告がありましたとおり、休憩前に三小田議員より提出された動議については、本人より取り下げがありましたので、議長において動議成立の宣告をいたしました。この宣告を取り消すことにいたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議もないようですので、そのように決定いたしました。

ここで、今定例会の議案上程前に御報告いたします。

金子市長より、議案第13号 平成23年度柳川市水道事業会計予算について、お手元に配付いたしておりますとおり、議案訂正の申し出があり、議長においてこれを許可いたしましたので、御報告いたします。

日程第3 議案第1号

○議長（古賀澄雄君）

日程3 議案第1号を上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

○議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

○議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

議案第1号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

現在、本市におきましては、市民の安全対策の一環として、国の補助事業である道路災害復旧事業にあわせて、単独事業であるガードレール設置事業を実施しております。

このガードレール設置事業との合併施工の場合、災害復旧事業内容の重要な変更該当し、事前にガードレール基礎工事に関する国からの設計変更承認が必要となっております。しかし、本年度につきましては、その承認が例年になく遅延し、昨年12月24日になって本市へ承認通知が届きました。

本市としましては、この国の承認を受け、現地における道路崩壊の状態を解消するため、一刻も早く工事に着手するというにいたしました。工期の関係から、どうしても工事完成が年度を超えることとなるため、緊急に既定の道路災害復旧事業予算を翌年度に繰り越して使用することができるよう、繰越明許費に関する予算措置を講じる必要が生じました。

このため、地方自治法第179条第1項の規定により、繰越明許費に関する予算措置を平成22年度柳川市一般会計補正予算（第5号）として、平成23年2月7日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により承認を求めます。

なお、今回の補正予算における繰越明許費の内容としましては、国の災害査定承認を受けました、6カ所全部の道路災害復旧事業費35,921千円であります。

以上、議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

日程第4 議案第2号～議案第6号

○議長（古賀澄雄君）

日程4 議案第2号から議案第6号までの5議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

○議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

○議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

議案第2号から議案第6号までの補正予算5議案について御説明申し上げます。

まず、議案第2号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成22年度国の第一次補正予算に計上された「きめ細かな交付金」及び「住民生活に光をそそぐ交付金」に係る活用事業費などの追加や、決算見込みや事業費の確定などに伴う予算調整が主なものであります。

予算規模としましては、補正前の予算額31,044,073千円から156,010千円を減額し、歳入歳出それぞれ30,888,063千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容を歳出から款を追って御説明いたします。

まず、2款・総務費は、596,153千円を増額補正しております。

ここでは、きめ細かな交付金活用事業費、住民生活に光をそそぐ交付金活用事業費、将来の財政運営に備えた財政調整基金への積立金、国庫補助金等返還金などをそれぞれ追加する一方、採択事業件数の確定などにより柳川市市民協働まちづくり補助金を減額しております。

なお、きめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金の活用事業につきましては、平成22年度国の第一次補正予算に計上されたものでありまして、住民に身近な既存施設の改修事業を中心に計上しております。

内容としましては、有明地域観光物産公園を初めとする公園施設の改修事業、水路・道路の整備事業、大和公民館及び三橋公民館の改修事業、皿垣小学校の校庭芝生化事業、あめんぼセンターの屋根防水事業、消防自動車購入事業などとなっております。

また、国庫補助金等返還金につきましては、昨年2月に実施された農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費に対する会計検査において、不適正な経理処理との指摘を受けた事務費のうち、現在までに国及び県との返還協議が終了した補助金について計上しております。

内容としましては、農林水産省所管の全額、及び国土交通省所管のうちの地籍調査事業に係る国または県の補助金相当額9,049,722円に加算金5,594,224円を加えた額となっております。

なお、残りの国土交通省所管分につきましては、国及び県との協議が調い次第、速やかに返還することといたしております。

3款・民生費は、99,177千円を減額補正しております。ここでは、財政安定化事業支援分に係る国民健康保険特別会計への繰出金を追加する一方、福岡県介護保険広域連合負担金、後期高齢者医療療養給付費負担金、保育所運営費及び子ども手当などをそれぞれ減額しております。

4款・衛生費は3,000千円を減額補正しておりますが、これは女性特有のがん検診事業に係る健康診査委託料の減額であります。

6款・農林水産業費は、261,844千円を減額補正しております。ここでは、皿垣開カントリーエレベーターの改修を目的として柳川農業協同組合が実施します食料自給率向上・産地再生緊急対策事業に対する補助金を追加する一方、県営農村振興整備事業負担金、漁業団地整備費及び漁業団地推進事業費などをそれぞれ減額しております。

なお、漁業団地整備費につきましては、今後、ノリ共同加工場建設の進捗状況に沿って、物揚げ場を整備することといたしましたことから、工事費を減額しているものであります。

また、漁業団地推進事業費につきましては、国及び県との事前協議を行う中で、平成22年度にノリ共同加工場建設に係る国庫補助金が確保できるとの見通しを持ち、昨年12月議会の補正予算にその事業費を計上しておりました。しかし、最終的に国から、本年度中の補助金の交付が厳しいとの回答がありましたので、今回、事業費の全額を減額し、改めて平成23年度当初予算にその事業費を計上することとしたためのものであります。

なお、この経過につきましては、事業主体であります大和漁業協同組合に報告し、承諾を得ておりますことを申し添えます。

8款・土木費は、262,644千円を減額補正しております。ここでは、国庫委託金の増額を受けて陸閘門操作委託料を追加する一方、高田町永松開線道路整備事業費、柳川駅周辺整備事業費、総合運動公園整備事業費及び密集住宅市街地整備事業費をそれぞれ減額しております。

なお、総合運動公園整備事業費につきましては、昨年12月議会において申し上げましたとおり、整備方針を見直し、当面は新規整備を見送り、住民に身近な既存施設の充実に力を注ぐこととしたための減額であります。

9款・消防費は、2,855千円を増額補正しております。ここでは、事業費の確定により救助工作車購入費を減額する一方、設置箇所の増加等により消火栓工事負担金を追加しております。

10款・教育費は、1,325千円を減額補正しております。ここでは、中学校6校に理科教材を購入するための備品購入費を追加する一方、入札結果による小・中学校における電算機器借上料を減額しております。

なお、今回の中学校への理科教材購入につきましては、緒方記念科学振興財団からの寄附金を活用して行うものであります。

11款・災害復旧費は、28,038千円を減額補正しております。これは事業費の確定に伴う農業用施設災害復旧費及び道路施設災害復旧費の減額であります。

12款・公債費は、98,990千円を減額補正しております。これは平成18年度に借り入れた臨時財政対策債の償還期間について、本来ならば20年とすべきところを10年として償還台帳システムに入力していたことによる償還元金、及び平成21年度借入地方債利率の確定などによる償還利子の減額であります。

以上が歳出の主な内容であります。

この歳出に対する歳入財源について御説明をいたします。

まず、1款・市税は、98,830千円を減額補正しております。ここでは、決算見込みにより、市民法人税、固定資産税などをそれぞれ追加する一方、現下の厳しい雇用・経済情勢を受けて、個人市民税を減額しております。

2款・地方譲与税から8款・地方特例交付金までにつきましては、決算見込みによる増減

額を計上しております。

9款．地方交付税は、395,506千円を増額補正しております。

11款．分担金及び負担金は、保育所通園負担金の減などにより、27,152千円を減額補正しております。

12款．使用料及び手数料は、漁港施設使用料の減により、2,212千円を減額補正しております。

13款．国庫支出金は、補助対象事業費の確定などにより、10,554千円を減額補正しております。

14款．県支出金につきましても、補助対象事業費の確定などにより、253,133千円を減額補正しております。

16款．寄付金は、4名の方からのふるさと寄付金などの追加により1,439千円を増額補正しております。

17款．繰入金は、老人保健特別会計を本年3月31日限りで廃止することに伴い、同会計からの清算剰余金を受け入れるため、5,000千円を増額補正しております。

19款．諸収入は、産炭地域活性化基金事業交付金の追加により、48,150千円を増額補正しております。

20款．市債は、地方債対象事業費の確定に伴う地方債借入額の調整などにより、252,900千円を減額補正しております。

このほか、第2表繰越明許費補正では、きめ細かな交付金事業や食料自給率向上・産地再生対策補助金など10件につきまして、事業の追加や廃止、あるいは事業費の変更を行っております。

第3表債務負担行為補正では、柳川市市民協働のまちづくり事業補助金や電算システム再構築事業など5件につきまして、負担限度額の変更を行っております。

第4表地方債補正では、沖端漁港広域漁港整備負担金や道路整備事業など7件につきまして、借り入れの廃止、あるいは借入限度額の変更を行っております。

次に、議案第3号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、福岡県国民健康保険団体連合会負担金の額の確定と、財政安定化支援事業費の額の確定により必要額を補正するものであります。

まず、福岡県国民健康保険団体連合会に対し負担する「次期レセプト審査支払システム等の導入負担金」については、その金額が4,946千円と確定し、国の特別調整交付金で全額交付されるため、歳入歳出それぞれの項目で同額を増額するものであります。

また、財政安定化支援事業費については、額の確定に伴い財政安定化支援事業繰入金に62,620千円を増額する一方、同額を財政調整基金繰入金から減額することで調整を図るもの

であります。

このため、歳入歳出それぞれ4,946千円を追加し、補正後の予算総額を9,835,702千円とするものであります。

また、年度末の資金不足に対応するため、一時借入金の借り入れの最高額を5億円追加し、10億円とするものであります。

次に、議案第4号 平成22年度柳川市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成23年度以降、老人保健特別会計の設置義務がなくなることから、平成23年3月31日をもって柳川市老人保健特別会計を廃止するために予算の調整を行うものであります。

歳入では返還金の見込み額を、歳出については、廃止日において老人保健特別会計の歳入歳出差引額を一般会計と清算するための一般会計繰出金をそれぞれ5,000千円増額し、補正後の予算総額を19,394千円とするものであります。

次に、議案第5号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

この特別会計は、平成8年度までありました住宅新築資金等貸付制度により、現在、その貸付金の収納及び償還業務を行っているものですが、今回、債務者からの申し出に基づき、繰り上げ償還に伴う費用を追加するものであります。

補正前の予算額に、歳入歳出それぞれ586千円を追加し、補正後の予算総額を2,542千円とするものであります。

次に、議案第6号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、補助事業費の減額に伴う国庫補助金や市債の減額、平成21年度決算繰越金の確定による繰越金の増額が主なものであります。

補正前の予算額から、歳入歳出それぞれ50,770千円を減額し、補正後の予算総額を1,013,563千円とするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第5 議案第7号～議案第13号

○議長（古賀澄雄君）

日程5．議案第7号から議案第13号までの7議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

○議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕



○議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

議案第7号から議案第13号までの予算関係7議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第7号 平成23年度柳川市一般会計予算について御説明申し上げます。

国では、地域主権改革の一環として、国庫補助金の自由度を高め、各地域のニーズに合った活用を可能とするための「ひも付き補助金の一括交付金化」を推進しており、都道府県は平成23年度から、市町村については平成24年度から導入する計画であります。

このように国庫補助金制度が大きく変貌する中において、本年2月に策定した第2次行政財政改革大綱でもお示ししておりますように、今後、各自治体が主体性を持って、「あれもこれも」取り組むのではなく、「あれかこれか」の事業を取捨選択しながら、より効率的で、質の高い行政サービスを提供できる市役所を目指すことが重要であると考えます。

平成23年度予算編成に当たっては、徹底的に無駄を排除し、事業を厳選しながら、総合計画でまちの将来像として掲げる「生きがいと活力に満ち 自然と共生する住みよいまち」が実現できるよう、知恵を絞りながら編成したところであります。

特に、子ども手当や生活保護費、障害者の自立支援給付費、介護保険関係経費などの社会保障関係経費が大きく伸びたほか、子育てを地域で助け合うファミリーサポートセンターの開設や、乳幼児医療助成事業における本市独自助成による制度拡充などソフト事業に力を入れたところでございます。

予算の内容につきまして、平成22年度との比較により、歳入の特徴的なところから御説明いたします。

まず、市税は、平成22年度の収納見込み、現下の景気状況などを勘案し、平成22年度と比較して2.3%減の6,010,938千円を計上しております。

次に、地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除分及び自動車取得税交付金分の減収補てん特例交付金、子ども手当の創設に伴う児童手当及び子ども手当特例交付金を、平成22年度に引き続き計上しております。

次に、地方交付税は、国の地方財政対策、平成22年度交付額、国勢調査人口の速報値などを勘案して、普通交付税で平成22年度と比較して4.9%増の8,065,000千円、特別交付税で5%減の950,000千円を計上しております。

次に、国庫支出金は、生活保護費や保育所運営費に係る国庫負担金など4,603,109千円を計上しております。

次に、繰入金は、平成22年度と比較して310.5%増の350,973千円を計上しております。

内容につきましては、柳川地域振興基金を柳川総合保健福祉センター駐車場整備費と校区公民館等既存施設改修事業費に、大和地域振興基金を漁業団地整備費と大和中学校校舎改築

事業費に、三橋地域振興基金を柳川駅東部土地地区画整理事業費とコミュニティセンター建設事業費に、また、まちづくり振興基金につきましては、クリーク管理費と道路新設改良費に、それぞれ活用することにしております。

次に、市債は、合併特例事業債と臨時財政対策債を借り入れることにより、平成22年度と比較し、率にして59.4%減、金額にして2,815,900千円減となる1,922,800千円を計上しております。これにより平成23年度末の市債残高は、約32,850,000千円となる見込みであります。

今回、市債借入額が大幅に減額となりました要因は、平成22年度に国営筑後川下流土地改良事業の完了に伴う繰上償還負担金の財源として、一般公共事業債約1,750,000千円を計上していたことや、臨時財政対策債が平成22年度と比較して約350,000千円の減額となったこと、また、中期財政計画を基本として、合併特例事業債の借入額を計上していることによるものであります。

この合併特例事業債につきましては、道路整備事業など9事業に642,800千円を計上しており、その結果、平成23年度末の借入見込み総額は8,641,700千円となり、1市2町合併協議に基づく借入可能額であります137億円まで残り約5,058,000千円となる見込みであります。

また、今回の市債借入額に対する普通交付税への算入額は、借入額の90%に相当する1,729,960千円と試算しております。

次に、歳出の特徴的なものについて御説明いたします。

議会費は、市議会議員の皆さんや事務局職員の人件費などが主なものであります。平成23年度は、議員年金制度廃止により、議員共済給付負担金が平成22年度と比較して約78,000千円の増加となっております。

次に、総務費は、総務部門の事務経費を計上しております。平成23年度は、新たに大和・三橋地域における公共交通空白地帯へのコミュニティバス実証運行のための負担金や、九州新幹線筑後船小屋駅と西鉄柳川駅間を運行する路線バス開設に伴うバス停設置負担金、みやま市と共同運営することとなりました結婚サポートセンター運営協議会への負担金、農業委員会委員選挙費などを計上しております。

また、定住化の取り組みとして、平成23年度は、新たに企画課内に定住サポートセンターを設置し、空き家情報の提供や定住情報について、ホームページ等を活用しながら発信していきたいと考えております。

なお、これまで市税や国民健康保険税のみを対象としていた滞納管理システムについて、住宅使用料や保育料などの市債権についても同一システムで管理し、収納率の向上を図ることにしております。

次に、民生費は、市民の皆さんが一定の水準の生活や、安定した社会生活を保障するために必要な費目であります。

まず、高齢者福祉関係では、ひとり暮らしの高齢者などのための緊急通報装置給付費、在宅介護支援センター委託料、さらには、老人クラブ育成事業費、はり・きゅう・マッサージ施設利用事業費など、高齢者の皆さんが健康で生きがいを持って暮らしていただけるための予算を計上しております。平成23年度は、新たに今後3年間の高齢者福祉施策の基本となる高齢者保健福祉計画の策定経費を計上しております。

障害者福祉関係では、在宅介護やデイサービスなどの介護給付費、訓練等給付費及び障害者福祉施行事業費などを計上し、障害を持っている方々が安心して暮らしていけるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

子育て支援関係では、学童保育事業費、保育所運営に係る児童措置委託事業費、児童扶養手当給付費、及び3歳未満の子どもについては、1人につき月額7千円を上乗せした20千円を支給する子ども手当費などの経費を計上しております。

また、平成23年度は、新たに子育ての援助を受けたい人と子育ての援助を行いたい人が、地域の中で子育てについて助け合う会員組織、ファミリーサポートセンターを開設することとしたほか、要保護児童対策事業費として、これまでの乳児家庭訪問事業に加え、相談があった場合に効率的かつ円滑に事務が行えるよう児童相談記録をシステム化する経費など、児童虐待の防止を強化するための経費を計上しております。

さらに、本市の独自事業として、小学校就学前までとしている乳幼児医療費に対する助成を、入院については小学校3年生まで助成を拡大することとしております。

なお、これまで市独自で行っていた第3子以降の子どもに対する優遇制度につきましては、平成23年度からは、対象者を所得税の非課税世帯のみとするなど、制度の見直しを行っております。

このほか民生費では、柳川総合保健福祉センター利用者の駐車場不足を解消するために、柳川市土地開発公社が所有する旧柳川ホテル跡地を買収し、駐車場として整備を行う経費を計上しております。

次に、衛生費は、市民の生活に重要な健康づくりや環境対策などの経費を計上しております。内容としましては、妊婦健康診査事業費、健康診査がん検診事業費、上乗せ補助を含む小型合併処理浄化槽設置事業補助金などを計上しております。

平成23年度は、新たに40歳から60歳までの5歳刻みの方に対して、大腸がん検診の推進を図るための経費を計上しております。

予防接種事業につきましては、日本脳炎ワクチン接種の積極的な勧奨が再開されたことや、平成22年度から引き続きヒブワクチンや子宮頸がん予防ワクチン等の接種に係る経費を計上しているため、大幅な増額となっております。

さらに、言葉のおくれや発達面のおくれについて、保護者が早期に専門家からの助言や支援を受けることができるように、1歳6カ月児健診時に臨床心理士を配置する経費も計上し

ております。

また、少子化対策の一環として取り組んでいます不妊治療に対する助成については、1年目の助成回数の上限を2回から3回にふやし、治療を受ける夫婦の負担軽減を図ることとしております。

次に、労働費は、シルバー人材センター運営に伴う事業補助金や勤労者福祉資金預託金などを計上しております。

平成23年度が最終年度となる県の雇用対策基金事業につきましては、柳川市公共基準点調査事業、図書館資料盗難防止事業、地域資源データ化・PR冊子等製作事業、ファミリーサポートセンター事業、固定資産税課税台帳電子化事業、複式学級解消事業など17事業を計上しております。

次に、農林水産業費は、これまでの施策を充実させ、さらなる産業の活性化を目指した施策を展開することといたしております。

まず、農業関係では、大型農業機械の導入による経営の効率化や担い手の育成支援を行ってまいります。

また、い業・園芸、転作作物などへの支援、さらには、女性農業者経営能力向上のための女性担い手育成の支援など、農業振興のための経費を計上しております。

農地・クリークの保全関係では、クリーク防災機能保全対策事業、湛水防除事業、農地・水・環境保全向上対策事業、国営水路の管理及び排水機場の維持管理などにも積極的に取り組んでまいります。

また、平成23年度は、堀干しまつりを開催し、大人から子どもまで一緒になって、掘割の持つ役割や大切さを考えてもらうことも計画しております。

水産業関係では、両開・皿垣開漁港内のしゅんせつに伴う漁港建設費、漁業団地整備費など、漁業振興のための経費を計上しております。

平成23年度は、新たにノリ共同加工施設の整備や冷凍庫の屋根改修事業、つくだ煮加工施設新築事業への補助、また、有明海の干潟域や漁港に漂着したごみを除去するための経費を計上しております。

商工費では、中小企業者等経営安定資金融資預託や、それに伴う融資制度の信用保証料の補助を引き続き行うとともに、プレミアム商品券事業補助金などの商店街活性化対策費や観光振興のための観光費などを計上しております。

平成23年度は、新たに3月12日に九州新幹線が全線開通することから、中国地方や関西、関東、南九州からの観光客を呼び込むための観光プロモーション事業などの経費を計上しております。

また、柳川ブランド推進室を新設して2年目を迎える柳川ブランド推進事業については、商品・サービスづくり、情報発信の仕組みづくりを引き続き行うほか、農商工連携をテーマ

にした市民公開講座を開催し、人材育成・柳川ブランドのイメージづくりを図っていきたいと考えております。

次に、土木費は、都市基盤の整備、社会資本整備を図るための費目でありまして、有明海沿岸道路に連携するバイパスなどの整備も着実に進んでおり、引き続き国、県との連携を図るとともに、協力を仰ぎながら柳川の交通網の整備に努めてまいりたいと考えております。

また、生活基盤道路の整備、西鉄柳川駅東側の区画整理事業、中島地区の密集住宅市街地の整備などにつきましても引き続き取り組むほか、新たに九州新幹線筑後船小屋駅と県道大和城島線を直結する大橋九反坪線道路整備事業、旧中山団地解体事業、市営住宅長寿命化計画策定のための経費を計上しております。

なお、柳川駅周辺地区事業につきましては、西日本鉄道との協議が継続中のため、水路整備のみの予算計上となっておりますが、今後、協議が調い次第、補正予算において事業費を御提案申し上げることにはいたしております。

また、総合運動公園整備事業につきましては、既存のスポーツ施設や公園の改修や充実を優先していくため、廃目としております。

次に、消防費は、市民の身体・生命・財産を守るための消防活動や救急活動に要する予算を計上しております。

平成23年度は、新たに高規格救急自動車の買いかえのための経費や、水害時における冠水被害を最小限に抑えるための強制排水ポンプ借上料等の経費を計上しております。

次に、教育費は、次代を担う子供たちが心豊かにたくましく生きる力を身につけるための学校教育関係の予算や、青少年の健全育成や市民の生きがい活動を支援する生涯学習関係の予算であります。

学校教育関係では、外国語教師の派遣、中学校における学力向上支援のための講師の配置、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー設置などの経費や、小・中学校の営繕工事などの学校管理費などを計上しております。

平成23年度は、新たに学習指導要領の改訂に伴い小学校の教科書が大幅に変更されるため、教師用指導書等の購入経費約44,000千円を計上しております。中学校については、平成24年度に購入を行う予定であります。

また、老朽化が進んでいる大和中学校の校舎改築事業費として設計や地質調査費用を計上しております。

生涯学習関係では、市民の皆さんの生きがい活動を支援する公民館費、保健体育関係のスポーツ振興費、引き続き伝統文化の保存、継承を進める文化費などを計上しております。

合併以来懸案となっておりました、大和・三橋地域におけるコミュニティセンターの整備につきましては、第一弾として、地元との協議が調った垂見校区のコミュニティセンター整備を行うこととしております。また、あわせて旧柳川地域7公民館についても、施設改修事

業を行うための経費を計上しております。

さらに、柳川市公民館活性化委員会を設けて、柳川市に見合った今後の公民館のあり方に関する検討をしていくための経費を計上しております。

また、本市に残る歴史的に価値の高い武家屋敷などの建造物の保存については、渡辺家住宅の購入のための不動産鑑定経費を計上しています。

このようにして編成した結果、予算規模としましては、歳入歳出ともに26,705,000千円とし、平成22年度の当初予算と比較しますと、額にして2,393,000千円、率にして8.2%の減額となっております。

なお、平成23年度においては、一時的な歳計現金の不足を補うために金融機関から借り入れる一時借入金の最高額を平成22年度の45億円から35億円に減額しております。これは、平成22年度で国営筑後川下流土地改良事業繰上償還金負担金約1,940,000千円の支払いがあり、一時的な資金不足が予想されたため増額していたからであります。

次に、議案第8号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

柳川市国民健康保険の保険給付費は年々増加しております。しかしながら、景気の低迷が続いていることから、医療費の増加に対して収入の伸びが見込めず、事業運営についてはさらに厳しさを増しています。

平成23年度につきましては、最近の被保険者の増減及び療養給付費の動向を勘案し、療養給付費を前年度の2.5%増で見込み、前年度比1.6%増の予算としております。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに9,926,000千円といたしております。

次に、議案第9号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

本特別会計の歳出としましては、保険料の徴収に伴う事務経費、福岡県後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金と保険料負担金が主なものとなっております。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金と被保険者からの保険料で賄うようになっております。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに873,000千円といたしております。

次に、議案第10号 平成23年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに1,349千円といたしております。

歳入の主なものとしましては、県補助金117千円、貸付金元利収入890千円などを計上しております。

歳出の主なものとしましては、公債費1,284千円を計上しております。

なお、新築資金等の貸付事業は、平成8年度をもって終了しており、借受人からの元利収

入、及び公債費の償還事業が主な内容となっております。

次に、議案第11号 平成23年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について御説明申し上げます。

この特別会計は、事業の執行に当たって用地を先行取得することにより、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的として設置しているものであります。

予算規模としましては、現時点において、この会計を活用して用地を先行取得する計画がありませんので、平成22年度と同様に、科目開設のため、予算総額を歳入歳出ともに5千円といたしております。

次に、議案第12号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算規模としましては、予算総額を歳入歳出ともに1,124,839千円といたしております。

歳入予算につきましては、国庫支出金170,000千円、市債289,700千円、繰入金518,533千円、受益者負担金21,030千円、下水道使用料105,344千円、手数料、繰越金、財産収入や諸収入など20,232千円を計上しております。

歳出予算につきましては、事業費及び維持管理費を含む下水道費642,006千円とともに、公債費468,835千円、積立金8,676千円、総務費及び予備費など5,322千円を計上して、公共下水道の整備及び普及を図っていく予定であります。

次に、議案第13号 平成23年度柳川市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出では、事業収益を1,245,014千円、事業費用を1,173,851千円計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は253,881千円、支出は651,429千円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額397,548千円は、損益勘定留保資金等で補てんする予定にいたしております。

なお、議案第7号から議案第13号までの平成23年度予算関連の7議案の詳細については、既に配付しております予算関係提案理由説明資料にまとめておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、7議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### 日程第6 議案第14号～議案第17号

○議長（古賀澄雄君）

日程6．議案第14号から議案第17号までの4議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

○議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

○議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

議案第14号から議案第17号までの条例案 4 議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第14号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、後期高齢者医療制度の創設により、平成20年3月で廃止された老人保健事業の未清算分の処理のため残されていましたが老人保健特別会計について、平成23年度から特別会計の設置義務がなくなることから、平成22年度限りで老人保健特別会計を廃止するものであります。

なお、平成23年度以降において、第三者行為による係争のため時効中断していた診療報酬の請求など、老人保健事業に係る会計処理がある場合は、一般会計で処理することにしております。

次に、議案第15号 柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、医療費助成を行う対象者を拡大することで、対象者の疾病の早期発見と治療を促進し、それをもって子供の健康維持と子育て支援の充実を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容を申し上げますと、これまで小学校就学前の乳幼児を対象としていました医療費助成については、入院に伴う医療費の自己負担分相当額の助成に限り、小学校1年生から小学校3年生までの児童へ、その対象を拡大しようとするものであります。

次に、議案第16号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市三橋町中山において、市営住宅中山団地及び中山二団地の建てかえ住宅として、平成21年度から22年度にかけて建設した市営住宅中山団地の竣工に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容について申し上げますと、建てかえました中山団地について、条例の別表を整備するものであります。

次に、議案第17号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成23年2月に竣工した柳川市三橋町中山の市営住宅中山団地の駐車場設置に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容について申し上げますと、中山団地駐車場について、条例の別表を整備するものであります。



以上、4議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

日程第7 議案第18号～議案第21号

○議長（古賀澄雄君）

日程7．議案第18号から議案第21号までの4議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

○議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

○議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

議案第18号から議案第21号までの4議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第18号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について御説明申し上げます。

本案は、道路新設改良を初め、生活道路としての利用や私有道路の寄附採納、県道本町新田大川線事業や国道385号バイパス事業、柳川駅東部土地区画整理事業などに伴い、18路線を新たに認定するとともに、開発や県道大牟田川副線事業による路線の短縮や市道に隣接した私有道路の寄附採納による路線の延長など3路線を変更認定し、さらに市道として通行上機能を果たしていない2路線を廃止するため、道路法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第19号及び議案第20号 和解及び損害賠償額の決定について御説明申し上げます。

冷凍倉庫の課税については、当初、一般倉庫の減価率を適用して課税していたことから、平成18年度において、柳川市固定資産税に係る返還金の支払い基準に基づき、平成9年度から平成18年度までの10年分の課税についての還付を行ったところであります。

しかし、冷凍倉庫に係る固定資産税の返還訴訟において、平成22年6月3日の最高裁判決で、国家賠償法に基づき最長20年分の賠償請求が可能との判断が示されたことから、本市においても昭和62年度から平成8年度までの10年分の過徴収金を支払う方向で、納税者と協議を進めてきたところであります。

その結果、平成23年2月1日を基準として、損害賠償額を議案第19号では4,193千円、議案第20号では1,406,700円とそれぞれ算定し、その金額でそれぞれの納税者と和解をしようとするものであります。

次に、議案第21号 有明広域市町村圏協議会の廃止について御説明申し上げます。

本案は、柳川市と大牟田市、みやま市で組織しております有明広域市町村圏協議会を廃止するに当たり、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容を申し上げますと、国で定められておりました広域行政圏策定要綱が平成21年3月31日をもって廃止されたことに伴い、新たな広域連携の施策である定住自立圏構想推進要綱に係る定住自立圏形成協定を新たに締結し、今後は定住自立圏構想を推進することから、有明広域市町村圏協議会を廃止しようとするものであります。

以上、4議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### 日程第8 議案第22号～議案第23号

○議長（古賀澄雄君）

日程8．議案第22号及び議案第23号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

○議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

○議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

議案第22号及び議案第23号の2議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります高田澄男氏の委員の任期が平成23年6月30日をもって満了となるため、後任の委員候補者に再度同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります新開朝子氏の委員の任期が平成23年6月30日をもって満了となるため、後任の委員候補者に再度同氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第9 報告について

○議長（古賀澄雄君）

日程9．報告について。

報告第1号 専決処分の報告について（専決第5号 損害賠償額の決定）について、市長の報告を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

報告第1号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、柳川市就業改善センターにおける公用車運転中の自動車事故に係る損害賠償額の

決定について、地方自治法第180条第1項の規定により平成22年12月24日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成22年12月6日午前9時50分ごろ、市内久々原にあります同センター駐車場で、市がEM活性液の配送業務を委託している社団法人柳川市シルバー人材センターの会員が公用車を運転し、後退して方向転換をしているときにハンドル操作を誤り、駐車中の相手方の自動車に衝突し、その自動車を損傷したものであります。これに係る損害賠償額を200千円と決定いたしましたところであります。

なお、決定した損害賠償額は、財団法人全国自治協会自動車共済保険の保険金で補てんいたしております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（古賀澄雄君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての御質問は本日の本会議終了後の全員協議会においてお願いすることといたしまして、報告について終了いたします。

#### 日程第10 請願について

○議長（古賀澄雄君）

日程10. 請願について。

本定例会に提出されました請願は、お手元に配付いたしておりますとおり1件の請願を受理しております。

お諮りいたします。請願第3号 有明海ノリ養殖の施肥に関する請願は、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本請願については、産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時25分 散会

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成23年3月3日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

## 2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	藤	木		明
市	民	田	島	稔	大
保	健	武	藤	義	治
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	藤	木		均
教	育	高	田		厚
大	和	横	山	英	真
三	橋	大	村	隆	雄
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	野	田		彰
企	画	橋	本	祐	二 郎
財	政	石	橋	真	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	山	田	明	寛
福	祉	高	田	淳	治
学	校	高	崎	祐	二
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
水	産	松	尾	昭	義
ま	ち	大	淵	洋	祐
柳	川	武	藤	正	純
国	土	目	野	稔	男
廃	棄	稲	又	義	輝
観	光	古	賀	廣	介

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

議会議務局次長兼議事係長 高 巢 雄 三  
議会議務局庶務係長 池 末 勇 人

## 5. 議事日程

### 日程(1) 議案質疑について

- 1 議案第1号 専決処分の承認について(専決第1号 平成22年度柳川市一般会計補正予算(第5号))
- 2 議案第2号 平成22年度柳川市一般会計補正予算(第6号)について
- 3 議案第3号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 4 議案第4号 平成22年度柳川市老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 5 議案第5号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)について
- 6 議案第6号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 7 議案第7号 平成23年度柳川市一般会計予算について
- 8 議案第8号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計予算について
- 9 議案第9号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 10 議案第10号 平成23年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について
- 11 議案第11号 平成23年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について
- 12 議案第12号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計予算について
- 13 議案第13号 平成23年度柳川市水道事業会計予算について
- 14 議案第14号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第15号 柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第16号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第17号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第18号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について
- 19 議案第19号 和解及び損害賠償額の決定について

- 20 議案第20号 和解及び損害賠償額の決定について
- 21 議案第21号 有明広域市町村圏協議会の廃止について
- 22 議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 23 議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦について

午前10時 開議

○議長（古賀澄雄君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

○議長（古賀澄雄君）

日程1 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題以外の質問、または自己の意見を述べることをのしないようお願いしておきます。

議案第1号 専決処分の承認について（専決第1号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第5号））

を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第1号 専決処分の承認について（専決第1号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第5号））は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、

議案第2号 平成22年度柳川市一般会計補正予算(第6号)について  
議案第3号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について  
議案第4号 平成22年度柳川市老人保健特別会計補正予算(第2号)について  
議案第5号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)について  
及び議案第6号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について  
の以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

質疑の通告者の発言を許します。

○10番(高田千壽輝君)

議案第2号 平成22年度柳川市一般会計補正予算(第6号)の6款2項5目の漁業団地整備費のノリ共同加工施設整備事業補助金164,602千円の減額についてお尋ねいたします。

これは12月の定例会で補正をしたと思いますが、減額の理由を教えてくださいと思います。

○水産振興課長(松尾昭義君)

減額の理由ということでございますが、ノリ共同加工施設の補正予算につきましては、国及び県との事前協議を行う中で、先ほど議員おっしゃったとおり、平成22年度の国庫補助金が確保できるの見通しを持ちまして、12月の議会に補正を計上させていただいたところでございますが、その後、最終的に国のほうから、本年度中の国の補助金交付が厳しい状況になったということの回答を得ましたので、執行部内部で協議しまして、事業費の全額を減額させていただいたところでございます。

○10番(高田千壽輝君)

もう理由によると、国のほうが補助金を出せないということで、仕方なく減額されたということで理解してよろしいでしょうか。じゃ、その決定は大体いつごろなされたんですか。

○水産振興課長(松尾昭義君)

以前から協議はさせていただいておったんですが、最終的に国、県から回答が来ましたのは、ことしの1月7日、平成23年度水産関係の来年度事業要望ヒアリングがございまして、その中で今年度の前倒し予算がどうしても確保できないということが、最終的な報告がありました。1月7日でございます。

○議長(古賀澄雄君)

ほかにございませんでしょうか。

○7番(佐々木創主君)

議案第2号の一般会計補正予算(第6号)について、2点お尋ねをしたいと思います。

まず、繰越明許費のきめ細かな交付金事業の中で、柳川学校給食の共同調理場、蒸気減圧弁機能不良分取りかえ工事、それと床下換気取り付け及び床下吸気口改修工事とありますが、



この共同調理場は平成19年ですかね、完成し、まだ4年目でございますけれども、4年しかまだたっていないのに、こういう工事がなぜ必要になったのか。

それと、8款・土木費の中で柳川駅周辺地区事業費、測量設計業務委託料15,500千円を減額してあります。事前の説明では、西鉄との協議が継続中であるため、減額ということでございますが、協議は調わなかったのか、どういう設計を現在されておるのか、その辺の状況と理由についてお聞かせをいただきたいと思います。

○学校教育課長（高崎祐二君）

柳川学校給食共同調理場の工事につきまして、学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

まず1点目の、蒸気減圧弁機能不良分取りかえ工事につきましては、調理場全体を賄いますボイラーの減圧弁の機能低下により、蒸気調整機能がうまく働かなくなっております。応急的に設定圧力を高めて対応をしておりますが、このまま放置すれば、調理がまや真空冷却機等の調理機器、それから消毒保管庫等の機器が破損するおそれが出てきます。最悪の場合は、給食供給をストップさせるような事態になる場合もございます。それで、児童・生徒や保護者に迷惑をかけないためにも、ふぐあいのある箇所につきましては早目早目に対応し、大規模な工事にならないようにしておるところでございます。

また、ボイラーにつきましては、継続的に一定運転をするほうが破損が少ないということになっておりますが、共同調理場の場合は運転時間が限られ、また、春休み、夏休み等の長期休業等があることから、故障する確率が高くなっているというふうに聞いております。

それから、2点目の床下換気取り付け及び床下吸気口工事につきましては、昭代地区は少し掘るだけで水がわいてきます。調理場の床下は少し掘り下げていることもありまして、わき水がたまり、床下を走っている蒸気管等の熱が影響し、床下が蒸しぶる状態になってしまっているところがございます。このまま放置しておきますと、蒸気管やガス管等の腐食が早まり、ガス漏れや蒸気漏れを起こすおそれがありますために、床下に吸気と換気を促し、湿度が高まらないようにするための工事を行うものにしております。

以上です。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

柳川駅周辺地区事業に関しましては、都市再生整備計画に基づくまちづくり交付金事業を活用し、事業を進めており、事業費は市の中期財政計画に基づき、約17億円を予定しております。

事業費の財源内訳としましては、国庫支出金と起債、合併特例債及び一般財源となっております。国庫支出金は事業費の40%、約680,000千円、合併特例債も680,000千円、一般財源は340,000千円となっております。

次に、西日本鉄道株式会社との協議に関しましては、平成21年6月に市長が西鉄本社を訪

問し、駅東口開設について要望を行っており、その後も機会あるごとに要望を行ってきているところでございます。

また、平成21年7月には柳川市観光協会や商工会議所など、地元の各種団体から成る柳川駅周辺まちづくりワークショップから、柳川市と西日本鉄道株式会社に対し、駅周辺の将来像についての提言が行われております。その後、都市再生整備計画やワークショップの提言をもとに、西鉄の関係部署と整備内容等について協議、調整を図ってきているところでございます。この協議では、整備の内容によって西鉄の負担が発生するために、慎重な投資判断と事業調整に時間を要しておるところでございます。協議が調うまで、もうしばらく時間をいただくことになるかと思いますが、御理解のほどよろしく申し上げます。

○7番（佐々木創主君）

それでは、まず、共同調理場なんですが、取りかえの理由はお聞かせいただいたんですけどね、まだ4年しかたっていないと。まず、ボイラーの蒸気の弁と、こういうのは部品の取りかえというのは、いつかは発生すると思うんですが、同様に大和とか三橋調理場もこういうボイラー、こういう部品があると思うんですね。それでも4年なり5年ごとにこういう取りかえが発生しておるのか、そういうたぐいの設備なのかということと、床下換気をする必要が生じた。大和の調理場は、あそこは造成した、ピアスの横にありますけれども、そういうふうで田んぼを埋め立てられてつくられておると。昭代が地下水がわき出ると、ただ、ある程度の想定は設計の段階でできるんじゃないかと。当然こういう施設は水を使いますし、水の浸透もあるでしょうから、床下換気というのは今、一般家庭でも必ず床下は穴があいて、換気するようにしておるし、強制的換気がついているところもあるわけですね。それが全くついていなかったのかどうなのか、そういうことをお尋ねしたいと思います。

それと、西鉄柳川駅の周辺、西鉄の関係部署と調整中と。西鉄側の負担も発生すると。ただ、これは一般質問の中でもいろいろやりとりがあって、まだ駅の東口の駅舎設置、東西連絡通路、その辺が最初の段階で決定というか、両者の協議がまとまっておらないと、これからの協議にゆだねると。ただし、これは合併特例債云々の財源の話もありましたけれども、そうなると、平成26年度までにこの事業を完了しなくてはならないわけですね。これ、22年度予算に測量設計ということで計上されておったわけですから、であるならば、しっかりその辺の見通しが立った時点で、やはりこういう予算は計上すべきであると思うし、その辺の協議の見通し、今後本当にどうなっていくのか、駅の構造、東西連絡通路の構造、中途半端なやつをつくってもどうしようもないので、やはり東口が沿岸通りにも通じる、非常に今後の期待が持てる事業でもあるわけですけれども、その辺のところの確固たる見通しと、柳川市としてのその辺の方向性、それに対して西鉄側の反応がどうなっておるのか、ちょっとその辺お聞かせください。

○学校教育課長（高崎祐二君）

再質問の、ほかの調理場でもそういうことがあるかという部分でございますが、大和のセンターにつきましては平成17年1月の稼働になっております。大和のセンターにおきましては平成21年度に、同じようにチャッキ弁、逆止弁、そういう部品の取りかえを行っておるところでございます。先ほど佐々木議員言われましたように、私どもは一定部品の交換というような形でとらえ方をしておるところでございます。

それから、2点目の床下換気につきましては、実際穴あきの部分は今現在ついております。もともと柳川センターは基本的に大和のセンターをモデルにつくられております。大和センターにおきましても、若干ですが、床下にわき水は出てきております。ただ、柳川センターと比較いたしますと、そこまではないと。それで、今回柳川センターにつきましては、一定強制的な換気が必要だろうというふうに考えているところでございます。

それで、設計の段階でわかったんじゃないかという御質問もあったかと思いますが、やはり想定した以上にわき水があって、その対応措置を今回とりたいというふうに考えております。

以上です。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

現在の西日本鉄道との協議でございますけれども、先ほども申しましたけれども、西鉄としましては、投資を行うということで慎重な判断をされているところでございます。

それで、今回減額補正をお願いしている分につきましては、西鉄の合意を得て実施設計を行う予定にしておりましたけれども、西鉄の投資の判断にまだ時間を要してあって、今回の減額補正をお願いしているところでございます。

また、東口から西口への連絡通路、ないしは駅の構造等につきましても、そういうところも含めまして、西鉄の投資の判断をされているところでございまして、そういうところも含めまして時間を要しているというところで、御理解のほどよろしく申し上げます。

○7番（佐々木創主君）

まず、学校給食のボイラーの蒸気弁、私もいろいろ関係者というか、こういう仕事をしてある方々に確認したところ、特に蒸気を出すところの弁というのはどうしても傷むと、そういうことが必要なんだというのは一応確認はしております。しかし、先ほどの答弁では大和調理場は17年稼働で21年にかえておると。三橋の話はなかったですね。だから、機械が違うのか、メーカーによって性能が違うのか、その辺わかりませんが、ちょっとその辺はそれぞれ大和も三橋も柳川もメーカーが違うのかどうなのか、性能的にどうなのか、機械を柳川が選んで指名をするというようなたぐいの工事じゃなかったと思いますけれども、機械一式だったと思いますけど、その辺のところを、これからやっぱり当然安全に給食を安定供給する、ましてや市の財政出動も極力抑える、長く使うという観点からしても、いろんな工事をされる際はその辺の確認も必要ではないかと思えます。

それで、三橋調理場がどうだったのかということと、床下換気も想定外だったということですが、土壌なりその辺の周辺の状況、設計者に責任を追求することは難しいかもしれませんが、ちょっと4年しかたっていないのに、ましてやそういう状況でこういうことが起きたというのは、額は小さいんですけども、公共事業をやる際の、華々しく合併特例債をですね、ましてやあれは前の市長の公約だったですかね、柳川の中学校にも給食をということでされた事業でございますので、ちょっとどうなのかなという気もいたします。

それと、駅東部の件ですが、西鉄側の意向もあると。柳川の意向が、設計的にどうなのか、構造的にどうなのか、そういう当然意思を持ってやられていると思うんですね。先ほど26年度までというお話もしましたが、23年度中にある程度方向性は出せるんですかね。設計の段階に入れるんですかね。ちょっとその辺の見通しだけでもお聞かせいただけませんか。

○学校教育課長（高崎祐二君）

先ほどの質問の中で、三橋センターが入っていないということでお尋ねだったと思います。

三橋センターにつきましては、平成8年4月に竣工ということで、今現在そのボイラー自体に、本体のほうにかなり問題が出てきているような状況になっております。それで、部品の取りかえ等、当初、通常の予算の範囲内で行う限りはありますが、ちょっと具体的にそこまで今現在わかりかねます。また後ほど御紹介したいと思います。

それから、竣工後まだ4年なのに、床下の換気についてという御質問もあったかと思いますが、基本的には1年間が保証期間ということで、今回この予算要求する段階におきまして、柳川の場合のほうから施工業者のほうにはその旨しっかりお伝えはしておりますが、なかなかその対応ができないというふうに結果を聞いております。それで、今回予算という形で上げさせていただいたところでございます。

以上です。

○建設部長（蒲池康晴君）

佐々木議員の2点目の分でございますけれども、御存じのとおり、九大の出口教授を中心に駅周辺のワークショップが行われまして、その中で21年の7月に提言が出されたところでございます。その中では、課題として柳川駅周辺については柳川らしさが無いと。それから、駅の利便性、こういったものについても低い。それから、拠点としてのにぎわいも少ないというふうなことで、こういった課題をどう克服するかというふうなことで提言を受けましたのが、この駅周辺の空間整備の方針といたしまして、駅東西の役割分担と連携、それから、掘割と駅の連結、商店街等へつながる歩行者ネットワークの形成、こういったことで提言を受けたわけでございます。

こういったことにつきましては、西鉄と共有する部分でございますが、こういったのをともに、今現在そういった協議を行っておるというところでございますけれども、いかんせん

本市の財政事情等もございますので、できるだけ財政的には負担がかからないように、しかも、そういった提言に合うような、そういった周辺整備をどうするのかということで時間を要しておるところでございます。

もう時間もそうないという分もございますので、こういった分が、西鉄との協議がまとまれば、今回、新年度予算にも上げておりませんが、整備の事業費についても補正でも上げさせていただいて、即座にそういった着手したいというふうな考えであるわけでございますけれども、先ほど課長が申しあげましたように、まだその辺の西鉄との協議が調っていないという分で、いましばらくお待ちいただけたらというふうに考えておるところでございます。

○議長（古賀澄雄君）

ほかに。

○6番（近藤末治君）

議案第2号 平成22年度柳川市一般会計補正予算書の41ページと59ページ、2点お尋ねをいたします。

まず、41ページのきめ細かな交付金事業、この中で今回道路整備事業に30,000千円、水路整備事業に20,000千円とそれぞれ計上をされておりますが、どのような事業を考えてあるのか。また、今回この30,000千円と20,000千円という計上をされておりますが、この根拠はどういうことで上げてあるのか。

それと、59ページのほう、大和枝光線ですが、これは34,362千円の減額になっております。かなりの金額でございますので、なぜ減額になったのかお尋ねをいたします。

○建設課長（中村敬二郎君）

一般会計補正予算（第6号）のきめ細かな交付金事業のうちに、道路整備事業につきまして30,000千円の事業費の目的でございますけれども、この目的といたしましては、建設課で実施しております市の単独事業の道路改良事業に充当する予定でございます。

以上です。

○水路課長（安藤和彦君）

水路整備事業費の20,000千円の用途でございますけれども、これにつきましては水路の護岸等の水路整備事業を考えております。

以上です。

○財政課長（石橋真剛君）

それでは、2点目の御質問でございました道路整備事業費30,000千円、水路整備事業費20,000千円の算出根拠はというお尋ねでございます。

円高デフレ対策のための緊急総合経済対策の一環として、平成22年度国の第1次補正に計上されました今回のきめ細かな交付金につきましては、一般的な国庫補助金のように、事前

に各地方公共団体が国へ補助事業申請を行うのではなく、まず、各地方公共団体の人口や財政力指数等の客観的指標といいますが、これにより算定しました交付限度額が国から各地方公共団体に内示されます。これを受けまして、各地方公共団体が活用事業及び事業費を検討、決定し、国へ申請するという仕組みでございまして、今までの国庫補助申請とは逆のほうの申請の仕組みになっているということ、まず御理解をお願いしたいと思います。

今回、このきめ細かな交付金に対する本市の対応につきましては、国からの内示を受けた後、各課からの要望事業を聴取いたしました。その結果、各課からの要望額が合計で約350,000千円に上ったものでございます。このため国が示しました交付限度額158,807千円、今回の補正予算の歳入に計上しておりますが、この内示額を基本に、各事業の緊急性、必要性等を総合的に勘案しまして、施設の改修を中心に21の活用事業と、その事業費198,200千円を今回補正予算に計上したものでございます。

議員御質問の道路及び水路整備事業につきましても、このような経過を経まして決定したものでございますが、やはり道路、水路というものは市民要望が多い公共施設であるということで、全体事業費、先ほど申しました198,200千円の25%に当たる50,000千円を計上しておるものでございますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

近藤議員の質問にお答えいたします。

今年度の大和枝光線道路整備事業は、主に国道208号に接続する箇所にあります物件の用地購入及び物件移転補償を計画いたしておりました。しかし、交渉過程におきまして、移転完了までかなりの時間を要することが判明いたしましたので、今年度は主に工事を行うことといたしました。

議員お尋ねの34,362千円の減額の内訳のうち、工事請負費の減額7,000千円につきましては、工事起工のため、先ほど述べました今年度予定の用地購入費等を工事費に一たん流用いたしまして、入札執行を行い、その残額より、予定しております増嵩分を除いた額が7,000千円で、その額に移転補償費の23,000千円、用地購入費残の4,362千円を加えた額が34,362千円という額になっております。これを今回、減額補正をお願いしているところでございます。

○6番（近藤末治君）

ありがとうございました。

それでは再度お尋ねしますが、この道路整備事業と水路整備事業、これはデフレ対策、景気対策といえますかね、そういうことで国からきめ細かな交付金ということで来たということ、理解をしますが、そしたら、これは工期といえますか、景気対策を繰り越しでされておりますよね。それで、1年かかってするということは、もう通常23年度予算でも関係するんですが、それぞれ工期はどのように考えてあるのか。特に水路整備なんか、落水時期じゃな

いと到底無理ですが、このようなことを考えてあるのか。

それと、今、財政課長からの答弁ですと、各課から要望を聞いて上げたということで、建設課のほうからは道路改良のほうだけ要望されたんでしょうか。特に維持的な要望というのはいくら多いと思います。しかも、かなりの要望にこたえていないのが現状じゃないかと思うんですが、この道路改良というのは、地元から計画をされて、そして、それに基づいてやることですから、またこれは時間がかかるんじゃないかと思うんですが、逆に私は維持費的なことに使われたらどうかと思うんですが、そこら辺、要望の仕方がどうだったのか、お答えください。

それから、先ほどの大和枝光線の工事費の7,000千円の減がされておりますが、これは用地補償のところを工事計画されておったのか。ほかに、この路線は工事をするとところがなかったのか。特に工事請負費を残額出すというのは、ちょっと私には理解できないので、再度御答弁をお願いいたします。

○建設課長（中村敬二郎君）

議員御質問の工期についての質問でございますけれども、本予算は22年度の予算を23年度に送りまして実施するものでございますけれども、新年度に入りまして速やかに実施いたしたいと考えておるところでございます。

また、額についてでございますけれども、額については市民の皆様の要望には十分にはおこたえできないと思いますけれども、枠の配分の調整で決定したものと御理解いただきたいと考えているところでございます。よろしく申し上げます。（「そして、道路改良のほうだけに使うんですか、これは。維持的なことには使わないんですか。維持管理のほうには使わないんですか。道路改良だけに使うんですか」「道路の維持には使わないか」と呼ぶ者あり）これは改良だけを考えております。（「改良だけということは、道路改良だけですか」と呼ぶ者あり）はい。（「3回目で聞きます」と呼ぶ者あり）

○水路課長（安藤和彦君）

工期はということですが、先ほどから建設課長の答弁にもございましたように、一応繰越予算ということで23年度いっぱいを考えております。ただ、どうしても水路の整備事業ということになりますと、議員おっしゃられたように、水を落とす必要がございます。それと、かんがい期におきましては農業用水の確保という部分もございますので、やはりかんがい期に水路整備事業をするということについては非常に難しいものがあるかというふうに思っています。

ただ、先ほど議員もおっしゃられましたように、この交付金事業の性格というのもございますので、現場の状況等を考えて、施工できる分については早期に発注を心がけていきたいというふうに考えております。

それと、要望額の件ですが、確かにこれも議員おっしゃられているように、行政区

要望に対して、当初予算ではやはり消化し切れていないというのが実態でございます。ただ、今回のきめ細かな交付金事業につきましては、財政課長の答弁にもございましたように、事業費枠というのがございますので、配分可能額を計上させていただいて、市民の要望にこたえていきたいというふうに考えているところでございます。御理解のほどよろしく願いたします。

以上です。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

議員も御存じのように、この大和枝光線は新規事業でございますので、用地を購入しながら事業を進めているところでございます。先ほどの工事費の7,000千円につきましては、先ほど申しましたように、用地購入費から予算を流用しまして入札を行った、その残りでございます。現在、用地購入が完了し、工事可能な箇所におきましては、すべて工事を行っているところでございます。したがって、現時点では追加工事を行うところはありません。

○6番（近藤末治君）

そしたら3回目ですが、今の建設課長の答弁ですと、この30,000千円の今回の予算については、道路改良のほうだけに充てるということですが、先ほども申し上げましたように、道路改良というのは用地買収が伴うと思うんですね。すると、当然今度はまた用地関係で、その地権者と交渉せにやいかんからですね。逆に、これは維持費的なことでしたほうが、この当初の目的である景気対策に適應するんじゃないかと私は思うんですが、その辺はどんなでしょうかね。

それから、大和枝光線ですね、これは国道208号までの接続道路ですから鋭意努力をしていただいて、特に用地交渉も課長は地元でありますので内容も十分御存じでしょうし、頑張ってお進めいただきたいと思います。建設課のほうだけ、ちょっと再度お願いします。

○建設課長（中村敬二郎君）

今議員がおっしゃられましたように、道路改良事業は用地を必要とする箇所が多数ございます。今回考えておるところの箇所につきましては、まず、用地の解決したところを、まず優先的に考えておるところでございます。

以上です。

○議長（古賀澄雄君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第2号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第6号）については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。



お諮りいたします。議案第3号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第4号 平成22年度柳川市老人保健特別会計補正予算（第2号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第5号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第6号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第7号 平成23年度柳川市一般会計予算について

議案第8号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第9号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第10号 平成23年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第11号 平成23年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第12号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計予算について

及び議案第13号 平成23年度柳川市水道事業会計予算について

の以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

○16番（緒方寿光君）

議案第7号 平成23年度柳川市一般会計予算について質疑を行います。

まず初めに、総合保健福祉センター駐車場の整備についてお尋ねをいたします。

今回、予算として駐車場整備工事費に10,000千円、そして、用地購入費に123,251千円、合計で133,251千円が計上されております。

そこで質疑なんですが、整備予定地は柳川ホテル跡地のことと今回聞いておりますが、ホテル解体後、約6年が経過した現時点におきまして、いまだに地中にくいが残っているというようなことも聞いておりますが、このことが事実なのかどうか。事実であれば、私も今回出戻りですが、この件で一般質問をさせていただいておりますので、これまでの経過と用地の現況を、特に現時点での地中のくいの状況を具体的にお答えをお願いしたいと思います。

2点目です。ブランド推進事業費について質疑をいたします。

まず、今回予算として5,200千円この予算を計上されておりますが、4つのプロジェクトを行うとされてあります。まず、柳川らしいブランド商品づくり、そして、認定品づくり、そしてまた、柳川の地域イメージ向上、さらに情報発信と販促活動とうたってありますが、質疑なんですが、この事業の内容をもう少しわかりやすく、具体的にお尋ねをさせていただきます。

以上、2点についてお答えください。

○国土調査課長（日野稔男君）

土地開発公社の事務局の私のほうからお答えさせていただきます。

まず1点目の、くいにつきましては平成18年3月議会の緒方議員の一般質問でお答えしておりますが、当時の解体業者に確認したところでは、ホテル跡地の東側一列のくいについては民家に影響があるので引き抜いていないが、そのほかのくいは引き抜いたと口頭での回答がっております。

現況につきましては、現在、開発公社より健康づくり課のほうに水の郷の駐車場として今お貸しをしているところでございます。

以上でございます。

○柳川ブランド推進室長（武藤正純君）

先ほどブランド推進事業の4つのプロジェクトということの内容をとということでございましたので、お答えさせていただきます。

まず、柳川市商品づくりということでございますけれど、これは市内の農水産物等を活用した加工品づくりや新たなお土産品、郷土料理の開発などの消費者の支持、信頼を受ける商品づくりを行うものでございます。

次に、商品の認定品づくりでございますが、これは現在ある柳川の特産を生かした産物や商品、製品などを認定することで付加価値を高め、個々の商品、商店の競争力を強化するというところでございます。

次に3つ目に、地域イメージを向上させる取り組みということでございますが、これは個別商品に表示される生産地や地域のイメージは、消費者が購入する際の重要な選択要素だと

ということになります。まず、それで商品の付加価値アップのための地域イメージを向上させるということでございます。

4つ目に、情報発信と販促活動でございますけれど、これは外から人を呼び込むために、福岡都市圏を中心に市全体、あるいは全産業をトータル的に売り込む、宣伝活動や販促活動、これを戦略的に実施するという内容でございます。

以上です。

○16番（緒方寿光君）

駐車場の地中のくいの件でお尋ねをいたします。

もっと具体的に私は質問をさせていただきますが、引き抜いていないということなんですが、具体的にどんな長さが何本ぐらい、どの辺にやっぱりまだ残っているのか、そこをぜひお聞かせいただけませんか。

○国土調査課長（日野稔男君）

くいの件でございますが、くいの材質、長さ、本数については開発公社のほうに資料がございませんので、御答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

○16番（緒方寿光君）

資料がないということで答えられないというのは、私はちょっとどうかなと思っておりますけれども。

そしたら質問を変えますけれども、私は公共用地の更地ということであれば、当然くいは撤去するのが当たり前だと思っておるんですよ。

そこで、質問を変えますけど、このくいを、そしたら、あるということであれば、だれがいつどのようなことで撤去される計画なのか、それを教えてください。

○副市長（刈茅初支君）

柳川ホテル跡地の問題につきましては、市といたしましては土地開発公社にそういった代行買収を依頼したということで、今回、駐車場を整備するという目的から、当初の目的どおり、土地開発公社からそれをまた買い上げるということでありまして、それで、市といたしましては、先ほども言いましたように、当初の計画どおりに駐車場として整備するということから、このくいの問題については、くいの存在については支障がないものというふうにご考慮しておるところでございます。

○議長（古賀澄雄君）

次に質疑される方。

○23番（梅崎和弘君）

この一般会計書より8点ほど質問させていただきます。

まず第1点目ですけれども、41ページですね、生活保護費の住所不定者分ですけれども、私は前は、この生活保護申請をするときは、住所がない場合は申請ができないというふうな

説明を受けておりましたけれども、この辺どうなっているのかお尋ねいたします。

それから、45ページの福岡県の若年者専修学校等技能習得資金についてであります。これについての利用状況、これは毎回出てきておりますけれども、この利用者はふえているのか、減っているのかということでございます。

それから、どういう技能を習得できるのかということです。今は高校生も大学生もそうですけれども、就職が非常に厳しい時代でもあります。やはり新しく技能を習得し、就職できることは大事なことでありますので、こちら辺の説明をお願いします。

それから、福岡県自殺対策緊急強化基金事業費でございますけれども、この自殺者は全国的にもふえているという、本当に悲しい出来事があるわけですが、こちら辺につきましの事業はどういうものがあるのかお尋ねします。

それから、59ページの生活保護費返還金ですけれども、生活保護を受けられた方がどういう場合に返還の必要性があるのかということございまして、この返還金はずっとふえてきているのか、こちら辺についてのお尋ねでございます。

それから、61ページの産炭地域活性化基金事業交付金ですけれども、これは大和町の6条指定の件だと思いますけれども、これは何年度まで交付金はもらえるのかということと、この交付金はどういう用途に使われているのかということです。

それから、179ページの大和干拓処分場管理費ですけれども、この件につきましては、前回も一般質問をしておりました。そのときは地元の了解が得られないということでしたけれども、ここは平成12年の2月に完成して、その後10年間放置状態ですね。いわゆる地元の了解が得られるような努力とか、対策をどうされたかということも含めましての御説明をお願いいたします。

それから、231ページでございますけれども、観光振興計画フォローアップ推進事業費の件でございます。

この観光問題については、今回も一般質問では4名の方が通告をされておりますので、この推進事業費の内容についてお尋ねいたします。

それから、247ページの狹隘道路改良事業費について、以上8項目、御説明をお願いいたします。

○福祉課長（高田淳治君）

まず、議員御指摘の生活保護費の住所不定者の扱いということでございます。

本市で生活保護を行う場合につきましては、原則的に市内に居住地がある方に対して行っておりますけれども、ここに計上しております住所不定者とは、ホームレスや完全に住居を失った方などが居住地がないか、または居住地が明らかでない、帰来先のない方でございます。したがって、生活保護費の住所不定者分につきましては、住所不定者で生活保護者となられて、指定された救護施設、そしてまた病院等に入所、入院された方々でございます。

費用に關しましては、生活保護費の4分の1を県支出金として歳入計上しているものでございます。

次に、福岡県の若年者専修学校等技能習得資金の利用状況、どういう技能を習得できるかということでございます。

福岡県若年者専修学校等の技能習得資金につきましては、経済的な理由によりまして専修学校などへの就学が困難な若者に対しまして、入校支度金、それから就学資金を貸与する県の制度でございます。

対象者につきましては、市内に居住し、専修学校等に入校した年度の前年度に中学校、高校を卒業されまして、またあるいは、高校を中退した人となっております、世帯の所得制限を設けているところでございます。

利用状況でございますけれども、合併後、平成22年度現在までの問い合わせは、現在、問い合わせはあっておりましたけれども、利用者はございません。それから、どういう技能を習得できるかということでございますが、例えば市内の対象校といたしまして、柳川大和医師会看護高等専修学校の准看護師科がありまして、准看護師の技能が習得できるわけでございます。そのほかに調理師、電気工事士、はり・きゅう・マッサージ、介護福祉士、美容師、そういった技能が習得できる学校が対象となっているところでございます。

次に、福岡県の地域自殺対策緊急強化基金事業についてお答えをいたします。

この事業につきましては、全国における年間の自殺者数が平成10年から12年連続をいたしまして3万人を超えるといった深刻な社会問題になっているために、地域の実情を踏まえて、自主的に取り組む地方公共団体等の活動を支援することによりまして、自殺防止対策を強化することを目的とした事業でございます。

事業内容につきましては、普及啓発事業といたしまして自殺防止対策パンフレットの全戸配布、それから、ポケットティッシュなどの自殺防止対策グッズの配布を行うなど、自殺対策に関する市民の皆さんの意識を高めるとともに、福岡自殺予防ホットライン、そういったものをお示しして、相談窓口などの情報の発信を行っているということでございます。

それから、生活保護の返還金ということでお答えをいたします。

生活保護の返還金につきましては、生活保護法第63条と第78条に関するものでございます。生活保護法の第63条では、窮迫保護などの場合、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護に要した費用を市などの実施機関へ返還しなければならないとされているところです。また、生活保護法第78条では、就労した給与等を報告しないなど、不正な手段で保護を受けた場合につきましては、市などの実施機関が保護に要した費用を徴収しなければならないとされております。

こうした生活保護法に基づいて課せられたものを、返還金として取り扱っているものでございまして、この返還金につきましては今ふえている傾向でございます。

以上でございます。

○企画課長（橋本祐二郎君）

61ページの産炭地域活性化基金事業交付金についてお答えします。

いつまでこの交付金がもらえるかということでございますけど、この事業は平成19年度から5年間の事業でございまして、来年度、平成23年度で終了することになっております。

2点目の、どういう用途に使われているかという御質問でございますけど、旧大和地域の市道整備に充てておりまして、具体的には内江越正芳線や角屋利新田線などの6路線の道路改良事業に充当しております。

以上でございます。

○廃棄物対策課長（稲又義輝君）

大和干拓処分場の管理費についてお答えをいたします。

この大和干拓の最終処分場の使用につきましては、梅崎議員から同じように昨年の3月議会で質疑を受けております。それからまた、梅崎議員を初め数人の議員からの一般質問も受けております。以前、竹井議員からの質問の際に、ごみや残渣処理につきましては、本市の基本的な考え方としましては、リサイクルできるものについては再利用をするということを申し上げております。

特に灰の埋め立てにつきましては、環境意識の高まりなどによって大変厳しい状況にございまして、周辺住民の同意が得られにくくなっております。この大和干拓最終処分場につきましては、現時点では具体的行動は行っておりませんので、用地の用途は立っておりませんが、さきの議会で市長からの答弁もありましたように、将来的活用に向けて慎重に進めていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○観光課長（古賀廣介君）

231ページの観光振興計画フォローアップ推進事業について御説明申し上げます。

本事業は平成21年度から立ち上げた事業でございまして、平成20年度に策定いたしました柳川市観光振興計画の中に観光振興を図っていく上で必要な施策展開の方向性や、さまざまな事業の展開例などが示されております。それらをできることから実施していくということで、観光振興計画の策定時に、市内の若手の皆さんを中心に組織されておりましたワーキングチームのメンバーの中から12名の方々にプロジェクトチームとして参加をいただき、振興計画策定時に御指導をいただきました九州産業大学の千教授をアドバイザーとして、また、ファシリテーターとして田坂逸朗さんということで、会議の進行役といたしますが、そういったことでお招きをいたしまして、最低月に1回のペースで、夜7時から2時間程度の会議を進めてもらっております。その会議の中で、自分たちがやれる実施事業を決定していただき、いろんな事業を進めていく議論を重ねていただき、このフォローアップ事業と

して展開をしているところでございます。

ちなみに、本年度につきましては、記憶に新しいかと思えますけれども、昨年10月に柳川菊の節句ということで、愛嬌挨拶（えーぎょ えーさつ）柳川めぐりを実施したところでございます。

それから、平成23年度におきましては、引き続きこの愛嬌挨拶（えーぎょ えーさつ）の柳川めぐりは実施するようにはいたしております。

それから、過去2年間で実施されてきた事業効果などを調査、分析いたしまして、今後の事業実施に向けた指針となるようなものをつくっていきたいということで予算を計上させていただいております。

それともう1つ、この事業の中に含まれておりますのは、この観光振興計画を進めていく上では、我々行政だけでは当然でき得るものではございませんで、なるべくなら民間の方々から進めていただきたい事業が実際はもうほとんどでございまして、そういったものを行政ができるところからフォローをしていくということであろうというふうに思います。そういったことから、観光まちづくりに関連するフォーラム等を1回、本年度開催をしたいというふうなことを考えております。

以上でございます。

○建設課長（中村敬二郎君）

狭隘道路事業費についての御質問にお答えいたします。

平成19年度より実施いたしました柳川市農地転用及び建築行為等に係る後退道路に関する要綱によりましてセットバックされました市に帰属する道路用地についての測量と整備のための予算でございます。

整備箇所につきましては、市内の4メートル未満の市道につきまして、建築基準法によりましてセットバックされ、市に帰属する道路用地でございます。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

2回目の質問をさせていただきます。

まず、この生活保護者の住所不定者の件ですけれども、私は前、ホームレスの方の保護申請に相談を受けてしたことがあるんですけども、そのときもいわゆるホームレスの方のアパートも借りて、その金を私が立てかえて、どうにかそのホームレスの方の生活保護の申請をしたという経験があるわけでございます。まず、この件につきましては、とりあえず困っている人があれば申請をできるというふうな認識でよろしいでしょうか。

それから、技能習得資金ですけれども、これは利用者がいないということですけども、もっとこれはPRが足りないんじゃないかなということも思うし、もっと借りやすい資金にすべきであるんじゃないかと思っております。やはりこの資金を利用して、若い人が柳川に住

むことができるということは、やっぱり柳川市の地域活性化にもつながると思いますので、そこら辺の御配慮をよろしくお願いしたいと思います。

それから、自殺対策強化基金の件ですけれども、この件は、やはり1自治体で取り組むのは非常に難しいと思いますけれども、先ほどありましたように、ティッシュを配ったり、パンフレットを配ったりじゃなくて、もっと根本的な取り組みが必要じゃないかなというふうに思いますけれども、ここら辺どういうふうにお考えでしょうか。

それから、生活保護の返還金ですけれども、この返還金がふえているということでございます。これについては、いわゆる後からわかったことで、資力があるにもかかわらず生活保護申請があったということとか、不正な手段でもらっているということでございますけれども、やはりもっと調査をするとか、こういう方たちを、やはり不正な手段がないような対策をとっていただきたいとしたいと思いますけれども、これについて何かあればお答え願いたいと思います。

それから、産炭地の件はもう御答弁ありません。

それから、大和処分場の件ですけれども、これが焼却開始すれば、焼却灰の運搬費といいますが、84,000千円ですね、これが節約できるんじゃないかなというふうに思いますし、これについてはもっと積極的な地元との話し合いが必要じゃないかと思っております。将来的に活用するということですけれども、その将来的に毎年毎年84,000千円も管理費に使うのは、私は非常に無駄な予算じゃないかと思っておりますけれども、よければ、ここは市長の御見解をお願いしたいと思います。

それから、観光フォローアップ推進事業につきましては、やはり観光客の増加に対して、大いにこれから先も努めてもらいたいと思います。

それから、狭隘道路の改良事業の件ですけれども、先ほどはセットバックの事業が中心だということですが、私はずっと前から言っていたんですけれども、柳川市内、どの道路もせめて消防自動車、救急自動車を通れるような地区を目指すと、いわゆるそういうふうな調査、そのような改良工事が必要じゃないかなと、このように思いますけれども、以上、御説明をお願いします。

○市長（金子健次君）

梅崎議員の大和の処理場の施設についての考え方なりをということでございます。

私も処理場に行きまして現場を見て、やってきたわけですけれども、今日まで処理場の施設の使用につきましては、地元の同意形成がなされていないということと、あわせて有明海の漁協の関係の同意がなされていないという問題があるわけでございます。仮に同意ができたとしても、処分場の有効活用が何年できるのかと担当に聞きましたところ、大体3年ぐらいということでございます。

今現在、クリーンセンターの焼却場の炉の関係がございまして、毎年1億円以上の



経費がかかっておると。非常に状況としては耐用年数を過ぎまして、毎年毎年改修をしなければならぬと。いつ何どき炉がとまるということも想定をされるわけでございますけれども、いざ緊急時のときのことを考慮いたしますと、そのときに一時的な仮置き場としても考えていく必要があるのではないかというふうに考えておりますので、確かに梅崎議員が言われるように、灰処理の84,000千円というのは大きい金額でございますけど、万が一とまったときの状態をどうするかといったことを考えてみますと、しばらくもう少し慎重に検討していく必要があるのではないかということでございます。

以上です。

○福祉課長（高田淳治君）

それでは、2回目の質問にお答えをいたします。

まず1点目の生活保護の居住地の問題でございますが、平成21年の10月以降に国の方針を少し、若干居住地がない方に対しての配慮もされてきたわけでございます。30日以内に要件を満たすというのも一つ話がありまして、できるだけ居住地を探してほしいというのもございます。申請はできるということでございます。

2点目の専修学校の習得資金、この関係でいわゆるPRが足りないんじゃないかというのもございます。この件につきましては、今回、柳川市報3月15日号がございますが、これでもPRを皆さんに周知徹底していきたいというふうに思います。使いやすい資金ということにつきましては、無利子というのがございまして、これも、そういったものもあわせてPRをしていきたいというふうに思っております。

それから、自殺対策につきましては、やはり1自治体ではできないというのもございます。そういったことで、やはり県と連携をしていくということになるんですけども、これにつきましては近隣のいわゆる自治体でございます大川市、それからみやま市、大木町の3市1町で協議もいたしております。これも福岡県の南筑後保健福祉環境事務所を中心に十分協議をしていって、進めてまいりたいというふうに思っております。

4番目の返還金ということでございますが、これにつきましては、やはり私たち生活保護係といたしましても十分協議をして精査をして取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○建設課長（中村敬二郎君）

議員おっしゃられるとおり、市内の市道におきましては緊急車両も通れないような狭隘な市道が多数残っております。そういう道路につきましても連続的に用地のほうが必要となってきますので、用地の御理解をいただいたところから道路新設改良事業費の中で対応を考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（古賀澄雄君）

ここで10分間休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

○10番（高田千壽輝君）

済みません、まだほかの人が質問するかと思っていましたので。議案第7号 平成23年度柳川市一般会計予算についてお伺いいたします。

予算書219ページ、6款2項5目の漁業団地推進費のノリ共同加工施設整備事業補助金144,602千円についてお伺いします。

今までのこういう漁業団地の加工施設の補助金は、今までの執行から、国が50%、県が20%、市が3%の補助となっているとお伺いしておりましたけど、22年度の補正では一応減額されましたけど、164,602千円ついております。今回20,000千円少ないんです。その20,000千円少ない理由を教えてください。

○水産振興課長（松尾昭義君）

ただいま御指摘にありました高田議員の平成22年度160,000千円から平成23年度140,000千円で、約20,000千円の減額になっているということですが、これにつきましては県のほうから直接、市を通さずに大和漁協のほうに直接県のほうから補助金が行くということで、柳川市の一般会計予算のほうに計上していないということですが、補助といたしましては同じ164,602千円の補助金が出ます。

それと、あと先ほどの補助率でございますけれども、補助率につきましては今回赤潮対策事業で実施しますが、国が50%、それからあと県のほうは10%の補助でございます。それからまた、市も10%の補助ということでございますので、よろしく願いしておきます。

○10番（高田千壽輝君）

今までのメニューじゃなくて、全然違う赤潮対策費ということで、この施設の補助金が決定されたということで理解してよろしいでしょうか。

○水産振興課長（松尾昭義君）

はい。今まで3棟、漁業団地に加工場が建っておりますが、これにつきましては強い水産業づくり交付金事業ということで、そちらのほうから補助金が出ておりましたが、今回国のほうの強い水産業づくり交付金事業というのが大きく予算が削減されて、新たに設置されました赤潮対策事業、これは有明海とか不知火海で赤潮が発生しておりますので、それに対する経済措置ということで、新しく23年度から行われる事業でございます。

○10番（高田千壽輝君）

私が一番心配しているのは、事業主、漁業組合かまた協業される個人の皆さんの負担金が多くなるんじゃないかということで心配しておりましたが、負担金はもう以前と変わらないということでよろしいですか。

○水産振興課長（松尾昭義君）

先ほども申しましたように、今回、市の予算といたしましては国が50%と市が10%の補助で144,602千円ですが、そのほかにあと10%は直接県から漁協のほうに行きまして、合わせて約70%の補助金が行きます。漁協の負担としては30%、これは前年度補正予算で上げさせていただいた金額と同じでございます。

○議長（古賀澄雄君）

次に質疑される方。

○22番（伊藤法博君）

先ほど議案第7号の柳川ホテルの用地購入の件でございますけれども、これは緒方議員が先ほど大概質問していただきましたけれども、そのほかのことでちょっとお聞きしたいと思います。

現在、駐車場として使われる場合は問題ございませんけれども、将来的に何に使うかわからない、ほかの用途に使った場合には、こういったくいが残っておるということであれば、支障になる可能性もあるわけですが、その場合、そういった費用負担というのはどのようになるか、除去費用についてはどこが負担するのかお尋ねしたいと思います。

○保健福祉部長（武藤義治君）

ただいま御質問の、将来他の用途に変更する場合どうなるかという御質問でございます。ただ、現在はあくまで駐車場用地として購入する予定にしておりますので、かなり仮定の話ということになりますので、なかなか難しい点はございますけれども、仮にということでお答えいたしますと、別の用途に使用した場合に影響がある場合は、この分は市で負担することになるということになると思います。

以上です。

○22番（伊藤法博君）

市で負担するということですが、買われたところが120,000千円で、その120,000千円にその費用、撤去費が含まれていればそれでもいいと思うんですけども、そうでなくて、買われたときの120,000千円に除去費が入っていないとすれば、これは問題がありはしないかと思いますが。

○副市長（刈茅初支君）

確かに伊藤議員が言われますように、将来そういう駐車場以外の用途というようなことで、くいが問題になりはせんかということでありますが、確かにそういう仮定は成り立つというふうに思っています。

ただ、この当該用地につきましては、先ほど来言いましたように、市がそういった駐車場整備というような目的で代行買収を依頼し、それに要した費用については、当然同額で市が買い戻すということをございまして、現時点においては当初の目的どおり、今回も駐車場整備として買い上げるわけですから、くいの問題については支障がないというふうに考えておるところでございます。

○22番（伊藤法博君）

市が業務委託契約をして開発公社に買収を依頼したわけですからね、だから、買うときに、やはり開発公社のほうでそういったことをちゃんと手続を踏んで、的確に更地として買ってあげば、また、更地でなければ、更地にするための負担分を購入価格からやはり差し引いた価格でしなければならないと思いますので、今のような状況であれば、やはり土地開発公社が買収をしたときに不備があったと言わざるを得ないと私はと思いますが、その点どうですか。

○副市長（刈茅初支君）

これまでの議会においても、そういった不備があったのかというような質問が同様になされております。土地の買収に当たって、当時、不動産鑑定評価をしていないと、そういった問題は確かに今考えてみますと、それが果たして適切な対応だったかということ、確かに疑問があるとは思いますが、それが当時の執行権であります助役のほうから、そういった口頭の指示があって、それに基づいて代行買収の依頼がなされたというようなことからすると、そういった手続そのものが間違っているというふうには考えておりません。

○議長（古賀澄雄君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第7号 平成23年度柳川市一般会計予算については、12名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本案は12名の委員構成による予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により指名いたします。

佐々木創主議員、荒巻英樹議員、矢ヶ部広巳議員、緒方寿光議員、島添勝議員、伊藤法博議員、太田武文議員、梅崎和弘議員、河村好浩議員、田中雅美議員、熊井三千代議員、白谷義隆議員の以上12名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12名の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に、予算審査特別委員会を開催していただき、予算審査特別委員会の正副委員長の選出をお願いしておきます。

お諮りいたします。議案第8号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第9号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第10号 平成23年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第11号 平成23年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第12号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計予算については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第13号 平成23年度柳川市水道事業会計予算については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第14号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第17号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

の4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第14号 柳川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第15号 柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第18号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

議案第19号 和解及び損害賠償額の決定について

議案第20号 和解及び損害賠償額の決定について

及び議案第21号 有明広域市町村圏協議会の廃止について

の以上4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

○6番（近藤末治君）

それでは、議案第18号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について質問いたします。

参考資料をいただいております位置図の中で、第3号、第7号、第16号についてお尋ねをいたします。

この参考資料をいただいてから、私、現地を確認したんですが、これ今回行きどまりの道路になっておりますが、私の記憶するところ、今まで公道から公道、いわゆる路線がつながっていないと市道認定はなかなか難しかったんですが、今回3本ですか、これが上がっておりますが、どのようなことでしょうか。

○建設課長（中村敬二郎君）

行きどまり道路でも開発行為に準ずる整備がなされている道路については、市道として認定できるようになったのはいつごろからなのかという質問でございますけれども、これにつきましては平成22年の12月の定例市議会時の建設常任委員会に、柳川市有道路の寄附採納に係る市道認定要綱の一部改正を御説明申し上げまして、委員会の御理解をいただいた、その後、要綱を改正いたしまして、12月17日より施行したものでございます。

○6番（近藤末治君）

ありがとうございました。

それでは、今、開発行為に準ずるということで御答弁ですが、開発行為の場合は工事完了検査までやりますよね。今回こういうふうな開発をされたときに、完了検査といいますか、そういうのはされますか。いわゆる市の指導によって、それに基づいた構造とかになっておると通るということで要綱が設定されておるわけでしょう。

○建設課長（中村敬二郎君）

この市道の認定前に土地の寄附採納を受けるわけでございますけれども、その寄附採納申請時にしっかり打ち合わせをやりまして、側溝の規格、基準、それと舗装の構造等、そういうやつを打ち合わせいたしまして、施工時には現場に参りましてちゃんと確認をして、受け

取るようにいたしております。（「いや、私が言ったのは、後検査はしないんですか、後検査」と呼ぶ者あり）市の完了検査というものではございません。

○6番（近藤末治君）

なぜお尋ねするかというと、開発行為なんかですと、上水道は設備をせにゃいかんということですよ。せっかくきれいに舗装をされておりますが、そういう場合に水道の取り出しとかで、いわゆるつぼ掘りして、そこをまた下がったところのあるときは、また市が復旧せにゃいかんような状況になるといけないのでお尋ねしておりますが、特に、ちょっと1点です。第6号の路線番号が7813、それから同じく路線番号7814、この道路がつながっていないので、これがちょっと私が理解できないので、説明をお願いします。

それと、今言われました、昨年12月に要綱が策定されておるといっていますが、開発業者さんとか土地家屋調査士さん、いわゆる土地関係の開発に絡まれる方とかです。一般市民に対して周知徹底といいますが、これはどのようになされておりますでしょうか。

○建設課長（中村敬二郎君）

周知徹底ということでございますけれども、これにつきましては施工、この要綱の改正時に宅建の協会の代表者に対して説明を行ったところでございます。

それと、7号につきましては、非常に妙な道路であるというところでございますけれども、これは国道385号線バイパスの整備に伴いまして、208号との交差点付近に国道385号線の西側に隣接します水路をつけかえ整備する必要がございましたけれども、その中で水路の西側に位置します市道を一時廃止いたしました。今回また公道として位置づけして管理を行うために市道認定をするものでございます。

議員が言われますとおりに、今度認定しようとするところの南側につきましては、幅員も北側と比べまして狭くなっており、車どめにより、車の通行ができないような状況になっております。これにつきましては、国道385号線バイパスの整備後に道路線の西側にヤマダ電機が開発行為を行いました。今回、認定をお願いしております道路につきましては、開発区域の道路については開発行為の基準に基づきまして、9メートルで整備をされておりますが、区域外の道路、南側の幅員が狭くなっている部分につきましては、水路つけかえ時の幅員でございます。さらに、国道208号線と国道308号線バイパスの交差点に今回認定しようとする道路が余りにも近いために、警察との協議によりまして、交差点の安全を図るために、今回議案の7814の路線の南側の分につきましては、歩道として取り扱うようにいたしているところでございます。

○議長（古賀澄雄君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第18号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第19号 和解及び損害賠償額の決定については、総務委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第20号 和解及び損害賠償額の決定については、総務委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第21号 有明広域市町村圏協議会の廃止については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、

議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について

及び議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦について

の2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告があっておりません。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。2議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり高田澄男氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり高田澄男氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

次に、議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案どおり新開朝子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり新開朝子氏の人権擁護委員候補者の推薦に同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時54分 散会

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成23年3月7日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

## 2. 欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市		長	金	子	健	次
副	市	長	刈	茅	初	支
教	育	長	北	川		滿
総	務	部	大	坪	正	明
会	計	管	藤	木		明
市	民	部	田	島	稔	大
保	健	福	武	藤	義	治
建	設	部	蒲	池	康	晴
産	業	經	藤	木		均
教	育	部	高	田		厚
大	和	庁	横	山	英	眞
三	橋	庁	大	村	隆	雄
消		防	古	賀	輝	昭
人	事	秘	樽	見	孝	則
総	務	課	野	田		彰
企	画	課	橋	本	祐	二 郎
財	政	課	石	橋	眞	剛
税	務	課	山	田	敏	昭
健	康	づ	山	田	明	寛
福	祉	課	高	田	淳	治
学	校	教	高	崎	祐	二
建	設	課	中	村	敬	二 郎
農	政	課	成	清	博	茂
水	路	課	安	藤	和	彦
農	業	委	北	島	則	行
商	工	振	江	崎	尚	美
柳	川	ブ	武	藤	正	純
廃	棄	物	稻	又	義	輝
観	光	課	古	賀	廣	介
安	全	安	野	田	洋	司
ま	ち	づ	大	淵	洋	祐

4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長           川     口     敬     司  
 議会事務局次長兼議事係長   高     巢     雄     三  
 議会事務局庶務係長       池     末     勇     人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質 問 者	質 問 事 項	答 弁 者
1	15 番 矢ヶ部 広 巳	1. たんぼの不法埋め立て (1) 農地法は (2) 農業委員会は (3) 税金は 2. 市営住宅の違法駐車 3. (旧柳川市で開催されていた)健康体操の復活は 4. 一部事務組合(柳川みやま土木)の負担金 (1) 行政視察	市 長  " " "
2	16 番 緒 方 寿 光	1. 地元物産アピールとトップセールスについて (1) これまでの活動と実績は? (2) 新年度での展開はいかに? 2. 「白紙」の総合運動公園整備事業について (1) この事業に使われた予算総額は? (2) 今後の具体的方針は?	市 長  "
3	23 番 梅 崎 和 弘	1. 住宅リフォーム助成制度の創設について 2. 公契約条例について 3. プラスチック容器包装の分別収集について 4. 市民要望について (1) 昭南町における側溝設置と生活道路の確保について (2) 大沢地区を中心とした堤防の除草について	市 長 " " "

4	1 番 三小田 一 美	1. 議員報酬の見直しについて (1) 地域内企業の平均賃金と比較して平均出席日数に対する1日当たりの報酬額 2. 筑紫町地区における冠水対策について (1) 対策の進捗状況 (2) 今後の見通し 3. 柳川観光の取り組み (1) 観光全体の捉え方 (2) 観光の目玉政策 (3) 柳川城復興への取り組み	市 長  "  "
5	4 番 白 谷 義 隆	1. 市の活性化策について (1) 観光について (2) 企業誘致等について (3) 通信インフラ整備について (4) 柳川駅東側有明海沿岸道路の高架建設について	市 長

午前10時 開議

○議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

○議長（古賀澄雄君）

日程1 一般質問について。

一般質問は市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いをしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡潔明瞭にされるようお願いをしておきます。また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

それでは、第1順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

○15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。15番、柳川市民クラブ矢ヶ部広巳でございます。古賀澄雄議長のお許しを得ました。一般質問させていただきます。

柳川市議会は、平成19年、暴力追放都市宣言を安全・安心まちづくり都市宣言などとともに決議いたしております。過ぐる1月20日に開催されました柳川市暴力団追放総決起大会で

田中法昌県警本部長は、犯罪の起きにくい社会づくり、犯罪は起こってからでは遅い、社会全体で犯罪を予防する、どんな小さな暴力も警察へ届けると、協力を訴えられました。暴力がまかり通る世の中にしてはいけません。私たち議員が市民の先頭に立って暴力を根絶していかなくてはなりません。

さて、政治活動の原点はビラ配りと言われます。直接配れば市民の暮らしがわかるからであります。私は、毎年、年が明けますと「市議会報告新年号」をバイクで1軒1軒訪問し配っております。その数1万5,000戸、柳川市は全戸で2万4,000戸でありますから、ほぼ6割の家庭に届けさせてもらっています。おかげさまで多くの皆さんから丁重にしたためたお手紙やはがき、また電話など励ましをいただいております。この場をかりまして議場で傍聴の皆さん並びにテレビ等でごらんの皆さん、心から厚くお礼を申し上げます。

そこで、いただいた市民の皆さんの生の声を代弁し、今回の一般質問として、1、田んぼの不法埋め立て、2、蒲池にあります立石南棟市営住宅の違法駐車、迷惑駐車、3、(旧柳川市で開催されていた)健康体操の復活は、4、柳川みやま土木組合の負担金の4項目を通告しております。

あとは自席で一問一答でやらせていただきます。議長の御配慮をよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○15番(矢ヶ部広巳君) 続

まず最初に、田んぼの不法埋め立てについて伺います。

当然、田んぼのみならず畑も入るわけでありますが、そこで、田んぼや畑を埋め立てる場合は勝手に埋め立ててよいものか、農地法はどうなっていますか、教えていただきたいと思えます。

○農業委員会事務局長(北島則行君)

ただいまの質問について、農業委員会のほうからお答えいたします。

農地法でございますが、農地を農地以外に転用する場合には、原則として県知事の許可が必要になっております。また、4ヘクタールを超える場合は原則として農林水産大臣の許可となります。

以上でございます。

○15番(矢ヶ部広巳君)

ありがとうございました。

それでは、農地法に逆らって、つまり不法埋め立ての事実が明らかになった場合は、市はどういう対応をされるのか、具体的に述べてください。

○農業委員会事務局長(北島則行君)

それでは、ただいまの質問に対して農業委員会としてお答えいたします。

農業委員会としては、まず現地調査を行い、農地台帳との照合を行います。そして、無断

転用であることが確認できた場合には、無断転用者に対して農地への是正指導を行っております。是正指導におきましては農業委員会で協議をしながら自宅を訪問したり、また農業委員会から本人あて文書を送ったりして指導をしております。

以上でございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

不法埋め立てがはっきりしたらもとに戻すべきか、それとも、そのまま放置するのか、どうなっているのでしょうか。

○農業委員会事務局長（北島則行君）

お答えいたします。

違反転用は農地に戻すのが原則であります。しかしながら、転用許可が受けられる農地であれば農地に戻していただいて正規の手続の上で許可を受けるように是正指導をしております。

以上でございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

それでは、私が言いたいのは、正直者がばかを見る行政でいいのか。市はどのように対応してきたのか、時系列的に説明をしてもらいたいと思います。過去いろんなこの問題が出ておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○農業委員会事務局長（北島則行君）

お答えいたします。

農業委員会では、農業委員さんの協力のもとで、市内全域を毎年8月から9月にかけて農地パトロールを実施しております。そして、無断転用の防止や早期発見に努めております。また、無断転用に対しては毎年、農地へ戻すように文書でも指導をしております。その調査結果、平成18年度は、無断転用60件のうち6件を是正いたしました。19年度におきましては、新規で4件発見して1件の是正、平成20年度は、新規8件に対して7件の是正、平成21年度は、新規3件に対して12件の是正、平成22年度は、10件の発見をいたしまして8件の是正ということをしております。平成18年度から平成22年度までに無断転用農地を85件発見いたしまして、34件の是正を行っております。現在、市内の無断転用農地は51件の77.1ヘクタールとなっております。

今言われましたように正直者がばかを見るようなことがないように、この土地についても粘り強く農地へ戻して是正してもらうように指導していきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）



つまり、農業委員会として農地パトロールをしておると。しかし、今、端的に言われましたが、60件あったうちに6件が是正をされたと、そういうふうに完全にまだ是正がやっぱり実行されていないというのが出てきているわけですね。その場合に、そのまま農業委員会としてはどうされるのか。それに対する対応がどのようにされるのか。農業委員さんは柳川市全体で何名おられますか、わかれば教えてください。

○農業委員会事務局長（北島則行君）

まずは農業委員さんでございます。農業委員さんは合計37名の方がおられます。

そして、是正につきましてでございます。これにつきましては、矢ヶ部議員が質問されたことでございますが、農業委員会で極力是正していきたいと、そのように考えております。そして、いろいろ会議を持ちまして、違反転用者に当たったり、そして、いろいろ協議をしておるわけでございます。そして、協議した後にどうしてもできないといった場合には県のほうに報告して、そして是正指導を行っていただくと、かように考えております。

○15番（矢ヶ部広巳君）

37名の農業委員さんがおられます。その中には4名の市議会の推薦の農業委員さんも含むわけですかね。 はい。37名の農業委員会委員さんがおられて、その方にはどことどことどこが柳川市全体ではそういう不法の埋め立てがあるというのは何か文書かなんかで全部周知してありますか、農業委員会の皆さんには、その辺はどうなっていますか。あるいはごく一部の人が知っておるのか。あるいは農業委員さん37名は全体の方にはどことどことどことどこと不法埋め立てがあっっていますよと、内容はどういうことですよと知らせてありますでしょうか、わかれば教えてください。

○農業委員会事務局長（北島則行君）

これにつきましては現地調査を行って、そして協議をいたしまして指導しますので、全農業委員さんが地区内のことについては把握してあると思います。

以上でございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

私が具体的に、ここはこうなっているというのは前もって通告しておりますが、そこはもう既に舗装されております。簡易舗装。そして、駐車場として立派に使ってあるんですよ。場所はどことは言いませんが、前もって通告しておりますから。そういう場合、そこに限って言いますが、具体的にどのような指導をされたのでしょうか、わかれば教えてください。

○農業委員会事務局長（北島則行君）

ただいまの質問に対してお答えいたします。

ことしの2月22日に現地調査を行いました。そして、転用者本人と面談いたしました。現地は本人さんの自宅があり、その隣には平成20年の10月に農地法の許可を受けて、そして事業を開始してある駐車場がございます。自宅の横に駐車場がございます。許可を受けてある

駐車場があります。その南側にある細い畑でございます。その畑は、自宅と駐車場とその南側に並行に走っている道路に挟まれた幅7メートル、長さが約38メートル、面積が265平方メートルの畑でありまして、現在、駐車場として使用されております。この件で本人さんと協議したわけでございます。本人は、この挟まれた畑は農業振興地域の農地であるため、手続に長い時間を要するし、手続はしなかったというふうな釈明でございました。3月2日、本人宅を再度訪問しました。そして、無断転用のお話をいたしました。そして、本人も納得されて、農地に戻して許可申請をするというふうなことでございました。無断転用でございますので、本人と協議をしながら改善していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

大変でしょうけれども、法律があるわけですから、やっぱり法律にのっとったやり方をしてもらいたいということが大切だろうと思います。したがって、この項はそれで終わりにいたします。

次に、2つ目の項であります市営住宅の違法駐車についてであります。

冒頭言いましたように、蒲池にあります立石住宅の南棟、つまりあそこは第2棟であります。そういうことで質問しますが、迷惑駐車でそこが皆さんが大変困ってあるという実態を市は知っておられますか。「はい」「いいえ」でいいですから、教えてください。

○建設課長（中村敬二郎君）

蒲池立石団地より、違法駐車に関しまして数回苦情が来ております。

○15番（矢ヶ部広巳君）

数回苦情が来ているということでございますが、それでは、柳川市全体として現在、市営住宅に入りたいと、そういう入居待ちの方は何人おられますでしょうか。何世帯おられますかね、よかったら教えてください。

○建設課長（中村敬二郎君）

柳川市の市営住宅に関しましては1年間の有効期限をもちまして毎年入居待ちの抽せん会を公開抽せんで行っているところでございます。平成22年度におきましては82名の方が入居待ちの状況でございます。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。今、82名の方が市営住宅に入りたいという希望で待っておられるということですね。

それでは、立石住宅に限って伺いますが、立石住宅の入居条件はどのようになっていますか。また、立石住宅の中に入ってある方で家賃を払ってない、駐車料も払ってない、そういう滞納状況はどういうふうになっておられるでしょうか。

○建設課長（中村敬二郎君）

蒲池立石団地の入居条件ということでございますけれども、公営住宅法及び市の市営住宅管理条例によりまして入居条件が規定されておるところでございます。まず第1に、市内在住、または市内に勤務していること。2番目に、老人を省きまして現に同居し、また同居しようとする親族があることということでございます。3番目に、同居予定の家族を含め所得月額が158千円以下であること。現に住宅に困窮していることが明らかな者ということでございます。5番目に、市税を滞納していない者。6番目に、申込者及び同居予定者が暴力団員でないことの6項目でございます。

平成16年度、17年度より蒲池立石団地に入居を開始していますが、家賃、駐車場の滞納状況を申しますと、21年度末の時点でございますけれども、蒲池団地が100世帯ございますけれども、家賃の滞納は4,139,900円でございます。駐車場の滞納につきましては987千円でございます。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

済みません、ありがとうございました。

つまり、市営住宅に入る場合、市内の在住者じゃないといかん。市内にお仕事、勤め先がある人じゃないといかんと。そして、市税を滞納しておる者はでけん。暴力団もでけん。ところが、滞納者が現在に4,130千円も既に滞納額がある。駐車料の滞納だって987千円もあるということですね。つまり、条件としては、入られん者が既に入っているということで解釈していいですかね。

○建設課長（中村敬二郎君）

現在申しましたとおりの状況でございますので、御理解いただきたいと思えます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

もうそれ、はい、わかりました。

それでは、契約しているところに駐車をする、これは当然のことであります。ましてや、いつ何どきどんなことがあるかわかんわけです。夜中に救急車の出動を要請することだってやっぱりあるわけですね。そして、救急車が来たけれども、そういう迷惑駐車の関係でやっぱり救急車の通行を妨げる。助かる命が助からん、そうなったら事は重大でありますよ。特にそうなったら、責任者として金子健次市長がとがめられるということになるわけありますから、どうしても迷惑駐車が守られなかったとしたら、これはもう最終的には警察の手をかりるということになってもそりゃもうしょうがないと思えますよ。その辺しっかりした対応を望みますが、どうでしょうかね、その辺は。

○建設課長（中村敬二郎君）

違法駐車についてでございますけれども、今まで敷地外の公道に駐車している車につきま

しては、警察の取り締まりがあれば、警察の取り締まりが及ばない団地敷地内の通路などに駐車いたします。取り締まりが緩くなれば、敷地外の公道に駐車するというイタチごっこの状況にあります。蒲池立石団地につきましては、1世帯に1台の割合で100世帯分100台の駐車場を整備しているところでございます。また、駐車場を借りていない入居者もいらっしゃいますので、あいている駐車場につきましては、使用していただくようお願いしています。1台でも違法駐車が減るようにはしているところです。また、違法駐車をしないようにチラシの配布をしたり、団地の総会等に皆様で話をさせていただくようお願いしているところでございます。

以上でございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

文書を配ったから是正されるというのは当然不可能ですよ。例えば、家賃は払いよらんそこに住んででけんと言いながらも、もう既にこういう滞納がいっぱいあるということでしょうが。もう知り過ぎて入っておる。私は、そうなったら悪質と思うですよ。現に立石住宅では、救急車を呼んで、そして救急車が入ってきた。ところが、そういうふうな迷惑駐車があるもんやから、立ち往生したということが実際あっておるんですよ。どうですか、その辺知ってありますか。

○建設課長（中村敬二郎君）

緊急車両が入れなかったという事実につきましては、ちょっとまだ把握しておりません。

○15番（矢ヶ部広巳君）

後でいいですから、消防署のほうに聞いてみてください。実際にそういう問題があるんですよ。非常にやっぱり立石住宅のあの南の棟に入っている方は非常に迷惑されておるんですから、そういうことをよく調査をお願いしたいと思います。

今言ったように、まず入居条件にかなっているかどうかという家賃の滞納者、それから駐車場の滞納者、そして、しかも迷惑駐車をやっているかどうか、その辺の具体的に調査を私は求めます。もしも家賃も払いよらん、駐車場も払いよらん、ましてや迷惑駐車はやりっ放し、そげんなったら、そういう人を公営の市営住宅に入らせるということは私はまかりならん。なぜかというなら、八十何名の方が入りたくておるわけですから。だから、まずやっぱり入居者みずからが襟を正してもらう、その辺をやっぱりしっかりしてもらいたいと思うんですよ。そして、一日も早く安全で安心な暮らしのできる立石住宅の南棟、そこを私は願うわけですが、私も議員として率先をしてそういう協力を執行部と一緒に私たちもやっていっていいと思うんですよ。繰り返しますが、市営住宅に入りたくても入れない人がたくさんおられるわけですから、そういう入居条件にかなわない人はやっぱり出ていってもらわなきゃ、私はそういうことを望みます。これは別に答弁は要りません。これでこの項は終わります。

次に行きます。3番目であります、旧柳川市で開催されていた健康体操の復活についてであります。

健康体操としましたので、市当局に戸惑いをさせたようで申しわけありません。1市2町が合併するまで、柳川の中央公民館の武道場で年に2回程度、高齢者を集めて体操があつておつたそうです。そして、その後に座談会として、それはもう本当に車座になって話して楽しいひとときであつたということでもあります。それが合併した途端にやんでしまったという声を柳川市の細工町の方から聞きました。それで、よかったらそれを復活してもらいたいということではありますが、よかったらお願いいたします。

○健康づくり課長（山田明寛君）

議員の御質問の健康体操の件につきましては、国民健康保険の保健事業として実施していたものだというふうに思います。老人クラブ等の希望に応じまして希望団体ごとに年1回、または2回実施しておりましたけれども、その健康教室の中で医療費や健康づくりの話をし、またゴムバンド体操や3B体操などの健康体操を行っておりました。

この健康教室につきましては、当時、総合保健福祉センターにありました健康係でも類似の事業を実施しておりましたので、平成18年度にその事業の一本化を行ってきました。現在は、健康づくり課の健康係で健康づくり講座の中の一つのメニューとして健康体操を実施しております。各団体、または個人のグループなど10名以上の参加者があれば、希望される各団体、もしくはグループごとに年2回実施をいたしております。健康体操以外にも健康相談とか健康講話、調理実習、栄養講話、歯科講話などの講座を準備いたしているところでございます。

老人クラブ等からの実施希望もあつており、このような保健事業については、議員おっしゃいますけれども、復活ではなく、今現在も行っているところであります。そういうことで、市民の皆様健康づくりのために市としても積極的に今後も開催をしていきたいというふうに考えております。ぜひ利用していただきたいと考えておりますので、さらに老人クラブ等に対しても今後も開催の呼びかけや、この事業についての広報を積極的にやっていきたいというふうに考えております。

また、昨年10月に完成しました「ご当地体操」についても各教室、講座に取り入れ、市民総ぐるみで健康づくりができるように普及を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○15番（矢ヶ部広巳君）

次は、答弁は要りませんが、つまり、周知が徹底してなかったと理解していいですかね。知らなかったということです。柳川市でも、それは高齢化が非常に今進んでおります。アルツハイマー認知症が大きな社会問題になっております。認知症の薬は楽しく語り合うと、これはよく言われることでもあります。予防の一環としても、それをどんどん普及してもらいた

いという希望をいたしまして、この項は終わります。

最後の4点目、一部事務組合（柳川みやま土木）の負担金について、行政視察であります。

私は、昨年12月議会においても一般質問をさせていただきました。その一般質問に対して多くの市民の皆さんから、もっと追及をしてくれ、あるいは、おかしい、市民の税金を大切に使うてほしい等々の声をいただきました。私が特に驚いたのは、みやま市の方から多くのそういう声を聞いたというのにはびっくり、非常にみやま市の方も関心がこの問題については強いようであります。

そこで、きょうの議会で2回目の質問をさせていただきますが、平成21年の柳川市長選挙並びに平成19年のみやま市長選挙はいつ施行されて、だれとだれが戦い、だれが当選されたのか、その結果を報告お願いいたします。

○産業経済部長（藤木 均君）

まず、柳川市長選挙につきましては、平成21年の4月12日に施行されております。御承知のことかと思えますけれども、立候補者は前市長の石田市長、それと現市長の金子市長が立候補され、投票の結果、現市長の金子市長が当選されております。

それから、みやま市長選挙でございますが、平成19年の3月4日に施行されております。立候補者は西原現市長と前瀬高町の町長さんの鬼丸さんでございます。投票の結果、西原市長が当選されております。

○15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

柳川みやま土木組合の組合長と副組合長は、柳川市長選挙前まではどなたがされておりましたでしょうか。

○産業経済部長（藤木 均君）

平成21年の柳川市長選挙前までの土木組合の組合長は前柳川市長の石田市長でございます。副組合長は西原みやま市長でございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、その前までは組合長は石田さんであったと。副組合長さんは鬼丸さんだったと。それが、組合長は西原さん、副組合長はここにおられる金子市長にかわられたということでいいですか。

○産業経済部長（藤木 均君）

そのとおりでございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

12月の私の一般質問で、新聞紙上でも取り上げていただきました。ある新聞では、「柳川みやま土木組合疑惑」との見出しもつけられました。それだけこの問題はおかしいなと思わ

れたからと私は思います。私もそのように確信をせざるを得ない問題があります。

特に私が問題にしているのは、平成21年11月17日から18日にかけての1泊2日の議会研修視察であります。福岡空港から四国の高知空港へ飛行機で飛んで、そして早明浦ダムを視察されまして、高知市内で宿泊をされ、2日目は鏡川を視察されて、そして、龍馬記念館見学、桂浜散策、そして福岡空港へというコースのようではありますが、これに間違いはないでしょうか。

○産業経済部長（藤木 均君）

今おっしゃったような行程になっているようでございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

平成21年度の当初予算として議会費が1,250千円組まれております。そして、これは前年度と同じ額ですよという提案理由で組合長からの説明がっております。議会費1,250千円のうちほとんどが議員の報酬並びに議員研修費であります。そうだったら議員のお手盛り予算ではないかと私は思います。ところで、議会費1,250千円のうち議員の行政視察費は幾らでしょうか。

○産業経済部長（藤木 均君）

土木組合のほうに問い合わせをいたしましたところ、議会費の中では、いわゆる旅費として495千円の計上をされておったということでございます。ただし、この495千円全部が今議員おっしゃるような、いわゆる四国に行った行政視察ばかりではございませんで、の中には議員さん方の一般の旅費、また研修旅費、そういうものも含まれているわけございまして、総体として旅費として495千円計上されているということでございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

これは12月議会でも質問しましたが、その495千円のうち行政視察費は400千円と、12月議会で答弁をいただいておりますが、これの400千円というのは当然議会費ですから、議員さんの10名分でしょうか。

○産業経済部長（藤木 均君）

そのとおりこれは議会の中の旅費予算でございますので、議員さん方その当時10名いらっしゃいますので、10名分の旅費ということでございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

それでは、議員以外の分、議員さん以外の四国に研修についていかれるその分、つまり組合長さん、副組合長さん、それに職員さん、合計7名であります。その分の予算はどこに計上されるんですか。やっぱり柳川みやま土木の予算の中に入っているか。あるいは、それぞれの柳川市で負担、みやま市で負担と、そういう7・3の割合でしてあるのか、その辺よかったですら教えてください。

○産業経済部長（藤木 均君）

予算というものは議員も御承知のとおりでございまして、土木組合の事業費として予算組まれるわけでございます。したがって、すべて柳川みやま土木の予算の中の総務費の中に随行分、職員の旅費については計上しているということでございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

ちょっと確認しますが、柳川みやま土木の中に入っているということですね。

○産業経済部長（藤木 均君）

みやま土木組合の予算の中の総務費に計上されているということでございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

非常に私がおかしく思うのは、疑問1ですが、この組合長の330千円の補正予算を組まれたですね。最初、議員研修は400千円、議員が10名分で1人40千円組んでおったところ、330千円の補正予算をこの議員研修に行くために組んでありますが、肝心の330千円補正予算を議員研修として組むことになったその組合長の提案理由の説明が全くされてないんですよ。ただ、330千円の補正予算は、これは議員研修費ですよということだけなんです。これじゃもう提案理由の説明になりません。その辺はどうですか。もちろん部長に聞いてもわからないと思いますから、それはもう回答求めませんが、いずれにしても400千円組んだと、それは議員10名ですから、1人当たり40千円ですよ。そして、四国に行くことになりました。だから、1人33千円不足することになりましたから補正予算を組みましたというのが、ある議員の質疑で答弁をされておるんですよ。私は、こういうふうなやり方は間違っておると思うんですよ、どう見ても。そうでしょう。しかも、本予算が1人40千円、足らなごとなつたのが33千円と、そういうふうな予算の使い方というのは非常に疑問じゃないかと。どうですか、その辺答弁できますか。

○産業経済部長（藤木 均君）

そのことにつきましては、12月議会もお話をしたとおりでございまして、議員も御承知のとおり、一部事務組合といえども地方自治法の中で特別地方公共団体としても規定されているわけございまして、いわゆる柳川市、みやま市のような普通地方公共団体と同等の執行権を持った団体でございます。したがって、その中で、その中には議会も執行部もいらっしゃいます。その協議の中でこういう予算が話し合われ、そして決定し、そして執行されると、そういう段取りでいくわけでございます。ほかの柳川市が今議会で行っているようなこういうふうな論議も踏まえて執行されているものというふうに思いますので、それを構成団体といえども柳川市がそれにコメントすることはないというふうに思っております。

○15番（矢ヶ部広巳君）

常識的に考えてんですか。1泊2日で、しかも割安であるべき宿泊パックつきを使ってあるんですよ。そして、1人70千円ですよ。私は、これはべらぼうに高い金額、私は思います。



だから、新聞にあるようにやっぱり「疑惑」という言葉が使われているんじゃないかと私は思います。

そこで、平成23年度もやっぱりこの行政視察は柳川みやま土木組合はされますか。それとも、こういう指摘があったから取り消されますか、どうでしょうか。

○産業経済部長（藤木 均君）

お答えいたします。

土木組合の議会につきましては、さきに終わりました、当初予算も決定がされております。それを見ますと、23年度の当初予算の中にも行政視察旅費が組まれているということでございます。ただ、それにつきまして土木組合のほうに問い合わせをいたしました。そうしたところ、みやま市の議会選挙が夏ぐらいにあると、そういうふうなことをお聞きいたしておりますし、その改選後にこの予算をどうするのか、また、もし視察をすれば、どういふところに行くのか、実のあるものにすべきだと、そういうふうな論議は改めてするといふふうなことをお聞きいたしまして、23年度の予算としては計上しておりますけれども、それをどういう形で執行するのか、そういうものは改めて議会と執行部の中で協議されるといふふうになっているとお聞きいたしております。

○15番（矢ヶ部広巳君）

予算を組んでであると。具体的には、議会費として幾ら組んで、そして行政視察費は幾ら組んでであるということでしょうか。前年度との比較もあわせて、よかったらお願いいたします。

○産業経済部長（藤木 均君）

予算額といたしましては、前年と同額、495千円の計上をされているということをお聞きしておりますし、当然そのことはみやま土木組合の議会費の中に予算計上がされているということでございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

ということは、全く前年度と同額で今計上されておると。ただし、執行については7月ごろ、みやま市の市議員選挙があると、そこでまた検討をするということではありますが、それでいいですかね。

○産業経済部長（藤木 均君）

土木組合に問い合わせた結果は、今、私が申し上げたとおりでございます。

○15番（矢ヶ部広巳君）

少なくとも市長、答弁は要りませんが、市民の感情を逆なでするような柳川みやま土木組合の視察研修、これは私はやめてもらいたいと思います。なぜなら、ほかの一部組合なんか全くしてないんですよ、やっぱりこの経費節減の上からもですね。そこで、金のかからない視察研修は私は幾らでもあると思います。何も視察研修をするのが悪いと言っておるのじゃありません。例えば、バスは市のバスを使うとか、あるいは1泊2日を日帰りにするとか、

大切な税金でありますから、もっともっと大切に使うべきではなからうかと私は思います。提案者、執行者である組合長、副組合長の良識ある行政手腕を心から願って、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（古賀澄雄君）

これもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時 1分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第2順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

○16番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんおはようございます。緒方寿光です。早速、一般質問を行います。

なお、執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので簡潔、明瞭な答弁をぜひお願いいたします。

私の今回の質問は、大きくは2点になります。1つは、トップセールスと地元物産アピールについて、2つ目に、白紙の総合運動公園の整備事業についてであります。

さて、4月からいよいよ新年度が始まります。平成23年度の柳川市の一般会計予算は約267億円で、前年度予算と比較して約2,390,000千円の減額となっております。特に歳入では、自主財源である市税が前年度と比較しまして、約140,000千円の減額になっております。総額にして約60億円、率にして2.3%の減少です。

一方、歳出では、特に子ども手当、生活保護、障害者の自立支給給付費、介護保険関係経費などの社会保障関係経費が大きく伸びておりまして、民生費は前年度予算と比較して、約560,000千円の増額となっております。総額約103億円です。率にして5.8%の増加であります。

私は前回の質問でも話をしましたが、簡単に言えば、この大不況の中、何も手を打たなければ自主財源はどんどん減り続ける。逆に少子・高齢化の進展、さらに経済不況などにより出ていくお金は今後ますますふえていくということと考えております。

そして、最も大事なことは、国の財政が悪くなかった時代には、国は地方の面倒を見てくれていたわけですが、今はその余裕はほとんどなくなったのが現実で、特に柳川市の場合、国にこれまで依存をし続けてきた交付税等は平成27年度以降は急激に減額されていきます。この現実を避けて通ることはできないんです。そこで、今、早急に求められているのは、地方の自立、つまり柳川市が自立するためにいかにどの自主財源の確保、そして自主財源を増

加させる、そういう政策をスピードをもって次々に打っていくことではないでしょうか。このままでは、柳川市の今後の財政状況は厳しさを増しますが、私は地方税をふやす手段の一つが企業誘致であり、誘致による法人税、人口増加による市民税の増加が期待できると考えています。そのためには誘致の受け皿を、まずは早急につくることはもちろんのことですが、同時に市長みずからが地元を初め、そして全国にトップセールスを行うことが私は最も重要ではないかと考えます。

もっと言いますと、もうじっとしているときではなくて、まず動くことから、そしてトライをすることから始まるのではないかと、強く考えております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

実はNECが柳川市から撤退することは昨年聞きました。そして、さらにタキロンポリマーまで八女市に移転するというのを聞いております。NECの撤退だけでも80,000千円以上の税収の減少、そして今回のこの件で、さらに柳川の税収は輪をかけて減少します。この件については、多くの市民より移転を食いとめるために何か打つ手はなかったのかという厳しい意見も寄せられております。

そこで最初の質問をいたしますが、企業誘致のためのトップセールスを、これまでの2年間どのようにしてこられたのか、またその成果、さらに新年度の取り組みについて、まずは市長に明確な答弁を求めます。

なお、これから先の質問については自席より行いますので、まずは簡潔、明瞭な答弁をよろしく願いいたします。

○市長（金子健次君）

おはようございます。緒方議員の御質問は、市長のトップセールスのあり方、中でも企業誘致に対する市長の考え方と、これまでの成果についてのお尋ねでございます。

産業が活発になりますと、若者の雇用と定住化が促進されます。何よりもまち全体が生き生きとなります。市の総合計画でも、地元雇用を生み出す施策として企業誘致が挙げられているところです。これまでも企業誘致の問題については、多くの議員さん方から御質問いただきました。そのたびに私は、企業誘致の必要性については、議員と共通の思いであることは申し上げてきたところです。

ただ、その際に申し上げていることは、企業誘致は一朝一夕には成し得ないこともそのたびごとに申し上げてまいりました。とりわけ経済の状況は一向に好転の兆しが見えず、企業の投資意欲が低調な中で誘致は大変厳しいものがあります。

私は昨年、九州市長会の席で佐賀県の鳥栖市長さんのお話を伺う機会を得ました。鳥栖は高速道路が交わる要衝の地ですが、企業誘致するに当たっての要点は、税制面の優遇措置、工業団地の整備も欠くことができない要素であると、一番大事なことは、地下水を含めた水の安定供給であることを力説されたところでもあります。

そこで、すぐに我が柳川市の現状を思ったものでした。つまり企業を誘致するに当たっては、水の問題と軟弱地盤の問題、工業団地の問題など、まずは柳川市に不足する基礎的な条件をどうつくり上げるかから始めなければならないことを痛感したところでもあります。したがって、そのことについては、今後ぜひとも取り組むべき課題と肝に銘じておりますが、すぐにその条件整備に着手していくかというところを躊躇うべきを得ません。なぜなら、これらの条件整備については相当な投資を必要とするものですが、先ほど申し上げましたように、現下の経済状況あるいは企業の投資動向を見たときに、果たしてそれは今なのかの思いを強くしているところでもあります。

最近はやっと景気の上向き傾向と言われていますが、中東諸国で発生した市民運動で原油価格が高騰し、せつかくの景気動向に水を差されることが懸念されています。この運動の広がり次第では世界の経済に重大な影響が出てくることも、専門家の中では予測をされております。企業誘致の重要性、必要性については、議員とは思いますが、このように、まだ先の経済動向がはっきり見えない現状での多額の投資については慎重にならざるを得ません。

とは申しまして、初めに申し上げましたように、産業の活性化は市の発展の上からも大事で、今後も企業誘致の施策は堅持してまいります。当面の策として、市内事業者の仕事をふやす取り組み、言うならば、仕事誘致事業を行っていきたく思っております。商工会、商工会議所と連携をし、市外の企業と市内の企業の情報交換、交流の場を設け、企業同士の取引、商談の機会を創設しようとするものであります。さらには発展し、大手事業者を招いて商談会などの企画もしていきたいと思っております。もちろんこの成否は事業者の自助努力が大前提となるものであります。このようなことを積み重ねることによって、市内事業者の経営規模拡大が期待できますし、大手あるいは中央の企業との取引を重ねることによって、市内事業者の技術の向上にもつながると思っております。

繰り返しになりますが、企業誘致の重要性は感じつつも本格的な条件整備については、慎重とならざるを得ないことを御理解いただきたいと思います。

○16番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございました。再度質問をいたします。

まず、プラスチック加工のタキロンポリマーについてなんですが、これは柳川市の西浜武の本社工場を八女市の工業団地に移転をするということで、八女市と合意をされて2月28日に調印式が行われたと私は聞いております。

私、この会社を調べましたところ、鉱山、そして下水処理場などで使われる脱水機内のフィルター、そして半導体製造機向けの大型円柱棒など、特に特殊プラスチック製品を製造しております。今年度の売り上げ、約840,000千円を見込んでいます。すばらしい会社だということでもあります。

そして、これからが大事なんですが、今後も海外需要の高まりが本当に見込まれる中で、現在の工場では実は生産額に対応できないから移転を決めたということでありまして、新工場は、具体的には敷地面積約1万7,000平方メートル、移転費用は土地代、設備投資を含めて約15億円。そして、4月着工、2012年1月稼働ですか、そして、従業員は現在は40人だが、今後5年以内に約10名ほど従業員を新たに採用をされるそうであります。

そこで、市長にお尋ねをいたしますが、このタキロンポリマーの撤退で柳川市の税収の減収はどれほどまでになるのか、お尋ねをいたします。

○商工振興課長（江崎尚美君）

税収の減ということですが、税収は固定資産税及び従業員の方の市民税等が大体あると思いますけれども、不動産固定資産税につきましては、あそこがほとんど借地ということになっております。

ただ、動産関係が少しございますので、その税金があることと、プラス従業員の方の市県民税ということになっておりますけれども、市県民税については、具体的に把握はしておりません。

以上です。

○16番（緒方寿光君）

大変残念な答弁だと思います。やっぱり具体的に数字を上げてぜひ御説明をいただければと思います。

そこで質問いたしますが、金子市長は就任後、この会社に訪問をされ、実際トップセールスをされたことがありますか。もしあるとすれば、いつごろ、どのような形で、どんな話をされたのか、お尋ねをいたします。

○市長（金子健次君）

実際この会社につきましては、以前はダンポリマーと、そして、タキロンポリマーという形で会社が変わっております。この会社の倉庫または工場等につきましては、立石さんという方の所有地でございます。

それで、固定資産税については、その分の家屋、土地は残ったままというふうに、借地ということで。それとあわせて40名近くの今の従業員については、ほとんど柳川市の方ということで、市県民税につきましては、こちらから通われる範囲ということで、柳川市に在住をされるということは、柳川市のほうで市民税を納めていただくというふうになるかと思えます。

ただ、法人税とか、そういう面については今後、減額になるということは承知をいたしております。

それと、私が最初に、就任当初だけ行って、その後はうちの産業経済部の商工振興課等で、経緯は聞いておりますけれども、どうしてもこちらのほうに慰留できなかったということは

聞いております。

以上です。

○16番（緒方寿光君）

ということは、一度も市長みずからは訪問されなかったということですか。

○市長（金子健次君）

はい、そうです。

○16番（緒方寿光君）

これは特に市民の方のお話なんですけれども、この会社、そして、市長が就任された2年ほど前までに、既に新工場のために新しい土地を見つけていたという話もあるんですが、市長はこの情報は全く御存じなかったということですか、市長に質問いたします。

○市長（金子健次君）

お答えいたします。

担当のほうからピアスの土地の問題とか、そういう問題を紹介したというのがありますけど、まだその問題が解決をしておりませんので、もちろんその工場は24時間フル稼働しておりますので、騒音問題等があります。そういう面では、柳川市に照会しましたが、適当な場所がなかったというふうに伺っております。

○16番（緒方寿光君）

私は、はっきり言えますけれども、やはりちょっと市長の答弁ではよくわかりませんでしたけどね、特に柳川は自主財源に乏しいというのはもうわかりきっておるわけで、そして、今市長もおっしゃいましたが、柳川市外から新しく企業を誘致すること、これは大変厳しいことだと私も思います。こういう厳しい時代ですし、今、特に中小企業、海外に出ていたりしておりますので、それはわかります。しかしながら、今この柳川市で頑張っている企業が、この柳川から出て行かない施策を打つことがまず私は大事じゃないかなと、そう思うんです。

それで、今の答弁ではちょっとわかりづらかったんですけどね、そういう情報が入ったらやっぱりみずから会社の社長、役員どなたでもいいと思いますがね、やはりこっちから、いや、柳川に残ってくれと、こういう用地も今からやるんでと、そういう話がなぜされなかったのか、ちょっと残念に思いますが、その辺の見解についてもう一度、御質問をいたします。

○市長（金子健次君）

市長に就任をいたしまして、ちょうど4月で折り返し点でございます。市長という職責の中で、いろんな仕事の面で確かに市内の企業に対する訪問は、怠っていた分は否定をいたしません。今後そういう面につきましては、今、なかなか誘致が難しいということも今申し上げましたが、今後は何とか食いとめるような形で、もう少しそういう所管課のスタッフ、私も含めてですね、出て行かないような形、そして、その現在の企業がもっともっと充実して

いくような形を今後2年間でやっていきたいと考えております。

以上です。

○16番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございました。そういった意味では、企業誘致はやっぱり本気で覚悟を決めてやらなければ、本当にこの柳川に企業は来ないと思っておりますし、私の考えはやっぱり、市長みずから一丁目一番地で、総合運動公園ということで当初から走られましたけどね、そういう問題よりも、やはりこの企業誘致にもっと力を入れることが大事じゃなかったのかと、私はそう考えております。

次の質問に移ります。地元物産のアピールとトップセールスにつきまして質問をいたします。

1市2町の合併から約6年を迎えようとしておりますが、はっきり言いまして、柳川市の将来の見通しは決して明るいものではないと考えております。簡単に言いますとなぜか、簡単に言いますと、毎年約700人の人口の減少、そして農業、漁業、商工業、なかなか振るわない状況が続いている、この理由からです。

金子市長は、平成21年7月に経済の安定と、そして、産業の発展を目指すために柳川ブランド化に着目をされ構想を決められて、そして具体的にブランド商品づくり、ブランド認定、情報発信、そして、販促活動を行うとされてあります。

私は、市長のこの企画の発想については大いに賛成です。しかしながら、金子市長のマニフェストに、実際に活力ある地場産業の振興のために市長みずから特産物の開発を進め、そしてトップセールスをするとうたってあるものの、この2年が経過しようとしておりますが、現時点において市民の多くの声は、実は市長のトップセールスの量とスピードが足りないのではないかと、そういう声が多いのは実は現実なんです。そして、福岡都市圏は、これから先もそうですが、九州最大の消費地ですから、そして、今はアジアから多くの人が来ております。そこで、日本全国の大都市を含めて、もっと地元の物産を積極的にPRすべきではないか、そういう声や、さらにはいいもので安全・安心の柳川の物産、特産物は売り方次第で必ず売れると、もっと積極的にどんどん動いてほしいというような声も実際にあるんです。

そのような中で市長に再度質問ですが、地元物産のアピールと、そしてトップセールスについて、これまで2年間の活動と実績をお尋ねいたします。そしてさらに新年度の展開をどのように考えられているのか、その具体策を明確にお答えください。

○市長（金子健次君）

お答えいたします。地元物産のアピールに関する活動等につきましては、後ほど担当の課長から報告をいたしますが、私からは柳川市をアピールすることについて、私の思いの一端を申し上げたいと思います。

柳川市は全国的にも高い知名度があることは御承知のとおりであります。ただし、柳川市

に対するイメージというのは、水郷、川下り、ウナギ、白秋がその代表であります。もちろんそのイメージは今後も大事にしていかなければなりません、そのほかにも誇れる素晴らしいものがあります。例えば、農産物ではナス、イチジク、イチゴ、アスパラ、ツボミナなどは県下有数の産地でもあります。大豆の生産は県下一を誇っております。一昨年は大和町上塩塚営農集団が農林水産大臣賞に輝き、日本一に輝いております。また、水産物ではノリの生産は全国有数の産地でありますし、有明海に生息する魚介類の珍味は、観光客からも喜ばれております。さらには工芸品のイグサを使った花ござや、九州では唯一、柳川市しかつくられていない神棚など、枚挙にいとまがありません。このように素晴らしい産物があるにもかかわらず、このことが十分知られていないことはまことにもったいなく、残念なことであります。

今は、世界でも日本でも国を挙げて、地域を挙げて、観光客の誘致に力を入れております。それは、観光産業はすそ野が広く経済に大きな波及効果をもたらす産業であることが認識されたことによるものであります。したがって、柳川もこの時代の流れにおくれることなく、柳川の魅力をもっともっとアピールいたしまして、観光客を誘致につなげていきたいと思っております。そして、柳川に観光客、つまり人を呼び込む、そこに地場産品や特産品、つまり物をつくって提供する、そしてそれを販売、つまり金を呼び込むという流れをつくり出したいと考えております。そして、この流れを拡大、再生産させ、産業活動を活発化させたい、そうすれば、そこに雇用が生まれてきます。つまり人、物、金を柳川市に呼び込んで産業を振興させ、ひいては柳川全体を活性化させていきたいと考えております。その先頭に立つのが市長たる私の役割でありますし、トップセールスの意義であると思っております。

そこで、私のトップセールスの活動内容をお尋ねでございますが、私も出張で上京いたしますが、その際に福岡県人会の会合、あるいはさまざまな催し物に出席し、柳川の紹介と産物の紹介をいたしております。昨年行われました九州市長会総会や県市長会総会の席上でも、柳川市の紹介と産物等の案内を行いました。

来年の春5月に福岡県が九州市長会を担当いたします。その九州市長会の福岡では、福岡市や北九州だけしか開催をされておりました。これに私は柳川市として、ぜひこの開催をお願いしたいということで今手を挙げているところでもあります。九州市長会というのは、300人近くが3日間おいでになります。そういう面では、今までの私が参加した九州市長会においては、いろんな産物や紹介やまちのPRや観光面でも、ぐっと一気にセールスが拡大していくんじゃないかということで、ぜひこの九州市長会を誘致したいというふうに考えているところでございます。また、JA柳川組合長と一緒にしまして、柳川産のもち米を使ってもらおうよう新潟のお菓子製造会社も訪問いたしました。さらには福岡市内や東京の青果市場を訪問いたしまして意見交換を行うとともに、柳川産物の販売促進と取扱量を拡大してもらおうよう要望活動を行ってきました。



以上のような活動をいたしておりますが、活動したらすぐにその成果が出てくるといったものではなく、地道に、しかも、絶え間なく活動していく中から、徐々にその効果があらわれてくるとの思いを持って、これからもあらゆる機会をとらえて、こうした活動を行っていきたいと思っております。あわせて、例えば全国組織の団体や大きな団体の会議、あるいは先ほど申し上げました総会等の誘致につきましても今後も考えていきたいと思っております。

最後に、本議会の冒頭に平成23年度に向けた私の所信を申し述べましたが、私は九州新幹線の開通を大きなビジネスチャンスとしてとらえています。このチャンスを生かしたいと思っております。そのため、施策も予算の中に反映させていただけることを申し述べておきたいと思っております。

以上、私の考えの一端申し上げましたが、あとは担当から答弁をさせていただきます。

○商工振興課長（江崎尚美君）

私のほうからは地元物産のアピール活動、特に物産展を中心に御報告をさせていただきます。と思っております。

物産展などへの出店について申し上げます。

具体的には、出店案内によりまして、観光協会及び商工会議所、商工会に業者の出店依頼をお願いし、県内外に特産品、物産を展示販売、紹介をしております。

また、出店の際には観光情報関係のパンフレットやポスター、水郷柳川ののぼり旗を持参しておるところでございます。平成21年度は6回、22団体、22年度も6回、14団体の出店がっております。

主なものとしましては、延岡の「のぼりざる」物産展、次に、ありがとう水交流物産展、3番目に、八女矢部祭り、4番目に、筑後スローフードフェスタ、5番目に、筑後川フェスティバルなどがございます。

また本市は、社団法人福岡県物産振興会の特別会員でもあります。振興会の事業としましては、福岡県の補助事業として、平成21年度は4回、単独事業ではデパートの催し場催事として68回、地下催事として36回の物産展を、関東、関西を中心に開催をしております。また、この中には九州各県との共同開催の物産展もあります。ほかの県では、首都圏にアンテナショップを設置しているところもございますけれども、福岡県では、あえて設置しないで、物産展に力を入れているところがございます。また、このように県内外での物産展などへの出店によりまして、新たな地域間交流が生まれ、そこでの交流の中で、新たな商品の開発や売り込みが行われ取引拡大へと進み、また、そのことが産業の振興に大きく寄与するものと期待しているところがございます。

また、本市としましては、これらの機会をとらえまして、情報の発信と新たな地元物産の掘り起こしを行い、観光やブランド推進と一体となり、また地域の活性化に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○柳川ブランド推進室長（武藤正純君）

うちのほうからは柳川ブランド推進室で、今年度から取り組んでおります柳川ブランド推進事業における地元物産のPRと活動ということで、報告したいと思います。

この柳川ブランド推進事業につきましては、先般の議員の質疑の中で内容については答弁したとおりでございますが、4つのプロジェクトを柱に、現在事業展開を行っているところでございます。その中の1つといたしまして、柳川らしい商品づくりをやるということ、この事業としては、消費者モニター事業、あるいは特産品づくりアドバイザー事業、それと特産品開発事業、異業種交流会と、4つの事業に取り組んでおります。

その主な成果といたしましては、本市の特産物を代表するノリと米粉を使った柳川らしい新たな商品19品が開発をされたところでございます。このPR効果によって農水産物の産地イメージを高めると同時に、参加店舗の売り上げ増につながっていると。そしてまたイベントに終わらず、現在も販売は継続されているという効果があります。

また、この事業を通して初めて関係者、参加店舗、流通関係者、生産者等の参加による異業種交流会も開催をし、産業間連携を深めると同時に、米粉の一般販売と米粉パンの製造ルートの確立につなげることができております。

次の商品の認定品づくりということで取り組んでおりますが、これはブランドロゴ作成事業、それとブランド認定事業、この2つの事業に今取り組んでおります。

その主な成果といたしましては、キャッチフレーズを「よかばかんも～柳川」と決定をいたしましてロゴを作成し、ブランド推進事業を市内外に広くPRを行うことができました。また、認定事業も現在進めておるわけでございますけれど、これは柳川市のお土産品という分野で、今現在、作業を進めておるところでございます。

次に、効果的な情報発信と販促活動ということで、これはホームページの開発事業、それと体験モニター事業の2つの事業に取り組んでおります。その主な成果といたしましては、現地集合・解散型の「よかばんも体験」と、福岡都市圏を対象とするバスツアー型の「よかばんもツアー」と、これを実施いたしまして、約400人の参加者がっております。参加者に対して、農産物の収穫体験や物づくり体験を通して、柳川市の新たな地域イメージや農水産物の産地イメージを発信、PRをすることができております。

それと、地域イメージの取り組みということで、この中では、市民公開講座、それから学校給食への米粉パン提供事業と、2つの事業に取り組みました。その主な成果としては、市民公開講座においては自分が得意とする農業の分野で、体験を受け入れてもらう人の人材の発掘を行うことができましたし、また、米粉パン提供事業においては、JAより福岡県学校給食へ米粉パン用の柳川産の米を供給するということにつながっております。

こうした4つの事業を展開しながら、柳川の特産物や柳川の新たな魅力を市内外にアピー

ルができたというところが大きな成果というふうを考えております。

以上がブランド推進事業の報告といたします。

○16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。再度質問いたします。

私は実際先日、久留米で「パワフルちくご」ということで、筑後地区の自慢の農産物、そしてその商品が販売展示され、私も微力ながらボランティア手伝ったわけですが、結論は市長、ある企業のパイヤーから実は既に引き合いもありましてね、今後、やっぱりこのような機会をふやせば、私は必ず柳川のブランドは売れると確信したところなんですよ。

そこで、九州新幹線の全通が12日に迫っておるわけなんですけど、市長に率直にお尋ねをいたします。特に3月3日のオープンで、JR博多シティの来店者はどれくらいか御存じですか。

○市長（金子健次君）

たくさんの方がおいでになったということは聞いていますけれども、並んであったということ聞いていますけど、たしか何百……その数がですね、観光客が。観光客じゃなくて、どのくらい来てあるかということは、私は具体的な数字は承知しておりません。

○16番（緒方寿光君）

ぜひ把握していただきたいと思いますね。初日が22万2,000人、翌日は26万人ということなんです。これはJR九州の子会社、同施設を運営しております博多ターミナルビルがこれはもう率直に発表しておるんです。つまり柳川市の人口の3.3倍ぐらいの人が毎日この場に訪れておるんですよ、市長。

ですから、私が言いたいのは、地産地消、大事だと思います。そして筑後地区、福岡県、大事だと思います。しかしながら、やはりこれだけ九州新幹線のまあま効果は、これはどうか分かりませんがね。開業してこれだけ、ここにどっと人が集まっている。そしてまたアジアからも、中国のクルー船とかいっぱい来ておりましてね、韓国からもビートルでどんどん来とるんですよ。

私は何を言いたいかというと、やはりこういう博多駅とか、博多港とか、国際空港とか福岡ですね。やはりそういうところで、観光だけのPRじゃなくて、それと同時にやはり物産を、柳川のブランドの物産をどんどんPRする。そして販売も行う。それぐらいのことをやらなければ、私は今のこの時期に大変もったいない話じゃないかなと、私はそう思っておりますが、市長の見解をもう一度お聞かせいただけますか。

○産業経済部長（藤木 均君）

私がブランド事業の担当の部長でございますので、私のほうからお答えいたしたいと思います。

今の緒方議員おっしゃるように、これは柳川市というのは市長も申し上げましたように、

知名度が高いものがございます。

ただ、その申し上げたいのは、我々のブランド事業というのをもう少しちょっと説明させていただきますと、柳川市の農産物、柳川をイメージしているのはウナギ、川下り、水郷、そういうものが多いわけです。ただし、私たちそのアンケートをとりました。というのが柳川に対するイメージというのは、農産物だとか、海に面していることも知らないという人がほとんどなんです。

したがって、我々は、確かに柳川の農産物、そういうものも売り出していかなければなりませんけれども、柳川市の農産物を出したときに、手にとってもらえる、そこをまず目指しているんです。したがって、柳川の地域イメージをどうつくり上げていくのか。例えば、私がよく言うんですけれども湯布院。湯布院と聞いたときに、すぐイメージがわくわけですね。湯布院でつくられた農産物、湯布院でつくられたジャム、そういうものはすぐイメージにわくんです。しかし、柳川でつくられたジャムというのはイメージがなかなかわいてこないということが消費者から返ってくるんです。したがって、柳川のそういうふうな海もありますよ、農産物もありますよ、もちろんウナギもありますよと、そういう総合的なイメージをどうつくり上げていこうか、そういうのが地域ブランド、我々が今進めているんです。そういう地域のイメージをつくり上げていけば、そこでつくられた産物も売れていく、そして、全体が活性化していく、そういう展開をやっているわけです。

したがって、非常に回りくどい展開だと思いますけれども、我々はそういうふうな地道な活動をする中から柳川市を活性化していきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

○16番（緒方寿光君）

はい、答弁ありがとうございます。まあそれはぜひイメージづくりは大事だと思いますので、まずそこからだと私も思っております。

しかしながら、この時期に来てですね、やはりそのイメージづくりは大事なんですけれども、簡単に私は言いますが、農協のJAの流通でそれは流してあるもの、それはそれで大いに頑張っていたきたいし、それはそれでいいと思います。

しかしながら、その流通でない柳川のブランド。強いて言いますと、立派なものですね、ちょっといいもの。そういう、やはり物を販売するその市場と申しましょうか、これは生産者個人でやればいいんじゃないかと言われそうですけど、いや、そうではなくて、やはりそこも柳川市がいろんな意味でブースぐらいは出してですね、売るのは生産者が売っていいと思いますよ。やっぱりそれぐらいの発想でやらなければ、いやもう私ははっきり言いますが、乗りおくれますね。

多少売れてですね、そういう若い人たちが本当にいいものをつくってある農家とかいろいろおられます、特産品もつくってある方いらっしゃいます、職人ですよ。そういう人たち

がものが売れば、やはり所得も上がりますし、所得が上がれば当然のことながら、柳川市が活性するというのは、これが結論だと思いますのでね、この大不況の中でやはりそれぐらいのスケールでやらなければ、それぐらいのスピードでやらなければ、鹿児島とか福岡とか本当に一生懸命やってある自治体、本当にあるんです。取り残されると私は思っております。そこを私はぜひこれから市長任期2年間の中で、それは結果はすぐ出ないかもしれませんが大いに動いていただき、トップセールスもやっていただき、そういう気持ちで私は話をしておりますので、そこをぜひ御理解いただければと思いますが、市長の見解を再度お尋ねいたします。

○市長（金子健次君）

緒方議員と最初にお会いしたときに、このことについて、緒方議員が「私はいろんな形で全国にいろんな人と人脈もあります。それでセールスの仕方についても心得ております」ということで、「何か市長に協力できる分についてはやってもいいですよ」というお話を一番最初にお会いしたときに聞いたことを一番記憶に残っております。

きょうのいろんな提言については緒方議員の思いを力強く述べられ、私にとりましては、ちょうど折り返し点になりますけれども、今後、十分御提言された分については、生かしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○16番（緒方寿光君）

市長からの御答弁ありがとうございました。ぜひ積極的にやっていただきたいと強く願っております。

最後になります。白紙の総合運動公園整備事業につきまして、質問をいたします。3点に絞って質問します。

まず1点目の質問ですが、金子市長が昨年の12月議会において白紙にされた総合運動公園基本構想、公園整備基本構想に使われた税金ですね、人件費を含めて、総額幾らになるのか。

具体的に質問しますと、事業費約1,280,000千円のA案、そして、事業費約3,050,000千円のB案の構想を市長が就任当初より進められまして、最終的に両案とも白紙にされたわけなんです。これまで2年間でのこの事業計画の予算執行額、総額をですね。前回の議会では人件費入っていなかったんですよ、人件費も含めてぜひお尋ねをいたします。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

予算総額でございますけれども、職員2名分の人件費を含めまして平成21年度決算で8,375,402円、22年度が決算見込みでございますけれども13,390,319円、合計で21,765,721円となっております。

以上です。

○16番（緒方寿光君）

これ以上言いたいところなんですけどね。2点目の質問をまずさせていただきます。

市長は昨年12月議会におきまして、総合運動公園の整備、これは将来の課題として残しながら、そして当面は既存のスポーツ施設や公園の改修、そして、整備の方向にかじを切り直すと話をされてあります。例えば、グラウンドやネットの改修、応援席の整備、施設周囲にウォーキングコースを整備することなどによって、市民の要望と期待にこたえていきたいと考えているという答弁をされてありますが、そこで私は質問いたしますが、今回のこのA案、B案の基本構想ですね。これは白紙なのか、それとも白紙撤回なのか、そこを市長にお尋ねいたします。

○市長（金子健次君）

12月議会で緒方議員から、この件について質問がありまして、重なる分もありますけれどもお答えいたしたいと思っております。

予算の関係につきましては、先ほど執行額について申し上げたとおりでございますけれども、予算に関する私の見解でありますけれども、第1次柳川市総合計画にうたわれております総合運動公園構想は、本格的に施設を持たない本市にとりまして、合併前からの長年の夢でありながら、なかなか踏み込むことができなかった課題であったわけです。

私は、総合運動公園整備をマニフェストに掲げ、その実現に向けて取り組んでまいりましたが、今後、学校校舎の改築や西鉄駅周辺整備事業など、大きな事業費を要する政策課題が山積をしておったわけです。また、市民の皆様や市議会の御意見を尊重し、施策に反映させ、かじを切り直すこととしたものであります。

このようなことから、基本構想策定に当たって調査した項目、例えば、スポーツ施設の利用状況やスポーツ団体の意向、市民アンケートの調査結果など、今後の施設改修計画やスポーツ振興に有効活用することによって最大の効果を生み出していきたいというふうに考えております。緒方議員のほうは無駄はなかったのかというような質問かもしれませんが、そういうことでお答えさせていただいているところです。

次に、今後の具体的な方針についてでございますが、市の最上位計画である第1次柳川市総合計画や私のマニフェストを基本としながらも、これらを発展させたり社会情勢の変化に応じて、その時点における最も適切な対応、見直しが必要であると考えております。さらには市民の皆様にご満足していただける市政運営を行うためにもマニフェストに固執することなく、さまざまな御意見、声に耳を傾け、柔軟に対応していかなければならないと思っております。そのため、今回の総合運動公園整備は将来の課題として先送りするものであり、基本構想の中のA案、B案を白紙にし、既存施設の改修整備に取り組もうとするものであります。

今、白紙なのか、白紙撤回なのか、どちらかなということでも問われましたけれども、私の今任期中におきましては、その案については、白紙にするということでございます。

○16番（緒方寿光君）

白紙にするということの答弁でありましたが、そこで私は、最後に質問いたしますが、市長が御答弁されました既存のそのスポーツ施設、公園の改修、そしてその他の整備についてですが、その具体的な施策ですね。改修内容、規模、総予算、財源、改修時期などを含めて、最後に市長にお尋ねをいたします。

○市長（金子健次君）

この点につきましては、具体的な今後の施設の改修については、まちづくり課長のほうからお答えいたします。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

既存施設の改修につきましては、これも12月議会でお答えしたことの繰り返しになりますけれども、市内のスポーツ施設及び公園を対象とした施設改修計画書をただいま作成しております。優先順位づけを行った上で、整備を進めていこうと考えております。

具体的な改修の内容、規模やその時期、予算など今後詰めていくこととなりますが、現在、施設の現状と課題を再度洗い直し、昨年10月に実施いたしましたアンケート結果などを活用し、住民ニーズを取り入れた課題整理を行っております。さらにこれらの課題に基づいた老朽化への対応、トイレや駐車場の整備など基本方針、整備の方向づけを定め、できるだけ早い時期に改修計画書を議会にお示ししたいと考えております。

以上です。

○16番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございました。その方向性をできるだけ早くと言われますけどね、大体の時期というのは多分目標とされてあると思いますが、それを教えていただけませんか。

○市長（金子健次君）

6月までには、議会には提案できるような形を考えています。

○16番（緒方寿光君）

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3順位、23番梅崎和弘議員の発言を許します。

○23番（梅崎和弘君）（登壇）

どうも皆さんこんにちは。23番、日本共産党の梅崎和弘でございます。一般質問の発言通

告書に従って行います。

まず、1点目が住宅リフォームの助成制度の創設についてであります。

この住宅リフォーム制度とは、市民の持ち家のリフォームを市内の業者が施工する場合、その工事額に対して助成をするものであります。いわゆるこの助成額は、各自治体で違いますけれども、工事費の15%、または30%、上限が150千円から300千円といろいろあるわけがあります。この市内の施工業者を使って屋根や外壁の改修、床や畳の張りかえ、窓ガラスの交換などの住宅リフォームに対して助成をするものであり、今現在では全国で約200の自治体に広がっております。

ある市の場合を見てみますと、申請数411件、助成額が34,000千円に對しまして、全体工事額は596,000千円になっており、いわゆる助成額の17倍の経済効果を上げております。または申請の受け付けが258件、工事の総額は320,000千円と、このような経済効果が、少ない場合でも8倍以上になっております。

このように、この制度は住民の方や業者に喜ばれておまして、地元経済への波及効果が抜群と言われております。いわゆるこの制度についてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

2点目が、公契約条例についてであります。

この公契約とは、国や地方自治体など公の機関が公共工事や印刷などの発注、物品の調達、さらに施設管理の委託に当たって、民間業者と結ぶ契約のことです。

これは談合問題から始まりました入札改革で、競争入札でのダンピング、いわゆる極端な安値での入札が多くなり、そこで働く労働者の賃金にシワ寄せがされております。

今、国や地方自治体が発注する事業で働く労働者に、人間らしく働くことができる賃金を補償するための公契約法・条例を目指す動きが全国に広がっております。公共工事では、建設労働者の賃金の平均日給は民間工事を下回る場合が多く、しかも、年々引き下げられております。国や地方自治体が、そこで働く労働者の賃金を考慮しないで、コスト削減一辺倒で発注することが官製ワーキングプア、いわゆる働く貧困層を大量に生んでおります。この公契約条例について、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

3点目が、プラスチック容器包装の分別収集についてであります。

この廃棄プラスチック類は、可燃ごみの25%を占めております。容器包装リサイクル法に基づき、分別収集の必要性がありましたけれども、本市の場合は、そのまま焼却がしてありました。

私は、この件につきまして、昨年3月議会で一般質問を行っております。塩化ビニール、プラスチック類はダイオキシンの発生源であり、このダイオキシン対策として、平成13年の2カ月で、焼却炉の改修工事が行われ、工事費用は23億円になっております。また、煙突の修理に1億円ほどかかっております。



プラスチックの容器包装の分別収集につきましては、昨年の6月よりモデル地区を指定する、それから8月からチラシの全戸配布、10月より全戸で施行するという、このスケジュールが教育民生委員会で説明があっておりましたけれども、現在の分別収集の取り組み状況はどうなっていますか。

それから、4点目の市民要望についてであります。

これは、昭南町における側溝設置と生活道路の確保についてであります。

まず、最初にお礼を申し上げますけれども、第2線堤防がやぶのようになっておりましたけれども、このり面を含めて刈り取っていただきましたことについて、住民の方たちが大変喜んでおられましたということも、お知らせをしておきます。

そこで、昭南町の堤防のわきに8戸の住宅がありますけれども、この8戸のうち6戸は側溝工事が終わり、生活道路が確保されております。しかし、残りの2戸の工事が今のところ中断したままでありまして、これは夏になると、この排水溝が蚊の繁殖地になってしまうということでございますので、この側溝工事の取り組みはどうなっていますか。

以上、第1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

○商工振興課長（江崎尚美君）

第1点目の「住宅リフォーム助成制度の創設について」についてお答えをしたいと思います。

御提案の住宅リフォーム助成制度につきましては、市民の消費を促し、中小・零細事業者の仕事をふやし、地域経済の活性化を目的とするもので、全国的にも議論がされている状況でございます。福岡県内でも筑後市など2市1町で、期間限定で実施されております。

一方で、住宅改修などに対する補助につきましては、国の事業で住宅エコポイント制度や介護保険制度による住宅改修費や、住みよか事業によります高齢者の自立助長や介護者の介護負担の軽減を目的とした住宅改造費用に対する助成などもございます。

地域の景気対策と雇用の確保は、現在の経済状況では喫緊の課題であります。本市としましても、中小・零細事業者への支援としましては、これまでに融資制度による融資限度額の引き上げ、融資残額の増加に伴う預託額の引き上げなど、また雇用対策としては、県の基金を利用した雇用創出事業として21年度から23年度まで、39の事業を実施または実施を予定しておりまして、雇用者数は228人、そのうち新規雇用者は198人となっております。

本市としての地域経済の活性化策としましては、プレミアム商品券、柳川藩札の発行事業を重要な消費刺激策として補助を行っており、21年度には通常分に加えまして、10,000千円を追加して21,700千円の補助を行っております。福岡県としても、即効性があり活性化に非常に効果があるとして特に力を入れておりまして、柳川藩札発行事業に対し、21年度に6,653千円、22年度には12,638千円の補助があつておるところでございます。このため、柳川藩札の発行額は通常分の倍以上でございまして、21年度で286,000千円、22年度も同額でござい

ます。特に22年度は、市内商店街連携で一札祭り事業として、柳川藩札500円で買える特価商品、サービスを提供するなど、工夫を凝らした事業展開も行っているところでございます。

御提案の新たな助成制度につきましては、財源の問題など慎重に運ばなければならないと考えられます。現在行われております柳川藩札でもリフォームなどには活用できますので、その活用をお願いしたいと思っております。

以上です。

○総務課長（野田 彰君）

梅崎議員の公契約条例についてお答えをいたします。

公契約と申しますのは、国や地方公共団体の公的な機関を相手に結ばれる契約のことです。この公契約法・条例の制定につきましては、全国的に要請行動が広がっていることは承知をしております。

梅崎議員言われましたとおり、公共工事等で低入札で落札した場合、当然そこで働く労働者、あるいは下請業者等にしわ寄せが来ていることも否定できないと思われま

す。しかしながら、賃金、労働条件等は、現在、最低賃金法、また労働基準法等で定められてお

りまして、条例を制定するに当たりましては、法的な問題を初め、いろいろクリアしなければならない問題がたくさんあります。また、公契約条例を制定している市町村は全国的に極めて少ない、現在2市のみであります。

こういうことを受けまして、公契約につきましては、国の法整備によって制定し、現場で働く労働者や下請業者等を守ることがワーキングプアを減少させると思われま

す。本市といたしましても、この公契約法・条例につきましては、今後、国の動向等を見ながら研究して

いきたいと考えているところでございます。

以上です。

○廃棄物対策課長（稲又義輝君）

3点目の、プラスチック製容器包装の分別収集につきましてお答えをいたします。

昨年3月に梅崎議員から同じ内容の質問がなされておりますので、まず、その後の経過について申し上げます。

昨年の6月に3カ所でモデル地区指定をいたしまして、試験施行を行い、問題点の調査を行いました。その後3回ほどのチラシや市報による分別収集のお願い、分別の仕方などの広報活動及び市内各地で出前講座を行いまして、10月から市内全域で分別収集を実施したところで

す。

次に、現在の収集状況につきましては、事業開始から5カ月を経過しました。当初、月20トン程度の収集を見込んでおりましたけれども、実際には月4トン程度の収集状況であります。

収集が少ない理由と考えられるのは、プラスチック製容器包装の分別収集が始まったこと

を知らない世帯がある、また分別が面倒だ、また分別すると容器包装がかさばり、大量になって1カ月間保管できないなどが市民の皆さんからの意見やアンケートが出てきております。

そこで対策としては、再度、分別収集のお知らせチラシや広報を実施する予定にしております。また、地域の会合などへ出向き、積極的に出前講座を開催するよう準備をいたしております。この講座にはできるだけ婦人会の皆さんにお願いをしたいと考えておりますので、機会あれば説明の時間をいただくよう、婦人会の役員さんをお願いをしているところです。

さらに現在、専従者の雇用によりまして3R推進事業を展開いたしております。その際にもプラスチック製容器包装の分別の仕方などの説明を行い、市内の職場からの啓発にも努めているところです。また、アンケート調査や最近の問い合わせなどで、収集回数をふやしていただきたいなどの要望が多く来ていることから、来年度から月1回の収集を、月2回にするための準備を行っているところでございます。

以上です。

○建設課長（中村敬二郎君）

昭南町の堤防下の生活道路における側溝工事の取り組みはどうなっているかとの質問でございますけれども、昭南町から平成21年10月に行政区要望といたしまして、3カ所の道路整備の要望がございました。このため、3カ所の要望箇所の整備順位を地元で調整していただき、今年度より第1順位の箇所により道路整備を行っているところでございます。

堤防下の道路につきましては、地元行政区より決定しました優先順位は第3順位となっております。議員の御質問の箇所には、まだ取り組みまで至っておりませんが、現地を見ても、整備が非常に困難な状況があると思われま。

以上でございます。

○23番（梅崎和弘君）

どうも第1回目の御答弁ありがとうございました。

まず、それでは住宅リフォーム助成制度の創設についてですけれども、先ほどは柳川市としてはプレミアム商品券の販売、これを中心とした商店街の活性化と、こういうことで地域経済の向上をやっていききたいということですが、私は、それはそれとして、この地域経済の向上に役立っていると、このように思っております。

しかし、このプレミアム商品券の経済波及効果といいますか、ここら辺については、ちょっとどのようにお考えでしょうか。

○商工振興課長（江崎尚美君）

具体的にどのような効果があったかということは把握しておりませんが、今申しましたように約280,000千円ぐらいが販売されて、これが最低ということで、これが全部ですが、これが何回もですね、例えば、その事業者の方がほかのところで使いたいとすると、これはまた多くなるわけでございます。

データとしまして、特に今申しましたように福岡県では力を入れておりまして、21年度に70億円、まあ高額、22年度ではその倍額、150億円程度の発行額があったと聞いております。ただ、23年度につきましても商工会議所に聞いたところ、約22年度と同じ程度が予定されておるといふことでございます。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

先ほどの課長の答弁はいただきましたけれども、私が、今提案している内容とちょっと違うんじゃないかなというふうに思っております。なぜ今、この住宅リフォーム助成制度が全国的に取り組まれているかと、こういうことを申しますと、今の深刻な市民の暮らしが続く中で、中小業者の方たちに対しては仕事がない状況と、こういう状態が続いております。いわゆる地域経済を元気にする、また仕事興しなどの有効な施策が必要ではないかと思っております。

今、住宅の新築は大幅に減ってきております。一方、その設備の改善やバリアフリーなど、先ほども課長の答弁ありましたけれども、住宅リフォームの重要性、これが拡大をしております。また、この市場規模は6兆円ともいわれておりまして、国民の要求と、このリフォーム業者にかわる業者の要求が一致するのではないかと思います。住宅にかかわる事業には大きな経済効果があり、国土交通省の住宅課の計算では、住宅投資17.1兆円に対して、関連産業部門を含めたところの工事、これが33兆円にのぼると、このように発表されております。

そこで再度お聞きしますけれども、この住宅リフォーム助成制度、これは今必要とされているというふうに思いますけれども、先ほどの御答弁がありましたけれども、また再度御答弁をお願いします。

○商工振興課長（江崎尚美君）

御提案の事業については私たちも調べまして、結構、東北とか、いろんな全国的にも実施されておるところがございまして、効果を上げているということでございます。

しかしながら、本市としましては、中小の企業、商工会議所等の意見もあって、また要望とかも受けまして、それなりに対応をしておるところでございまして、今後はそういうことも含めまして関係団体と協議し、効果的な対策については、協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

先ほど来申し上げておりますように、この助成額の10倍から20倍を超える経済波及効果があると、生まれているということでございます。

今回、菅首相は、住宅市場を活性化させる観点から、住宅リフォームの推進は極めて重要であり、住宅リフォーム助成制度については、社会資本整備総合交付金を活用することがで

きると、また今後とも支援していくと、このように答弁されておりますけれども、この柳川市におきまして、この交付金の取り扱いと申しますか、どのようになっているのでしょうか。

○商工振興課長（江崎尚美君）

柳川市においては、予算書等に記載してありますけれども、社会資本整備として、主に建設事業等に出ているようでございます。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

この住宅リフォームは、ただ単に古くなったから、その住宅のある部分を改修するだけではなくて、住みなれた家でずっと住んでいきたいというこの願いをかなえることもできるわけでありまして。特に今高齢者の方たちにとっては、特に喜ばれている制度だと、このように聞き及んでおります。

隣の大木町では、3,000千円の助成額に対して、27,000千円近くの工事があったと、このように聞いております。いわゆるこのことにつきまして、市長の御見解をお願いしたいと思います。

以上です。

○市長（金子健次君）

この助成制度につきましては、近隣では大木町というふうに御紹介いただきましたけれども、社会資本整備の交付金というのを、どういう使い道をするかということについては、それぞれの首長さんの判断だと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、それ相応の財源が必要でございますし、今後、先ほど課長が申し上げましたような形で、他市の状況も注意深く見守りながら、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

じゃ、先ほどの市長の御答弁がありましたように、今後、ぜひ検討をしていただきまして、これに取り組んでいただきたいということで、1番目は終わりたいと思います。

それから2回目の、公契約条例についてでございますけれども、この条例は、国の動向などを見ながらまた研究をしていきたいということでもあります。

いわゆる安かろう悪かろうの、安上がりの行政では公共サービスが悪くなるんじゃないかなど、このように思うわけです。

昨年7月に施行されました公共サービス基本法は、「公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」と、このようになっておりますけれども、これはあくまでも努力義務にすぎないわけでありまして。

今、国や自治体が生活できる賃金など、人間らしく働くことのできる労働条件を定めるこ

とは公共サービスを向上させる、また、賃金を底上げして地域経済の活性化にもつながると、私はこのように思いますけれども、この柳川市としまして入札額を決めるとき、こういうことを考慮されてあるのかどうか、お尋ねいたします。

○総務課長（野田 彰君）

本市の公共工事で入札するときに賃金や労働条件を考慮されてあるかという質問にお答えをいたします。

まず、賃金におきましては、国土交通省が公表しております公共工事設計労務単価というのがございます。本市におきましては、設計する場合には、この単価表を採用しております。

また、労働条件につきましては、安全管理費というものを取り入れておりますので、本市の設計としては、考慮しているというところでございます。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

市が発注した事業、先ほどもありましたように、安全管理の面も考慮した単価を入れていくということでございます。いわゆるこの市が発注しました事業を受注した企業に、労働者に一定額以上の賃金を支払うよう求めるこの公契約条例が、政令市では全国で初めて川崎で、この制定をされております。

そこで、先ほど、国土交通省の設計の単価表を見てやっているということですが、じゃ、今、その建設労働者の日給といいますか、これは幾らぐらいになるか、わかりますでしょうか。

○総務課長（野田 彰君）

労働者の日給は幾らぐらいかということですが、なかなか実態はつかめておりませんが、先ほど申し上げました公共工事設計労務単価で申し上げますと、福岡県では、普通作業員で13,200円、特殊作業員で15,400円となっております。この特殊作業員といいますのは、軽機械を運転する、また操作して行う者、例えばブルドーザー、クレーン、バックホー等に従事してある方が特殊作業員となります。

また、本単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものでありますので、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではありませんので、申し添えます。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

この件では最後の質問ですけれども、いわゆる住民の税金を使って行う公共機関の仕事は、利益第一ではなくて、人間らしい労働条件で働く環境を確保する責任があると思いますけれども、そのために、民間企業で働く労働者に対し、労働条件を補償することが大事だと思いますけれども、こちら辺を含めまして、市長の御見解をお願いします。

○市長（金子健次君）

梅崎議員の言われるとおり、公共事業で従事する者の適正な労働条件の確保、労働環境の整備については、理解するところでもございます。

この問題は地方公共団体の入札で、低入札価格によって、下請業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ労働者の賃金の低下を招く状況になってきていることから、出てきた問題ではないかと思えます。このような状況を改善し、公正かつ適正な入札を通じまして、豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは一つの自治体で解決できるものではないというふうに思います。

国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識していただき、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠と認識をしているところでございます。したがって、全国市長会でも国に対して法整備について要望されております。いましばらく国の動向を見てみたいと考えているところです。

○23番（梅崎和弘君）

はい、どうもありがとうございました。

じゃ、3点目のプラスチック製容器包装の分別収集についてでありますけれども、まず1点目、このモデル地区を指定したとき、試験施行の際いろんな問題点があったということがありましたけれども、いわゆるどういう問題点があったのか、またそれに対して、どのような解決をされたのかということをお尋ねいたします。

○廃棄物対策課長（稲又義輝君）

モデル地区を指定いたしまして、試験施行の際の問題点について、お答えをしたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたように、昨年の6月から3カ所で、モデル地区を指定いたしまして、試験施行を行って、その後に、アンケート調査を行っております。

まずはその分別収集に関する意識調査においてですけれども、約74%の方が「関心がある」というふうな御回答をいただいております。しかしながら、「分別方法が非常に難しい」、「分別基準がわかりにくい」といった回答も見受けられております。それから「廃プラの分別は今後も継続すべきである」といった御意見、「収集回数をふやしてほしい」といった声も多く寄せられております。

そのようなことから、本年4月から月1回の収集を、月2回にするための準備をしているというふうなことでございます。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

このプラスチック製の分別収集をするのはわかっておるけれども、先ほど課長の答弁にもありましたように、基準がわからんとか、ほんにせからしかというふうな、そのような意見

が、大分私も聞いたところではあったわけでございます。

そういう中におきまして、そのプラスチック容器ですね。これがボトル類とか、カップとかパック類、またはトレー類とか、発泡スチロールなどがありますけれども、このような中でどのようなものが一番多いのか、これ大体わかりますか。

○廃棄物対策課長（稲又義輝君）

プラスチック製容器包装にはどんなものが多く出ているのかというふうなことに答えをしたいというふうに思います。

やはり一番多く出ているのは、食品のトレーのようでございます。これはスーパーで魚類とか肉類、販売するのに必要となっているためでございます。各家庭でも最も多く排出されていると考えられております。それからまた、その他のお菓子や食品を包んでいます袋類、それからカップ、パック、そういったものが多く排出されているようでございます。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

トレー類が一番多いということですが、例えば、あるスーパーはトレー類とか、入れる場所があるそうですけれども、どうも奥のほうにあって見づらいと。やはりもっと入り口のところに、そこの店から出たトレーだったら、店側が引き取るとかいうふうな設置場所を交渉して置く考え方はありますか。

○廃棄物対策課長（稲又義輝君）

議員が言われるスーパーの入り口にプラスチック製容器包装の収集場所を設置したらどうかというふうなことでございますけれども、確かに収集の窓口をふやすということは、資源ごみの回収向上につながるというふうには思います。しかしながら、スーパー側の協力と理解が得られるかどうか、またはその収集また管理、そういったものをだれが行うのか、そういったものの課題が考えられるわけです。

ですから、今後はプラスチック製容器包装の回収日を月2回とする計画がありますし、直接持ち込みもできますので、設置等については現在のところ考えておりません。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

今考えていないということですが、いわゆるスーパーから買ってくるのは、トレーまで一緒に買わなきゃいかんわけですね。中身は魚なら魚だけでよかけですね、トレーはあんたんとこで引き取って、こうせんかんもということについてですね、ぜひスーパー側とも交渉をして、皆さんがやっぱり使い勝手のいいようなプラスチック類の置き場所を確保してもらいたいと、このように思います。

それから、専従者の雇用により3R推進事業とありましたけれども、この展開とはどういうものでしょうか。3Rと言われてもですね、このことが、市民の方にぱっとわかる人がど



れくらいおらっしゃるじゃろうかと思うわけですよ。やはりこのような用語じゃなくて、日本語でわかりやすく書いていただきたいと、私は思いますけどね。

○廃棄物対策課長（稲又義輝君）

3 R推進啓発事業というんですけれども、これは実は、名称は県が事業を行っている事業でございます、その名称が3 R推進事業というふうな名称でございます。それで、その中身について若干御説明をさせていただきたいというふうに思います。

現在、その柳川市内の可燃ごみの減量のために、分別等の推進指導員を2名臨時雇用をいたしまして、紙類等の廃棄物の大量排出事業所を回りまして、事業所から排出されます可燃ごみの分別の徹底を図りながら、リサイクル化、焼却ごみの減量とあわせまして、事業所の環境意識向上を図っているというふうなことでございます。

それからまた市民への啓発活動につきましては、小学生の工場見学の受け入れ、また出前講座への講師派遣等も行っております。これらの活動を通しまして、ごみ関係の発生の抑制、それから再使用、最終的にはリサイクルの推進を図るものでございます。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

まあよかですたい。それじゃ、この廃プラスチックをして、油をとるということですが、今まで施行されてからできた油の量等はわかりますか。最終的には学校給食センターなんか使いたいということで、20トンの予想に対して、四、五トンぐらいということですが、どのようになっていますか。

○廃棄物対策課長（稲又義輝君）

今までにそのプラスチック製容器包装によってできた油の量はどれだけかというふうなことですが、これは、昨年の9月の教育民生委員会の際に御説明を申し上げたとおりでございますが、実は当初収集したプラスチック製容器包装が、民間が施設の整備を行いまして油化事業を開始したというふうなことから、市において、その油化事業を実施するというふうなことでは進めておりましたけれども、実は民間がその油の精製、成分の分析、それから調整等に時間を要しているために、現在、油化につきましては行っておりません。

それで、そのプラスチック製容器包装の分別収集につきましては、昨年の10月から実施しておりますので、現在、セメント工場での補助燃料として、再利用を行っているというふうなことでございます。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

済みません、セメント工場の云々をもう少しちょっと詳しく。今まで大体もう油化事業があつてですね、大体油がとれないといかんとでしょう。それが民間のあれで現在まだしていないということですが、セメント会社の分もう少し詳しくお願いします。

○廃棄物対策課長（稲又義輝君）

セメント工場での補助燃料のことについて、若干詳しく説明をお願いしたいというふうなことですけれども、御承知のように、プラスチック製容器包装は10月から分別収集を行っております。

ですから、収集をしたものにつきましては、民間の施設のほうに一たん保管をいたしまして、その分を苅田にありますセメント工場のほうに持っていっているというふうなことでございます。

今現在、先ほどもお話をしましたけれども、おおむねトン数でいきますと、4トン程度が月に出ております。重さは少ないようではありますが、量ってというのは、物すごく多いというふうな状況でございます。とにかく現状は以上でございます。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

この市報によりますと、プラスチック収集、分別したプラスチックは青色の指定袋に入れて口を結んで出してほしいということですが、やはりこれがかさばるわけですね。割高になるという不平があるわけですね。そこで、この指定袋を何かこう改造するといいますが、別にするというかな、結局、同じ青色袋でも普通の可燃物の倍、袋ば使わんやっかということですので、袋の改造かなんか、お考えありますか。

○廃棄物対策課長（稲又義輝君）

袋の改造を考えているのかというふうな御質問ですが、柳川市におきましては、可燃ごみと資源ごみの袋を今言われますような青い袋、指定袋で統一をいたしておりますけれども、今の形が定着はしているわけではございますけれども、可燃ごみと資源ごみをそれぞれ準備をしている自治体もあるようでございますので、他の自治体を調査いたしまして今後検討したいというふうに思っております。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

やはりこの事業は、市民の皆さん方の協力がなければできないものですので、ぜひ、いわゆる出前講座を初め、婦人会の協力を得るなりしてですね、この事業を成功させていただきたいと、このように思います。

それから、4点目の市民要望についてでありますけれども、昭南町の側溝と生活道路の件につきましては、これはもう五、六年ぐらい前に要望があったわけです。そしてまた今回、市のほうも工事に取り組んでいただきたいという要望ですが、これが何らかの都合で今、工事が途中で中止になっております。この理由は、個人攻撃になりますのでちょっと差し控えますけれども、今回また工事をしてほしいという要望がありました。

いわゆるその生活道路が整備されますと利便性がよくなってですね、隣同士もすぐに行く

ことができるわけですが、ここら辺の地元の協議を十分行いながら取り組んでもらいたいと思いますけれども、これをもう一度御答弁、考え方をお願いいたします。

○建設課長（中村敬二郎君）

議員御質問の昭南町の堤防下の生活道路の整備をいたしますれば、南側と北側にあります2本の市道を連絡することになります。この生活道路に隣接されることになる方の交流が円滑になり、利便性は向上することになると思います。

しかしながら、まだ測量はしておりませんが、現地を見ても、旧堤防と家屋との間隔が非常に狭く、道路整備箇所としては極めて困難な箇所であります。

市道として整備するには、4メートル以上の幅員を確保することが原則でございますので、今後調査研究をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

じゃ、どうぞよろしくをお願いします。

それから、大沢地区を中心としたこの堤防があるわけですが、この堤防の除草についてです。今ハウスを中心とした作物に対して、害虫被害。それから、雑草がこう伸びておりますので、そこが鳥たちのすみかになってですね、鳥による食害も発生をしております。

そういうことで、年2回ではなくて、もっとその回数をふやすことを検討してもらいたいと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

○建設課長（中村敬二郎君）

大沢行政区の筑後川河川堤防の除草についての質問についてお答えをいたします。

堤防の除草は、河川管理者であります国土交通省が実施しておりますけれども、筑後川堤防の天端と犬走の小段の一部について市道として認定していますので、道路管理上、路肩より1メートルの幅につきましては、柳川市で除草を実施しているところでございます。

実施時期につきましては、河川管理者であります国土交通省が年2回、初夏の5月から6月ごろと、9月から10月ごろに除草の実施をしておりますけれども、同時期にあわせて市も実施しているところでございます。特に夏場につきましては雑草の成長が早く5、6月ごろに刈りました草も9月から10月ごろになると、かなりの長さになってきております。

このような状況は承知しているところでございますけれども、現在の年2回の実施で御理解いただきたいと思っております。

○23番（梅崎和弘君）

結局、苦労してつくった野菜が、すぐ堤防のところは海のほうから風が吹いて、それで今、害虫が乗って飛んでくるわけですが、その害虫に食われる。またせっかく芽が出てきたのを鳥に食われてしまうということは、農家にとっては大変な被害でございます。

こういうことで、ぜひ野菜農家の方たちとのいわゆる話し合いをやってもらいたいと思

ますけれども、こちら辺について、ちょっと全体的な立場に立っての市長のお考えをお願いいたします。

○市長（金子健次君）

答弁いたします。

梅崎議員がおっしゃいますように、せっかく育てた野菜が鳥や虫の被害といった農家の方にとりましても、大変なことだというふうに思います。また、マスコミでも報道されますように、ことしは特にヒヨドリの被害が顕著であったというふうに聞いております。

先ほど中村課長が答弁いたしました、河川管理者であります国土交通省、国におきましても回数をふやすことはできないかということのを要望いたしました。しかしながら、できないということですので、除草の時期については、ある程度、地元と話し合っって一番効率的な時期を選んでやりたいというふうに思っております。

草刈りの時期について、今後十分に国と詰めたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○23番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。ぜひそのような方向でお願いします。

それじゃ、これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時46分 休憩

午後 1 時59分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、1番三小田一美議員の発言を許します。

○1番（三小田一美君）（登壇）

どうも皆様こんにちは。議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問をいたしたいと思っております。

1つ目でございますが、議員の報酬の削減についてでございますが、通告にはしてありませんでしたが、関連でございますので、一般質問の冒頭の発言で風聞に基づく発言があり、議会の品位をないがしろにする発言を言わざるを得ません。一般質問は、所属する市町村の行政執行について、議員としての執行の内容、また市長の考え方を聞く場であり、議員の考え方や意見を披瀝する場ではありません。ましてや、他の、ほかの議員の声や政治姿勢を誹謗中傷する場でないことは明らかであります。先ほどの矢ヶ部議員の一般質問の冒頭の発

言は、他の議員の誹謗中傷であり、議会における品位を甚だしく汚したと言わざるを得ません。先ほどの質問の中で再三に言われました違法、制定をされていない条例に違反されているという発言は、発言者の勉強不足である。また、違法ということでございますので、担当の課の方にお尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。議会の品位をおとしめる行為であり、他地方公共団体が実施した行政の行為に対する侮辱であり、他公共団体の存続にかかわる行為であると存じます。他地方公共団体が執行した行為に対する質問は、明らかに法律違反でない限り、執行部が提案し、組合議会の議決を得てなされ、監査を経ており、関係した執行部、また審議をした組合議員、担当をされた監査委員の行為も否定することであり、議会における発言としては適当でないと考えます。矢ヶ部議員の発言を認めることは一部事務組合の行為を否定することになり、法律の定める一部組合の存続も否定することにつながり、組合の存続を含め議論が必要となり、単に負担金を支出しているからといって、すべてを聞くことができるとすれば、担当の部長の答弁ではなく、組合執行部のすべての組合の議員の出席を求め、議会が開催できるような法律、また条例の改正が必要と考えます。

そこでお尋ねしたいと思っております。それが必要になるのか、それが、議会が開催されるようになるのか、ならないのか、それをお尋ねしたいと思っております。

また、平成15年と16年、土木組合の組合長、または副組合長はどなただったのでしょうか。それをお尋ねしたいと思っております。

それと、総務委員会の委員長、平成18年10月24日から任期まで、どなたやったのでしょうか。それもお尋ねしたいと思っております。

それでは、議員の報酬の削減についてであります。質問をいたしたいと思っております。

近年、全国各地で議員の報酬や政務調査費の削減が話題となっております。議員報酬は、今までは人事院の勧告に基づき、市職員の給与の上昇に伴い、三役とともに引き上げられた経緯があります。しかし、市の職員の給与も10年前と比べれば、その水準は引き下げられてきています。また、日本経済の疲弊に伴い、企業の賃金、給与もかなり低くなってきているのが現状であります。

柳川市内の企業の平均賃金が幾らになっているのか。5年前、また10年前と比較して、どのような現状になっているのか。県や国が実施する統計の結果を教えていただきたいと思っております。

私は、10年前と比較すれば、企業の賃金はかなり落ち込んでいると考えています。

そこで、柳川市の財政状況、特に、合併後の地方交付税交付金の特例算定がなくなることを見据えて、議員報酬の見直しは避けて通れない道だと考えております。全国各地野火のごとく広がっています議員報酬の見直しについて、市長の見解を教えていただきたいと思っております。

2つ目でございますが、筑紫町地区の冠水対策についてであります。

これについては、平成21年の10月に沖端地区行政区長会より要望書が提出をされています。当時の現状は詳細に記されていますが、現在の進捗状況について、どの程度まで進んでいるのか。また、今後、何年かかれば解決をするのかをお聞かせをいただきたいと思っております。

3つ目でございますが、柳川市の観光施策についてであります。

市においては、いろいろな施策、対策プランを考え、実施をされていると存じますが、5年前と昨年の観光客、日帰りと宿泊に分けて、その変化を教えてくださいたいと思っております。

また、新幹線の開通、船小屋駅の開業、有明沿岸道路の完成と取り巻くインフラの整備は進んでいます。

また、ひなの節句に合わせたさげもんめぐり開催をされ、多くの観光客がバスなどでおいでですが、旅行会社によれば、1度に50名以上の皆さんの食事ができる場所や、お土産を買うお店が極めて少のうございます。バスが2台、3台いれば、時間をずらして食事をするしかないと言われております。他の会社のバスと競合すれば、時間の調整もままならないとのことであります。

そこでお尋ねをいたしますが、50名以上のお客さんが一度に昼食ができる場所は、市内に何か所ありますでしょうか。

また、有明海の名物とも言われますノリやつくだ煮、また、粕漬けを、観光客がバスや車をとめて購入できるお店が何か所ありますでしょうか、教えてくださいたいと思っております。

また、そのようなお店が観光ガイドマップに表示されていますでしょうか。白秋に代表される詩人、歌人、作家などは観光マップに紹介されていますが、柳川の城下町の風情はどの地区に行けばゆっくりと味わうことができますでしょうか。

各地の観光地といわれるところは、目玉をつくり、それを育てています。倉敷の風致地区、知覧の武家屋敷、姉妹都市である竹田の岡城址などは集中した整備がなされています。柳川でも観光の目玉の整備が必要と思っておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

以上、壇上よりの質問を終了をいたしますが、答弁の内容次第では、自席より一問一答質問させていただきますので、議長のお取り計らいをお願い申し上げます。

○産業経済部長（藤木 均君）

休憩をお願いします。

○議長（古賀澄雄君）

休憩をとります。

午後2時8分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

三小田議員の壇上での先ほどの通告があつていない部分の答弁につきましては、できないということでございますので、後刻、個人的に（「議長」と呼ぶ者あり）聞いていただきたいというふうに思います。そのようにお願いします。（「議長」と呼ぶ者あり）じゃ、議事を進行したいと思いますので、よろしくお願いします。（「あのですね、議長、これは議員の報酬の削減について、その関連として私は通告しておりませんでしたから、それにセットになるからお尋ねしよるわけですよ。議運委員長聞いてみてください。もういっちょ再度検討ばしてくださいよ。関連をしとりますから、議員の報酬に、だからお尋ねを、だから通告はしておりませんでしたけれども、一応お尋ねをすると、そういうふうには壇上で言いましたが、間違っていますでしょうか」と呼ぶ者あり）通告があつていないので、（「いやいや、それはわかっています。通告外でございましたけれども」と呼ぶ者あり）答弁が準備できていないということでございますので、（「議長」「ちょっとそれは検討してくださいよ。これ関連しとるから私はお尋ねをしよるわけですよ、それにあわせて」「暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午後 2 時 11 分 休憩

午後 2 時 18 分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど三小田一美議員の通告外の質問につきましては、後日の一般質問で通告を申し上げ、取り上げることに決定をしておりますので報告します。

それでは、三小田議員の発言を許します。

○1番（三小田一美君）

私の演台で質問したのはまだ答えてもろうとらんけん、一応よろしくお願ひしたいと思ひます。

○商工振興課長（江崎尚美君）

三小田議員の御質問の中の、柳川市内の企業の平均賃金が幾らになっているのかと、5年前、10年前と比較し、どのような現状になっているかという御質問に対してお答えをしたいと思ひます。

残念ながら、市内の企業の平均賃金のデータが商工振興課で持ち合わせておりませんで、また、商工団体にもお聞きしたところ、もうそういうものは、柳川市内はないということでございますので、参考に、福岡県内の民間事業の平均賃金などの実態を調査しました福岡県の賃金事情という冊子がございますけれども、これに基づきましてお答えをしたいと思ひます。

平成22年7月、1カ月間の県内の常用従業員の平均賃金は318,811円となっております。

これを規模別で見ますと、中小企業では277,011円、平均年齢が41.5歳、平均勤続年数が10.2年となっております。また、大企業では330,418円、平均年齢が39.6歳、平均勤続年数13.1年となっております。

また、筑後地区の状況を見ますと、規模別での平均賃金は、中小企業で275,864円、平均年齢41.7歳、平均勤続年数が12.1年、また、大企業では286,933円、平均年齢40.0歳、平均勤続13.9年となっております。

また、御質問の比較ということでございますけれども、10年前の平均、比較したものを数字を述べたいと思います。

また、まず福岡県内でございますけれども、先ほど述べた数字の中で、平成12年度でございます。中小企業が276,045円、平成22年度は、申しましたように277,011円となっております。966円の増となっております。また、大企業では、12年度が358,257円、22年度が330,418円となっており、27,839円の減となっておりますが、筑後地区で申しますと、逆にふえておまして、これは済みません、平成14年度からの指標しかございませんけれども、中小企業が234,205円となっており、22年度が275,864円となっております。41,659円の増となっております。また、同じく大企業で申しますと、平成14年度が272,789円、22年度が286,933円となっております。14,144円の増となっております。

以上でございます。

○市長（金子健次君）

三小田議員のほうから、議員の報酬等の見直しについて市長の見解をとということでございますので、それについてお答えをしたいと思います。

全国的には、つい先日の名古屋市長、河村市長のほうから議員の、市議会議員の報酬については半減をするというようなこと等で、名古屋市議会のほうは既に解散請求が成立をし、また今期、選挙を行うということでございます。また、阿久根市においては、報酬の見直しが市長さんのほうからあっていますけど、私自身は議員報酬の見直し等につきましては、議会のほうで十分御論議いただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○水路課長（安藤和彦君）

沖端行政区長会からの要望書の進捗状況についてお答えしたいというふうに思います。

昨年10月に要望書が提出されまして、その後、いろいろと対策について検討してまいったところでございます。

その対策でございますが、まず、梅雨時期等に筑紫町都市下水路ポンプの能力を超えるような事態が予測される場合、排水能力を補助する臨時的な水中ポンプを設置して、筑紫町都市下水路ポンプの能力アップを図り、その改善状況を見ていきたいというふうに考えております。



なお、そのための水中ポンプの借り上げ料を、平成23年度一般会計の当初予算に計上をさせていただきます。

また、そのほか、沖端川河川改修による排水樋管の改修、水路しゅんせつなどを実施して、筑紫町都市下水路ポンプ場までの導水をスムーズにしたいと考えています。

また、そのほか、筑紫町都市下水路ポンプ場の早目の稼働、そのほか、適正な水利調整や樋管管理などを行うことによって、筑紫町地区の排水改善を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○観光課長（古賀廣介君）

三小田議員の御質問にお答えいたします。

まず、5年前との観光客の変化についてでございますが、平成21年の観光入り込み客数は115万6,000人、このうち宿泊数でございますが、5万1,548人と全体の約4.5%であります。5年前の平成16年の入り込み客129万人、宿泊者数6万3,544人の4.9%と比較いたしますと、それぞれ入り込み客で13万4,000人、宿泊客で1万1,996人の減少となっております。

次に、50人以上のお客様が一度に昼食できる場所でございますが、私どもが把握しております範囲内では、市内で9軒の店舗がございます。

次に、自家用車やバス利用のお客様が、ノリやつくだ煮、粕漬けなどの特産品を購入できる場所についてでございますが、大小すべての店舗を把握はできておりませんが、大型バスが駐車できる店舗が5店舗、見学できる店舗が3店舗という状況であります。

次に、これらの店舗情報や詩人、歌人、作家などについての観光パンフレットへの掲載についてでございます。

店舗情報につきましては、規模の大小問わず、昨年度、産学民間連携事業で作成いたしましたうなぎめしマップや街角食堂マップなどを発行して、PRに努めております。

市の観光パンフレットなどにつきましては、紙面のスペースや情報量の点などから、個別の店舗情報は掲載いたしておりません。柳川市観光協会のホームページや柳川料飲組合の柳川グルメガイド、福岡県観光連盟のクロスロード福岡などでは、個別店舗の情報などが発信されております。

また、今議会に来年度予算案を上程させていただいているところですが、太宰府市にあります九州国立博物館への来館者を、西鉄やJRなどの公共交通機関を使って、柳川にお越しただこうとして九州エコパス推進協議会に参加し、市内の食事やお土産、観光スポットをPRしてまいろうというふうに思っております。

次に、詩人や歌人、作家などの紹介についてでございますけれども、まず、観光パンフレットには川下りコース沿いの32の文学碑を掲載し、PRに努めているところでございます。

また、からたち文人の足湯には7人の文学者を御紹介し、もう多くのお客様にごらんいた

だいているところでございます。

次に、城下町などの風情が味わえる地区でございますけれども、三小田議員御承知のとおり、この地は今から390年前、1620年に立花宗茂公が筑後柳川10万9,600石の大名として再封され、南筑後地方の政治経済、文化の中心として栄えてきたところでございます。

城下町といたしましては、柳川城を中心とした町割りや小路が、今なお一部残っております。例えば、城内地区の武家屋敷や柳川地区の商人町のたたずまいや寺社、仏閣の雰囲気など、かつての城下町の風情が味わえるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○市長（金子健次君）

6点目が観光の目玉の整備の考え方について、市長の見解をと言われております。

三小田議員の御指摘のとおり、倉敷市の美観地区、知覧町の武家屋敷、竹田市の岡城址など、観光地によっては集中的に整備されているところでもございます。

本市におきましては、合併後6年で約4,000人の人口が減少し、少子化と高齢化が進む中、観光交流による市外からの消費を促すことが非常に重要でありまして、観光入り込み客数をふやすための整備が必要であると考えております。

一方、財政的な面につきましては、私の所信表明でも申し上げましたとおり、中期財政計画に盛り込まれていない市民会館の改修事業や庁舎統合問題についても、今後、議会や市民の皆さんの御意見を聞きながら、検討していく必要があります。

いずれにいたしましても、限られた財源を可能な限り有効に活用し、観光客数が増加するためには、最少の経費で最大の効果を上げることを念頭に置いて取り組んでまいりたいと考えております。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。1つ目の議員の報酬について再質問いたしますが、議員の報酬の改定について答弁がございましたが、柳川市の賃金水準、福岡県の中で上位から数えたら何番目に位置しますでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○商工振興課長（江崎尚美君）

市内の企業の賃金水準はということでございますけれども、残念ながら、先ほど述べましたように、市町村ごとのデータがここではございませんので御了承をいただきたいと思っております。

以上です。

○1番（三小田一美君）

わかりました。それでは、全国の市にあって、市長の提案で、現在の半額にするところや日当制を導入するところや政務調査費を廃止をするところなどがいろいろありますが、どの方法が適正であるのか判断は難しいものがあるかと思っております。

そこで、各種委員の報酬を審議している審議会にお願いをして、市内の現状を把握していただき、市民の声などを参考に、一応検討、勉強したらいかがなものかなと、そう思いますが、市長、答弁あるならよろしくお願いします。

○市長（金子健次君）

議員報酬につきましては、先ほど答弁をいたしました。基本的には、議会のほうで十分御議論いただきたいということでございます。議員報酬について、特別職の報酬等審議会等、諮問することもございますけれども、まずもって、最初に議会のほうで御議論いただきまして、一定の方向性を出してもらってからお願いしたいというふうに考えております。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、次に筑紫町地区の冠水対策について再質問いたしますが、平成21年の10月に要望書が提出をされていますが、その後、今日まで冠水の危機は何回ありましたでしょうか、御答弁をお願いしたいと思います。

○安全安心課長（野田洋司君）

平成21年10月以降は、昨年7月14日の大雨が1回あっております。この地区、東荒野の行政区で2軒の住宅の床下浸水の報告がっております。

以上でございます。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。大体被害当たりの金額面というのはわからないでしょう、通告しておりませんでしたから、どうでしょうか、答弁できるならお願いしたいと思います。

○安全安心課長（野田洋司君）

1戸当たりの被害金額というのはちょっと把握をしておりません。申しわけございません。

○1番（三小田一美君）

それでは、当時、該当する地区に流通団地などを造成するに当たって、水田や水路を埋め立て、表面を舗装すれば、大雨のときは大量の水の行き場がなくなることは明らかであるが、一時的に水をためる調整池の整備計画はなかったんでしょうか、そこら辺のところをお尋ねしたいと思います。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

三小田議員の質問にお答えいたします。

三小田議員が言われますように、筑紫町には企業誘致を目的に流通団地を造成いたしております。事業名、柳川流通業務団地、開発面積約4万8,400平方メートルを、都市計画法第32条にのっとり県に事業申請を行い、平成7年8月に完成いたしております。

議員御指摘の調整池につきましては、申請地の都市利用計画の中において計画され、区画の南西角あたりに公園、緑地と一帯に約3,100平方メートルが整備されております。

以上です。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。ここの筑紫町の区長さんたちが要望を出されておるのは、それは非常に心配なされて、要望を出されとるわけですよ。生命、財産を守っていただくという、そういう気持ちで、ぜひこれは前向きに進めていただきたいと思います。

それでは、当該地区内で、どの程度の雨が何時間続けば、どの程度冠水するのかといったデータはあるのでしょうか。

また、そのデータに基づいた時間の雨量に対するハザードマップは作成されていますか、御答弁をお願いしたいと思います。

○安全安心課長（野田洋司君）

市内には各地の観測点が設けられておりますけれども、降水量とか水位高のそういう観測点のデータはございますけれども、当該地区の、議員のおっしゃります地区についての直接的なデータはございません。

次に、ハザードマップにつきましては、国土交通省河川事務所作成の筑後川及び矢部川の浸水想定資料と、南筑後県土整備事務所作成の沖端川の浸水想定資料に基づきまして、平成20年3月に防災マップを市のほうで作成しております。これを全世帯に配布しているところでございます。

以上でございます。

○1番（三小田一美君）

それなら、そのデータ、時間の雨量とか、ああいうとは全部データは出していないということですね。そういう確認でよかですか。

○安全安心課長（野田洋司君）

先ほども申しましたけれども、市内観測点、雨量につきましては、県土整備事務所南地区の柳川支所、それから、柳川消防署にそれぞれ雨量計がございまして、水位高につきましては、市内においては矢部川の浦島橋、それから沖端川の新村橋に水位計がございまして、そのデータはございますけれども、当該地区の直接的なデータはない、把握していないということでございます。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。データが整備をされていない状況で、何をもとにポンプの能力を決定し、また整備をなされる考えでしょうか。ちょっとだけお尋ねば、課長、お願いしたいと思います。

○水路課長（安藤和彦君）

この件につきましては、当該地区の筑紫町都市下水路ポンプの周辺のデータがないということは、先ほど安全安心課長のほうから答弁したとおりでございますが、先ほど私の答弁で

もお答えしたように、まずは、梅雨時期に筑紫町都市下水路ポンプの能力を超えるような事態が予測された場合には、臨時的に水中ポンプを設置して、その排水の改善状況を見させていただきたいというふうに思っています。その改善状況を見る中において、データの収集に努めてまいりたいというふうなことを考えているところです。

以上です。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。それでは、この流通団地がある地区は、魚市場を初めとする柳川市やその周辺の台所でもあります。要望書が出されてから1年半の月日が経過し、それ以前の状況から見ましても、一日も早い対策、また、強制排水機場の能力アップの豪雨の予想に対応した排水機場の運用が必要であると思います。ポンプの能力アップが図られるまでの間は、集中豪雨が予想される場合は、早目に運用などの創意工夫をしていただきたいと思います。これ今答弁があったとおりでございますので、よくわかります。それでは、市長のお考え方をちょっとだけお願いしたいと思います。

○市長（金子健次君）

筑紫町地区の冠水対策につきましては、先ほどからも安藤課長がお答えいたしましたように、排水路を補助する臨時的な水中ポンプの設置、水路のしゅんせつ、排水樋管の改修、排水機場の早目の稼働及び適切な水位管理などの対策を実施して、冠水対策の防止に努めていきたいというふうに考えております。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。やはりこれは職員さんも担当も、また執行長も議会も、非常にこれは心配しておりますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

それでは、次に行きたいと思いますが、観光について質問しますが、新幹線の新船小屋駅の開業を間近に控えていますが、新幹線を利用して柳川にお見えになる観光客の数をどの程度見込まれていますか、御答弁をお願いしたいと思います。

○観光課長（古賀廣介君）

新幹線を利用して柳川にどれくらいお越しいただくか、観光客の見込みということでございますけれども、筑後船小屋駅のある筑後市が試算をしております、新幹線の新駅と在来駅が、今度同じ場所に移っております。在来線の通勤、通学を含めた1日当たりの乗降客数でございますけれども、3,000人というふうに見込まれております。

三小田議員御承知のとおり、3月12日には九州新幹線が全線開業するわけでございますが、実際問題といたしまして、まず新幹線の車両については、山陽新幹線が16両編成、九州新幹線では8両編成というふうになっておりまして、お客様の乗り継ぎについての動きがいま一つ見えてきておりませんし、団体客の受け入れについてのJR側の枠の設定方針とございますか、そういったところがまだはっきり決まっていない状況にあると思います。

本市といたしましては、まず、筑後船小屋駅との近接性の訴求を第一にPRをしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。それでは、新船小屋駅から、どのような手段で柳川に来ていただくことになっていきますか。そこら辺のところもわかるなら教えていただきたいと思います。

○観光課長（古賀廣介君）

筑後船小屋駅には150から160台程度の有料駐車場が整備されております。また、レンタカーについて確認いたしましたところ、今のところ予定はないということで、ようございます。新幹線駅からの2次交通として、両駅を結ぶ路線バスを運行いたすようになっておりますけれども、運行時間はおおむね朝7時から夜8時までで、1日9往復となっております、1時間に1往復の運行、ほぼ1時間に1往復というふうな運行の計画になっております。所要時間は、船小屋駅から柳川駅まで21分程度となっております、できるだけ新幹線のダイヤと連動するような形になっております。

以上でございます。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。それでは、新幹線のダイヤに連動をしていますが、また、新幹線で見えたお客さんは新幹線でお帰りになると思いますが、帰りの交通手段も新幹線のダイヤに連動していますか。そこら辺のところをお尋ねをしたいと思います。済みません。

○観光課長（古賀廣介君）

行きも帰りも、先ほど申しましたように、本数が1日9往復ということでございますので、必ずしも上下線ともぴしっと連動しているというふうには当然言えませんが、その範囲内での上下線に往復とも連動しているというふうに考えております。

以上です。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。安心いたしました。それでは、御答弁ありがとうございました。

それでは、来ていただいたお客さんの最も見ていただきたいと思われる場所、また、柳川を感じていただける場所として、一応市長にお尋ねしたいと思いますが、ちょっとよろしゅうございますでしょうか。

もう1回言いましょうか。それでは、柳川に来ていただいたお客さん、また最も見ていただきたいと思われる場所、また柳川を感じていただける場所、そこら辺のところ、市長、おわかりならよろしく御答弁をお願いしたいと思います。

○市長（金子健次君）

観光客に最も見ていただきたい場所、柳川を感じていただける場所はどこかということでございます。

まず、最初にイメージするのは掘割であり川下り、そして、日本一の干満差を体感できる有明海ではないでしょうか。また、特定の場所ではありませんが、先人から受け継いだこの地に住む私たちの暮らしや風景そのものもごらんいただきたいと考えております。

以上です。

○1番（三小田一美君）

なかなか私の考えとちょっと違おうとようでございますが、なかなか明確な答えは出にくいようですが、冒頭に申し上げましたように、多くの観光地には目玉があります。どこの地区も行っても、どこの県に行っても、島原市には島原城、熊本市には熊本城、多くの観光客が訪れていますが、今の柳川は川下りに頼るばかりで、一度訪れた方は水がもうちょっと汚か、水郷柳川というイメージは清く澄んだ清流が流れ、すがすがしい気持ちになることを期待してきたが、異臭がする川は期待外れだと言われています。この何人かの方のお客様からよくお聞きしますが、新たな観光の目玉を創設することが求められていますが、その1つとして、一般質問で私も取り上げたことがあるかと思いますが、柳川城の復元に取り組まれてはいかがでしょうか。これ塩塚城も、ちょっと細かいけど見に行たてもろうたでしょうか。市長のお考えは、済みません、お願いします。

○市長（金子健次君）

三小田議員のほうから柳川城の復元ということで、市長どうかということでございます。

今、歴史好きの女性、歴女や、ゲームの世界で戦国武将ブームとなっております。時代の潮流をつかみ、こういった特定のニーズを持つ小さい市場に対しても目を配らなければならないと思っております。

一方で、三小田議員も御承知のとおり、観光のお客様、個人客の増加や小グループ化し、ニーズが多様化しています。これまでは、見る、食べる、遊ぶ観光でしたが、今は、体験する、交流する、学ぶの観光の時代と言われていています。体験できる地域や地域の人との触れ合いの場をつくるのが、リピーターをふやすための大切な要素となっておりますというふうに思っております。

また、財政的な面、費用対効果の面につきましても、先ほど述べさせていただいたとおりでございます。いずれにいたしましても、柳川城の復元に向けた取り組みは、行政だけではなく、議会や市民、関係者の皆さんの思いが一つとなって、初めて動き出すものと考えているところでございます。

以上です。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。やはりきょうはテレビでNHKで見せていただきました

が、この観光のことで宣伝がありよりましたけん、ニュースでありましたけど、観光を引きつけると経済効果につながると、そういうことでありましたから、うわっ、これは立派なニュースであろうなと思って関心をして、きょうはテレビを見ておりました。どうも市長ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、市において、いろいろ取り組まれています、観光客の増加にはなかなかつながっていないのが現状であります。観光客を入れ込んでいる各旅行会社の担当者やバス会社のツアー担当者を招いての意見交換会などは積極的に行っていて、役所の職員さんも非常に忙しいところもあるかもわかりませんが、役所の職員でできない発想を取り入れる考えはありませんでしょうか。一応、もう1回よかですか、市長、お尋ねをしたいと思います。

○市長（金子健次君）

お答えいたします。

旅行社やバス会社の担当者を招いての意見交換会などを行い、新たな発想を取り入れる考えはあるかということでございますけれども、今年度、福岡県事業などで関西や福岡の新聞記者や雑誌記者、海外クルーズの船のキーパーソンなど、計5回、70人の方を招聘し、いろんな御意見をいただいたところでございます。

来年度予算に上程しておりますけれども、関西や中国、南九州でのプロモーションを計画しております。その中で意見交換などできればと考えているところです。

また、今回、三小田議員から貴重な御提案いただきましたので、実際に商品を造成している旅行エージェントの若手担当者を招聘いたしまして、実際に柳川を体感していただき、プロの視点から新たに発想を取り入れる事業を、今後検討してまいりたいと考えております。

○1番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時52分 休憩

午後3時2分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、4番白谷義隆議員の発言を許します。

○4番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。4番白谷でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い質



問をさせていただきます。

それでは、まず最初に、市の活性化策、1点目の観光についてお尋ねをいたします。

今月12日、九州新幹線が全線開通となります。新幹線のある駅の自治体や周辺自治体では、観光客の取り込みや定住人口の促進など、活発な取り組みが行われております。

本市においても、全線開通にあわせ、新幹線筑後船小屋駅を玄関として、観光客誘致など地域の活性化に向けた取り組みが求められております。

また、一方では、来年度、九州自動車道と市内有明沿岸道路を直接結ぶ443号線が完成をします。そのため、本市への車での乗り入れは大きく短縮され容易となります。観光客の増加が期待をされます。そうした中、観光客誘致に向けた具体的な計画があれば教えていただきたいと思っております。

また、本市の豊富な観光資源の中、ややもすると、川下り、うなぎ飯に限定されている観光の中で他資源の積極的な活用も必要だと思っておりますが、それについて市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

再質問、他の項目については、自席より行いますので、議長におかれましてはよろしくお取り計らいくださるようお願いをいたします。

○観光課長（古賀廣介君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。

白谷議員がおっしゃるとおり、九州新幹線全線開業が直前に迫っておりまして、1年後の平成24年春には国道443号バイパスが有明沿岸道路と接続されるなど、交通インフラの整備による本市への交通アクセスが格段によくなると思っております。

そこで、観光客誘致に向けての計画ですが、まず、九州新幹線の開業にあわせ、筑後船小屋駅と柳川を結ぶ新幹線の新規路線バスが開設をされます。

本市といたしましても、これらの要素を好機ととらえ、新年度予算に計上し、今議会で承認をお願いするわけでございます。南九州方面や関西方面などのプロモーション事業として、旅行商品をつくる会社へ観光地柳川の売り込みを行い、旅行商品の造成につなげるとともに、観光宣伝事業としては、観光地柳川のPRを展開し、柳川の認知度を高め、それぞれの事業を展開することで誘客につなげたいと考えております。

なお、これらの事業の実施に当たりましては、観光協会を初め、関係団体とも協議し、計画を進めてまいりたいと考えております。

また、これも新年度予算をお願いをしておりますが、大宰府市にあります九州国立博物館への来館者を公共交通機関を通じて柳川へ回遊してもらうための仕組みをつくり、誘客促進を図るために九州エコパス推進協議会へ加入したいとも考えております。

次に、新たな観光資源の開発などの取り組みについてでございますが、今日の観光地柳川の成り立ちを振り返ってみますと、3月1日号の市報特集記事にも掲載いたしましたとおり、

やはり北原白秋先生の存在が大きな影響を及ぼしているということは言うまでもありません。さらに、今日までの関係者の御努力もあり、柳川を代表する観光資源として、川下りやうなぎ料理など、多くのお客様の支持を受け、柳川の強みとして認知されており、これらの強みは強みとして今後も磨きをかけていく必要があると考えております。

また、一方では、白谷議員も御指摘のとおり、観光客のニーズも多様化しておりまして、これまでの、見たり食べたりのほか、参加したり体験したりといった行動が加わり、さらに、地域の人々と触れ合うということが観光の大きな要素になってきております。

このような中、本市におきましては、柳川ブランド推進協議会が中心となり、地域の食材を生かした新たな特産品づくりの取り組みや農業や漁業にスポットを当てたモニター体験ツアーの取り組みなどが実施されており、市が開いた市民講座「よかばんも～体験受け入れは楽しかばんも～」への参加がきっかけで、農漁業生産者、農水産物加工業者の方々が自主団体を結成され、体験観光を推進される動きも生まれてきております。したがって、今後も観光の動向を見きわめながら、関係機関と連携をしながら、水郷をまち歩く観光の振興に向かって事業を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

それでは、二、三お尋ねをしたいと思います。新幹線開通にあわせていろんなことを計画されているということはよくわかりましたが、その中で、宣伝事業として柳川のPRを展開するという回答がありましたが、具体的に、今の時点でどういうことを考えているのか、わかったら教えてください。

○観光課長（古賀廣介君）

観光宣伝事業は、具体的にはどういうことかということでございますが、例えば南九州で申しますと、JR鹿兒島中央駅といった主要な駅、あるいはその地方の主要な商店街通りと申しますか、人がたくさん来るような場所ですけれども、こういったところで観光パンフレットや柳川の特産品のちょっとした粗品と申しますか、そういったものも組み合わせながら、道行く方々に配布し、街頭宣伝事業や主要駅などに柳川の観光ポスターを一定期間掲示するといったようなところを考えております。

以上です。

○4番（白谷義隆君）

時期についてはまだ具体的にはなっていないのでしょうか。

○観光課長（古賀廣介君）

時期についてはまだ観光協会等との細かい打ち合わせを、今後、今議会が終わりましたから進めていきたいというふうに思っておりますので、まだ現時点ではいつどこに行くという

ところまでは決めておりません。

以上です。

○4番（白谷義隆君）

先ほどの答弁の中で、旅行会社等への売り込みも考えてあるということで、それはそれとして大変重要なことだろうと思います。

ただ、それはそれとしながら、やはり先ほどお話がありましたように、例えば、鹿児島に行くとか、あるいは熊本で、例えば駅とか、あるいは繁華街、ひいては本市まで出かけてそういったPRする、そのことも私は非常に大事であろうと。そして、これはぜひお願いしたいのですが、時間の都合もあるでしょうが、直接そういう場所には、やっぱり市長みずからがそういったところに出かけて街頭に立ってPRをされる、そのことがやっぱり一番効果があるんだろうなというふうには思いますけどね。やはりいろんな機会をとらえながら、柳川をPRしていく、柳川そのものを知っていただく、だれかも先ほど言うておられましたけど、まずそれが一番だろうというふうに思います。ぜひ市長、先頭に立って頑張ってくださいと思いますが、市長、何かございましたら。

○市長（金子健次君）

朝も緒方議員のほうからいろんな形で御提言、またアドバイスもいただきました。また再度、白谷議員、また以前は荒巻議員からもいろんな形でもっと積極的にということでございます。

先日、山陽新幹線の岡山駅に、九州新幹線の、あれは「さくら」かな、その横に、福岡の紹介は大きいパネルに、何と水郷柳川ということでございます。隣は、熊本は熊本城でした。そういう面では、柳川のブランドがあるというふうに私は思っております。はっぴもつくっていただきました。私に合わせた大きなはっぴをつくっていただきました。そういうのを着ながら、駅や、またいろんな形でトップセールスを積極的に行いたいと思っております。

以上です。

○4番（白谷義隆君）

ぜひ頑張ってくださいと思います。

それから、観光資源の積極的な活用についても御回答をいただきました。先ほどの答弁の中では、柳川ブランド推進協議会を中心にそういった取り組みが行われているということをお聞きいたしました。今後ともぜひ頑張ってもらいたいと思います。

それと、ちょっと今、柳川ブランド推進協議会で体験型というか、そういうことのように、若干趣は異にしますが、従来からよく言われておることではありますが、私はもう少しまち歩き観光に力を入れて進めていただいたらどうかと考えております。

今、さげもんめぐりで、そうした人を幾分見かけることはありますが、ほかの時期には沖端地区を除けば余り見かけたことがありません。前からまち歩きマップなど、いろんなこと

を作成してPRはされているんですけど、なかなか実績が上がっていないのではないかと、そういうふうに考えております。私が改めて言うまでもなく旧柳川市街には、寺まちや、あるいは神社、あるいは町並み、あるいは道路、掘割など、そのものが観光資源として残っているわけですけど、やはりそれらのものを一定、線でつなぎながら、一つのまち歩きルートというものをつくるべきじゃないかと。もちろん、ルートをつくるからには、やはり特色のある道路整備、あるいは案内板、そういったこともしながら、1時間とか、2時間とか、そういったまち歩きコースをつくって、そして、途中で休憩所とかを設けながら、やはりそういったことを売り出す、まさにのんびり、ぶらりの、そして、いやしの旅ということを経験に出しながらされていくのもいいんじゃないかと思えます。

同じように、駅から沖端までの足といいますか、今のところ私が考えるには川下りしかないような気がするんですね。ですから、そうしたこともやはりこれからは新幹線でお客さんが柳川駅に見えるというお話もありましたけれどもね。ですから、駅から沖端まで、あるいは市内を巡りながら沖端までのサイクルコースとかもつくっていただいたら、それこそ今は川下り、うなぎ飯で短時間の観光コースになっているようですが、そういったところを組み合わせながら、いかに柳川市に滞在をしていただくのか、そこら辺もやはり今後検討をしていただきたいと。豊富な観光資源があるわけですから、川下りもうなぎ飯もあるよというような観光柳川をつくっていただきたいと思えますが、何か感想がありましたら、市長、お願いします。

○市長（金子健次君）

先週だったと思えますけれども、韓国のほうから女子大生が500名柳川に入りました。そして、その総長とお会いいたしまして感想を聞きに行ったんですね。その中に、柳川のまちというのは本当に昔のまんまという、そういういやし的な風情があるというふうにお褒めの言葉をいただきました。確かに白谷議員が言われるような、観光資源を生かし切れていない、確かに私自身もあると思えます。水郷柳川という売り出し、北原白秋のふるさとという売り出しのほかに、もっともっと、例えば、中島の朝市ですね、あそこに、中島100円市というのがありましたときには物すごい通れないような朝市がありまして、そういう面とか、お寺や神社やたくさんこの柳川のまちにはあります。道路にはいろんなマップもつくりましたが、そういう面で、もっと何か、今、雛祭りさげもんめぐりの人たちを見てもみると、何かうろろしているような感じが、ガイドも必要じゃないかと。帽子をかぶってジャンパーを着て、明らかに、私にお尋ねしてくださいというような、そういうガイドも必要じゃないかなというふうに考えております。そして、西鉄柳川駅をおりたら、あそこはやっぱり水郷柳川やなという面がまだ見えていませんで、そういう面も今後十分検討をしていきたい、そういう雰囲気づくりをしていきたいと思えます。

特に今回、新幹線が3月12日に全線開通いたします。それを契機に大きくそういう面で

進むようにこれからでもしてもらいたいというふうに思っております。今回、予算のほうも、特に観光のほうにつきましてはお願いをしておりますので、よろしく願いして私の考えといたします。

○4番（白谷義隆君）

市長にはぜひ頑張ってもらいたいと思います。

それでは、次に、企業誘致等についてお尋ねをいたします。

企業誘致による雇用の場の確保は、本市における長年の、そして、喫緊の課題でもあります。

そういう中で、先ほども申し上げましたが、新幹線の全線開通、あるいは三池港まで延長される有明沿岸道路、そして、高速道路へ直接乗り入れできる443号線の完成など、本市の交通インフラは格段に向上をしています。

今、こうした交通アクセスを生かし、企業誘致等に取り組むチャンスであろうと私は考えております。しかしながら、午前中でもありましたけど、ただ、企業を誘致できるような、実は用地を見出すことが非常に難しい状況にあります。

そして、それは地元企業にとっても同じような問題を呈しております。事業拡大のために市内に用地を求めようとしても、市内に用地を確保することができず、仕方なく他市への移転を余儀なくされ、企業誘致どころか企業の流出を招いております。また、市内においても、工場を拡張しようとしても、土地が確保できず拡張ができないなど、実は企業活動にも支障を来しておりますが、市長はどのような認識、あるいは状況を御存じでしょうか。

○市長（金子健次君）

企業誘致につきましては、朝も緒方氏のほうから質問がありました。鋭い切り込みで、私もお答えいたしましたけれども、そういう面で努力不足というのは否めないと思います。この点につきましては、当時の部長であります産業経済部長のほうからも、もう少し私を補足してお答えさせたいと思います。

○産業経済部長（藤木 均君）

企業誘致の担当として、ちょっと一言お答えいたしたいと思います。

今、白谷議員がおっしゃるように、確かにインフラは目覚ましいものがございます。そして、今月12日には新幹線も開通すると、そういうふうな状況で、企業の誘致、交通費の削減、そういう観点からは、企業としても非常に好条件になってきているというふうに思います。

ただ、午前中の市長の話にもありましたように、今の経済状況の中で果たしてどうなのかというふうに考えたときに、例えば、近隣の市町の企業の状況をちょっと見てみますと、例えば、今は久留米市になっておりますけれども、城島町に工業団地がございます。そこには、パナソニックの会社がありますけれども、これが3月いっぱい撤退すると。また、最近では、筑後市の日清製粉も撤退するというふうな状況がっておりますし、もう日常茶飯事、

新聞の中に、企業倒産だとか撤退すると、そういうふうなものを抱えているわけでございます。

したがって、それをじゃ、どういうふうにとらえるのかということですが、今、市としても、企業誘致は堅持したいというふうに思っておりますけれども、今、それはそういう時期なのかということが1つあります。それはなぜかといいますと、やはり経済がまだ上向きになっていないということが1つです。それと、そういう状況の中で、特にデフレスパイラルに陥っているというふうなことが専門家の話の中では言われております。それはどういうことかといいますと、いわゆる交通費、物流のコスト削減もさることながら、企業はいわゆるトータルのコストダウンを目指して動いていると、そういうふうなことが言われております。

したがって、例えば、企業の動向を見ても、大企業はもちろんですが、中小企業も外国にどんどん進出をすると、そういう状況にあるわけですね。したがって、日本の産業の中にも空洞化ができていて、そういうことも言われております。したがって、本当に今それがどういう状況なのか非常に先が見えない混沌とした状態の中で、午前中の市長の答弁の中にもありましたように、用地の問題、地盤の問題、それから、そういう受け皿の問題、そういうものを大規模な投資をやって、今果たしてその効果が出るのか、そういうものも十分に見きわめた上でやっていかなければならないというふうに思うわけです。

したがって、当面は、じゃ、市内の企業をどうやって流出を防ぐのか、それから、市内の産業がどうやって活性化をしていくのか、そういうことで、その仕事誘致事業だとか、そういうものを、今、当面は考えて、そして、それをやっていながらその経済の状況をもっともっと見きわめたいというふうに思っているところでございます。

○4番（白谷義隆君）

ちょっと回答を私が聞きたいのを先言われてしまいましたけど、実は、現状の認識がどうなのかをお聞きしたわけでありまして、実は、もうそれは部長言われたからそれはそれとして、確かに部長言われるように、今その時期かどうか、それはなかなか難しいだろうと。ただ、先ほども言いましたけど、企業誘致するにしても、あるいは地元企業を育成していくにしても、用地がない、そのことは事実なんですね。実はそのことを確かめたかったですけどね。先ほどの昭代地区の八女の工業団地に出ていかれるという話も、確かに聞けば、担当課ではかなり骨を折りながら代替地を見つけながら説得に当たられたという話は私も聞いております。ただ、最終的にはそれに見合う用地が確保できなかったというふうに聞いておりますし、また、私もそうだろうなと思っているんですよ。ですから、企業誘致も含めてなんですけどね。ただ、どこかに今、用地を確保しておかないと、先ほどの八女の工業団地に出たという話とか、それは、私は大和町でしたので、大和町の中でも大手の企業が、一時、広川町の団地に出ようかという話も実はあったわけなんですね。そのとき私もたまたま

仕事柄、その工場長にお会いをしているいろいろ事情を聞いたところ、やはり拡幅をしないと。ところが、どうしても近所に拡幅がならないと、できないと。それで、実は、これを機に広川の工業団地に出たらどうかというようなことを、今、内部で検討をしておりますと、そういうことも事実あったわけですね。ですから、今の社会情勢の中で、確かに企業は来ないかもしれん。であれば、経済が好転したときに、さあ、どこかないでしょうかというようなときに、今のままでは絶対、柳川市には来ませんよね。結局、工業団地をつくったからといって企業が来るわけでもありませんけど。ただ、そういった工業団地がなければ企業が来ないのも事実なんです。ですから、確かに今はそうかもしれない。ただ、経済が好転したときのために、やはり今から準備をしておく、そのことは当然必要だろうと。今のままだったら、10年たっても50年たっても企業は来る要素はないわけですからね。としたら、そのときのためには、やはり今、一定用意をしておく必要があるだろうと私は考えておるわけですよ。

ですから、まず用地の確保をどうするかなんですけど、これは私の提案ですけど、やはりそのためには、今、用途地域の指定をやっぱり見直さんと、どこを見ても土地はないんですよ、明らかですからね。そしたら、やはり用地の確保をまずしておく。市が買い上げて工業団地にしようというわけではありませんけど、来る受け皿はやはりいつもつくっておかないと、今のところ、例えば、大和町に準工業でピアスとか、あそこら辺ありますけど、ところがもう住家が建ち込んでいますから、今そういうところに持っていきこうと思っても、地域は指定しておっても、現実にはとても持っていけないんですね。そしたら、やはりそうした工業用のための用途見直しをしながら、やはりそういった受け皿をつくる、そのことは、私はやっぱり必要だろうと。もちろんそのためには一定の道路など、そういった整備は必要でしょうけど、ただ、いつでもそういったのに対応をしておく、そういった準備はやっぱり今の経済状況だけを言っても、現に地元企業では流出しておるわけですし、あるいはさっきも言いましたけど、現在、地元企業が工場を拡張しようとしてもされないのも事実なんです。そういったところはいっぱいあるんですね。特に、私も担当の課長とお話したときに聞いたんですけど、例えば鉄工所とかは、今は住宅地の中に入っておる。実は出たいけど出れない。私たちの地区でも、以前、鉄工所が移ってくるということで地区を挙げていろんな騒動ありましたけど、やっぱりそういうふうには今は民家に隣接しておってもよそに求められんから、地域と摩擦を起こしながら実際事業をしてある。それも事実あるんですよ。ですから、そういうことをやはり解消をしてするためには、将来の企業誘致にも対応をするためには、やはり地元企業、よその企業も一緒ですので、やっぱり企業の集積化をどこに図っていくのか、そういったことは今考えないと、とても景気が好転してからと言っても、それこそだれかの話じゃありませんけど、明らかに乗りおくれてしまうと、私は実はそういうふうを考えておりますけど、部長なり、市長なり、何か考えがあったら。

○産業経済部長（藤木 均君）

まさしく私も同感だと思います。私も先ほど申し上げましたように、経済を理由にしてそういう話もしましたけれども、先ほどのタキロンポリマーにしてもそのとおりなんです。いわゆるそこに限らずどこの企業に関しても、やはり規模を拡張する際に一番のネックになるのが用地の問題なんです。しかも用途区域の問題ですね、こういうことで、進出したくても、規模を拡大したくてもなかなか用地が見つからない、この用地がいいといっても、そこには農振の問題だとか、そういうような問題がかぶさっておるといふうなことでございまして、確かに企業を誘致する、いわゆる我々担当の者としては、今、白谷議員おっしゃるように、何とか用地の見直し、用途の見直し、そういうものがぜひ必要だろうというふうに思います。

ただ一方では、一昨年でしたか、農地法の見直しがあって、食料自給率の確保のために農地法の規制がまた一段と厳しくなると、こういうふうな面もあるわけですね。したがって、いわゆる白谷議員がおっしゃるように、今はじゃ、何をすべきなのかと、そういう時期だろうと思います。したがって、ハード面の整備だけじゃなくして、今は何をすべきなのか、市全体として、例えば、企業誘致のためにはどういう方法があるのか、そういうものはやっぱり当然のことながら検討をしていかないといけないというふうに思っております。

○4番（白谷義隆君）

ありがとうございます。

確かに農地法の問題、いろいろあるでしょう。ただ、自給率の話がありましたけど、今、TPPでその話も危うい話で、いずれにしろ、企業誘致、あるいは地元企業の育成には、やはり用地は欠かせないわけですから、用途地域の指定の見直し、これについては早急にそういった事務見直しにかかる必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、そここのところも十分検討をしていただきたいと思います。

次に、通信インフラの整備についてお尋ねをいたします。

今日のインターネット社会の中で、今や企業活動はもちろんのこと市民生活においても、より高速で大量の情報のやりとりが必要となっております。そして、それに対応できるような情報網の整備が、今、各地で進められておるのも御存じのとおりだと思います。

そこで、お尋ねをいたしますが、柳川市内における光ファイバー網の整備状況はどのようになっているのか。それと、NTTなどによる今後の整備計画はどうなっているのか教えてください。

○企画課長（橋本祐二郎君）

現在の光ケーブル回線の整備状況としましては、NTT系の会社の光ケーブル回線のみ整備されておりまして、使用できる地区は、電話番号の局番が72から75及び77の局番で、旧柳川と三橋地区のほとんどがカバーされております。この地区で利用希望者が多くなれば回線の延長により利用することが可能となります。しかし、76局番であります旧大和地区と瀬高



局番である三橋の一部が、収容局に光信号の収容装置がないため未接続地区となっております。

今後の整備計画はどうなっているかということでございますけど、未接続地区の通信格差是正の解消のため、柳川市では、平成19年に市内の光ケーブル未接続地域にアンケート調査をいたしました。その集計結果では、ADSLに対する不満が多いことが判明しましたので、そのデータに基づきまして、平成20年2月に通信インフラの整備についての要望書、これは光ケーブル敷設の要望を地域で利用実績のある通信事業者、これは3社ございますけど、3社に提出いたしました。その回答としましては、2社が中継局等に多大な設備投資が必要となるため採算がとれないと考えており、今後の整備拡大は予定しないという回答でした。また、1社につきましては、ケーブルテレビの企業でありますけど、加入世帯も少ないため、今後のインフラ整備拡大の計画はないとのことでありました。

以上でございます。

○4番（白谷義隆君）

76局番、大和町地区、瀬高局、三橋の一部、それについては整備がされていないと、今後の整備計画もないということのようですけど、実は、私も大和町におりますけど、この議会のインターネット中継が多くなると見られない地域なんですね。画面がもう暗くなって、そのまま見えないんですね。ですから、担当課のほうになぜ見えないのか聞いたら、大和町地区については、光ではないとなかなか見えませんよと。もちろん中継所の問題もあるけど、うちのほうも中継所からは余り離れてもいないんですけど、それでも現実にやはり混雑するときにはやっぱり見られないんですけどね。現に、先ほども言いましたけど、企業誘致等を進めようと思えば、どこにかわかりませんが、そうしたときに、企業にとって、高速、大量の情報の通信というのは、とてもじゃないが切っても切り離せない問題となっております。

そうした中で、先日、みやま市では、公費による光ファイバー網の整備が打ち出されましたね。そのときの市長さんの新聞の報道によれば、24億円ぐらいかかるが、市の負担としては6億円ぐらいではないかというような話もされておりましたけど、そうしたうちの柳川市における未整備地区について、市で整備されるような計画があるのか。もし、例えば整備をすれば、未整備地区について費用は幾らぐらいかかるのか、そのときの市の負担はどれくらいになるのか、あわせてお尋ねをいたします。

○企画課長（橋本祐二郎君）

公費で整備する予定とした場合の負担についてですけど、整備費用と負担額につきましては、先ほど言いましたように、平成20年に通信事業者に問い合わせたところ、整備費としては数億円程度かかるということがありました。そして、そのときの条件としましては、市から9割ほど整備負担をしていただき、さらに、大和地区、現在は4,940世帯ぐらいありますけれども、3割程度、1,500世帯程度の加入を保証していただければ整備をするというよ

うな回答がっております。

以上でございます。

○4番（白谷義隆君）

9割ですか。先ほどちょっと言いましたけど、数億円ということで、数億円が1から9までなのか、10台も含めてなのか全くわかりませんが、そこら辺は、わかればもう少し具体的に教えていただきたいと思っております。

○企画課長（橋本祐二郎君）

そのときの当時の話し合いでは、約350,000千円程度が整備費として必要だということは言われております。

以上です。

○4番（白谷義隆君）

よその話ですから、余りここで言うのもなんですが、私、あくまで新聞でしか見たことありませんけど、みやま市は24億円、そして、市の負担はたしか6億円ぐらいというような新聞報道がございましたが、これは9割が本当なんですか。柳川がする場合は9割だということでしょうか、ちょっとよそのことだから余り……

○企画課長（橋本祐二郎君）

先ほど言いましたように、それは平成20年のときの話で現在ではちょっと違うかもしれませんが、そのときはそういう9割を市が負担していただいて、大和地区の3割をしてもらえれば整備をしますということで、その当時は回答がっております。

以上です。

○市長（金子健次君）

柳川市の現状というのは、高速回線光ファイバーが入っていないのが旧大和町、そして、三橋町の中山、五拾町地区というふうに伺っています。

先ほど御紹介がありましたけれども、みやま市については、公約の中で、市長は全地域に光ファイバーを敷設するということで、ちょっとその情報についても少しキャッチをしておりますので、大体、NTTさんのほうが2分の1負担ということで、あといろんな起債等を利用するというので、本市の場合でも、一応今、20年度は350,000千円ぐらいかかるということで9割負担が出ていたんですけれども、実際、みやま市さんのほうで2分の1の負担をしていただくとするならば、NTTにその交渉をしてみたいというふうに思っております。

それとあわせて、この事業について、合併特例債が活用できるかどうかを打診しております。これについては、当初の協議会の中では、こういう事業については合併特例債の適用を受けられるというふうに思っておりますので、私としては、今後検討をしながら敷設に向けた取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○4番（白谷義隆君）

合併特例債の話は余りしたくはないんですけどね。それはそれとしても、ただ、市長はNTTに2分の1で交渉をしてみたいというような話でしたけど、平成20年の話とは言いながら、9割と2分の1ではかなり差があるようで、私はみやま市の分については、2分の1がNTTで、4分の1が国から何かの補助が受けられるものかなというふうに考えておりましたが、それはないんですかね。

○市長（金子健次君）

具体的には、方向性としては、設置する方向で、敷設する方向で考えていますので、いろんな合併特例債の問題については賛成でないということなんですけれども、できればそういう特例債も活用をしてほしいというのが私はその期間内にはいいと思います。

それと、国、または県の助成ができる、そういう制度があれば、それは活用することは当然のことでありまして、もう少しみやま市さんのほうの情報をキャッチしてみたいというふうに思います。

○4番（白谷義隆君）

ぜひ検討をしていただきたい。余りにもみやま市の話とはちょっと差があり過ぎるようですので、もう少し今から研究をされるんですが、よろしく願いをしておきます。

最後になりますが、柳川駅東側の有明海沿岸道路の高架建設の部分についてお尋ねをしたいと思います。

現在、高架で計画されている駅東側部分の有明沿岸道路建設について、平面への変更が取りざたされている中で、市長は、道路環境の上からぜひとも高架での建設が必要だと力説をあらゆる場でされております。そのことについて私も別段否定をするものではありませんが、ただ、国が平面での建設を推し進めるとすれば、ここはひとつちょっと視点を変えてみて、柳川市にとって、その平面が何のメリットがあるのかを考えてみたいというふうに私は思っております。私としては、平面構造になれば、当然、店舗等の進出も出てくるでしょうし、期待もできます。そうすると、そのことによってまちの活性化につながり、経済効果の面では大きいものがあるのではないかと考えますが、市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（金子健次君）

もうこの件については、近藤議員からも逆に、高架にしたほうがいいという説で一般質問の中でありました。あらゆる機会というのも、きのうの会議の中でお話をして、ぜひ必要と、必要論を唱えたところでもございます。

11月6日に民主党の幹事長がおいでになって、ここの場所というのはなかなか市を分断するから、景観上の問題もあると思いますけれども、フラットでやるということで、車線をもっと多くしたらいいじゃないかと、投資効果はそんなに高架にしてもないよということ等で私にお話がありました。その後、大和町の区長さん、また、三橋町の区長会、そして、柳川の区長会のほうも、ぜひ自動車専用道路を設けてもらいたいということの中に、特に、蒲

池地区におきまして、先日もおいでになりましたけれども、あそこの385号線の道路のところの手前の道路ですけれども、あそこの酒屋さんのところの横断するところの道路、もう早く信号機を設置してほしいというのがございました。そういうやっぱり事故の問題も非常に心配をされていまして、特に今、中の道路をフェンスが全部今覆っています。非常に見えにくくなっておるといふこと等もありまして、早く高架による専用道路をつくってもらいたいという要望がさらにありました。

あと、建設部長のほうから国の考え方等について報告をいたしますけれども、この件については、私も昨年の11月17日に地元からの要望書を含めて、福国、または九州地方整備局、またそして、地元の代議士のほうにも 野党の保守系の代議士ですけれども、そういうこととお願いをしてきたところでございます。

確かに白谷議員が言われる部分の、フラットにした場合の、その分の周辺にそういうことはできるかもしれませんが、できたとしても、ランプの中からおりてきてそういうことでも利用をできますし、特に私が思うには、今は西鉄柳川駅の西口のあの渋滞というのは何とも言えませんし、東口を開設し、大川からや三橋、またそして、大和町からの有明沿岸道路を利用して、そして、送り迎えをするということからすれば、少し半減するんじゃないかという大きな理由があるわけでございます。

一番大きな理由というのは、やっぱり事故の問題で、人の命というのは救えませんので、そういう面ではぜひ専用道路で大きなトラック、三池港から、ポートから大川に行く、材木を積んだ分については、やっぱり高架の中で行っていただきたいというふうに考えておるところでございます。特に最近、この11月以降からもずっとあの時間帯というのは、3回ぐらい大川から先日帰ってきたんですけれども、信号待ちとかいうようなことでございまして、それで逆に、久留米柳川線の県道も渋滞をしているというような状況になっておりますので、そういう面で、私は、そういうこともあるかもしれないけれども、ぜひ道路の高架の専用道路については早急をお願いをしたいというふうに考えておるところでございます。

また、国の最近の、この件についての調査をし、またどういふふうにするかについては、蒲池部長のほうからお答えをします。

○建設部長（蒲池康晴君）

まず、今、市長が申しあげました評価の分でございますけれども、これにつきましては昨年の11月に九州地方整備局のほうで大学の教授等からなる九州地方整備局事業評価監視委員会というのが開かれまして、公園、それから河川、港湾、道路、こういったものについての事業評価が行われておるわけございまして、この中で、道路については7路線っております。その中で、この有明海沿岸道路もこの評価の対象になったというわけでございますけれども、その中でも再評価を受けたわけでございますが、投資効果の資料におきまして、現在の208号線と自動車専用道路の完成後と比較しますと、走行時間短縮、それから走行経費、

交通事故減少の面が相当上回るということで、この事業評価監視委員会では事業継続ということで結果が出ておるわけでございます。

それから、先ほど白谷議員のほうから、沿道の店舗の進出等があって、そういった面での経済効果があるんじゃないかというふうなことでございましたけれども、平成21年3月に策定いたしました都市計画マスタープランでございますけれども、これは、今までずっと日本の社会構造といいますか、地方の都市というのがどういった状況にあったかというのを振り返りながら、今後の都市計画というのをどういったことをやっていこうというふうなことでまとめたものでございます。今まで、高度成長期におきましては、インフラの整備が進みまして、道路の整備、そういった中でバイパス等ができて、沿道にそういった店舗が張りつくというふうなことから、中心市街地が疲弊していくというふうな現象が全国的にもできてきたわけでございます。そういった中で、やはりどこも同じように都市機能というのが失われてきたというふうな中から、やはり都市機能として、そういった分散化をすることによる公共バス等の維持等も困難になっていくというふうな、そういった状況の中から、やはり都市を集約化しようということでございまして、柳川市におきましては、今、柳川の市街地と、それから中島の商店街、これが一つの市街地としての集約化を推し進めようというふうな地域になっておるわけでございますので、この有明海沿岸道路につきましては、農地を守るための、要するに開発を抑制する、こういった地域手法ということで都市計画マスタープランのほうでうたっておるわけでございます。そういった面からも、こういった地域の沿道の開発というのはいかななものかという分もございまして、そういった意味からも、この平面交差というのは、やはり都市構造、都市計画の面から見てもどうかという分がございまして、

それと一番は、やっぱり市長が言われましたように、交通安全の問題でございまして、これにつきましては26カ所横断する部分がございますので、その安全性が一番だというふうに思っております。

○4番（白谷義隆君）

当初に言いましたように、確かに高架での分をもちろん否定はしませんけど、ただ、前提で言いましたように、どうしても国が進めるとすれば、やはりそれなりのメリットを考える必要もあるだろうと。一面だけをとらえてほかの選択肢を全く否定してしまう、そのことはいかななものかと私は思っているわけですね。ですから、確かに有明沿岸地域全体のことを考えれば、それは高架で抜けたほうが一番効率があるというのはだれが考えてもわかるわけでありまして、ですから、国がどうしてもと言え、その地域だけをどうしても平面にしていけば、メリットは何なのか。あくまで、上を通過するやつを下におろした場合の話をしているわけで、現に大和町の208号線では、こっちの沿岸道路が供用開始になってから、多くの店で実は売り上げが減っているわけですね。そして、私も知り合いのちょうど

ガソリンスタンドを経営しておる人から聞いたことがあるんですけど、ガソリンスタンドでも4割は飛び込みですよと言われたんですね。物すごい数だなと思ったんですよ。ですから、上をただ通過するなら何も無いじゃないですか。ただ、それが下におりたことによって大きな経済効果ができてくるんじゃないですかという話をしているんですよ。ですから、よその商店街との話をしているわけじゃなくて、上を通過するようになっているやつが下を通ることによって、その中にやはりいろんな店が出てきて経済効果は出てくるんじゃないですかという話をしているわけですね。

ですから、確かに一番懸念されるのは、交通事故の問題、渋滞とかあるかもしれませんが、先ほども市長も言われましたように、駅東の問題もあるでしょう。ただ、筑紫三橋線も443号線の南側に、この市役所通りに、もう1本計画されておりますよね。今は確かに1車線ですから、供用1車線ですから渋滞はあるかもしれませんが、だから、平面になるとすれば、今の側道を入れれば沿岸道路は3車線ぐらいになるかもしれない。そうすると、あと1本できるわけですから、443号線の渋滞も車の流れは今とは違いうだろうというふうに私は思うわけですよ。ですから、そのことによって、万が一どうしても高架での建設ができないとすれば、果たして平面にしたときにどれぐらいのメリットがあるのか、そこら辺もやはり考えてもいいんじゃないかと申し上げているわけで、物事の一面だけとらえてほかの選択肢を全部否定する必要もないのではないですかというお話をしているわけで。ですから、私自身も、高架がいいのか、平面がいいのか、はっきり言ってよくわかりません。ただ、最終的に国が高架はちょっとなかなかと言いつつ出したときに、やはりさっき通過するところが26カ所とか言われましたけど、やはりそれも別にそのまま残るわけじゃありませんよね。いろいろそれは検討せよいかんじじゃないですか。そういうことも含めながら、あるいは事故対策もどうするのか、そのこともやはり検討していかないと、それは当然、そのときに検討はあるだろうと。ですから、現状のままで判断されるのもいかなものかなというふうに思いますけどね。

○建設部長（蒲池康晴君）

先ほど、横断する箇所が26カ所ということで申し上げましたけれども、ある交差点を、もう通行禁止にしようというふうなことで沿岸道路のほうからも話がありましたけれども、なかなかこれが、そういった横断する箇所をとめるというのは、地域の皆さん方から見ると非常に抵抗があるという分がございますので、なかなか厳しい分がございます。

それと、やはり交差点内での事故といいますのが、柳川市内では5割以上が交差点内の事故というふうなことでございまして、そういった中で、大きい道路でございまして、この分については、やっぱり通過交通と地域内の交通は分離したほうがより安全に行かれるという分があるかと思えます。

それと、国のほうで平面という話でございましてけれども、先ほど私が申し上げましたよう

に、国交省のほうの事業評価のほうではそのまま継続となっております、民主党政権のほうの岡田幹事長のそういった意向というのがそういったことであったということでございますので、国としては、今申し上げましたように、そのまま事業としては継続していきたいという方向で考えてあるというふうなことでございます。

○議長（古賀澄雄君）

これをもちまして白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時5分 延会

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成23年3月8日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

## 2.欠席議員

な し



3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		満
総	務	大	坪	正	明
会	計	藤	木		明
市	民	田	島	稔	大
保	健	武	藤	義	治
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	藤	木		均
教	育	高	田		厚
大	和	横	山	英	真
三	橋	大	村	隆	雄
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	野	田		彰
企	画	橋	本	祐	二 郎
財	政	石	橋	真	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	山	田	明	寛
福	祉	高	田	淳	治
学	校	高	崎	祐	二
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
観	光	古	賀	廣	介
ま	ち	大	淵	洋	祐
柳	川	武	藤	正	純
水	産	松	尾	昭	義
消	防	高	口	哲	也
安	全	野	田	洋	司

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

議会事務局次長兼議事係長 高 巢 雄 三  
 議会事務局庶務係長 池 末 勇 人

5. 議事日程

日程 (1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	8 番 河村好浩	1. 柳川市の観光行政について (1) 九州新幹線船小屋駅～柳川間のバス路線運行について (2) 西鉄柳川駅西口開発と水路整備について (3) 柳川特産のブランド推進について (4) 市民まつりについて	市長
2	10 番 高田千壽輝	1. 柳川市有明海対策実行委員会について (1) 中・長期の対策は (2) 矢部川の水量 (3) 日向神ダムの運用 2. 産炭地域振興基金について	市長 "
3	20 番 島添勝	1. 戸別所得補償制度について (1) H22年度モデル、H23年度制度の改正について (2) トレーサビリティ (3) 前年度実績支払 2. 米の消費拡大について市の取り組みは 3. 農地水環境の保全向上について 4. 17分団消防格納庫を含めた周辺整備について (1) 緊急出動時に駐車場がなく道路に駐車している	市長 " " "
4	18 番 藤丸正勝	1. 行財政改革について 2. 職員の無料駐車場について 3. マルショク跡地利用について	市長 " "
5	2 番 荒巻英樹	1. ご当地ナンバープレートについて 2. 福祉巡回バスについて (1) バス停の新設及び路線延長に必要な条件は 3. 安全安心について (1) 間交差点を通る児童・生徒の安全確保を 4. 観光振興について	市長 " " "

午前10時 開議

○議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

○議長（古賀澄雄君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、8番河村好浩議員の発言を許します。

○8番（河村好浩君）（登壇）

インターネットやモニター中継をごらんの皆様、そして議場の皆様、おはようございます。8番河村でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきますと思います。

さて、日本経済がこのような厳しい情勢の中、柳川市では、それ以上に消費が冷え込み、氷河期が訪れているかのような状況の中で、どの業種も悲鳴を上げております。唯一、市外のお金、私は外貨と呼んでおりますが、外貨を稼いでいるのが漁業と観光ではないでしょうか。しかし、柳川市の観光については、入り込み客数が平成16年の129万人、そして、宿泊者数が約6万人から、平成21年は入り込み客数が115万人になり、宿泊数が約5万人と年々減少傾向にあるため、市長は、先日の所信表明の中で、今後はこれまで以上に柳川の素晴らしい観光資源をアピールしていく必要があるとして国内外の旅行客の呼びかけに力を入れていくとのことですが、どのように取り組まれていかれるのでしょうか。

今回の一般質問では、私を含めて5人の議員が観光について質問をしております。それだけ関心の高い喫緊の課題と言えるのではないのでしょうか。そのため、重複する質問や答弁になるうかと思いますが、どうか御理解をお願いしたいと思います。

それでは、第1番目に、九州新幹線船小屋駅から柳川駅までの路線バスの運行についてであります。2点目は、西鉄柳川駅西口開発と駅前周辺の水路整備についてであります。3点目が、柳川特産のブランド推進事業についてであります。最後に4点目が、市民まつりについてであります。

以上、4点を自席において一問一答にて質問していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○8番（河村好浩君）続

まず初めに、先日の全員協議会の中で、金子市長より説明がありました、3月12日九州新

幹線が全線開通することに伴い、筑後船小屋駅と西鉄柳川駅間に路線バスを運行されることについてであります。市長におかれましては、この機会をチャンスととらえ、主に観光客をターゲットにした路線として、中国地方や関西、南九州から多くの観光客を呼び込むためのプロモーション活動を実施されるとのことでございますが、具体的にどのような計画を立ててあるのかお聞かせください。

○観光課長（古賀廣介君）

河村議員の御質問にお答えいたします。

まず、路線バスの運行に当たりまして、具体的なプロモーション活動はどのように計画をされているかということでございますけれども、新幹線筑後船小屋駅と西鉄柳川駅を結ぶ路線バスにつきましては、運行は3月12日の新幹線開業に合わせ開始する予定になっております。運行時間はおおむね朝7時から夜8時までで、1日9往復、1時間に1便程度の運行が計画されております。筑後船小屋駅から西鉄柳川駅までの料金は360円、所要時間は21分程度です。

議員御指摘のとおり、九州新幹線全線開業は、本市の集客、交流を進めるに当たっても大きなチャンスでございます。多くのお客様にお越しいただけるよう、積極的にPRを行っていきたいと考えております。

また、具体的なプロモーション活動でございますけれども、現在、9市3町で構成されております筑後田園都市推進評議会において、九州新幹線全線開通記念イベントのチラシを配布したり、5市2町で構成しております筑後地域広域観光推進協議会で、筑後船小屋駅の中にそれぞれの市町の観光情報発信施設を設置したり、福岡県観光連盟や福岡観光プロモーション協議会などと一緒に、関西や中国、四国地方への誘致活動や福岡県主催の関西、福岡の新聞記者や雑誌社の招聘事業、筑後と八女の商工会議所が主体となって事業を展開しておりますモニターツアーなど、積極的に実施しているところであります。

これらの広域連携によるプロモーション活動のほか、今議会に上程しております平成23年予算案のとおり、市単独でも、関西、中国、南九州地方へのメディア各社、旅行エージェント、交通会社等に対し、本市の民間団体 観光協会、会議所等々でございますけれども、連携を図りながら、市長みずからの参加をいただいてトップセールスも計画をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○8番（河村好浩君）

昨年の11月17日に6市議会研修会がありました。そのときに、ほかの市では新幹線開通に伴い、パンフレットを作成し、地元の特産品や観光地をアピールしておられましたが、そのときは柳川市の分が載っていませんでした。本市ではどのようにその件について取り組まれているのかお聞かせください。

○観光課長（古賀廣介君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど河村議員がおっしゃった観光パンフレットのことですけれども、このパンフレットが、先ほど申し上げました筑後田園都市推進評議会のほうで作成をいたしましたパンフレットを議員がごらんになったんだらうというふうに思います。第1弾目が、昨年秋ぐらいに作成をされたパンフレットで、そのくくりの中では、柳川が取り扱っていただけていなかったということでございまして、この組織は9市3町でされておりまして、全体的にバランスをとりながら作成をされているようでございます。次に発行されました昨年の12月、ことしに入りましての1月、2月、3月、この号につきましては、冬のこたつ船ということで柳川の川下りの写真等も載りまして掲載をされております。

以上です。

○8番（河村好浩君）

安心をいたしました。もう載っていなかったのも、どのようにしてやっているかと思ってちょっと心配をしておったところでございますが、先ほど課長が言われましたが、柳川市単独でPRをと。私はやっぱりそれだけでなく、やはりこのような形で関係市町村と協議会をつくりながら、例えば、八女とかいろいろありますよね。そこを通じて1日がかりの観光ルートをつくって、どこに泊られるかは別として、一日でも長く滞在していただけるような観光ルートをつくって宿泊をしてもらえようプランを考えてみたらいかがでしょうか。

○観光課長（古賀廣介君）

PR関係について、河村議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、9市3町で組織されておりまして筑後田園都市推進協議会のイベントチラシのほか、県で作成いただきました新幹線全線開通観光キャンペーンガイドブックでは、本市は大きく取り上げていただいております。そして、さらには、九州観光推進機構がJR岡山駅構内に設置された九州新幹線全線開業PRパネルには、福岡県を代表して本市の川下りを掲載いただいているところでございます。きのう、市長のほうからも御報告があったとおりでございます。

また、本市独自の具体的なPRでございますけれども、パンフレットや観光DVDなど、新幹線駅からの利便性が伝わるように改定いたしまして積極的にPRを進めてまいりたいと考えております。

また、協議会等々のお話が先ほどございましたけれども、関係市町村との協議会をつくり、観光ルートや宿泊プラン等々を考えてみたらどうかということでございますけれども、現在、福岡県観光連盟や福岡観光プロモーション協議会などと共同で、関西、中国、四国地方に誘致活動を実施したり、九州観光推進機構と連携をして取り組んでいるところでありまして、また、昨日もお答えいたしましたとおり、九州国立博物館等との連携事業であります九州

エコバス推進協議会にも参加するなど、引き続き広域的な観光ルートや少しでも長く滞在をしていただけるような魅力ある観光地づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（河村好浩君）

ありがとうございました。きのうもこの件に関しましてほかの議員も一般質問をされておりますので、この件に関しましてはこれで終わりたいと思います。

次に行きたいと思います。2点目の、西鉄柳川駅西口開発について、それと、駅周辺の水路整備ついてであります。

まず初めに、西鉄柳川駅周辺地区事業ということで西口開発を計画されているということですが、具体的にどのように考えておられるのでしょうか。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

河村議員の質問にお答えいたします。

西鉄柳川駅周辺の整備につきましては、平成21年度より都市再生整備計画に基づくまちづくり交付金事業で進めているところでございます。

この都市再生整備計画における駅周辺の整備のあり方ではありますが、駅西側については、本市の玄関口として、水郷柳川にふさわしいにぎわいのある空間の形成を目指しております。また、駅東側では、土地区画整理事業により、生活の拠点として新しいまちができ上がりつつあります。このため、都市再生整備計画では、鉄道により分断された東西の地域を、駅を中心とした一体的なまちづくりを進めることで、市民や来訪者が安心・安全に回遊したり生活ができるよう、東西を空間的に結ぶ自由通路などの整備を考えております。また、駅の西口周辺では、交通結節点としての機能強化や観光地にふさわしい町並みの形成のため、駅前広場の改修事業や国道208号線から駅への進入路となります西鉄柳川通り線の道路改修事業などを予定いたしております。

次に、駅西口の柳川観光の玄関口としてふさわしい空間づくりににつきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、都市再生整備計画におきまして、駅西側は、本市の玄関口として水郷柳川にふさわしいにぎわいのある空間が必要であると考えております。また、平成21年7月には、柳川駅周辺まちづくりワークショップから、駅西側につきましては、柳川らしく利便性の高い観光の玄関口を形成する必要があるとの提言を受けております。さらに、平成22年6月に開催されました事務事業の外部評価委員会におきまして、観光地柳川の顔となるエリアの整備については頑張ってもらいたいという言葉もいただいており、こうしたことに十分留意しながら事業を進めているところでございます。

以上でございます。

○8番（河村好浩君）

にぎわいのある空間ということで、柳川観光の玄関口ということで位置づけられていると

ということですが、玄関口ということは、やはり先ほども言われましたように、それなりに歓迎ムードとか、そういった雰囲気をつくらなければならないと思います。なぜなら、観光とは、非現実、または非日常を味わいに来られているわけでございます。ですから、開発をするとかしないではなく、今すぐにでも取り組まなければならない事業や長期的に取り組む事業があるのではないのでしょうか。

きのうの市長の答弁では、観光ガイドももっともっと必要だと言われました。私も本当にそう思っております、大賛成でございます。現在、ボランティアガイドさんがいらっしゃいますが、人数が足りないと言っておられます。駅前にも駐留されてあるのか、先日、高畑のほうをガイドさんが 多分、観光客の方だと思います 案内をされてあって、ああ、いい光景だなと、観光地らしいなと私も思ったところでございます。ガイドさんの育成もすぐ取り組んでいかなければならないことじゃないのでしょうか。

また、長期的に言えば、例えば、人力車で案内をするとか、雰囲気をつくるためにはよその二番せんじでもいいと思うんですよ。その雰囲気づくりが私は大切ではないかなと思っております。最初は、やっぱり個人で 民間でやると採算がとれないと思います。ですから、例えば、人力車は柳川市で購入して貸し出したりとか、そして、人力車の事業を育成して行って、そういったことも考えていかなければならないんじゃないかな。人力車も、まだし初めはなかなか定着しないと思いますけれども、やはり年々きちっとやっていくことが、歴史が柳川のブランドをつくっていくんじゃないかなと思います。

例えば、柳川沖の石太鼓、あれは私が高校3年のときにできました。何十年か、30年以上たって、もうしっかりと柳川のブランドといいますか、祭りに定着しているわけでございますので、そういった形でしていくことも大事なんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○建設部長（蒲池康晴君）

確かに、河村議員が言われるように、柳川らしさをどうあの駅周辺で出すかというのは、観光として訪れる人たちの空間としては、今の状態はとてもそういった空間じゃないというふうに感じております。やはり柳川らしさというのは、駅におり立って、そこで記念撮影でもしてやろうというふうなお客さんがいっぱいいらっしゃる、そういった空間というのが大事じゃないかと思えます。

そういった中では、先ほど課長のほうが言いましたように、まちづくりワークショップというのがございました。この提言も多岐にわたっておりますけれども、1つは、具体的に言えば、駅のすぐ北の今のバスプールのところまで水辺を持ってきて、そこから川下りをしてもらうとか、そういった発想もあるわけでございますけれども、こういった部分につきましては、やっぱり長期的な展望に立って取り組まなければ、今すぐできるという分でもございませんので、今やっております事業の中では、特に西口につきましては観光の玄関口という

ことで、そういった玄關口にふさわしい空間をどうつくろうかというふうなことをとりあえず短期的にはやろうということで、今、交付金事業で取り組んでいるというふうなところでございます。

それから、先ほど申されました人力車の関係とか、こういった人的な部分につきましても、やはり物と人、こういったことから考えれば大事なことじゃなかろうかというふうに思いますので、そういった心をどうつくっていくかというのは、やはり今後もしっかり検討して実現させていかなければいけない、そういった部分じゃなかろうかというふうに考えております。

○市長（金子健次君）

河村議員のほうから御提言いただきました。

1つは、きのうもお話をいたしましたけれども、例えば、新幹線筑後船小屋駅からバスに乗った、西鉄柳川駅でおりた、どこに行ったらいいのかという形が想定されるわけですけど、そういう対応がきちんとしていないと、柳川に来て何かいい印象で帰らないような感じがいたします。この対応をきちんとすべきかなというふうに思っています。

それともう1つやっぱり考えなければならないのは、今の時代ですので、スマートフォンですね、スマートフォンが恐らくもう若い人たちにはずっと定着していきますので、スマートフォンでの案内をやっぱり本格的に柳川としては考えていかなければならないというふうに思っております。そういう話というのは、柳川商工会議所の観光の委員会の中でも考えておられますので、やっぱり行政も一体となつての取り組みもやっていかなければならないと思います。

先ほど古賀課長のほうがお話ししましたけれども、太宰府関係の、九州博物館の関係のそういう回遊性の問題もありますけれども、独自にでもやっぱり考えていかなければならないかなというふうに今思っていて、そういうことでの案内もしていくということも考えてみたいと思っております。

○8番（河村好浩君）

ありがとうございます。そういったスマートフォンのことに関しましても、ガイドさんのことに関しましても、すぐにでも取り組んでいただきたいなと思っております。

次に、駅周辺の水路整備について質問したいと思います。

前市長のときにも一般質問をしておりますが、費用対効果の関係でお金がないとして、現在は対症療法として澄んだ水を流していただいております。悪臭が出ないようにってはおりますが、全くしないとは言いがたい状況でございます。私がおのうに感じるわけでございますので、観光客のお客様も必ずその悪臭を感じておられるのではないかなと思います。その後の計画はどのような形になっておるのでしょうか。

○水路課長（安藤和彦君）



柳川駅周辺地区の水路整備の計画はということでございますが、先ほど答弁がまちづくり課長のほうからもありましたように、柳川駅の西口の整備計画がございます。そういう計画に伴いまして、駅周辺の水路の整備及び水質の浄化について避けられない課題ということにつきましては、議員と共通の認識でございます。

柳川駅前の水路の整備計画でございますけれども、平成21年から実施しております柳川駅周辺地区まちづくり交付金事業の中で、柳川駅東部土地区画整理事業の東側の水路、これは通称、西の川と呼ばれている市有の水路でございますけれども、その護岸整備。それと、西鉄駅西側地区の西鉄線路から県南信用組合までの水路のしゅんせつ及び下百町交差点横の樋管から県立柳川特別支援学校までの水路の護岸整備を行うこととしております。

柳川の玄関口にふさわしい水路の整備ということについてでございますが、これにつきましては、水路の護岸整備もありますが、一方、水質の改善も重要な要素であろうかと思っております。そのためには、水路の流れを確保するとともに、ヘドロのしゅんせつも必要であろうかと思っております。

水の流れの確保につきましては、継続して対処していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、ヘドロのしゅんせつにつきましては、先ほど言いましたように、柳川駅周辺地区のまちづくり交付金事業の中で、西鉄の線路から県南信用組合までの水路のしゅんせつを計画しておるところでございます。しかし、このような対症療法ではなくて、抜本的な水質の改善には水路に流入する汚水の抑臭を図ることが重要なことではないだろうかと思っております。

以上です。

○8番（河村好浩君）

ちょっとわかりづらくなっただけですけれども、要するに、観光の玄関口として、西口開発の事業と一緒に護岸整備をされるという話ですよ。護岸だけですかね。しゅんせつをして、傾斜とか、そういったのはとらない　　どういったことになっているんですか、済みません。

○水路課長（安藤和彦君）

済みません、ちょっと口足らずでわかりづらかったというふうなことでございますけれども、先ほど申しましたように、今回行われております西鉄柳川駅周辺のまちづくり交付金事業の中で、西の川の護岸整備と、駅西側の下百町交差点横の樋管から県立柳川特別支援学校までの水路の護岸整備を行うことがまず1点です。それと、西鉄線路から県南信用組合までの間の水路　　駅西側周辺地区の土地区画整理事業の一番南側の水路ですけれども、その水路のしゅんせつをしていきたいというふうなことで考えておるところでございます。

○8番（河村好浩君）

済みません、どうも。

そうですね、対症療法じゃなくて、やはり交付金事業を活用していただいて、すぐにでも取り組んでいただきたいと思います。なぜなら、柳川市環境基本計画の中でも、「水がきれい まちがきれい 緑あふれる水郷のまち 柳川」として、市民の皆さんも観光のまちを意識してのアンケートに答えてございますので、ぜひ観光の玄関口、歓迎ムードだけでなく、やはり環境もきちとした取り組みもしていただきたいなと思っております。そのような計画を立ててある以上、絵にかいたもちで終わらせないでいただきたいなと思っております。済みません、これで納得しましたので、水路については質問を終わりたいと思います。

3点目の、柳川特有のブランド推進事業についてであります。

柳川の地域イメージを活用した産業振興の切り札として、柳川ブランド推進事業に取り組み、官民一体となって、「うまかもんづくりぐっちょ」による特産品の開発など、いろいろと地場産業の振興に努められておるとは思いますが、その後どのようになっておりますでしょうか。これも、きのうちょっと質問があったんですけども、重複するかと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○柳川ブランド推進室長（武藤正純君）

河村議員の答弁をさせていただきます。

今年度より、柳川ブランド推進事業の事業展開によって、柳川地域のブランド化を推進しておりますところでございます。

きのうの答弁でもございましたけれども、この事業の目的は、地域が持っているすばらしい特性、つまり農水産物、有明海、城下町、古い町並み、あるいは歴史的風情などに着目して、それを全国的にアピールして、観光客を呼ぶと、人を呼ぶと。そして同時に、そこに特産品 物を開発して売り出して金を呼び込むと。そして、それを拡大再生産しながら新しい産業も育成し、雇用を創出するということがねらいでございます。つまり、地域外から、人、物、金を呼び込むためのトータル的な仕掛けをつくって地域全体をも活性化させようという取り組みでございます。これを推進するために、きのうも言いましたけど、4つのプロジェクトを柱に事業を展開しておりますということでございますが、議員御質問の「うまかもんづくりぐっちょ」による特産品開発もこの事業の一環として行ったところでございます。

この後の取り組み状況についての御質問でございますけれども、議員御承知のとおり、この事業によって柳川らしい商品が12業者の参加を得て、創意工夫により19品が開発をされております。この商品の開発後には、販売促進のためにスタンプラリーによるキャンペーン、あるいはラジオ、テレビ、新聞等のマスコミを通して広く市内外にPRを行ってまいりました。その結果、参加店舗では、新規顧客の開拓、あるいは来店者の増加、開発品外の購入増につながっております。また、材料の供給者側でも販路開拓や産地PRなどの事業効果があらわれておるところでございます。現在も、イベントに終わることなく販売は継続されていると

ということで、今後、この商品、店舗は、広報誌、あるいは今年度末に完成しますホームページをも利用して広くPRをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（河村好浩君）

柳川ブランドといえば、すぐに思いつのがうなぎ飯とノリ。先日、ノリのドレッシングだったんでしょうか、何かこう新しい開発をされてあって、ああ、いいなと思ったんですけども、うなぎ飯とノリしか皆さんは浮かべづらいんじゃないかなと思っております。また、ノリについていえば、残念ながら、福岡ノリとネーミングされてあります。福岡ノリの約80%を柳川ノリが占めているとお聞きしておりますが、柳川ノリと名づけはできないんでしょうか。

○柳川ブランド推進室長（武藤正純君）

ノリのネーミングについての御質問でございますけれども、福岡ノリの多くは確かに本市で生産をされて、現在、共販体制 全量出荷制をなされております。

柳川のネーミングで販売することは私も当然望むところでございますけれども、福岡ノリのネーミングの決定に当たっては、県、関係市町村、漁協で構成いたしますブランド化推進委員会を組織されまして、その中で検討をされて、平成18年4月11日、この福岡ノリということで決定をされたという経緯がございます。こういった経緯を考えますと、当然、今後、関係者との協議が必要となるかと思っておりますけれども、ネーミングの変更は非常に難しいものだというふうに思っています。しかし、この柳川のブランド化の取り組みによって、消費者から柳川に対する評価や価値が高まれば、当然、柳川のブランドは確立するということになりますので、そうなったときには、ノリに限らず、必然的に柳川のネーミングは必要とされてくるというふうに思っておるところでございます。

○8番（河村好浩君）

きのうの一般質問の答弁の中で、柳川市が海に面していることも知られていないということだったですね。そのように柳川のイメージというのは、川下りとウナギという形のイメージしかないんですね。やはり福岡ノリというと、やっぱり柳川を全くイメージされないと思うんですよ。確かに福岡のほうで売れば、販売量が多くなるのかもわかりませんが、やっぱり特産品というのは、そこに行ったけん、それを買いたいという観光客の方の心理だと思うんですよ。柳川に行ったらノリば買わやんというような、やっぱり福岡ノリじゃなくて柳川ノリというふうに、共販でされてあることを私がとやかく言うべきものではないかもしれませんけれども、やはりそういった形で柳川のブランドづくりの一環として、そちらのほうの提言もぜひやっていただきたいなと思っております。

また、今期のノリの生産は順調だとお聞きして大変喜んでおるところでございます。なぜなら、ノリのできふできが柳川の景気を左右すると言われております。今後ますますノリの

養殖が順調にいくことを望んでおるところでございます。

しかし、柳川には、ノリだけでなく、まだまだ多くの宝が隠されていると思います。ここ数年、タイラギやアサリも順調に水揚げされております。昔はアサリだけでも200億円以上の売り上げがあったとお聞きしております。今まで以上に有明海の再生に努めていただきたいものです。

話が脱線してきておりますが、そのアサリやタイラギなどを使って商品の開発をしたり、例えば、そのままでも柳川のアサリとか、「柳川の」という名前を入れるだけでもいいのではないのでしょうか。

下関では、水揚げがないのに、下関の名物といえばフグが思い浮かべられますし、ワタリガニといえば竹崎ガニとあって、わざわざ泊まりがけで食べに行っているのはなぜでしょうか。

柳川でも、魚屋さんへ行けば同じものが並んでおります。下関市が、太良町が、ブランドとしてPRしているにすぎません。柳川市ももっともっと柳川を売り込んでいかなければならないと思います。有明海では、ガンバフグもとれるではないですか。

きのうの一般質問の中で、農業では、柳川はナス、イチジク、アスパラがあり、大豆に至っては県下一との答弁でした。瀬高ではセロリを2株ぐらいですかね、豪華な箱入りで販売されております。もう見た目、わっと思うぐらい豪華だったんですけども、そのような形で、こんなことを言っているのはわかりませんが、セロリ御殿まで建っていると。それだけセロリが売れているんじゃないのでしょうか。やっぱりセロリといえば瀬高、そういったブランドづくりをしていかなければならないと思います。身近にあるものを柳川と書いて、あとはどれだけいかに売り込んでいくかだけではないのでしょうか。その辺を検討する価値があるのではないのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○柳川ブランド推進室長（武藤正純君）

下関はフグというのがすぐ浮かんでくるというように、地元水産物に、農産物に、柳川のネーミングをつけたら、そして、それを売り込んだらという御質問でございますけれども、このことは、市民の方からもお話が上がってきているところでございます。

議員御承知のとおり、下関と申しますのは、全国に誇れる質の高い優良な下関地域の食の産品を下関ブランドとして認定することで、積極的な情報発信、活動を展開して、下関市の知名度、イメージを高めて観光客の誘致、地域活性化を今現在目指して取り組んであります。

本市の場合、当然それと同じような考えを持っておりますが、本市の場合は、地域イメージのブランド化に付加価値を加えて、そして、個別商品のブランド化を目指すという取り組み、考え方を持っています。

地域ブランドの取り組みと申しますのは、個別商品のブランド化が地域イメージにもつながると、そして、観光客の増大、それから、その他の産品の評判を高めるという一面と、また逆に、よい地域イメージが個別商品の付加価値を高めるといった相乗効果がございます。

議員は、さっき言いました前者の個別商品のブランド化を先に進めなさいということの趣旨かというふうに思います。このことは貴重な提言と受けとめて、今後の取り組みの参考にしていきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

○市長（金子健次君）

先ほど、福岡ノリの件について、柳川ノリ等のネーミングの変更はできないかということで、私も市長になりまして、そのことを一番できないかということでしたんですけども、福岡県のほうでもう決められているということで。というのが、特に有明海だけじゃなくて、県北部のほうでもノリはとれているという問題で福岡ノリになったという経過を聞いております。ただ、ノリの分を少し加工すれば柳川ノリということを出せますので、その分も今後、柳川というイメージが、きれいな川から流れている有明海に注ぐ水でつくられたノリというイメージが強いもので、柳川のブランドに生かしていきたいというふうに思います。

それから、先日、学校給食のところに行きまして、サルボウ、昔で言うみろっげの大根で炊いたやつを食べました。学校給食4,800名の子供たちがとてもおいしかったということで、そのことを福岡県の給食会で使うということでございますので、そういうことが1つ。

もう1つは、覆砂事業によるアサリの復活を願っているわけですけども、かなり投資をいたしましたので、その分は柳川の市場から全国に配送されたというふうに聞いておりますので、アサリのことをやっぱりブランドとしても必要なというふうに思っております。

それと、ガンバフグについても、ウナギがありますけれども、そういうことであれば、ガンバフグについてもとれますよというお話を漁業関係者から聞いておりますので、そのことも、料理の方法とか、そういうことをこれから検討していきたいと思っております。

それとあわせて、みやま市のセロリの御殿の話がありましたけれども、みやまセロリ、かつては三橋はレタス、三橋レタスという形で、私が税務課のときに10,000千円ぐらいの所得がありました。それと、朝倉の万能ネギとか、そういう地域でのブランドをJAさんと一緒になって取り組んでいきたいと思っております。

今、ツボミナ等が出ておりますけれども、逆に生産があちこちでき上がってつくってあられているというのを聞いておりますので、きょうの河村議員の御意見等も十分参考にしてブランド商品をつくり上げていきたい、産品をつくり上げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（河村好浩君）

ありがとうございます。ぜひすぐにでも取り組んでいただきたいなと。やはり宮崎県のマンゴーや地鶏は、東国原さんのおかげでマスコミが勝手に報道してくれますけれども、柳川市の場合は、やはり先ほどの柳川ノリじゃないんですけども、柳川をトップセールスとしていかにしてPRしていくかが大事なんではないかなと思っております。

それでは、4点目の市民まつりについてお伺いいたします。

現在、物産公園で開かれております市民まつりですが、年々盛大になってきているようにございますが、昨年の入場者数は何人ぐらいで、そのうち市外からの入場者数は何人ぐらいだったでしょうか。

○建設部長（蒲池康晴君）

河村議員の御質問にお答えいたします。

河村議員も御承知のとおり、現在の柳川市民まつりは合併後始まったものでございまして、平成17年度から開催をしておるわけでございます。昨年の開催で第6回目を迎えたところでございまして、来場者数につきましては、当日朝からあいにくの雨模様でございましたけれども、それにもかかわらず多くのお客様からおいでいただくことができ、主催者発表では、来場者数5万4,000人としておるところでございます。

また、市外からの来場者数につきましては、西鉄柳川駅からまつり会場までのシャトルバスの利用やマイカーなどで来場されるケースもありますが、把握がなかなか難しい分もございまして、具体的な数値の把握には至っておらないというところでございます。

○8番（河村好浩君）

本当、この市民まつりはよく雨に見舞われますが、雨が降ると、物産公園は下が土ですのでどろどろになって歩きづらくて、結局、テントの中に座っているか帰らざるを得なくなります。私も、去年はもう何も買わずに、買いに行こうと思ってもぬかるんで、もうズボンが汚れる、雨に濡れる、そういった形でもう買う気にさえならなかったというのが実情だったもんですから。

そしてまた、私も5年くらい前までは出店者として参加していました。そのときも雨に見舞われ、お客さんから、雨の降って汚かねと言われ、前のときは舗装してあったけんよかったですと言われました。その前のときはというのが、合併前は、筑後中部魚市場を会場にお借りしていたわけですが、なぜ会場がかわったか、魚市場ではもうできないのでしょうか、お客さんも出店者も喜ぶのではないのでしょうか。別に筑後中部魚市場に限らずでもいいんです。そういった、下が舗装をしてあるような場所で開催をできないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○建設部長（蒲池康晴君）

確かに河村議員の御指摘のとおり、雨天の場合などを考えた場合は、開催場所につきましては、非常にぬかるんで汚いという分がございまして。これまで物産公園を主会場としてきておりますけれども、河村議員もおっしゃるとおり、どうしても足元がぬかるみまして、お客様や出店者の皆様に御不便をおかけしていることは承知いたしておるところでございます。

旧柳川市におきましては、先ほど河村議員おっしゃったように、筑後中部魚市場さん周辺を会場として祭りを開催してきた経過もあるわけでございますけれども、当時と比較します

と、周辺用地の状況も幾分か変わってきておるといふ分もございます。また、会場の設営準備、それから、撤去に要する日数の関係もありますので、関係事業所の御理解、御協力をいただけるものかを含めまして、今後、実行委員会の検討課題にしていきたいというふうにご考えておるところでございます。

○8番（河村好浩君）

初めは、この祭りも産業祭と名づけられておりましたし、市民まつりは市民の皆様の祭りでございます。しかし、市民の皆さんだけでなく、市外からの来客を見越して始まった祭りだと思っております。祭りは、規模が大きければ大きいほど人は見に来てくれると思っております。ですから、会場にしても、筑後魚市場の市場長とも懇意にしておりますけれども、ぜひ使ってくれと、いつでも協力するよとおっしゃっております。撤去の云々は、合併前はできていたわけですから、要は、主催者側がどれだけあとは苦勞をするかだけだと思っておりますよ。でも、やはりお金を使いに来て、楽しみで来場される方のことをまず最初に考えないと、こちらの都合だけで撤去するのに時間がかかるからしょうがないじゃないかなと私は思います。

それと別に、柳川には伝統あるおにぎえ、大にぎわいという祭りがありますよね。それとタイアップして、もっともっと大きな祭りとして、近隣の市外だけでなく、言うなればもう柳川のブランドとして県外からでも来ていただけるような祭りにできないかなと思うのは私一人だけでしょうか、その辺はどうでしょうか。

○建設部長（蒲池康晴君）

開催時期の関係でございますけれども、おにぎえとタイアップしてもっと大きな祭りとして、市外、県外からのお客さんも多く呼び込む祭りにできないかというふうなことだろうと思っておりますけれども、開催に当たりますとは、御存じのとおり実行委員会を組織しております、商工業団体、農業団体、漁業団体、こういった各方面の御協力をいただいて主催しておりますわけでございます。主催者側といたしましても、市民はもとより市外からの多くのお客様に来ていただきまして経済効果を高める努力が必要だと考えておるところでございます。そういった意味では、第6回の開催に当たりますとは、事前にテレビ出演による祭り開催のPRとか、西鉄福岡駅、それから西鉄久留米駅、こういったところにおきまして、チラシとセットでノリの配布などを行ってきたというふうな経過もございます。

○8番（河村好浩君）

なぜおにぎえとタイアップかといいますと、私が子供のころ、おにぎえは本当に黒山の人ばかりでした。露天商の数も150本以上の店が並んで、見せ物小屋などところ狭しと出店されておりました。でも、今では露天商の数も昔の3分の1ぐらいに減ってきております。このままではますますこの祭りも廃れていくと思っております。せっかく歴史と伝統のあるおにぎえでございます。観光資源として活用して、近い将来、おにぎえが本当の意味でも大にぎわいと

言えるような外貨を稼ぐ柳川の大きな祭りにしていかなければならないと思っておるところでございます。

最後に、市長にお伺いいたします。

今まで質問をしてきましたが、それを踏まえて、柳川の観光についてどのように取り組んでいかれる御予定でしょうか、聞きたいと思います。

○市長（金子健次君）

いろんな意味で河村議員の思いがこちらに伝わってきたわけでございます。今の時点で、若い人にやっぱり柳川のほうに来ていただいて、口コミで 口コミといっても非常にPRもあれですけども、口コミで、柳川はよかばいと、もう一回行ってみようかなという気持ちになって帰っていただくような形の、その中にはやっぱり柳川人の心のもてなしの部分が必要かなというふうに思っております。それぞれの店におきましても、ありがとうございましたというような気持ちが背中から返ってくるような、そういうようなおもてなしの心をやっぱり醸成していかなければならないというふうに考えております。

今日の、先ほど申し上げましたスマートフォンの問題とか、そういう問題もこれから新しい事業として取り組みをしていかなければならないというふうに思っております。

おにぎえの問題、私自身も小さいころにあんなににぎわっていたおにぎえが少しずつ減ってきているということもわかっておりますし、例えば、京町通りを全部歩行者天国にして踊りをやるとか、そういうようないろんな企画を考えて、柳川がちょっと変わったような形をしなきゃならないかなとよく考えてもおるところでございます。いろんな形についてはいろいろ助言をいただきたいと思っております。

以上です。

○8番（河村好浩君）

本当、私も、市長が言われましたように、柳川の踊りをつくってでも、例えば、おにぎえを、市役所前とおにぎえ会場を歩行者天国で結んで踊りをしていく、それに観光客の方が見ていただく、そういったふうにできればいいなと私も思っていたので、びっくりしたところでございます。

貴重なお時間いただきましてありがとうございました。ぜひ私の意見が少しでも反映していただけるようお願い申し上げます、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、河村好浩議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時6分 再開



○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、10番高田千壽輝議員の発言を許します。

○10番（高田千壽輝君）（登壇）

10番高田でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

その前に、また再度この壇上で質問できる機会を与えていただいた方に改めてお礼申し上げます。

金子市長は2年前の選挙で、柳川市をチェンジの御旗を上げられ、当選されました。その手腕に私も期待しておりましたが、23年度の一般会計予算や所信表明には金子市長の柳川市を思う意気込みが出ることを期待しておりましたが、予算にも所信表明にも国の国策でやるものばかりで、柳川市独自の施策が見られなかったことは非常に残念であります。市長は優しく、住みやすく、だれもが住みたいと思うまちづくりを目指されたと思います。もう少し積極的に市長のカラーを出していただきたい。

では、質問に移らせていただきます。

昨年、同じ3月議会で質問しましたノリ不作のことで再度質問させていただきます。

今期のノリの生産は、3月4日現在、柳川市全体で枚数が10億1,186万枚、金額で10,076,220千円であります。昨年の同じ時期と比較すると、枚数が2億7,247万枚、金額で2,970,430千円の増であります。この数値だけを見ると、大変豊漁豊作のように一見見れますけど、昨年は平成12年以来の不作でありましたので、比較することは余りデータとして参考にはなりません。柳川市全体で、以前は金額150億円の水揚げがありましたので、あと残りの漁区で四十数億円の水揚げが必要であります。もう既に栄養塩不足による色落ちの被害が始まっており、もう既にノリ網を撤去されてあるところもあります。今後、海況の回復がなければ、例年の水揚げには到達できないと思われれます。

また、漁民の皆様の経費は必要以上高くなっております。最近、産油国内の情勢のおかげで原油が高くなっております。参考までに、1日の漁民の燃料代を私がちょっと調べてきましたので、御報告したいと思います。船舶の燃料代が1往復で30リットル使われるそうです。軽油が今現在1リットル88円、これ免税です、免税価格が88円。ノリを加工するための乾燥機に重油を使用します。これがリッター80円。ドラム缶1本で2万5,000枚しか乾燥することができないそうです。そのほかに電気代、水道代がかかります。だから、燃料代だけでも、大体1日2回往復されますので、約22千円ぐらいの出費がかかっております。これに電気代、水道代がかかりますので、かなり経費としては高くなっておりますので、かなり厳しい現実を抱えていらっしゃるのが現実であります。

質問ですが、所信表明で述べられておりました有明海対策実行委員会について、お聞きい

たします。

平成12年の不作を受けて、有明海対策実行委員会が当時発足されたと思いますが、間違いありませんか。

合併後、当委員会は休止状態であったのを、ことし2月7日に新たな組織として再開され、有明海の再生と漁業振興を図り、漁協の皆さんとさまざまな意見をお聞きする場として組織の充実を図り、再出発したものと説明されました。委員会が開かれ、ノリ不作に対する施策、支援策を協議されたとマスコミの報道にありましたので、中長期の対策や支援策を協議されたかをお伺いいたします。

また、実行委員会の組織は、ほとんどが漁業組合関係者だと思いますが、そのほかにどなたが入っておられるか、お伺いいたします。

次の質問は、産炭地域振興基金についてお伺いします。

さきの質疑で梅崎議員から質問がありましたので、重複するかもしれませんが、よろしくお願ひします。

この基金を利用することは、大和町にしか利用できないとお聞きしております。また、期限も決まっているとのこと、その期限がいつまでなのか。また、過去この基金を使って事業をされていますか、お答えをお願いいたします。

以上、壇上での質問は終わりますが、執行部の答弁次第では再度自席にて質問いたしますので、議長におかれましてはお取り計らいをよろしくお願ひいたします。

○市長（金子健次君）

高田議員のほうから、冒頭、私の所信表明のこと、また、今回の平成23年度の予算について御意見がございましたので、そのことについて最初触れさせていただきたいと思ひます。

私自身は、市長選挙にチャレンジする段階で、柳川を変えますということをや大きく旗を上げてきました。柳川を変えるというのは非常に難しいことだったんですけども、一つは、この2年間というのは、いろんな諸問題、負の遺産もありました。その分についての努力を、柳川市を落ちつかせるという部分では、私は一定できたというふうに思っております。

それと、今回の予算の中で、金子市長のカラーが出ていないということですけども、いろんな過去の4年間ですね、前の市長のことを言うんじゃないんですけども、過去の4年間の中で、ピアスの問題、まだ片づいておりません。これをどげんするかという問題も、やっと解体費用、アスベストの費用が出たわけですけども、今後は議会と色々な話をしながら、解決に向けて、そしてあの工業跡地を活用しなければならないというふうに思っているところでもあります。

今、大和町や三橋町におけるコミュニティーセンターの問題、4年間手つかずでした。やっと今回垂見のコミセンの分を予算化することができました。私は、合併特例債をもう少しきちんとした形で、そして振興基金をきちんとした形で、過去の4年間の中でやっていただ

いておったら、もっとスムーズにいったなというふうに思っております。そういう面では、財政的には予算上は、もう高田議員はわかっておられると思いますけれども、去年は償還金19億円ありました。そういう面で、ほとんど中山団地の建設を含めると、大体同じような額になっていると思います。自主財源が乏しいこの柳川の中で、国、県の活用、また振興基金、そして合併特例債、平成26年までどうやって使っていくかということが課せられた課題だというふうに私は思っておりますので、若干見解が、高田議員としてはそういう見解がもしありませんけど、私はめり張りのついた予算、そして福祉の予算を組んできたというふうに思っておりますので、ちょっと冒頭、私の考え方を申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○水産振興課長（松尾昭義君）

高田議員の柳川市有明海対策実行委員会について、お答えを申し上げます。

有明海対策実行委員会は、先ほど高田議員御指摘のとおり、旧柳川市また大和町におきまして、平成12年のノリ養殖の未曾有の不作による漁業者の支援及び有明海再生の対策を検討し、漁業の発展と漁業者の生活の安定並びに向上を図るために設置されたものでございます。

その後、平成17年、1市2町の合併に伴い、柳川市と大和町の組織を合併した新たな組織として柳川市有明海対策実行委員会が設立されております。同年12月には第1回の総会が開催され、それ以降、活動が休止状態に実はなっておった状況でございます。それで、そのような状態になっておりましたので、平成12年のような事態が発生はしておりませんが、有明海再生の課題はまだ解決しておりませんし、柳川市の水産業振興からも取り組むべき大きな課題であります。このようなことから、柳川市が抱える水産業の振興の諸問題を協議する機関として、また、休止状態にあった当委員会を新たな組織として組織し、国や県へ提案を働きかける組織として、新たに再出発をするものでございます。

例えば、この有明海対策実行委員会の中で検討する課題といたしましては、河川の航路のしゅんせつ等の問題等もあります。このような柳川市独自が抱える問題を解決するため、有明海に面するみやま市、大川市、大牟田市とともに組織する福岡県有明海漁業振興対策協議会への働きかけはもちろんのこと、事業の実施のため国、県へ要望活動を行っていくことにいたしております。

それで、先ほど高田議員の御質問にありました構成メンバーにつきましてでございますが、構成メンバーは、市長、並びに議会議員、並びに2有明海の漁連、また共販漁連、それから市内の全漁協の組合長で構成しております。

続きまして、不作に対する中長期の支援対策ということでございますけれども、ノリの不作に対する中長期の支援対策は、平成12年の不漁期においてはさまざまな手だてがされておりましたが、市単独でこれを措置するということは不可能と言わざるを得ません。やはり国、県の支援を受けながら、よりよい支援を実施しなければならないと、そのような意味もから

も、ふだんからそのような問題に対し、国の施策提案などを行っていかねばならないというふうに考えております。

また一方では、平成12年のような事態が生じないよう、有明海の環境の改善調査研究をして、その対策を市からも国、県へ要望していくことが重要でありますし、そのようなことを行うのがこの委員会の活動の一つということで考えております。ですから、今後、23年度から新たに活動していくわけでございますけれども、そのような調査研究、また意見を発する場として再出発をしていきたいと考えているところでございます。

○企画課長（橋本祐二郎君）

2番目の産炭地域振興基金についてお答えします。

この基金は、福岡県産炭地域振興センターからの助成事業でございます。先ほど議員が言われましたように、大和町のみが対象となっております。これは大和町が福岡県産炭地域振興センターの構成団体であったために、助成対象が大和町の区域の事業に限られております。この基金は平成19年度からの5年間で、来年度23年度をもって終了することになっております。

次に、過去の実績ということで、平成19年度からの実績につきましては、内江越正芳線や角屋利新田線など6路線の道路改良事業に充当しておりまして、平成21年度末で104,930千円を活用いたしております。残りの81,070千円を来年度末までに活用することといたしております。

以上でございます。

○10番（高田千壽輝君）

平成12年の不作の原因といたしましては、栄養塩不足による、もうほとんど色落ち被害で大不作になっております。最近も病気が発生して不作ということは、平成12年以降はないんですよね。ほとんどが色落ちなんです。で、この実行委員会での色落ちの対策とか、そういう話は、まだ1回しかあっていませんけど、出ましたか、出ていないですか、それをお伺いします。

○水産振興課長（松尾昭義君）

まだ実行委員会、先ほど高田議員がおっしゃったとおり、2月に再開をしたということで、まだ色落ちの協議は実際にまだ進めておりませんが、今後そういうふうなノリの色落ち、それから、特にこの対策実行委員会につきましては柳川市が抱える水産業の課題等を協議していく場として考えておるところでございます。それで、まだ色落ちについて今後どういうふうにしていくかということは、その会議の中ではまだ議論されておられません。

○10番（高田千壽輝君）

ぜひ対策委員会の中でも、この色落ち対策に関しては論議していただきたいと思っております。

ことしの生産で柳川の組合の中でも、柳川市の西のH組合は1小間 皆さん1小間というの知らない方が多いと思いますので、一応説明しますが、幅1.8メートル、長さ18メートルのノリの養殖網を8枚から10枚張ったのが1小間です。その1小間の水揚げ高がH組合では現在770千円、東側のN組合では600千円です。その格差170千円あります。この格差を、市長、今お聞きされてどう思われますか。

○市長（金子健次君）

非常に難しい、Hとは……、言ってください。（「Hとは浜武漁協です。Nは中島漁協です。で、参考までに大和漁協は590千円です」と呼ぶ者あり）

1枚当たりの単価が、高田議員にとっては低い、単価の質な分、量の問題等で、それをどう考えるかということだと思いますけれども、私もそういう有明海の海況の問題に詳しいわけではございません。ただ、いろんな話を聞いてみますと、有明海の漁業の養殖ノリについては、沖合とか場所によってはかなり違うということと、有明海に注ぐ筑後川、そして沖端川、また塩塚川、そして矢部川と、大きな川がございますけれども、そこから流れる養分塩ですかね、そういうふうなことで影響してくるというふうなことで聞いております。

ことしは昭代の漁家の方が、市長、ことしはよかったち、税金ば心配しよったんち、それぐらいよかったことは確かだと思います。それで、中島のほうについては、そういうことで何が原因なのか、これから有明海の試験場のほうとも聞かなければなりませんけれども、それは平均的に質がよくて量が同じにとれてやれば一番いいと思いますけれども、そういう問題についてはこれから、私は詳しく知りませんが、そういう川の問題もあろうかというふうに思っています。

○10番（高田千壽輝君）

今市長が質の問題と言われましたのは、浜武の平均価格10.82銭です。同じ中島は10円37銭です。そんなに1円も2円も平均単価は変わっていないんですよ。これで差があるということは、やっぱり1小間の生産枚数なんですよ。私がこの生産枚数がこれだけ差があるということは、昨年言いましたように、矢部川の水量が絶対的に足りないち、だから、栄養塩が流れてこないんじゃないかということで、昨年の3月に質問しておりました。そのとき、市長もそういうことはよく認識しているということで言われておりました。

参考までに、今、我柳川市全体で小間数が1万6,804小間です。そのうちの6割を大和町の組合が保有してまして、その小間数が9,742小間です。これが浜武漁協と同じ水揚げをしたら、1,650,000千円の金額が増になるんですよ。だから、なるだけ格差がなくなれば、本当に漁業者の水揚げは大変上がって、柳川市も税収が上がって、いいことだけなんですよ。だから、私はこの水量問題は昨年からずっと言い続けております。

そこで、お聞きしますが、ノリ養殖期間につきまして、大体矢部川の水量はどれくらい流れているか、わかる範囲でお答えをお願いします。

○水路課長（安藤和彦君）

ノリ期間の矢部川の水量ということですが、秋以降ということだろと思っています。これにつきましては、確かなデータというものはありませんが、秋以降、矢部川については日向神ダムの放流が農業用の水利権がなくなるということで、発電放流だけになります。そういうこともありますので、やはり放流量が極端に少なくなるわけですが、それでも通常は船小屋の水位計の部分で2トンから3トンぐらいは流すように、河川環境の維持、水量ということで、3トンを目標に流すということにはなっているようですが、どうしても最近の少雨傾向からいまして、やはり河川の水量が少なくなるということで、3トンを超える場合もあるというふうなことは聞いております。

以上です。

○10番（高田千壽輝君）

ノリ養殖時期に2トンから3トン、これはあくまでも船小屋ですね。これが下に行ったら松原堰があって、多分そこで5対5に分かれると思います。本流のほうに流れるのが約1トンから1.5トンですね、それから松原井堰の下に3つの堰があります。3つの名前は私もよく把握していませんけど、1つは大和堰と瀬高堰です。冬場、取水がなければ、それは1トンから1.5トンの水が矢部川本流に流れるかもしれませんが、その3つの堰から取水をされると、本当に本流、最終的に瀬高堰から流れる水量はどれぐらいか、私もよくあそこの、どれだけ水が流れよるかなとってよく瀬高堰を見に行きます。本当魚道から、ちょろちょろですよ。シャワーみたいな感じで流れています。これが現実です。やっぱりこれじゃノリはとれんなち思うのが現実であります。

矢部川の上流には日向神ダムがあります。この日向神ダムは昭和28年の大水害を受けて、治水と大牟田地域への電力供給を目的とした補助多目的ダムであります。で建設されました。現在は洪水調整と農業用水、県営の水力発電に運用されてあります。日向神ダムは総貯水量が2,790万トン、有効貯水量が2,390万トンであります。でも6月から8月までの間に1,673万トンを放水することが建設当時から決まっております。そのため、大体700万トンぐらいしか貯水量がないんですよ、冬場に。それも雨が降らないとずっと放水していますから、また、緊急に、市長も要請されたことありますけど、農業のために放水をお願いしますというても、もとの水量がないんですよ。水がない。水がないことは要請しても出せないというのが現実であります。

で、私たちこの運用を変えられないかち、何で6月、8月に1,673万トンも放水しなきゃいけないんだち。これは多分、梅雨時期と台風の災害において一気に雨が降った場合の受け皿として少なくする必要があるので、最近もう台風もなかなか、9月以降、8月以降、それは梅雨時期の大雨はありますけど、8月以降、大して水害がないのが現実で、だったらもうそんなに捨てんちゃよかやっかと言いたいけど、これを去年の12月に板橋県議

もこのことについて県議会で質問されておりますけど、この放水をしなくていいんじゃないかということではできないということがありました。これがもし緊急に災害があったとき、だれが責任をとるかという大問題になる。だから、矢部川の水をふやすには、もう今考えられることは、新たなダム建設か、日向神ダムのかさ上げで総貯水量をふやすしかないんですよ。今現在、福岡県内でも2カ所の新たなダム建設がされております。1個は京都郡のほうの伊良原ダムですかね、もう1つは福岡県で那珂川水系の五ヶ山ダムと、2カ所できております。

この水問題には大変厳しく、本当に水量をふやしてくださいといっても、なかなか現実的に難しいことがありますけど、昨年市長、3月の定例会で私がノリ養殖期間に多くの水量が流れるようにしてもらえないかと言ったら、なるだけ努力しますというお答えをいただいております。もう努力されているということはわかっておりますけど、具体的にどのような行動をされたか、皆さん漁民の方がもう本当に心配してありますので、お願いします。

○市長（金子健次君）

私の努力によって矢部川に大量の水が流れればいいんですけども、実際、ダムの運用が梅雨時期前には700トンという空っぽにしてしまうというような状態の中で、雨が夏に降らなければ、そういうふうな底をつくというような状態になっていることは、もう高田議員が今説明されたとおりでございます。

昨年のことを申し上げますと、ダムのオーバーホールというか、電力のですね、その機械の関係で2カ月間、11月3日から12月の末までの間、一滴も流さないということ等で、非常にノリ期の問題、また柳川の観光の川下りの水の問題、あと農業用水につきましても、園芸作物の、例えば、両開とかなんかに水が行かない場合は、ノリの洗浄による排水で塩分濃度が上がるというようなことで流してくれというようなこと等、いろんな要望がありました。それとあわせて、もう1つ柳川の堀のところには火災の問題、火災もありました。枝線の水路には水が行っていないため、水が不足したと、その4つの問題があります。矢部川の水系から来る沖端川問題、また矢部川に注ぐ有明海の養分塩の問題、非常に問題十分私もわかっております。そういう面で、どういうことを動いたかということ、私が、昨年、福岡県の農業水産委員会、そのとき時間を大分いただきました、柳川のほうに。その分で切々と訴え、矢部川の日向神ダムの運用の問題含めてお話をいたしました。それとあわせて、11月にはまた福岡県知事、また福岡県の副知事、またそれぞれの部長等に直接参りまして、いろいろお話を、水を少しでも流していただきたいということで来たわけです。

私は、今雨が降るとほっとする分があるんですね、実際言って。わあ雨けん、あいさつの中ではきょう雨が降りまして大変ということなんですけれども、雨が降ると何かほっとするような気持ちに市長としてなるんですよ。水がたまるかなと思って。川下りの水は毎日見ているのと同じように、有明海に注ぐ水の養分塩がこれで少しまたノリが伸びてくれればいい

かなというようなことも常に考えておるところでございます。

そういう面では最終的には、12月の議会で板橋先生が久しぶりに一般質問という形でされました。今後引退をされるということでございますけれども、そのときに板橋先生がそれぞれの担当の部長、局長、また副知事に対して頼むよと、この問題は運用だけの問題じゃなくて、言われるように、新たなダムを下流につくるとか、例えば、筑後川から導水管を引っ張って注ぐのかとかいう問題があるかと思えます。確かに松原堰のところ、今50%・50%で沖端川から流れていますけれども、その分をなら矢部川だけに流してしまうと、この分がまた水が減ります。その分は非常に難しい問題、水利慣行だというふうに思っているところです。

昨年から私はこの水問題については、自分自身が、手前みそになりますけど、東奔西走しながら何とかつないできたということと、雨が降ってほしいということと、もう1つ、今日の天気予報というのは1週間きちんとわかるですね。1週間の天気はそのとおりになりますから、あんなに空っぽにしなくていいのにといいふうに思っています。先日、三田村八女市長に柳川は困っていると、何とか運用については矢部川水系の市町村長さんとお話したい、また、そういう関係の農業団体ともお話をしたいということは、いいじゃないですかという話はいただいておりますけど、今後、私の努力もあると思えますけれども、頑張りたいと思っています。

以上です。

○10番（高田千壽輝君）

市長が今雨が降ったらほっとするち、これは現実的に私たちの近くの漁民は雨ごいしようかとかいう人たちもいっぱいいるんですよ。幸い、ことし約60万近くの水揚げが上がったのも、例年になくことしは雨が多かったですよね、意外と。秋からノリ時期に関してはですね。色落ちがしなくて、これだけの金額が上がったと思うんですよ。例年のようにまた雨が少なかったら、昨年並みにまた金額的にがたっと下がるかあるかと思えます。

本当にもうノリ師さんたちもせっぱ詰まって、また、今全国的に自殺者が多くなっております。不幸な事件がないことを祈っております。

もっとこの水問題では本当にですね、市長にお願いしなきゃいけない部分が数多くと思えますけど、本当に今のお言葉で、努力されていることを漁民の皆さんになりかわりまして、感謝申し上げます。さらにまた、さらにさらにまたよろしくお願いいたします。

ここに、市長も言われました、漁民の皆さんからさまざまな意見を聞きたいということで、所信表明でも委員会をつくられたということで述べられましたけど、実際この1年間で、もう自分の地元のことばかり言っちゃいけませんけど、大和町の組合のほうに出向かれて、組合長以外ですよ、組合長さんじゃなくて、若い生産者とか、そういう方と直接お話をされたことがありますか、どうですか。



○市長（金子健次君）

お答えしたいと思います。

ノリの関係については若い人たちもそうで、有明海ノリの研究会というのがございまして、いろんな賞をいただいておりますし、そういう関係の方とはお話をしたことがございます。具体的には、漁家の方の若い層の人たちと具体的に懇談会を持ったことはございませんけど、その分については、そういう機会をとらえて、今後やっていきたいというふうに思っております。

それとあわせて、有明海対策実行委員会の休止状態から再開をした大きな理由の中に、1つは塩塚川のしゅんせつ、今非常に大きな問題となっていて、今までは元気再生事業がなんかという形で毎年1億円の事業を投じていたわけです。そのうち国が50,000千円、福岡県が30,000千円、あと20,000千円が柳川市負担ということで、この事業が平成23年度から赤潮対策事業という形に新しいメニューがありましたけど、50,000千円は国が出してくれる、そして柳川市が50,000千円という形で、もう県は出してくれないんですね。そういう事業の中に、その約束の中に、そげん毎年しゅんせつでもいいんじゃないですかという国の考え方なんです。5年に1回しかそれも出しませんよという問題が今起きてきています。これについてもやっぱり漁家と漁業の関係の団体と一緒に国に対して言わないと、この事業が来年、柳川市だけでもその倍額がまた負担になるという大きな問題が来ておりますので、この取り組みも頑張らんといかんというふうに思っているところです。

それと、いろんな新しい若い層の人たちとは、これからも努めて話をしていく機会を得て、高田議員の力もかりながらやってまいりたいと思います。

以上です。

○10番（高田千壽輝君）

私はちょこちょこ若い者と、ことしのノリはどうだと言いながら話をするんですね。組合長さんたちも一生懸命頑張っただけであられるんですよ。いかに生産を上げるかということですね。でも今若い人たちと話すと、いろんな考え方を持っています。自分たち本当に、よく言います、佐賀ノリに宣伝で負けておるち、おれたちは佐賀のノリに負けんようなノリをつくっているという自負はあるち、だから、あとは宣伝力だち。我々にはそういう知恵がないち。ノリをつくることはできるち、でもそれを売るとか宣伝する力がないち、そういうことを言われます。だから、行政、市の人たちに知恵ばかしてくれんかんもちよく言われるんですよ。本当に有明産といったら、もうみんな全国的に佐賀ノリというんですよね。全国的にこれはもうブランドとなっています。さっき河村議員も言われましたように、福岡ノリちブランド名をつけたと。ある組合長から言われました。あれ福岡ノリというブランド名をつけたら、福岡ノリは玄海のにきでつくりよるとじゃなかかという全国的な名があるち。何で有明海産と、だから、今有明海産福岡ノリと。最初は福岡ノリだけだったんですよ。最近上

のほうに有明海産という名前を入れるようになりましたね。だから、その辺があったからと思うんですよね。本当に宣伝不足なんですよ。我々この柳川市も一緒ですよ。さっき観光も一緒、宣伝不足だち。皆さん黙ってお客は来ないんですよ。周知徹底して、何回も何回も宣伝することによって、我々この、今もう有明海産福岡ノリが、ああ本当においしいんだと。日本人というのは、今景気が悪いと言いながら、おいしいものには金を出すんですよ。安いから買うじゃなくて、やっぱり安くてもまずいものは買わないんですよ。だから、少し高くてもおいしかったらみんな買っていますよ。それが農産物にしたって一緒です。だから、そういう知恵をこの執行部の方たちにおかりして、漁民の若い連中はどうか佐賀県に追いつこうとしているんですよ。その辺をわかってもう少し、この漁期がもうすぐ終わります。終わった後に私がセッティングします。市長、若い人たちの意見を聞いてください。よろしいですか、この点をどうぞ。

○市長（金子健次君）

ぜひそういう場をつくっていただき、また出席をいたしたいと思います。私だけでなく、担当の部署、また課長も出席して、より以上に柳川のノリはうまいよという宣伝をしていきたいと思います。

昨年の秋に東京県人会に行きました。ノリを共販の方からたくさんいただいて、全部の人に、250名の方に配って、お手紙も来ました。おいしかったということですね。そういうあらゆる機会をとらえて、柳川のノリの紹介をしまいたいというふうに思います。

ぜひ今そういう場を設定していただくなら、ぜひ参加をさせていただき、いろんな意見を聞きたいと思います。

以上です。

○10番（高田千壽輝君）

特にまたお願いしますと言うことしかできませんので、本当によろしくお願いします。

次に、産炭地域振興基金について再度質問させていただきます。

残りの金額が80,000千円ぐらいしかないということによろしいですか。

○企画課長（橋本祐二郎君）

81,070千円を来年度までに活用することにしております。81,070千円でございます。

以上です。

○10番（高田千壽輝君）

この81,070千円を使って、23年度中に事業をされる計画はありますか、どうですか。

○企画課長（橋本祐二郎君）

23年度の予定としましては、先ほど申しました内江越正芳線の道路改良及び角屋利新田線の道路改良事業に充てる予定としております。

以上です。

○10番（高田千壽輝君）

この事業の認可、決定権は県が握っているということで私お聞きしたことがありますけど、それは間違いないですか。

○企画課長（橋本祐二郎君）

これは市町村がした事業に対しまして県のほうから補助金が来るということで、決定権は市のほうにあると思っております。

以上です。

○10番（高田千壽輝君）

市が単独でこの事業をすることによって、県の産炭地域振興基金を使っても何もないということですか。私は前に聞いたときは、県にこういう事業をやりたいから、県のほうに行って、県が許可をしないとこの振興基金は出せないとお聞きしていますが、間違いですか。その辺は私の認識が間違いでしょうか、再度お聞きします。

○財政課長（石橋真剛君）

今、企画課長が申し上げましたが、この事業につきましては、財団法人福岡県産炭地域振興センターが所管しておりますので、こっちのほうに市のほうから申請をして、このセンターのほうで交付決定をするという手順になっております。

○10番（高田千壽輝君）

今の説明でよくわかりました。最初の説明では、ちょっと私の認識とずれがありましたので、再度質問させていただきました。

なら、81,070千円の道路改良に使われるという事業はもう決定ということで認識してよろしいですか。

○企画課長（橋本祐二郎君）

23年度分については、今申請をしておりますので、まだ決定の交付は参っておりませんので、今申請中ということで御理解をお願いします。

○10番（高田千壽輝君）

先ほど産炭地域振興センターというのが、でもこれは県庁の中にあるんでしょう、組織的には。組織的には別の社団法人ですか、それとも県庁内ですか。

○副市長（刈茅初支君）

私のほうから回答いたします。

財団法人でございまして、県庁の事務局は地域振興部の広域地域振興課の中にございます。

○10番（高田千壽輝君）

私が聞いたところによりますと、そことにかく決定権を持っている方は、柳川市の方だとお聞きしております。ですね。特にこれはもう県のことですから、副市長もせっかく県から見えてありますので、ぜひこの81,070千円を、もう来年度中に使わないと、この予算はな

くなるんですね。副市長、ちょっと頑張ってください。この予算を使われるようにしてください。

○市長（金子健次君）

お答えいたします。

その職責の方は大和町の部長クラスでございまして、また、柳川の方は在住の方でございます。そういうことが公平にならなければならないんですけれども、大和町に限られた大和町の事業だけしかできないと、産炭地域振興のあれがありますので、とにかく柳川の三橋とか旧柳川市に使えるというものではございませんし、一つの枠があって、柳川の分についてはこのくらいの枠ですよということが、先ほど言った81,070千円であると思います。その分はきちんと満額使えるような事業として執行していくように、福岡県のほうにお願いしたいというふうに思います。

○10番（高田千壽輝君）

これも緒方議員じゃなかですけど、トップセールスをしていただいて、ぜひこの貴重な80,000千円を使えるように要望して、私の質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、20番島添勝議員の発言を許します。

○20番（島添 勝君）（登壇）

皆さんこんにちは。市民クラブの島添でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

1つ目の戸別補償制度の本格実施についてでございます。

農業者戸別補償制度は、平成22年度に米農家を対象とするモデル事業が行われましたが、平成23年度より本格実施することとなります。対象は、米、麦、大豆など、畑作にも広げられ、一定の条件を満たす生産者に対して交付金が支払われると思います。

今までは、担い手で登録している生産者や集落営農組織でないと助成の対象にならなかったのが、販売を目的とした生産者や集落営農組織など対象とする生産者に交付金を支払うなど、大きく変わると思います。

詳細については、まだわからないことが私たち生産者にはあると思います。平成23年度が

本格実施されますが、22年度のモデル体制と、今までは過去の実績払い、黄ゲタ、緑ゲタなどどのように変わるのかお尋ねします。

次に、トレーサビリティサービスについてお尋ねします。

最近の農業を取り巻く状況は、安全に対する消費者の関心が高まり、米穀の取引などにかかわる情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律が、ことしの7月より実施されるそうです。米のトレーサビリティが義務づけられるとのことですが、どのようなものかお尋ねします。

次に、米の消費拡大について市の取り組みはについてお尋ねします。

日本の食料自給率は40%にとどまり、市も、米粉を使用したパンを給食に使ったり、柳川ブランド品を検討されていると思いますが、学校給食だけでなく、米粒からパンをつくることのできる家庭用パン焼き機の機能や用途が広がり手軽にパンづくりができるようになり、米の消費拡大になると思います。市の消費拡大はどのような取り組みをされているのかお尋ねします。

次に、農地・水・環境保全向上についてお尋ねします。

平成19年度から始まる農地・水・環境良好な保全と質の向上を図る対策として、農地・水・環境向上対策が実施されていますが、その事業は、ことしで5年間の計画が終わります。平成11年度から中山間地等直接支払い農地環境保全ということで、共同活動、営農活動、別対策で支援する制度で、今までの制度とどのように変わるかお尋ねします。

次に、第17分団の消防格納庫を含めた周辺整備についてお尋ねします。

緊急出動のときに道路に駐車しておりますので、よろしく願います。

小さいことは席のほうから質問しますので、よろしく願います。

○農政課長（成清博茂君）

島添議員の質問にお答えいたします。4点ほどあったかと思えます。

まずは戸別所得補償モデル対策の実施においてどのように変わったかということをお答えいたします。

平成22年度に実施されました戸別所得補償モデル対策は、これまでの米価などへの価格支持から農家への所得補償へと制度が大きく変わっております。これによって、21年度までになかった米に対する所得補償と、大豆の戦略作物等による全国一律の交付金が設定されたりと、それから、裏作の麦に対して二毛作助成が交付されるなど、交付金制度も大きく変わっております。これまでの米の生産調整に協力しない場合、交付金が出ませんでしたけれども、22年度のモデル対策につきましては、米についての所得補償は交付されませんが、水田利活用自給率向上事業については、全面的に生産調整をしなくても、麦、大豆の戦略作物を作付した場合には交付されるという事業になっております。

それと、国が米の所得補償と自給率向上において、これまでの需給調整に参加していなか

った農家が、転作作物を段階的に拡大していくということを期待しているというあらわれでもあり、これによって米の生産調整に対する強制感が少なからずなくなったということでございます。

それと、2点目のトレーサビリティの件ですけれども、これにつきましては、昨年の10月から一部施行されております。内容についてお答えいたします。

米のトレーサビリティにつきましては、議員御承知のとおり、平成20年度に発覚いたしました非食用米、非食用米の不適正流通事件以来、事故米ですけれども、その対策について検討されておりました。

その結果として、事故米の対応、表示の適正化、適正かつ円滑な流通の確保により、米等の流通の透明性を高めるということから、問題が発生した場合に、流通ルートをややかに特定すると。それと生産者、流通業者、小売業者の事業者が、いつ、どこから入荷し、どこへ出荷したのか、記録、保存をしておく。それと産地情報の伝達といたしまして、取引業者間における伝票や商品の容器包装への記載による産地情報の伝達や、一般消費者への産地情報を伝えることを義務づけているということでございます。

取引の記録、保存につきましては、昨年、22年の10月1日から施行されております。

それから、産地情報の伝達につきましては、今年7月1日から施行ということになっております。

それから、米消費拡大の件について市の取り組みはということですが、現在、議員おっしゃいますように、国のほうでも米粉の消費拡大を推進しております。

本市におきましても、学校給食におきまして、現在、週5日のうち米飯給食が4日、それとパンが1回、週5回給食ありますけれども、そのパンの原料に米粉を活用して給食に提供しようと、昨年の12月から月4回のパンのうち1回を米粉として子供たちに提供しようというふうに推進しております。

それと、ブランド推進室のほうで取り組んでおりますけれども、米粉とノリを使ったオリジナルのパンや菓子などの加工品を競う事業で米粉を推進しております。

また、JAのほうでは、米粉じゃないですけれども、御飯のほうを、御飯を使ってうどんをつくるということで、御飯うどんを開発して、米の消費拡大を推進しているところでございます。

それから、農地・水の関連で、農地・水が23年度からどのように変わったかということですが、農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、もう議員御承知のように、19年度から23年度 来年度というか、23年度まで5年間活動を、今現在26組織でやっていただいております。

数の1つについては、農地水路の農業用施設の保全のための共同活動事業、それと2つ目が、環境に優しい農業に取り組むということで、営農活動の2階建てということで事業を

やっけていたてております。

23年度からにつきては、共同活動の部分については農地・水保全管理支払い、それと営農活動が環境保全型農業支払いということで、2つの対策に衣がえするということで内容は変わっててりません。

1つの営農活動の環境保全型農業支払い、今まで柳川市内4地区、モチの生産で4地区活動していただててりてしたけれど、これにつきては、減農薬、減肥料、5割減らす取り組みで、1反当たり6千円の交付、営農活動支援として6千円交付されててりてした。その部分が、これまでの肥料と農薬5割以上低減する活動に加えて、レンゲなどの緑肥を植えるカバークopp、リビングマルチなどを取り入れて、環境に優しい営農活動に取り組むところの条件で、23年度、10アール当たり8千円が交付されると、これ国、市、県、一緒ですけれど、その辺が若干変わててりてます。これにつきては、なかなかハードルが高いということで、23年度推進されるところは申し込んでもらててもいいんですけど、本市においては二毛作助成がありますので、なかなか今度の施策には乗れないかなというふうに思ててりてます。そういう状況です。

以上です。

○消防本部総務課長（高口哲也君）

島添議員のお尋ねになられた消防団格納庫の駐車場の状況はにつててお答えいたします。

現在、柳川市消防団は、1本部20分団で構成をされててりてます。市内に36の施設の消防格納庫が整備されててりてます。このうち施設内に駐車スペースを確保しててる格納庫が18カ所、格納庫付近の公共施設等の駐車スペースを緊急時に利用させていただてててる格納庫が11カ所、敷地内に2ないし3台程度、駐車可能な格納庫は3カ所でございます。

以上の32カ所は、駐車スペースの確保、規模は異なりてますが、確保されててる状況でございます。

また、敷地内に駐車スペースがない格納庫が4カ所でございます。

以上でございます。

○20番（島添 勝君）

ありがとうございました。畑作物の所得補償には営農継続支払いと数量支払いというほうに変わりますけれど、前年度に作付しなかった場合は、実績支払いということに変わったように話を聞いててりてますけれど、もし、災害、例えば、干拓なんかは台風の来たとき潮風が吹いて大豆がだめになつたりするわけですよ。そういうときは実績がなくなるんですよ。そういうときはどのようになつてすかね。

○農政課長（成清博茂君）

今度の畑作物所得補償につててすけれど、先ほど議員おっしゃてましたように、営農

継続支払いと数量支払いという方法の2通りになります。

営農継続支払いにつきましては、反当たり20千円を前払いで交付されると、前年度の実績に応じて交付されるという状況になっております。

それと、数量払いにつきましては、最終的な取れ高において、県の単価収量で割り戻して、反当たり、1等から3等までとか基準がありますけれども、大体6千円、麦でいきますと6,300円から500円、大豆でいきますと12千円という数量支払いがございます。

まず、災害があった場合にどうなるかということですが、災害がなかった場合、前年度に作付をした場合には営農継続支払いを交付されますけれども、実際、台風等で収穫がなかったという場合には、数量払いが交付されません。

これにつきましては、農業共済のほうで補てんされるということになっておりますので、農業共済のほうについて、9割の補てんになりますけれども、ただし、共済の掛金が変わってくるという状況になりますので、災害で収穫がなかった場合は農業共済で補てんされるということになります。

以上です。

○20番（島添 勝君）

今までは団地化とかそういうことで、例えば、作付したつを、農政課から現場ば見て、ああ、つくってありますち確認して、団地化の金は、例えば、大豆とかに金は来よったんですよ。そうすると、今度の場合はそういう災害のあった場合はもう実績のなかけん実際は来ないということですかいいね。支払いがないちいうことでしょうか。ただ、共済金な別法でまた話し合われるばってん、そういうことはもうないち理解してよかですね。

○農政課長（成清博茂君）

災害の場合で収穫がなかった場合につきましては、今申し上げましたように、農業共済のほうで9割の補てんという形になってきます。

以上です。

○20番（島添 勝君）

そうすると、農業共済にかたっとらんと、この制度にも参加されんごとなる制度になつてくるわけですよ。だから、その補償は、そっちのほうから補償はあるけれども、ほんなら国のほうからはもう全然交付金は来ないということですかいいね。 はい。

それから、産地もころっと今までの団地化とかに、バラ転とか、それから変わったわけですよ、23年度から変わるわけですよ、本当に実施されるまで。そうすると、今まで大豆ばつくるとき団地やないと横にずっと田つくりよったら水が入ってくるわけですよ。そいけん、今は、小さいと言うとおかしいんですけども、営農組合が三橋は17組織あるんですよ。30町から40町ぐらいの単位であるんですよ。そいけん、今まで、去年、その制度が変わっても、このブロックローテーションな守ってきよるわけですよ、そういう制度は。



ただ、今までと変わりますので、そのブロックローテーションがだめになりゃせんやかという気もするわけですね。その点はまた後から質問、別んとで質問の入ってきますけれども、そのときにブロックローテーションを指導されていますけれども、どのようにやっぱりこう、何か対策は考えられんとかお願いします。

○農政課長（成清博茂君）

今まで大豆の団地化ということで推進をしてきたわけですが、団地化によるブロックローテーション、これにつきましては、ポンプ場の稼働の効率化とか、団地による大豆の品質向上、それと、刈り取り時の刈り取りとか播種時期の機械の効率化とか、そういうことでコスト削減の目的に団地化を推進してまいりました。

今まで21年度までの政策につきましては、団地加算とか、産地づくり交付金につきまして団地加算とかいう交付金制度がございましたけれども、22年度からは所得補償モデル対策ということで、その団地化に対する補償が、交付金がないということもありましたけれども、22年度はまずモデル事業ということで、その所得補償モデル事業に対して、これまで団地化に対して支援はないんですけれども、何とか今までどおりやっっていこうということで、今度、23年度からにつきましては、議員御承知かと思えますけれども、国のほうで産地資金ということで、国のほう481億円の予算をつけます、地域独自に、独自に対応できるような制度ができております。

その制度につきましては、今現在、先月末でしたか、県の水田農業推進協議会のほうから、今年度の要望の取りまとめがまいりまして、先月末に水田農業推進協議会の幹事会を行いまして、柳川市にとって、その産地資金をどう配分していくかということで協議をいたしたところでございます

以上でございます。

○20番（島添 勝君）

ありがとうございました。産地資金のことは、ちょっとまだ後で質問しますけれども、次に、小麦の数量払い、数量払いでパン、中華めんのめん用の品種を作成した場合、加算金が1反に2,250円上積みと書いてあるんですけども、例えば、今、JA柳川で「みなみのかおり」というとパンの原料に計画的につくってあるんですよ。これに当てはまるのかどうか、「みなみのかおり」が、これもう完全なパンの原料ですよ。その点どうでしょうか。

○農政課長（成清博茂君）

今、推進しております「みなみのかおり」につきましては、パン用小麦として作付されておりますので、今、議員おっしゃいますように、数量払いの60キロ当たり2,550円の加算がつく予定になっております。

以上です。

○20番（島添 勝君）

ありがとうございました。それから、さっきの質問の中で、産地資金の活用についてちょっと触れられましたけれども、この産地資金は、地域の実態に即して、戦略作物の生産性向上や地域の特産物の振興などの取り組みを支援する産地資金で、都道府県の判断で畑も可能とすることとありますが、柳川水田農業推進協議会で、その活用についての説明があったと聞いていますけれども、内容はどのような内容になっておりますか、お尋ねします。

○農政課長（成清博茂君）

先ほど産地資金について御説明させていただきましたけれども、先月末の幹事会で協議をいたしましたところです。若干内容について、まだ正式に県のほうから、これがはっきりこうだという内示も受けていませんので、一応柳川市の要望として幹事会で打ち合わせた結果をちょっと報告させていただきます。

この産地資金につきましては、今言いました国のほうでは481億円と、県のほうに配分されている分が1,044,000千円の配分がっております。

配分の方法につきましては、その他の野菜、作物についてと激変緩和で約29,000千円、それと、大豆の作付面積に応じた配分として28,000千円、それと、主食用米の生産数量目標の減少面積、23年度は若干減っております。それに、面積置いた分が約4,000千円と、合計61,000千円の配分を受けることで県のほうから予定を伺っております。

それについて、柳川市のほうでどう対応するかということ、先ほど言いました2月末の幹事会で協議をしたわけですが、やはりさっき言いました大豆のブロックローテーションというか団地化、これにつきましては、これまで県下有数の団地産地ということで、これまでどおり団地の推進を図っていこうということで、大豆の団地化に2千円、それと、大豆の作付担い手に2千円ということで予定をしております。それと、その他の野菜、露地野菜とか園芸、果樹になりますけれども、22年度で10千円の、1反当たり10千円の交付されましたけれども、今年度2千円上乘せいたしましたして、12千円で今のところ計画をしているところでございます。

以上です。

○20番（島添 勝君）

ありがとうございました。その畑作物、畑作物というと、今までナスビとかバラ転じゃったですよね。反当たり2千円しか来らんやったわけですよね。それを今度は畑作物について、今ちょっと1万幾らという説明のありましたけれども、これは産地資金から計画してあるわけですか。例えば、私どんげん地区すんならブロッコリーとかレタスとか農協と契約してつくっているんですよね。そういうものも対象になるわけですか。

○農政課長（成清博茂君）

今、議員おっしゃいましたように、ブロッコリーとかその他の野菜分については、その対象になります。

以上です。

○20番（島添 勝君）

そうすると、私がここに資料ばもろうたつを読みますと、一応こういう話の水田推進協議会で話したでしょう。

○農政課長（成清博茂君）

先日、2月末、28日に水田農業推進協議会の幹事会、幹事会のメンバーにつきましては、産業経済部長、それとJAの営農部長、それと各JAの支所の営農課長、それと生産者4人、それと集荷業者6人、この22人のメンバーでこの61,000千円の内容について協議をしたところでございます。これがまだ予定で、決定ではございませんので、申し添えておきたいというふうに思います。

以上です。

○20番（島添 勝君）

今さっきの説明で、福岡県に10億円から来て、柳川市に61,000千円、これは1年で使うてしまわんとでけんでしょうか。そういう金はですね、例えば、今私が心配しよつとは団地加算金があると、もう1反当たり2千円と言われましたけれども、そういうことはこの計算の61,000千円の中に一応計画に入れて、10アール当たり2千円とか、その他の作物、販売を目的としたその他の作物には12千円とか計画されてあるんでしょう。

○農政課長（成清博茂君）

この61,000千円につきましては、県のほうで配分がなされております。これが、もう多くもならないと思いますし、少なくともならない、この範囲内で対応するというので、さっきの2千円、団地加算に2千円、それと担い手加算に2千円、それと、その他の野菜に12千円ということで、これについて大体、23年度の作付状況を見たところで61,000千円になるような計算で単価を設定いたしております。

以上です。

○20番（島添 勝君）

ありがとうございました。

次に、トレーサビリティについてお尋ねします。

今までは、例えば、米粉米を家で生産して、金ばっかもろうて、米は安う自分で売っても罰則はなかったらしかですよ。これを今後は、米粉米を作付した場合、ほかのとに転用したり、そういうことで罰則が500千円以下の罰金とか、要するに法律違反ですよ。そういうことになるような今の説明でありましたけれども、対象事業者と対象品目はどのようになっているんでしょうか。

○農政課長（成清博茂君）

米のトレーサビリティの対象事業者についてですけれども、米の生産者、それと米加工品

の販売、加工、製造を行っている方々、それと飲食業者 米穀というか、米を使ってある飲食業者が対象となります。

また、対象品目につきましては、玄米、精米などの米穀、それと米粉、米こうじ等の中間原料、それと弁当、おにぎりなどの米飯類、もち、だんごなどの米を使った食品、清酒、みりんなどが対象というふうになっております。

以上です。

○20番（島添 勝君）

そうすると、例えば、しょうちゅうをつくる米、要するに限定されとつとのあるでしょう。例えば、パンをつくる米粉米とか、ほかにそれを転用したりした場合は、要するにどのようになっでしょうか。転用というとおかしいんですけども、ならしょうちゅうつくつとに米をつくつととにほかんとさん回したり、そういうときはやっぱりこれもやっぱり罰則のあるわけですか。

○農政課長（成清博茂君）

今回のトレーサビリティについては、そういう部類には罰則という、申しわけないですが、その辺の転用とかに対してのあれじゃない、罰則というか、規制というのじゃないというふうに考えております。

以上です。

○20番（島添 勝君）

例えば、用途限定米ということになると思いますが、例えば、米ば表示せやんなつとつでしょう。例えば、外国産なら外国産ち、国内産は、例えば柳川産なら柳川産というて表示しなければならぬような制度でしょう。そうすると、例えば、農協に出しよる分のも柳川の米でいいんですけども、例えば、業者に出したときは、そのときは柳川米で要するに記録に残す 3年間残さやんという話ですよね、その記録は、そのときは業者に出した場合も同じ柳川米でいいのか、その辺のどうでしょうか。

○農政課長（成清博茂君）

業者に出した場合といいますか、これにつきましては、売り渡したときに生産記録を残しておくと、販売記録を残しておくということになりますので、産地表示じゃなくて、最終的に消費者とかに売り渡すときに産地表示をしておくという形になりますので、まず段階あって、生産者から加工業者に行って消費者に渡す場合には、その取引の状況を記録しておくという状況になります。

以上です。

○20番（島添 勝君）

それと、ミニマムアクセス米とか輸入米のあつですよね。やっぱりいろいろまぜて、何とつか、日本の米と輸入米とまぜたりして売ったりしてある、そういうしてあつともある

わけですよ。そんなときの表示はどのようにされ、どんかふうな、どのような表示を、アメリカ産が何%とか、そういう表示はどのようになってしょうか。

○農政課長（成清博茂君）

2カ所、3カ所の一緒にブレンド米につきましては、表示的にはその国の名称とその産地の名称を書くように、2つの国を書くようになっております。

以上です。

○20番（島添 勝君）

次に、米の消費拡大についてお尋ねします。

学校給食で週1回パンの給食が今実施されているんですよ。それに対して、その学校給食の、給食センターでつくってはないと思うんですけども、その流れはどんなふうになっ  
とっですか。どこからかパンをつくってきて、学校給食に持ってきてよるか、給食センターでパンをつくりよるか、今までの流れはどのようになっておりますか。

○農政課長（成清博茂君）

今回の学校給食に活用した米粉パンですけども、これにつきましては、まずJAのほうから、県の給食会の指定業者であります市内に中島製粉ございますけれども、そこに米を納入します。そして、米粉にして、それを八千代パンと鳥井製粉、鳥井製パンへ納入してパンをつくって、そのパンを各給食センター、単独校の給食室に運んで、子供たちに提供するという流れになっております。

以上です。

○20番（島添 勝君）

ありがとうございました。私は、この一般質問について新聞にこれ出したところが、あるところから電話があって、米粉パンば一町ばかりつくってち、営農組合で。その一町つくったつばどげんされたやかーち思ったら、米粉パンに利用してあるという話を聞いたんですが、これはほんなごとでしょうか。

○農政課長（成清博茂君）

今、議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○20番（島添 勝君）

ありがとうございました。何と申しますか、最近パンをつくってが、パンをつくる焼き器 器と言うたらおかしいんですけど、米粒ですぐパンはつくられるのが今かなり出てきよるらしかですよ。そうしたら、その価格が50千円ぐらいしよってが今20千円ぐらいで、物すご食パンば焼くだけやなくて、パンの生地をつくり分けたり、ジャムもつくられたり評判が非常にいいそうですよ。そいけん、最近、子供たちが朝、御飯を食べんなパンを食べている人が多いそうでございますけれども、そのためには米の消費の拡大ですよ。そのために

は簡単につくられるち、例えば、御飯ば食べ残したとば、その器で一緒にするぎっと、もちもちしたパンのでき上がるそうでございますけれども、その点は何とかな、米の拡大を考えますと、これは買えとも言えませんけれども、何とか柳川市として、そういう消費拡大のためには何とか方法はないやろうかなち思うて、私はこの質問をしているんですけれども、50千円しよっとが20千円ぐらいで、いろんなやり方でさるる器が最近出回って、物すご売れよるそうです。その辺ばもうちょっと何とか、宣伝と言うとおかしいんですけれども、消費拡大のためには何か方法はないでしょうか。

○農政課長（成清博茂君）

議員、先ほどおっしゃいましたように、今、米粉を使ったパン焼き機が結構人気があるということは新聞紙上とかニュース等で私どもも知っておりますけれども、ただ、米粉について、まだまだ小麦粉の値段との格差があるということで、まだまだ米粉の商品に結びついていないということは否めないかというふうに思います。

しかしながら、昨年12月から給食にも米粉を使っておりますし、市民まつり、農業まつりでも米粉を使ったパンを焼いて、三姉妹のジャムを使って、試食宣伝を行ったり、やっております。今後、そういうふうに米粉の消費拡大にもつなげていきたいというふうに思っておりますし、その格差がなくなれば、各家庭でも米粉を使ったパンを焼いて子供たちに食べせるとかいうふうに、食卓に並ぶとかいうふうになってくると思いますので、その辺米粉の消費拡大に向けたPR等も今後やっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○20番（島添 勝君）

ありがとうございました。

次に、農地・水・環境保全対策についてなんですけれども、今、台の上から話しましたように、一応この制度が23年度で終わるわけですよ。ただ、11年度から、今1反に4,400円、営農、そういうことを取り組んでいくには来るわけですよ。5つの条件があって、それを1つクリアすると、その営農組合単位に反当8千円、そういう制度になるそうですけれども、今までは2階部分と言いつよたっですよ。わらをすき込んだり、有機肥料を使うたりしてすると、その分だけで6千円の上積みがあったんですけれども、この新聞の報道を読みますとそういうことで、10アール当たり、その取り組んだ営農組織は8千円で、特に農家を、農業者に優遇するようなことが書いてあるんですよ。その辺ははっきりしていますか、必ず予算がついているんですよ、これ。有機肥料、そういうことを今まではモチやなかと2階部分はされんやったっですよ。その辺5つの条件が、農地1つ満たすとやりますというふうなことを書いてあるんですけど、その辺どうでしょうか。

○農政課長（成清博茂君）

農地・水・環境保全対策事業についてですけれども、先ほど御答弁しましたけれども、

これまでは議員おっしゃいますように、減農薬、減肥料、県の基準の5割を減らすと1反当たり6千円の交付がなされておりました。今現在、22年度で申しますと、三橋の4組織のモチの生産に対して営農支援を交付いたしております。

これにつきましては、今現在の制度にのっとっての交付になりますけれども、23年度になりますと、これに加えて、今申し上げました減農薬、減肥料の5割低減をするという営農活動支援に加えて、レンゲなどの緑肥を植えるカバークロップ 専門用語になりますけれども、カバークロップ、リビングマルチなどを取り入れて、環境に優しい営農活動を取り組むという条件が、ハードルが高くなります。ハードルが高くなった分、金額も上がりますけれども、一応10アール当たり6千円から8千円になるという条件で交付される予定になっています。まだこれも要領要綱がはっきりと出ていませんので、何とも言えませんけれども、今までの5割減農薬、減肥料、化学肥料5割低減に加えて、そういう条件をクリアせんとでけんということになります。

それと、本市においては、米、大豆の後に麦をつくると、二毛作助成ということで反当たり15千円が交付されます。これは23年度も交付される予定になっておりますので、この農地・水で8千円もらうよりも、二毛作助成の15千円のほうが得かというふうには思っておりますけれども、二毛作助成がないところが大体中心になってくるかと思っておりますけれども、本市においては、麦を入れた二毛作助成ということで15千円もらえますので、そっちのほうで取り組んだほうが有利ではないかというふうには思っております。

以上です。

○20番（島添 勝君）

ありがとうございました。

次に、消防の格納庫について要望なんですけれども、ちょうど17分団で道路にとめているもので、緊急の場合、道路にとめていくもので、事故が発生しております。だから、すぐ駐車場をつくれやなして、そういうスペースを何とか、これは要望です。要望をしておきます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、島添勝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時56分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、18番藤丸正勝議員の発言を許します。

○18番（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんこんにちは。18番藤丸正勝でございます。議長の許可のもとに、ただいまより通告に従い一般質問をいたします。少し長くなりますけど、御了承のほどよろしく願いいたします。

国においては新年度予算の審議が大詰めを迎えておりますが、政権・与党、とりわけ民主党が政権獲得時の衆議院選挙で掲げたマニフェストをめぐり、財源なき空手形と野党の突っ込みが続いており、政策実現に対しては財源あつての施策であり、財源確保がいかに重要であるかは、混乱している国会そのものがわかりやすく説明してあると思えます。

金子市長におかれましては、市長就任されて2年、任期の折り返し点を迎えられております。市長は2年前の市長選挙で、若者の流出がとまらず、農業、漁業、商工業の活力が低下し、税収の落ち込みにより市の財政も危機的状況に陥ってしまうと柳川危機宣言をアピールされ、さらに市政の信頼回復、元気回復として、誠実と倫理観で市政の信頼を回復しなどなど、行政改革を推進することにより財源を確保して、健康、子育て、お年寄りに優しいまちづくりを、また、農業、漁業、商工業を観光と連携させ、若者が残り、元気な地場産業を育てると市民には訴えられておりました。市長のマニフェストには、固定資産税の1.4%の統一や合併浄化槽補助金の上乗せ、総合運動公園の整備、水環境の再生、川やまちの駅整備などが示されましたが、冒頭の固定資産税の統一は合併協議会前に大体協議決定されていたことでありまして、財政改革で取り上げられましたが、何ら目新しいものではなかったんじゃないかと思えます。また、補助金の上乗せ、総合運動公園の整備、川やまちの駅整備は、それこそ財政を悪化させる徴収の箱物施策であったんじゃないかと思っております。財政赤字を増大させ、財政改革に逆行するものであります。市民のためになる施策とは少しかけ離れていたんじゃないかと思っております。

私は昨年の選挙においてマニフェストを市民の皆様を示し、約束として訴えました。それは待ったなしの本市の財政改革であり、それには思い切った行政改革であり、削減と将来の税収増への提言でした。議員、職員の定数削減を初め、給与、報酬などの見直し、そして市民の暮らしに係る税金、手数料は上げないように、さらに定住人口をふやし、税収増の安定確保、地元消費、購買力の拡大のために鉄道利用者の勤労者に補助をということで、市の財政を建て直していくことを訴えました。

そこでお伺いいたしますが、市長はこれまでの議会において、このような答弁されております。「今の社会情勢の中でも、将来に向かって市民の皆様にしかりした行政が行われるよう経常経費の削減、定数管理の適正化、全庁を挙げて行政改革に積極的に取り組んでまいりました。また、マニフェストに沿ったまちづくりを展開してきました」とおっしゃっておられました。市民の皆様から聞こえてくる声は、市長の政策には少しもやもやとして、一向に見えないとの言葉もお聞きしております。市長の今後の施策を力強い言葉で市民の皆様



訴えてもらいたいと思います。

また、この後、一問一答で所見、評価などを伺ってまいります。市民の皆様もここに来て改めて、あしたの暮らしにつながり、それぞれが真剣に考えておられ、これらの声を受けての質問をさせていただきます。

そこで、本市の財政を改めて検証してみますと、平成21年度一般会計決算の歳入で前年度に比べ大きく減ったのは市税約230,000千円、地方譲与税23,000千円、自動車取得税56,000千円で、この減収を補ったのが地方交付税の420,000千円と臨時財政対策債380,000千円です。これを見てわかるように、自主財源に乏しい本市は、交付税頼みの厳しい財政状況であることがはっきりしております。国の財政運営や政策、予算配分によって財政が破綻し、いつ財政再建団体になってもおかしくない状況にあることの認識を我々は持っていなければならないと思います。

そこで、柳川市議会にあっては、合併当時53名の議員から、第1回目の改選には30名に、そして昨年10月の選挙で24名に削減したことは御案内のとおりであります。議会ではこの約6年間で54.7%の議員を削減し、さらに次の選挙では、また26年、さらに削減する再検討をすべきと思っているところでございます。一方、市の行政改革はどのように削減されているのか、目にはよく見えておりません。金子市政となってから、具体的にどのように行政改革が進められたのでしょうか。

次に、金子市長が掲げられた一丁目一番地の目玉事業であった総合運動公園整備事業は、12月定例会の答弁で将来の課題として残すとして断念し、撤退の意思表示をされました。本市の厳しい財政状況からの賢明なる決断として評価いたします。白紙撤回との発言があったなら、私は市長の見識、手腕を疑い、市民の皆さんからブーイングが上がっていたんじゃないでしょうか。今回の事態を顧みると、市民の皆さんこそ市の財政状況をよく理解されていると改めて思い知らされました。

次に、駐車場問題でございます。

私は昨年6月議会に、市の歳入をふやすため市有地駐車場に駐車している職員から駐車料金を徴収しているかどうかの質問に対し、執行部からは徴収していないとの答弁があり、この答弁を聞かれた市民の皆さんから大きな反響がありました。このとき私は市民の共有財産である駐車場をただで使用するのはおかしいんじゃないかと、執行部へ駐車料の徴収はすべきであると指摘をいたしました。厳しい市の財政状況をかんがみるに、私は市有財産を利用する三役、議員、職員は使用料を払うのが当然のことであり、一日も早く徴収すべきと思っておりますが、市長、いかがでしょうか。

次に質問を移しますが、ことし2月25日の西日本新聞朝刊に、九州新幹線、玉名市は通勤費30千円の補助という見出しがありました。「福岡からの移住促進」との見出し、ごらんになったかわかりませんが、新幹線開業を見据え、玉名市が同市に住宅を購入し、市外

から移り住む人を対象に、新幹線の定期代の半額を原則に、30千円を上限に補助しようとすることを紹介した記事でありました。まさに移住促進のためのユニークな社会実験であるわけです。

私はこれまでこの問題を述べ、6月、9月議会において取り上げ、質問いたしました。議会では議員、職員などの市有地駐車場料金を基本財源として、西鉄、あるいはJR通勤者の利用の方が駅前駐車場へ7千円も8千円も出されてとめて通勤をされている、その駐車場料金の補助に充てるよう執行部に提言を今まで2回いたしました。しかし、残念ながら今度の新年度予算歳入歳出にそういう見出しの項目はありませんでした。そこで、この問題がどのようなになっているのか、どうお考えなのか、三たびお伺いしたいと思います。

最後の3つ目の質問ですけど、柳川商店街、京町にあった旧マルシヨク跡地問題であります。

平成21年2月の同スーパー閉店から丸2年がたちました。現地を見てみますと、跡地にはくいが打たれ、トラロープが張られ、くいは倒れかかっています。現状のまま放置されては、景観も何もあったものじゃありません。このマルシヨク移転問題は、柳川警察署西側に开店計画があったにもかかわらず、金子市長となってこの話がなくなってしまいました。その後、撤退されたマルシヨクから跡地活用の方向性や考えなど、何らか市へ打診されたのかどうか、その後の動向についての説明をいただきたいと思います。

これで壇上からの質問を終わらせていただきます。あとは自席のほうで一問一答をお願いしたいと思います。

○総務部長（大坪正明君）

藤丸正勝議員の御質問にお答えをいたします。

まず、行財政改革をどう進めているのかという御質問でございます。

これにつきましては、平成21年11月に市長から柳川市行政改革推進委員会に第2次行政改革大綱について諮問をいたしておりましたが、昨年の10月に委員会から答申をいただいております。この答申をもとに行財政改革大綱を策定いたしまして、本年の2月に第2次行政改革大綱とその実施計画を策定いたしております。

今回の大綱では、まちづくりの課題解決のための施策や事務事業を優先づけいたしまして、選択と集中を進めていくことに重点を置いており、平成26年度までに事務事業の統廃合や縮小など、聖域なき事業の見直しに取り組んでまいることにはいたしております。限られた財源を可能な限り有効に活用いたしまして、最少の経費で最大の効果を上げるために、質の高い行政サービスの実現、それから危機感を共有する組織運営の確立、健全な財政基盤の確立の3つの基本目標を定めております。

まず、1番目の質の高い行政サービスの実現ということでございますけれども、これをするためには行政のみの取り組みだけでは限界がございます。積極的な行政情報の公開を前提

とした市民協働の視点が必要となってまいります。実施計画におきます具体的な取り組み項目としましては、市政に関する情報等を広報紙や市のホームページ上などでわかりやすく公開いたしまして、行政への関心を高めるため、市のホームページの新規更新率を平成21年度、月平均28.5件でございましたけれども、この50%増を目指すことにいたしております。

次に、事務事業を市民の目線で評価をして見直しをしていくことを目的に、市民や有識者による事務事業の外部評価をこれまでも実施しております。それから、職員でも行政評価を行っております、これの確立を目指していくことにしております。外部評価では毎年10事務事業を評価していき、外部評価の実施数としては50事務事業を予定しておるところでございます。

また、公共施設の適正な配置ということで、統合を含めた庁舎のあり方についても、今後、調査研究を行いたいというふうに考えております。

また、2番目の危機感を共有する組織運営の確立のためには、職員の能力向上と意識改革を引き出す環境づくりが必要になってまいります。具体的な取り組みといたしましては、専門的な知識や技術の習得のため、職員研修所や職場研修などを充実させまして、多様な研修機会を確保して研修制度の充実に努めることにしております。また、23年度からは定住自立圏の大牟田市、みやま市とも合同で職員研修を実施することにいたしております。

次に、機構改革等により退職者の後の職員の補充を抑制いたしまして、定員適正化計画によりまして職員数を26年度までに18人削減いたします。これによりまして、約140,000千円の削減効果がございます。また、時間外勤務手当の給料月額に対する割合を平成21年度の4.8%から4%に縮減をいたすことにしております。これによりまして、1年間に約10,000千円の削減効果がございます。

3番目に、健全な財政基盤の確立のためには、長期的な財政計画のもと、身の丈に合った予算編成に発想を転換する必要が生じてきております。具体的な取り組み項目としては、26年度までに旅費とか需用費などの物件費を5.5%程度、約150,000千円削減することにいたしております。

次に、補助事業の目的の明確化とか補助団体の自立を促すためにサンセット方式などによる補助事業の見直しを行いまして、こういったことを検討して、適切な補助金の交付を行いたいと考えておるところでございます。

また、市税、国民健康保険税、水道料金などの徴収率の目標をそれぞれ設定いたしまして、徴収率を向上して自主財源の確保を図ることにいたしております。

このように、3つの基本目標をもとに、具体的取り組み項目として41項目にわたって実施計画の中に定めておりまして、これによって行財政改革を実施していくということにしております。

それから2つ目に、職員の駐車場の料金を払うべきではないかということで、これは以前

にも御質問いただいております。

前回は申し上げておりましたとおり、本市の場合には都市部と違いまして、公共交通機関の便が非常に悪いと。利用できる範囲が限られておりますので、多くの職員が自家用車で通勤せざるを得ません。片道2キロ未満の場合には通勤手当は支給しておりませんし、2キロ以上5キロ未満で月2千円、5キロ以上10キロ未満で月4千円の通勤手当を支給しておりますけれども、自家用車を利用して通勤する9割以上の職員がこの10キロ未満でございます。多くのケースでは、この手当では燃料費の実費が賅っていない状態でございます。さらに、電車やバスといった公共交通機関を利用している者には月20千円とか30千円とかの定期代の実費を支給しているということから考えますと、自家用車通勤の職員のみ負担を求めるということは職員間のバランスを欠くことにもなりかねません。それと、仮に駐車料金を取るとしますと、その駐車スペースを一人一人確保しなければなりませんけれども、現在、そういう駐車スペースを確保するスペースがないというのが現状でございます。このようなことから、現在のところ駐車料金を徴収することは考えておりません。

それから3番目に、新幹線の関係で玉名市の例をお話しいただきました。これについては、私も新聞記事を読んでおりますけれども、2月25日付の西日本新聞に載っております。この中で、議員おっしゃるように、玉名市内に自宅を購入して市外から移り住む人に対して、定期代の半分以上が原則ということですが、上限30千円の補助を出すというようなことでございます。ほかにも薩摩川内市とか出水市、最近、大牟田市でも同様のですね、金額とかは内容が少し違いますけれども、そういった補助を出すということで、新幹線の駅の近くではそういった予算が組まれておるということでございます。

これについては、玉名市の新聞を見ますと、最後に自治体の定住促進策に詳しい北海道大学の先生のコメントが載っております。こういうふう書いてあります。「少子高齢化に加え、熊本は『通過駅』も懸念され、高額補助は社会実験として意味がある。ただ、代わりに歳出のどこを削るのか市民に説明が必要だろう」というようなコメントでございました。

それから4番目に、通勤者への補助制度ということでございます。

これも昨年の6月議会、9月議会でも御提案をいただいておりますけれども、補助金の財源が市民の税金で賅われることとなりますので、これを仮に職員から駐車場料金を取ったとしても、それ以上にかかることになると思います。そういったことで、財政的にも逼迫しておりますので、現状は補助については考えておりません。

以上でございます。

○産業経済部長（藤木 均君）

マルショクの跡地の関係について申し上げます。

若干経過をおさらいしてみますと、平成20年5月にマルショクが閉店いたしました。その

後、地元商店街から跡地を購入してもらいたいと、そういうふうな請願も出まして、同年の9月議会では議会のほうで請願が採択されたということでございます。一方、マルシヨクといたしましては、柳川に出店をしたいという希望が強うございまして、警察署の隣、西側の用地をいろいろ検討してまいったわけでございます。しかしながら、突如として平成21年12月に、一昨年12月にマルシヨクのほうから西側の用地を断念したいと、そういう申し出があったわけでございます。そういう経過を踏まえまして、市といたしましても京町の跡地の重要性については非常に高いものを持っておりますので、我々といたしましては、昨年2月にマルシヨクに購入の希望打診をしたと、そういうことも、これは全協の中でも経過を申し上げたところでございます。

そこで、藤丸議員の御質問の要旨は、その後にマルシヨク側から跡地の活用なり、そういうものについての方向性は示されたのかと、そういうことが主眼のようでございます。実は直接マルシヨクのほうからではございませんが、最近になって跡地購入の打診が参っております。そういうことで、市としてもそのことについては、今までの経過からして非常に強い関心を持っておりますけれども、市といたしまして、この土地をどうするのかということにつきましても市なりの考えを持っておるわけでございますので、その中には価格の問題も当然あります。また、その活用の仕方、そういうものについても今後検討して、早急にまとめていかなければならないというように思っております。

○18番（藤丸正勝君）

ちょっと市長にお尋ねしますが、私が今さっき壇上で総合運動公園のことで、将来の課題として残すということと言われておりましたけれども、きのうの緒方議員の質問では、どういうふうな答弁をされたか、ちょっとお伺いしたいと思いますけど。

○市長（金子健次君）

総合運動公園について、緒方議員のほうから回答を求められたのは、白紙なのか、白紙撤回なのかというようなことの間이었다と思います。私が答えたのは、将来の総合運動公園は課題として残しておると12月議会で申し上げました。そして、白紙に戻すということも申し上げました。そのことについて、白紙に戻すについて、白紙なのか、白紙撤回なのか。用語の定義もあると思いますけれども、白紙撤回が永久的なものなのかという意味としての間이었다と思いますけど いや、緒方議員のほうから問われたのは、そういう意味でしょう。

それで、私の任期はあと2年でございます。今任期については、その分のA案、B案については白紙にしておりますと。よろしいですか、そういうことでございます。

○18番（藤丸正勝君）

その件についてですけれども、私は12月議会で、将来の課題として残すなら、総合運動公園に使われた経費、またその資料、これは総合運動公園計画が今後具体化したら、そのとき

の資料として生かされるのではないかと思っていたんですよ。それが白紙ということになって、2年間ですよ、市長在任中の2年間が白紙になったと。そうした場合、これを今後また次の改選で市長という役職を得られたら、その経費がかかった分とか資料とかはやはり有効利用をされるかというようなことを思っているんですよ。そのところはどうでしょうか。

○市長（金子健次君）

非常に答弁自体が難しい答弁でございまして、私の任期で、次の出馬表明とするわけではございませんが、こういうところで。そのときにどうするかということで問われていますけれども、私がきのう答弁いたしましたのは、いろんなアンケート、いろんな形については、将来の課題として残すとするならば、仮に現在の既設の施設の改修においても、そういうことも参考になるだろうし、ずっと将来に向かって、そういう柳川市が財政的なゆとりがあり、また市民がぜひ柳川には野球場が必要だというときに、財政的にはできるというゴーサインが出た場合には参考になるでしょう。ということで、あなたが次の任期のときとか、そういうことについてはお答えできません。

以上です。

○18番（藤丸正勝君）

それでは、市長、市民の皆様はどういうふうに説明しますか。市長マニフェストの目玉、総合運動公園が経費21,760千円が使われております。これは市民の貴重な税金でございますので、これが本当に白紙撤回と、今後されなかった場合は21,760千円というのはどぶ川に捨てたようなものなんですよ。それを軽々しくも白紙、そういうことで終わらかしちゃいけないと思うんですよ。

やはりこれはアンケートの結果だから私はやめましたとか、そういうことで白紙と言われたら私は納得しません。私は最初のように、今後の課題として残されていたならば、私はこういう質問はしなかったわけですよ。これだけの経費、人件費を使われて、「はい、白紙でやめました。市民の皆様、アンケートの結果でございました」、これで終わるもんじゃないわけですよ。やはりそこには市長としては、責任と自覚を持ってされた事業だと思うんですよ。それを市民の皆様はどういうふうに説明しますか。市民の皆様に対して、私は一言お願いしたいと思います。

○市長（金子健次君）

私自身が選挙公約の中で、この総合運動公園については整備について公約として上げてきました。そして、その後のいろんな形で、当時、財政状況もかんがみて、また財政的な合併特例債、また国の助成等もかんがみて、できるというふうに思って、その計画を立ててきました。いろんな調査も費用も使いました。途中から2人の人間を専任スタッフとして充ててきました。その中において、議会の中でもいろんな御意見をいただきました。アンケートでいろんな形の御意見もいただきました。そして、学識経験者、また市民からの外部評価委員

会の中でも御意見をいただきました。

そういうことをかんがみて、今の時期において、私の任期中にこのことをあえてA案、B案をつくることについては非常に厳しいと、かじを切り直すべきだということで、将来の課題として、このアンケート結果について、今まで2人の専任スタッフについて、非常に努力したことについてはそのまま将来には生かされるというふうに思っています。それで、今度の4月の人事異動では、2人のその専任スタッフについては、これからは機構改革をやって外していきたいという考えでございます。

以上です。

○18番（藤丸正勝君）

私に向かって言われても仕方ないけど、市民の皆さんがどう思うか、それは今後の、2年後、その結果はまた出ると思うんです。市長は柳川市の執行権を持っているんですよ。事業をやるもやめるも、あなたの腹次第なんですよ。我々は執行権は持たないからですね、議員として。だから、トップリーダーとしてやっぱりしっかりとした考えでやってもらいたいと、私はそう思っております。

それから、次の質問に移りますけど、今、市長は職員給与についての考えを見直すという考えは持っておりますか。

○市長（金子健次君）

職員給与については、今の私たちのこの柳川市の市職員の基準というのがどのくらいかというのは、国家公務員と比較した場合のラスパイレスというのがございます。地方公務員法第24条第3項においては、その職員の給与については、国の給与、また県職員の給与、そしてまた民間給与に準拠という形で載っていることは、藤丸議員も既に承知してあると思います。そういう中において、職員団体とのいろんな話し合い、交渉等もやって、今の経済、そしてまた状況を見ながら、議会のほうで職員給与については議決をいただいております。

ラスパイレス指数が非常に100を上回っているということであれば、給与の適正化をしなければならないというふうに思っております。私自身は20%のオフをしていますけれども、職員については一定の生活をしていかなければなりません。そういう面では、時期的にはまだ今の時期に、例えば、職員に5%ダウンとか3%ダウンとかいう形のことは今のところは考えておりません。

ただ、御提言いただいております職員の駐車料金の問題等については、今、部長が答えましたように、今の時点では考えていませんということでもありますけれども、職員の駐車場、1人当たりのスペースがきちんとなれば、そういうこともこれから検討をしていかなければならないというふうに思っているところです。

以上です。

○18番（藤丸正勝君）

それでは、今のところまだ職員の生活が大事というようなことで、今のところまだ見直しは考えていないというようなことを私は受け取りましたけれども、今、職員の給与、手当、年間の総支給額はどれぐらいになっておりますか。

○市長（金子健次君）

具体的な数字は部長のほうでお答えするようにして、ちょっともう1つだけ、給与の適正化の問題についての中に1つだけ加えさせていただきたいと思います。

職員数ですかね、定数の削減については努めて、将来に向かって柳川市の庁舎の統合の問題、これから検討していくわけですけれども、今の計画以上に仮に一部住民サービスを各庁舎において統合した場合には、もっと削減できるのでないかというふうに思っております。そのことをちょっとあわせてつけ加えておきたいと思います。

あと、給与総額とか細かい数字等につきましては、部長なり人事の担当の課長でお答えさせたいと思います。

以上です。

○総務部長（大坪正明君）

まず、職員給与の総額ということでございますけれども、職員給与ということで、毎月の基本給に当たる給料のほか、残業や休日に勤務したときに支払われる時間外勤務手当、それから休日勤務手当、通勤費相当に当たる通勤手当、管理職に支払われる管理職手当、期末勤勉手当などすべての手当と給料を合計した額で申し上げます。

平成21年度決算で申し上げますと、職員の年間給与の総額については、消防職員を除く473人分で、給料、いわゆる基本給の部分が1,872,000千円、手当が977,000千円、合計の2,849,000千円でございます。

○18番（藤丸正勝君）

はい、わかりました。それでは、市職員の平均の給与と、その平均年齢ですね、それをお伺いいたします。

○総務部長（大坪正明君）

消防職員を除く職員の平均給与は、平成21年度の決算で申し上げますと6,025千円でございます。平均年齢は、21年4月1日現在で42歳と2カ月でございます。

○18番（藤丸正勝君）

そうしますと、諸手当などを含めますと、総額で年間どれぐらいの金額が支払われておりますでしょうか。総額です。私は大体3,980,000千円ぐらいやろうと思うんですよ。これぐらいやろうと思うんです。時間がないから、ちょっと先へ進みますけど、それでは、この職員給与をまだ今市長は見直す考えがないとおっしゃったからですね、ちょっとお聞きしますけど、職員給与が年間6,000千円から10,000千円までの給与、何名ぐらいおられますか。



473名のうち、6,000千円から10,000千円の間の方は。

○総務部長（大坪正明君）

1,000千円単位で申し上げますと、6,000千円以上7,000千円未満が89人、7,000千円以上8,000千円未満が132人、8,000千円以上9,000千円未満が36人、9,000千円以上10,000千円未満が2人となっております。

○18番（藤丸正勝君）

随分と支払われておりますけれども、実に473名のうち259名が6,000千円以上ぐらいの給与をとられているということでございます。これに関して、今、筑後地方の中小企業の平均所得は大体3,000千円から3,500千円と言われておりますけど、単純にこれを職員の皆さんと比較することはできませんけれども、民間との格差について、市長、これはどう思いますか。市長、お願いします。

○市長（金子健次君）

先ほど申し上げましたように、筑後地区の中小零細企業を含めましたところの比較をいたしますと、もちろん藤丸議員も御承知かと思っておりますけれども、高いことは間違いありません。ただ、私が申し上げましたように、地方公務員法第24条第3項の規定を遵守する準拠規定の中でいくと、福岡県の中の県職員とか国家公務員とか、そういう方たちとはレベル的には同じ数字ではないかというふうに思っています。

○18番（藤丸正勝君）

それでは、国家公務員給与、労使交渉で決定ということが、今度、政府が3月3日に今国会に提出する国家公務員制度改革関連法案の概要を民主党公務員制度改革・総人件費改革プロジェクトチームに提示されております。現行の人事院と人事院勧告制度を廃止するということが今度国会に提出されております。この法案は、警察を除くほぼすべての公務員に労働条件を交渉で決めるというようなことになっております。だから、この人事院勧告制度、これが廃止になるわけですよ。そうした場合、市長は直接自治労、職員組合との交渉に入らなきゃいけないというようなことを私は感じております。

そうした場合、今までは人事院勧告、国の法律にのっとってやって、この報酬、給料を考えていたと言われますけど、今後は市長とその職員組合、自治労あたりと交渉することになるわけですが、そういうことになった場合、報酬の見直し、そこに行くわけですよ。今までは人事院勧告が来たから、それに対して何%削減するとか、そういうふうな考えやなくて、一自治体の首長が決めるというような制度になると思うんですけど、この件に関して市長はどう思われますか。

○市長（金子健次君）

その法律について、まだ詳しく私は承知しておりません。交渉権、また妥結権、恐らく争議行為に関するストライキは民間と同じような形を付与するという形での法律であるかどうか

かは私よく知りませんが、今、地方公務員、国家公務員にないのがストライキ権、争議権がないわけですね。そういう中においての人事院勧告、またそれぞれの各人事委員会の勧告というのが尊重されているわけでございます。

そういう意味では、具体的にもっと法ができた時点で、そしてまた職員団体との交渉の中で、国家公務員、地方公務員、県職の職員もおりますので、これからそこら辺の話し合いというのは、もし法律ができれば、そういう話し合いは流れとしてはなるでしょう。ただ、そのときには、今の国家公務員の給与、地方公務員の給与も参考に十分しなければならないというふうに思っております。

○18番（藤丸正勝君）

ちょっと間を飛ばしていきますけれども、それでは、市の職員へ通勤手当として21年度にはどれだけ支払われておりますか。

○総務部長（大坪正明君）

職員への通勤手当の支給額については、21年度の決算でございますけれども、17,300千円でございます。職員1人当たり平均で年額で42,900円、月額にすると3,575円でございます。

それから、先ほどちょっと筑後地区の賃金の関係でお話がありましたけれども、3,500千円ぐらいということでしたけれども、実はこれは福岡県のほうから発表しております統計がございます。これで福岡県の賃金事情の統計表ということで、これを見ますと、年間で3,520千円ということで、おっしゃるぐらいの金額になっております。ただし、これは正規職員だけではなくて、臨時職員等も含まれておる金額でございます。それと、ボーナスが入っていないということで、先ほどの市の職員の給与とは全く違ふと。これに合わせて市の職員の給料を計算しますと3,930千円ということで、400千円程度の差ということでございます。つけ加えさせていただきます。

○18番（藤丸正勝君）

それはですよ、あなたたちが言うのは、大きい企業を言っているからそうなるんですよ。我々は中小零細企業を軸にはじいた金額なんで、そういうふうに私たちはなっております。

次は、この17,300千円の通勤手当が出ておると。これだけ多くの通勤手当が職員に支給されているのに、消防職員を含めて500名近くの職員が、その駐車場、市民共有の駐車場をただ使っていると、これはこの今の時代にあってはならないことと私は思っているところでございます。ただ、あなた方に言わせると、田舎だからその駐車場は確保してあるからいいと。そういう次元の問題じゃないんですよ。久留米、福岡へ行けば、それだけの確保がないからとかあなたたちは言われるけど、田舎では駐車場はあって当たり前ですよ。当たり前で、駐車場料金を払うのは当たり前ですよ。我々議員何名かと話をいたしますと、それは我々でも定例会が4回ある、それだけの4回分の駐車料金を払ってもいいじゃないかという議員がいっぱいおりますよ。だから、こういうのを執行部は考えていないと言われるけど、今市長

は検討すると言われたけど、本当に検討する気はありますか、お伺いいたします。

○市長（金子健次君）

確かに検討すると言って、後ろ向きの検討ではございませんで、実際、駐車台数のスペースがまだないんですよ。そういうことの確保と……（「ないから、もらうんですよ」と呼ぶ者あり）いやいや、聞いてください。統合とか、そういう形に駐車場をきちんとした形で、2階建てとか3階建てとか、そういうことになれば、きちんとした有料の駐車料金を取らなければならないというふうに今考えているところでございます。

久留米市さんのほうでそういう駐車料金を職員から徴収してあるということも伺っておりますし、前回ぐらいには藤丸議員のほうから熊本県かどこかですね、取ってあるとお聞きしましたので、そういう面も含めて調査をし、また駐車場をきちんと整備した上で、そのことを職員のほうにお願いするというのを今、検討という意味で言わせていただいたところでございます。

○18番（藤丸正勝君）

駐車場を整備してからという話でありますけれども、駐車場は整備すること要らんとですよ。舗装はなくても、そのままの砂利を置いた駐車場でも結構いいんですよ。駐車場から利益は上がらんから。私はその議会、三役、職員の皆さんから駐車場料金をいただいたお金で、福岡、久留米に通勤してある方の柳川駅前駐車場、7千円、8千円払って仕事に行くと、そういう方たちのためにも、やはり人口増、人口がやっぱり減らないための施策として私はやってくださいというようなことを前々回と言ってまいりましたが、なかなかそういう耳は持っていない執行部でございます。だったら、人口をふやすため、市長、何か施策は持っておりますか。人口増の施策の話をお伺いしたいと思います。

○市長（金子健次君）

話が少し一般質問から離れたような感じでございますが 一般質問の通告からですよ。（発言する者あり）人口導入は入っていますかね。入っていますか。（発言する者あり）まあいいですたい。そういうことについては、予算の中に、特に福祉の関係、子育ての関係、そういう面では私は県下の中では優遇しているというふうに思っています。

それと、きのうから企業誘致の問題、一般質問がありましたけれども、なかなか今日の状況、疲弊した経済の中では誘致は非常に難しいと。ただ、言えるのは、柳川に住みたいという形の住環境の整備には、やっぱりこれからも住みよいまちという形で進めて、やっぱり人口を今7万2,000人から7万人を割らないような形でですね、というのは、やっぱり人口が減ることによって地方交付税もイコール減るわけですので、そういう面では財源の確保にはやっぱり人口を、住みよいまち、そして一回住んでみたいと、そういうようなまちづくりを心がけねばならないというふうに思っております。

私は駐車料金の検討をすることを言って、その代替で西鉄柳川駅の駐車料金のために検討

するということじゃなくて、その分は、もし市の職員が駐車料金を納めるということになれば、いろんな形、違う形での財源として充てたいという考えです。

○18番（藤丸正勝君）

定住人口促進のため、部長は読み上げなかったけど、玉名の関係で、この後を読んでもくださいと私は言っていたんですよ。「定住人口を増やすのは重要課題」として、1人の人口をふやせば、「4人家族が移住した場合、税収入や消費などで20年間の経済波及効果は約1億1300万円」と、そのくだりまで読んでくださいと私は言っていたんですよ。やはり定住人口がふえれば、それだけ市の財政は潤うというようなことを私は執行部のほうへお願いしたいというようなことで、今後、この人口をふやすために、そういうような施策をやってもらいたいと。それとまた、以前話したと思いますけど、そういう人口をふやすためには、中古住宅の購入の補助とか、先ほど市長言われましたように、子育てに何らかの手当てをやるとか、そういうふうないろんな面で定住人口をふやすためにしっかりとやってもらいたいと、そういうことでございます。

それから、マルシヨクの問題ですけれども、市長、どういうふうに柳川のまち、市長が描いているイメージなんかありますか。今、柳川の商店街は衰退しておりますけど、市長としてどういうふうにまちを再生させるかというような具体的な構想があったらお願いしたいと思います。

○市長（金子健次君）

柳川の玄関口、西鉄柳川駅ですね、その開発については、ずっとこれまで、今日まで構想について述べてきました。それから京町商店街をどういう形で導線を結んでいくかということと、それとあわせて、川下りコースの歩道がありますので、それと沖端までの間ですね、そういう水の空間、都市の空間の中で、住宅にしても、やっぱり高さの制限とか、そういうやつも私は中心街では必要かなというふうに思っております。

それで、柳川のよさというのは、観光資源とか、そういうようなよさがありますけれども、これからはやっぱり一回住んでみたいというまちづくり、先ほど申し上げたような、なかなか工業用地とか、いろんな団地等の造成は難しいもので、そういう面で人口に歯どめをかけるような施策をこれから打っていかねばならないと思います。日本の人口が減る中において、高齢者がふえてきます。それとあわせて、高齢者の対策も今後やっていきたいというふうに思っています。

○18番（藤丸正勝君）

はい、わかりました。今後、金子市長が柳川市をつくっていくために、あなたが執行権者となっておりますので。執行部を見ても元気がないんですよ。市長が後ろ盾がないと、やっぱり執行部もやられないわけですよ。執行部がどんどんいろんな事業をやるにしても、やはり後はおれが骨を拾うというような感じで、市長、後ろでやっていかんと、やはり

元気が執行部は出ないんですよ。（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）そういうふうな感じで、市長はおれが骨は捨てるからやれというような感じでやってくださいよ。

○市長（金子健次君）

時間が3分ありますので、ちょっと述べてみたいと思います。

元気がないということは、やっぱり藤丸議員のいろんな発言で緊張しながら議会の質問を受けているかと思しますので。奥に秘めたる部分は物すごく闘志がありまして、いろんな質的にも、よその他の市の職員よりもすぐれているというふうには思っております。そのことを最高に伸ばしてやることは私の 伸ばしてやるというよりも、私自身は勇み足でも構わないと。（「それでよかですよ」と呼ぶ者あり）市民のために頑張れということも檄を飛ばしておりますので、きょうは藤丸議員の中で少し緊張しながら答えていたから、そういうことになったと思います。

以上です。

○18番（藤丸正勝君）

今、市長が言われたように、やっぱり元気を持って、柳川市、執行部みんながどんどん前に進んで、勇み足でもいいじゃないですか。そういうふうな感じでやっていってもらって、私の質問を終わりますけど、きょう答弁をいただきましたことにはスピード感を持って実行に移されるように切にお願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。どうもお願いします。

○議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後3時6分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、2番荒巻英樹議員の発言を許します。

○2番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんこんにちは。2番荒巻英樹です。議長の発言許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。多分本日最後の質問者になるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、質問に先立ちまして、先日のニュージーランド地震で被害に遭われた方にお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、きのうの質問でありましたとおり、昭代から従業員40名ほどの企業が八女市に移転いたします。私は平成20年の12月議会で移転先を探されているということを質問いたしまし

たが、当時の市長は喫緊に社長にお会いして、報告をするとのことでした。市長はかわりました。同社も操業を続けておりましたので、話がまとまったのかと思っておりましたが、今回の移転は残念でなりません。企業誘致は、言ってみれば自治体間の戦争だと私は思っております。柳川市は真に戦ったのか、それとも戦わずして敗れたのか。きのうの質疑の中で、担当部署は全力を尽くされたということがわかりましたが、提供できる土地が用意できない中で、じくじたる思いで交渉に当たられたんだと思います。職員の方々が自信を持って交渉できる環境づくりに市長は全力を注いでいただくことをお願いいたします。

さて、本日は、1、御当地ナンバープレートについて、2、福祉巡回バスについて、3、安全・安心について、4、観光振興についての4項目についてお伺いしますが、壇上からは1の御当地ナンバープレートについてのみ質問し、他の3項目につきましては自席より行いますので、よろしくお願いたします。

それでは、御当地ナンバーにつきましては、2点についてお伺いいたします。

1点目は、125cc以下のバイクなどのナンバープレートについてですが、これは乗用車やトラックと異なり、地方税の課税を示す標識として市町村が独自に制定できるものであります。デザインを工夫することによって、観光振興や知名度の向上を図ることができます。全国では、2007年に松山市が最初に導入以来、現在までに30市町村が採用し、今後も16の市町で導入が予定されております。カーリングで有名な北海道北見市では、カーリングのストーンを模したデザインのナンバープレートが昨日から交付されております。皆さんごらんいただけるかどうか、こういったデザインですね。これがバイクのナンバープレートに採用されています。それから、山形県の天童市、将棋のこまの産地で有名なところは、将棋のこまのデザインです。続きまして、宮城県の登米市、お米がよくとれるところです。登米市というところですが、「水の里・登米市」ということで、わかりづらいかもしれませんが、これはお米の形をしております。それから、形は普通ですが、松江市、松江城を模したデザイン。最後に、最初に導入した松山市ですが、雲の形をしております。雲の形ですね。これは50cc、90cc、125ccということで、ちょっと3つありますが、こういったのが御当地ナンバーということですので、皆さんも御理解いただければと思います。

ということで、本市もPRのために検討してはいかかかと思っております。

2点目は、普通乗用車等のナンバープレートについてお伺いします。

国土交通省は平成16年11月に、地域振興や観光振興の観点からナンバープレートの地域名表示を弾力化し、自動車検査登録事務所の新設の有無にかかわらず、新たな地域名表示を認めることとするとしました。現在、福岡県内では、福岡、北九州、筑豊、久留米と地域ごとに4つのナンバーがあり、当地では昭和54年以来、久留米ナンバーとなっておりますが、国交省が定めた基準を満たせば新たな地域名表示が認められるわけで、全国では20もの新しいナンバーが誕生しています。その基準を御紹介しますと、1、地域特性や経済圏等に関して、

他の地域と区分された一定のまとまりのある地域であり、一般に広く認知された地域であること。2、原則として、単独の市町村ではなくて、複数の市町村の集合であること。3、当該地域において、登録されている自動車の数が10万台を超えていること。4、対象となる地域が、当該都道府県内における他の地域名表示の対象地域と比較し、人口、登録されている自動車の数等に関して、極端なアンバランスが生じないこと。つまり本市単独では無理であり、近隣の自治体と協力して行うこととなりますが、本市を含む県南地域のPRのために検討してはいかがでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○税務課長（山田敏昭君）

それでは、御当地ナンバーについて回答させていただきます。

まず、第1点目の125cc以下のバイク等のナンバープレートについてでございますけれども、現在、市で交付している原動機付自転車及び小型特殊自動車の課税標識、いわゆるナンバープレートであります。議員おっしゃったとおり、現在はデザインは総務省の通達に基づいて作成したものを交付しております。しかし、この通達は法的な拘束力がなく、実際は市町村の条例でデザインを決定することになっておりますので、近年、安全性や色を総務省通達に同等とすることで独自のデザインを導入している市町村が出てきております。先ほど議員のほうから御紹介がありましたように、平成19年4月に愛媛県の松山市が初めて導入いたしました。現在、30市町村で御当地ナンバーということで作成されております。福岡県ではまだ導入しているところはありませんけれども、九州では熊本県の菊池市が来月、4月から導入することになっております。各市町ともデザインを工夫することによって、地域振興、観光振興、また名物のPRを目指しているものであります。

本市でナンバープレートを交付する原動機付自転車等の保有台数は約9,300台であり、そのうちナンバープレートを新たに交付している件数は年間約800件でございます。独自のナンバープレートを作成する場合、通常のものに比べまして経費が約3倍となります。また、バイク等の行動範囲は、どうしても市内及び周辺の市町村に限られることが多いと思います。しかし、議員おっしゃるとおり、観光の振興や、また話題性も非常にありますので、今後、研究課題として考えていきたいと考えております。

次に、普通自動車等のナンバープレートについてですが、新たな地域名表示ナンバープレートについては、御紹介がありましたように、同じく地域振興、観光振興の観点から平成18年度から導入されております。現在、約20カ所で開催されております。先ほど御紹介ありましたように、地域名表示の基準は非常に厳しいものがありまして、地域特性や経済圏に関して、他の地域と区分され、一定のまとまりのある地域であり、また一般に広く認知された地域であること、また複数の市町村の集合であること、当該地域において登録されている自動車の台数が10万台を超えることなどが定められております。

柳川市において現在登録されている普通自動車数でございますけれども、約1万6,000台であります。近隣の市町を入れても10万台を超えるのは非常に厳しく、また複数の市町村の集合が原則とされておりますので、例えば、柳川市以外の市町が柳川ナンバーを希望するということはなかなか期待できないものと考えております。

以上でございます。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それでは最初に、125cc以下のナンバープレートなんですが、検討課題ということですが、実際いろいろと在庫等もありましようから、すぐにとはいかないと思いますが、これは福岡県内でまだ採用したところがないという御答弁もありましたが、やはりしゅんなうちが必要だと思うんですね。それとあと、市内で走るのがもちろん大多数でしょうけれども、学生さんなんか福岡あたりで走られたりとか、持っていかれたりとか、いろいろとあるかと思えますので、ぜひ検討いただきたいと思えます。

もちろん形は、どんこ舟の形でもいいでしょうし、水郷柳川ということでぜひやっていただきたいと思えます。日本経済研究所地域未来研究センターの発表では、祭りやCMより少ない費用で高いPR効果がある。地元への愛着も広がり、今後もふえていくと分析するということになっておりますので、しゅんなうちにぜひ御検討いただきたいと思えます。

125cc以下に関しては以上で、次に移ります。

普通車等のほうなんですが、柳川市での登録が1万6,000台と。私も柳川市というナンバープレートができないことはもちろん承知しております。それで、いろいろとですね、やはり今、車で特に高速を通っているときなんか、千円高速の影響ですが、今までだったらなかなか見かけないようなナンバープレートをよく皆さんもごらんになっているかと思えます。そういった形で、やはり何らかの形で目に触れるわけなんですが、やはりそういったことで外部の人にPRすることが十分可能ではないかと思っております。

それで、久留米ナンバーは大体筑後地区が中心ですが、私が調べましたところでは大体人口的に100万人ちょっと切るぐらい、久留米ナンバーのエリアがですね。その中で38万台が登録されているということでした。それを単純に大牟田、みやま、柳川の3市、この定住自立圏構想の範囲で計算すると、私の計算上は9万1,000台、9万台強で、足りないんですね。お隣の大川市を加えると、私の計算では10万台を超える計算になりました。

それで、おまえ、名前はどうするんだということになるかと思えますけれども、いろいろ考えました。柳川はだめです。山門郡の山門ももちろんだめですし、三池、大牟田。特に大牟田の方は久留米ナンバーに対して、やはりちょっとと思っている方が多いということは聞いておりますが、それで、きのうからいろんな議論が出ておりますけれども、私が先日、それでいろいろ考えたのが、この御当地ナンバーというので、いろんな新しい地域が20出てお



りますが、普通は倉敷だの、仙台だの、つくばだの、そういった地名ですが、実は富士山というナンバー、静岡県、山梨県またがって富士山というナンバーが認められております。それで、けさほどもノリのこととか、いろいろ出ておりますけれども、具体的に言ったら、私はぜひこの地域、有明海の沿岸地域で有明海というナンバープレートを実現させられないだろうかと考えたわけなんです。有明海の再生ということがいろいろと言われております。覆砂の問題なり、いろいろと大変なことはわかっておりますが、自分で何かお役に立てることがないかなといういろいろ考えた中で思い浮かんだんですけれども、ぜひそういったことで漁業者の方々のお手伝いになるんじゃないかなと私は思っているところです。

ちょっとそういったことで、唐突なあれですけども、やはりちょっと市長に御見解をお尋ねしたいと思います。

○市長（金子健次君）

荒巻議員からは、いつもいろんな形で新しい市町村紹介もしていただきます。先ほどの125cc以下のナンバープレートにつきましても、費用的には今現在のナンバープレートが一応聞きましたら100円ということで、それがちょっと数倍、300円ぐらいになるということでございますけれども、柳川市内を訪れる人たちがあれっという形で、また新しく交付するナンバーだけやったら費用的にもそんなにかからないということで、今後、ちょっとこのことについては検討していきたいというふうに思います。

今、もう1つが普通車の問題の有明海ナンバーですか、柳川のナンバーにしても同じと思いますけれども、このことは、議会の中でそういう話があったということで、時々、市町村長、首長と会いますので、そういう話題としてお話をしたいというふうに思っております。

○2番（荒巻英樹君）

柳川が海に面していることを知らなかったというお話があったというのも、きのうきょうあっております。それで、実際これに関する財政負担に関する部分は、私、そこまで調べ切れておりませんが、ぜひ一度、まず財政問題、どれぐらいなのかを御確認いただいて、事情が許す範囲であれば、ぜひ取り組んで検討をしていただきたいと思います。ですから、市長に関しましては、先ほどおっしゃいましたように、近隣の首長さんのほうにそういった形でぜひお話をさせていただければありがたいと思っております。

ただ、10万台といういろんな条件があります。ですから、場合によっては熊本県の荒尾市なり、玉名市なり、そういう県をまたいでも私はやる価値があるんじゃないかな、やる価値があると思っているところですので、ぜひ御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に移らせていただきます。

福祉巡回バスについてお尋ねいたします。

まず、バス停の設置の基準についてお尋ねいたします。

○企画課長（橋本祐二郎君）

バス停の設置の基準についてお答えいたします。

これまで旧柳川市の区域におきましては、路線バスが廃止されるなどによる交通空白地域対策としまして福祉巡回バスを始めたものでありまして、各集落と公共施設、病院やショッピングセンターなどと結んでおります。

バス停設置の基準としましては、集落の規模にもよりますが、おおむね集落の中心部に1カ所程度を考えております。

なお、三橋、大和区域の交通空白地帯につきましては、ことしの秋をめどに試験運行を始められるよう検討を進めております。

以上でございます。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。おおむね集落の中心部に1カ所ということですね。

それでは、既存のルート上で新たなバス停を新設する場合に必要な条件はいかがでしょうか。

○企画課長（橋本祐二郎君）

新設に必要な条件につきましては、ルートの変更が伴う場合には非常に厳しいものがありますが、ルートの変更が伴わない場合の新設につきましては、利用者の分布とかニーズ、バス停間の距離や道路幅員などの検討を行いまして、バスやタクシーの事業者代表及び行政区長代表委員協議会の住民代表の皆さん15名の委員で構成している地域公共交通協議会というのがありますので、そこに諮って意見を聞くことになっております。最終的には道路管理者や警察との協議を行いまして、バス停設置に関して十分な安全確保が確認できれば設置をしていくことになるかと考えております。

以上でございます。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

今回は昭代地区に限った形でちょっと質問させていただきたいと思いますが、昭代地区のバス停が最初の古賀公民館から最後の諸藤公民館まで都合17つのバス停留所がありまして、ですから、区間が16区間ということになります。その昭代の最初のバス停から最後のバス停まで全長が13.1キロあります。一番区間が長いのが1,700メートルあります。一番短いところは400メートルです。平均すると818.75メートルが平均となります。ルートは重なりませんが、路線バスも昭代のほうは走っております。こちらは早津江のほうから西鉄柳川駅まで来る西鉄バス、久留米の路線ですが、全長は2,800メートルと短いんですが、その間にバス停は10カ所ございます。区間の距離の最長が400メートル、最短は200メートル、平均で311.11メートル。ですから、西鉄バスの昭代区間と福祉巡回バスの昭代区間、バス停間の距離を平均すると、福祉巡回バスのほうが2.6倍ほどございました。

それで、先ほど集落の中心部に1カ所という御答弁をいただいております。ちょうど行ったり来たりする部分があって、集落の南のほう、北のほうとか、いろいろと工夫はいただいておりますけれども、やはりどうしても大きな集落だと、なかなか距離もありまして、利用者の方からもいろんな要望が入っておりますので、いま一度現地のほうを御確認いただいて、路線バスと単純比較じゃないんですけれども、やはり福祉巡回バスでも最短が400メートルのところ、バス停の区間が400メートルしかないところもありますが、長いところは1,700メートル、1,000メートル以上あるところも何カ所かありますので、そこら辺で利用者の方が利用しやすいような形でぜひ取り組みをやって、いま一度検討していただいて、ああ、ここはやっぱりちょっとあったほうがいいんじゃないかというところがあれば、ぜひ設置を御検討いただきたいと思いますのですが、いま一度ちょっと御答弁をお願いします。

○企画課長（橋本祐二郎君）

先ほども言いましたように、バス停間の距離とか利用者の利便性を図りながら、現地等も十分見て検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。私も先日、やはり一度乗ってみたいと思ひまして乗らせていただきました。乗ればいろんなわかるところはわかりますし、やっぱりこの区間は遠いな、距離があるな、いろいろありましたので、繰り返しになりますが、ぜひとも利用者の方が利用しやすいように、一人でも多く御利用いただけるようにお願いします。

ちなみに先週の木曜日、土曜日は昭代線の最終便は多分満員で出られたということをお聞きしておりますので、あと日中がちょっと少ない点は否めませんが、やはり始発と最終が中心になるかと思いますが、利用者が増加できるように、特にお年寄りの方が御利用しやすいようにぜひともよろしく願いしたいと思ひます。

次に移らせていただきます。

それでは、3つ目が安全・安心についてということで、具体的には、これも昭代の間のほうですが、間の交差点というのがちょっと変則なんですね。新しくバイパス　バイパスができたのは昭和50年代ですが、そういったところで変則の4差路というんですか、交差点になっておりますので、非常にいろいろと対応も難しいんだと思ひますが、やはり通学の小学生、中学生が非常に危険な感じで通学しております、朝夕ですね、登下校。ということで、具体的には奥のほう、新田大橋方面といいますか、一木方面から来る子供たちが間交差点で右折をするわけですが、非常に危険な状態通っておりますので、その危険を避けるために何か対策が必要だと思ひますが、いかがでしょうか。

○安全安心課長（野田洋司君）

間の交差点の交通安全対策についてお答えをいたします。

先ほど議員のほうからも御説明ございましたけれども、交差点部分は県道大牟田川副線でありまして、変則的な県道、それから市道が入り組んでおりますけれども、交差点から南のほうへは昭代小学校に通じております。こちらのほうは市道でございます。議員の御質問の点を現場の状況を調査いたしました。子供たちが交差点のところを通過してこなければならぬ状況でありました。

対策としましては、1つとして、危険であると御指摘がっております交差点の南西隅、こちらは自動車販売店の前のところになるわけですがけれども、こちらのほうは歩道がございません。それで、そこに外側線を引かまして路側帯を設けるという方法が1つとして考えられます。それで、現在、この交差点南西隅には路側帯が設けられておりませんが、路側帯を確保するように県道所管であります南筑後県土整備事務所に要望をしてみたいと考えております。

それからもう1つの方策が、交差点の反対の北口のほうですね、そちらは大川市三丸のほうから入ってくる進入口がございます。こちらのほうに実は横断歩道がございません。それはそれなりに警察署のほうで理由がありますけれども、こちらのほうに道路構造上、県のほうにも県土整備事務所にもお願いをしまして、構造的に変えていくということをして、横断歩道を設置して、その危険な南西隅の交差点を通らずに、反対の北東隅を渡って通行していくというように誘導する方法がもう1つとして考えられます。横断歩道につきましては、設置管理者が警察署のほうで所管してありまして、子供たちの安全、それから歩行者の安全のために柳川警察署のほうにこちらのほうも要望をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。やはり私が思いますのは、今、課長おっしゃいましたように、北側に横断歩道がないので、子供たちがもちろんそこを通らないというか、通れないので、やはり北側に横断歩道を設ければ、いわゆる交差点内の道路の部分を通らずに通学ができるというか、できますので、そういった形で、現実、自動車販売店さんの用地買収、そこが一番目立っていい場所だと思いますので、なかなかそれは容易ではない話だと思いますので、現実的にはやはり北側、兼木方面のほうの横断歩道を設置が可能になれば、一番これが現実的な解決策だと私は考えますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それと、子供たちに話も聞きましたが、やはり子供ですから歩いているスピードがわかりませんよね。ですから、車に乗っている人にとっては本当に子供たち、車側からいえば、もう本当にはらはらだと思いますが、子供の動き、こっちに来ていたかと思ったら反対に行くとか、いろいろありますので、それとやはり小さい1年生か2年生の女の子は何かで転んだ、交差点内で転んじゃって怖かった。たまたまそのとき車は通っていなかったんでしょうけれども、そういったこともありましたので、ぜひとも安全に通れるようお願いしたいと思

ます。

それと、一木サイドの歩道で、片方、自動車販売店のメーンのほうには歩行者用の信号がありますけど、反対側は実はないんですね。ちょっとその辺もぜひ警察のほうにも要望をしていただきたいと思います。

済みません、ちょっとどうか迷ったんですが、やはり済みません、市長、この交差点のことで御見解をよかったらお願いします。

○市長（金子健次君）

現場のところは私も承知をしまして、変則的な交差点でございます。1カ所だけが横断歩道がなくて、そういう子供たちの安全が私も第一と考えていますので、今の実情はわかりましたし、また早急に関係者であります県土整備事務所、また柳川警察署にも要望してまいりたいというふうに、なるべく対応するような形をお願いしてまいりたいというふうに考えています。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。ありますよね、柳川市安全・安心まちづくり推進計画。ぜひ子供たちを守ってください。よろしくお願いします。

それでは、4項目めの観光振興についてお伺いさせていただきます。

多分というか、間違いなく九州新幹線の全線開業の影響だと思えますが、観光のことを今回多くの方が取り上げられております。私としては大変うれしく思っておるところでございますが、極力質問された分、重複しないような形でお尋ねしたいと思います。

まず1点目ですが、昨年、中国・余姚市と観光文化交流協定を結ばれましたが、副市長が代表でお行きになられた分ですが、5月ですから、間もなく1年になるかと思いますが、その締結後の動きがあれば教えてください。

○建設部長（蒲池康晴君）

中国・余姚市との観光文化交流協定後の動きということでございますけれども、昨年の5月18日に中国浙江省余姚市において、本市出身の儒学者、安東省庵先生と余姚市出身の朱舜水先生との歴史的関係を背景に、相互の観光文化交流及び提携関係を深め、両地域における観光事業のさらなる発展を図ると同時に、2人の先生の功績を顕彰し、後世に残すということから、双方の観光文化交流につきまして協議を行ったということで、そして合意しまして、観光文化交流に関する協定というのを締結したところでございます。

その後の動きでございますが、余姚市の国営余姚テレビ局がお二人の先生の交流に関する番組撮影で本市にお越しいただきまして、余姚市市内では昨年の10月にそれが放映されたということでございまして、今後は中国全土での放映を予定されておるということをお聞き及んでおるところでございます。また、来年度につきましては、中国の松江區での安東省庵先生に関する展示会も実施に向けた調整段階でございまして、余姚市との移動というのが、上海

との間、2時間程度ということで近いこともございまして、お互いの観光文化交流に関する事業を展開していけるならばというふうに考えているところでございます。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。やはり継続は力なりだと思いますし、一朝一夕にいかないことは承知しております。ですから、お互いの交流で、やはり毎年行く、毎年来てもらうというのは負担が大きいんでしょうけれども、やはり隔年で行ったり来たりというぐらいの交流を続ける必要があるかと思えます。上海というのは、御存じのとおり東京より近いところでございますので、そういった感じでぜひ引き続き交流を継続して深めていっていただきたいと思っております。

それで、どうしても今、九州新幹線関連というのが注目されますが、やはり並行して海外からのお客様を誘致するというのも間違いなく必要なことであります。それで、私は具体的に言いますと、ハウステンボスさんとタイアップするのは非常に有効じゃないかなと思っております。御存じのとおり、ハウステンボス、旅行会社H.I.S.の会長、澤田さんが社長を引き受けられて、今、再建を進められておりますが、やはり新聞等でもよく目にしますね。今度上海から長崎まで新航路を開設されるということで、週3便からのスタートということで、年間で50万人、そのうち30万人をハウステンボスに運びたいということです。それとあわせて、西九州のほうでは非常に連携が進んでおります。福岡県と比べたらアクセスの面ではまだ環境が整っておりませんが、佐賀県、長崎県の9市町で、長崎県の佐世保市、西海市、平戸市云々、ですから、リーダーは間違いなく佐世保市さんだと思いますが、やはりハウステンボスさんとしても、そういった西九州の観光都市と結びつきを深めたいというお考えみたいなので、私としてはそれに、柳川市も佐賀県とも近いし、非常に地理的にも遠くはありませんので、ぜひハウステンボスといろんな交流を深めていただきたいし、佐賀県嬉野市の市長はハウステンボスの澤田社長に会談を申し込んで話をされたということであります。余談ですが、この谷口市長さんは琴奨菊関の後援会にも入っていらっしゃるという方ですので、柳川のこともよく御存じかと思えますが、金子市長、ぜひハウステンボスの社長に会談を申し込んで、ちょっといろんなことを取り組んでいただけないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（金子健次君）

佐賀空港に深夜便のスカイマークの話がありました。その関係は、ハウステンボスのH.I.S.関連の会社でございます。そういう面で、佐賀県からの要請に当時こたえることができなかつたと。安い運賃での深夜便を、旅客便を飛ばしたいということでありましたけれども、一応佐賀県側にはきちんとした形で、地元の両開地区のところの話し合いをしまして、非常に敷居が高い分もございまして。だけれども、チャレンジはしてみなければならないというふうに思っております。

以上です。

○2番（荒巻英樹君）

済みません、ちょっと最初、聞き漏れたんですが、今、スカイマークと澤田さんの資本関係はもうないかと思imasるので、その辺は関係なしでよろしいんじゃないかと思imasるので、ぜひ西九州、ハウステンボスともいろんな形で取り組みをお願いしたいと思imasしております。

それと、済みません、続けて市長にお尋ねします。

先般、釜山から500名ほどの方が、学生さんですかね、お見えになったということで、学長さんにもお会いになられたということで、それと一緒にかどうか知りませんが、韓国の海雲台区の区長も何かお見えになっていたということですが、何かお話しできることがあればお願いします。

○市長（金子健次君）

私がお会いしたのは、釜山の大学ではなくて、紀全というちょっと東シナ海のこちらに寄ったところなんですけれども、その女子大学 男性もいらっしゃいましたけれども、2班に分けて500名ということで柳川に寄っていただきました。そのときの女性の総長とお会いをいたしまして、来年もぜひ柳川に来たいということでございました。そのときのコメントは、きのう申し上げたように、何か昔のままが残っているといういやしのまちという感じがいたしますという感想を述べて、また荒尾に泊まってあって、荒尾の、あそこは何というですかね、ヴェルデですか、に泊まってあったもので、あそこにお帰りになりましたけれども、韓国からもそういうことと、あわせて所信表明の中で申し上げました新たな松江区との交流もこれから深まっていくし、特に尖閣諸島の問題で、中国とああいう形で日本とはあっておりますので、その松江区というところは非常に安東省庵に対して、皆さんが日本人に対しての感謝の気持ちが非常にあるという区でございまして、そういう面では世話していただく方のほうが非常に好感をその地区は持っているということでございますので、そういうところをきっかけに、戦略としては中国に対しても求めていかなければならないと思imasしております。

それと、釜山のほうも、そういう別な口でまた ちょっと観光課長は知っておりますかね。別な口でまた、後で申し上げると思imasますが、そういう話し合いを今しておるところでございまして。

○観光課長（古賀廣介君）

市長の御答弁が今ございましたけれども、海雲台区につきましては、議員の皆さんにも一回報告をしたタイミングがあったかというふうに記憶をいたしておりますけれども、九州産業大学の千教授のほうからの御紹介で、海雲台区のほうとの交流を進めたらどうかと、非常に向こうも日本との交流を深めたいという考え方を持っておりまして、向こうの部局のほうでございましたので、昨年の秋にうちの職員を2人派遣いたしまして、向こうの部局のほう

と第1回目の交流といいますか、そういった話を進めていきたいという考えで訪問をさせていただきました。まだそれ以上の交流にはなっておりません。

以上です。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。海雲台区、釜山の東のほうのリゾート地ですね。釜山の国際映画祭とかの舞台だと思いますが、何かいろんな交流が深まれば、いろんなチャンスが生まれてくるかと思しますので、こちらのほうも引き続きよろしく願いいたします。

それと、済みません、簡単なことで市長に1つお尋ねします。

実はことし、博多どんたくが50周年なんですね。実は私も毎年行っていますが、飛龍のメンバーから市長にぜひ参加してほしいという声がありますけれども、ことしのスケジュールはどうでしょうか。

○市長（金子健次君）

その話は一昨年、昨年からもありました。既にはっぴも柳川市長としてつくっていただいておりますので、5月3日は体調を調べて頑張っていきたいと考えております。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。本当に心強いです。やはりいろんなところに観光プロモーションにこれから行かれますが、どんたくは本当にそこに200万人とか220万人とか、もちろん天神がいわいにすべての方がいらっしゃるわけじゃありませんが、少なくとも何十万人という方がそのパレードをごらんになりますので、非常に効果は高いと思います。そこで市長みずからお見えいただいているということで、非常にPR効果が高いと私は思いますので、ぜひ体調万全でお願いしたいと思います。

それから、3月6日の日曜日に市営駐車場3カ所、私、車の状況をちょっと拝見させていただきました。簡単に言いますと、ナンバーですね、札幌、品川、尾張小牧 これは愛知県です。なにわ、大阪、神戸がそれぞれ1台、山口4台、北九州4台、筑豊1台、福岡10台、久留米15台、佐賀5台、長崎2台、佐世保1台、熊本5台、宮崎2台、鹿児島3台、トータル57台なんですが、3つの筑紫町、稲荷町、白秋北合わせて、3月6日の午後1時前後です。やはりどうしても県内、もしくは隣県が多いというのは、もちろんこれは当然のことだと思いますが、ですから、観光PRも、もう本当に行こうと思ったら全部行かなきゃいけないということになりますけれども、やはり足を運ぶのには限界があります。それで、やはりインターネットのさらなる活用もぜひお願いしたいと思っております。新聞でも、やはり旅行の情報をとるときに、男性の場合、2005年までは20代から50代の方はガイドブック、60代はパンフレット、70代はガイドブックですが、それが4年後の2009年には20代から50代までは検索サイトが1番なんですね。60歳代でガイドブック、70歳代でパンフレット。同じように、女性の場合も20代、30代は検索サイトで旅行の情報をとられている時代ですので、これ



が2009年ですから、さらにその傾向が強まっていると思います。ですから、残念ながら本市のホームページ、今のところは観光の部分が決して褒められたことではございません。

それで、2例御紹介すると、やはり私が以前から注目しているのは長浜市、長浜観光協会のほうでやられていますが、トップページに「長浜に来られた方のブログ紹介」というのがあるんですね。要は「長浜」で検索してひっかかったら、管理人が「長浜にお越しただいてありがとうございます、何々様のブログを当協会のホームページに掲載させていただきたいんですが」と振りますと、もちろん100%イエスですね。そういったことで、実際に足を運んだ方のブログで、やっぱり写真もいっぱい載っています。そういったことでずっと掲載されていますので、私は長浜に足を運んだときはもちろん参考にさせていただきました。

それから、天神に去年できたパルコが韓国の最強ブロガーを招いたんですね。韓国のほうが日本よりITのほうは進んでいるということは皆さんも御承知だと思いますが、パルコのほうが最強ブロガーを招いて、ですから、旅費から何かいろいろと持って、来てもらって、お店の中を見てもらって、それで自国に帰ってブログで発信してもらった。これはパルコですが、そういったことを高知県の香南市というところもなさっております。これは高知県のほうが段取りをとったということをお聞きしましたけれども、そういった形で、韓国の最強ブロガーってどうやって決めたのかは知りませんが、来ていただいて、まちを見てもらってブログで情報発信してもらったということですから、高知県ですから、お尋ねしましたが、正直効果がすごく見えたということじゃないとおっしゃいましたが、やはり高知県香南市と柳川市でしたら、柳川市のほうがその点では韓国のほうに近いし、効果はよりあるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひそういった取り組みをやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○観光課長（古賀廣介君）

今、荒巻議員のほうから御提案いただきましたのを、ネット社会に向かったの対応をもう少し本市においても積極的にやっていくべきではないかというようなことだろうと思います。ブロガーの話が出ましたけれども、私どもも一応情報としては当然知っておりまして、県の国際経済観光課におきましてもそういった動きをしております。そういう中で、柳川のほうにも先般、イギリスのそういった人気ブロガーの方の誘致の話が入ってきておりましたけれども、ちょっとまだ現段階では実現をしていないという現状がございます。

先ほども申しましたように、各地域、または県なりもそういったネット社会に向かったの観光地のアピール、ブロガー等々についてのアピールの仕方についても、どこのまちも検討をしている状況がございますので、本市におきましても、私たちといたしましても、今後はそういったところにも視点を置きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。ぜひ取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。あわせて、ホームページのほうも見直しと申ひますが、ちょっとよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、これは観光客の方からの声ですが、やはり30万人強の方が川下り、お乗りになっていると思ひますが、船頭さんのレベルがなかなか統一していないんじゃないかなというお声を聞きましたので、ちょっとその辺で何か対応ができないか、考えはどうなのかなというのがあるんですが。

○観光課長（古賀廣介君）

いろいろな話を荒巻議員も、またほかの議員も聞かれている部分もあるかと思ひます。私どもといたしましても、今、柳川に観光客が100万人強来ていただいておりますけれども、川下りだけで特化して申しますと、32万人程度のお客様に舟で下っていただいております。そういうことから判断すると、船頭さんの役割というのは、非常に柳川のイメージをつくっていくと申ひますが、もてなしの心と申ひますが、そういったところでは非常に重要なこと。まず最初に川下りをされるようなケースが割と多いと思っております。最初に柳川人と観光客の方が接するのが、船頭さんが多いのかなというふうな気もいたしております。そういった面では、今、荒巻議員言われましたように、それぞれの各社の考え方もございましょうけれども、なるべく何回も柳川に来ていただけるような、もてなしの心が観光客の皆さんに伝わるような、そういう対応をしていただければというふうに行行政側としても思っておりますので、今後につきましても、研修会等々も考えていながら、船会社さんとも連携を図って、そういった対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。とにかく柳川の顔ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますし、外国の方もこれからふえてくるというか、ふえてきてもらわないと困るわけで、せめてあいさつぐらいは、その本国、お客様の国の言葉でおっしゃっていただけるような形でぜひお願ひしたいと思ひます。

それから、ちょっと景観のことをお伺ひしたいと思ひますが、水天宮かいはの景観、これは以前もお尋ねしたことがあります、なかなかですね、実際に私も福岡からとか来た方を御案内すると、やっぱりいいねとおっしゃいます。ただし、よく見ると、ちょっとやっぱり違和感があるかと思ひますが、その辺で景観をもう少し統一できるような何かできないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

荒巻議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘の沖端水天宮周辺地区は多くの観光資源が集まっており、観光地として重要な地区であるとともに、柳川市伝統美観保存条例の美観地区にも指定しており、良好な景観形

成が求められている地区でもございます。議員御指摘のような箇所もございますけれども、全体的には良好な景観形成ができつつあるというふうに思っておるところでございます。

このため、現在、本市では伝統美観保存条例などの考え方を踏まえ、景観の保全と創造により住環境の向上と地域産業の基盤をつくることなどを目的に、平成21年度から景観計画の策定作業を進めており、沖端水天宮周辺の地域は、景観上、重要な地域の一つとして位置づけております。しかし、良好な景観形成は住民の皆様や事業者の方々の御理解と御協力なしには進めていくことができません。このため、景観計画策定後は、まず良好な景観に対する意識を醸成するため、積極的に啓発を図っていくことを検討いたしております。

また、修景による景観整備では、観光課が平成21年度に地元住民の皆様と九州産業大学及び行政との連携により隠居小路、旭町付近ですけれども、ここで壁づくりプロジェクトを実施しており、一定の評価をいただいております。こうしたことから、修景の助成などについては、直接的な補助だけではなく、財政面も考慮しながら、有効な手法について調査研究をしてみたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

先ほどおっしゃいました壁づくりプロジェクトですかね。ですから、私は非常に有効というか、まずそれが必要だと思います。もちろん白壁といいますが、昔風の建物にできるのが一番ベストでしょうが、やはりある程度の景観を統一するには、そういった板壁ですかね、ああいった形で、ぜひ商店街等、地元の方に御協力をお願いしていただきたいと思っております。具体的にやはりそういった形で、本来は普通の建物だったのを板を張って、いい雰囲気というか、昔風の雰囲気になさっているところもございますよね。ですから、具体的な金額はあれですが、私もお聞きしましたが、思っていたより多くないと言ったら語弊がありますが、ぜひそういったことで行政の御協力があれば大変ありがたいということもお聞きしておりますので、ある程度の統一感を持てる、具体的には原色は避けるとか、そういった形でぜひ取り組みを進めていただきたいと思っておりますが、済みません、よかったら最後にお願ひします。

○まちづくり課長（大淵洋祐君）

現在、景観計画におきまして、色調、それから困障等につきまして、策定委員会の中でその方向性を決めていただいております。それで、先ほど議員申されますように、かいわいの統一感、それから困障等につきましては十分に検討してまいり、今後、策定を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。終わります。

○議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時8分 延会

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成23年3月9日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

## 2. 欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	刈	茅	初	支
教	育	北	川		滿
総	務	大	坪	正	明
会	計	藤	木		明
市	民	田	島	稔	大
保	健	武	藤	義	治
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	藤	木		均
教	育	高	田		厚
大	和	横	山	英	真
三	橋	大	村	隆	雄
消	防	古	賀	輝	昭
人	事	樽	見	孝	則
総	務	野	田		彰
企	画	橋	本	祐	二 郎
財	政	石	橋	真	剛
税	務	山	田	敏	昭
健	康	山	田	明	寛
福	祉	高	田	淳	治
学	校	高	崎	祐	二
建	設	中	村	敬	二 郎
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
商	工	江	崎	尚	美
安	全	野	田	洋	司

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	川	口	敬	司
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	
						池	末	勇	人

5 . 議事日程

日程 ( 1 ) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	22 番 伊藤法博	1 . 議会改革について (1) 議会基本条例制定について (2) 議員定数について 2 . 今後の施設整備について 3 . 福祉巡回バスについて 4 . ピアス跡地問題について	市長  " " "
2	3 番 熊井三千代	1 . 国民健康保険証について (1) 被保険者証のカード化 (2) 被保険者証の有効期限について 2 . 悪質商法対策について 3 . 引きこもり対策について 4 . 広報やながわの発刊回数について	市長  " " "

午前10時 開議

○議長 (古賀澄雄君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

○議長 (古賀澄雄君)

日程1 . 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、22番伊藤法博議員の発言を許します。

○22番 (伊藤法博君) (登壇)

皆さんおはようございます。22番伊藤法博です。議長の発言許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。率直な答弁をお願いいたします。

今回は、1つ目として議会改革について、すなわち議会基本条例制定、議員定数について、2つ目として今後の施設整備について、3つ目として福祉巡回バスについて、4つ目としてピアス跡地問題について質問いたします。

初めに議会改革についての質問ですが、議会と執行部は車の両輪でありますので、議会改革に並行して執行部の改革も行わなければ意味がありません。表裏一体の改革が必要であります。そのことを踏まえた上でお尋ねを申し上げます。

このところ、鹿児島県阿久根市、山口県防府市、名古屋市、大阪府、愛知県などの市長や知事が市議会や県議会の大胆な議員定数や議員報酬の削減を唱えて、多くの市民、県民の支持を得ています。このことは、地方自治体が時代の流れに対応できなくて閉塞感に陥っている現実を打破するための革新的な政策を市長や知事が提案しても守旧的な議会の抵抗にあって実行できないという現実に対抗したものであり、そのことが市民や県民の支持を得たことではないかと思えます。

政治のあり方が時代の流れに対応できなく、旧態依然のなれあい、あるいはぬるま湯につかった状態のままでは、昨今の激しい時代変化についてはいけない状況にあります。今までの地方自治体の市長などの首長と議会のあり方が問われています。このままでは市長や議会、議員に対する不信、不満が高まり、政治的な関心がなくなり、社会全体のあきらめムードが強まっていくのではないかと思えます。

ITの普及、少子・高齢化問題、住民ニーズやライフスタイルの多様化、コミュニティーの希薄化などがあり、従来の仕組みではこれらの課題への対応が困難な状況になっています。地方分権が叫ばれている中で、地方がそれぞれの地域で活力ある状況を醸し出す原動力となるのは人材の啓発であり、時代を先取りした投資であり、前向きな政治の実現ではないでしょうか。

政治が市民の複雑で多様化した多くの要望を受けとめ、的確な政策を速やかに打ち出すためには、執行部と市民、議会と市民、執行部と議会の関係が今よりもっと頻繁に接触すべきであります。今のように年4回の定例会を中心に十年一日のごとく淡々とやり過ごしているような状況では、地域活性化の芽は生まれません。市長にも議会にも議員にもある種の負荷、すなわち責務と義務を与えて、市民との会合の場をより多く持ち、多様な意見を出し合い、その成果を速やかに政策につなげる努力をするべきではないかと思えます。

これまでは国の言うとおりにしていればよかった時代が、これからは地域のことは自分たちで考え、自分たちの責任で決めていかなければなりません。地方自治体はその地域の特色を出して個性を競い合う時代の流れの中で、国に頼ることなく、自己決定、自己責任による行政運営が求められています。

歴史と文化に裏打ちされた個性あふれる柳川市を廃市ではなく、活力に満ちあふれた柳川市にすべきだと思います。そのためには、市民、市長、議会がそれぞれの役割に応じて連携、協力していく仕組みづくりが必要とされます。

平成17年、柳川市市政運営基本条例が制定されています。しかし、この条例は第1条の目的、第2条の定義、第3条の基本理念、第4条のまちづくり活動の支援、第5条の市政運営



の基本原則から成り、基本理念や基本原則を述べただけの簡単な条例になっています。また、議会においても議会基本条例が制定されていません。もっと地域の活性化が図られるような役割や義務を明確にした自治体基本条例や議会基本条例の制定が求められます。

すなわち、地方自治体基本条例や議会基本条例の制定により年数回の市民との対話を義務づけて、市民参加と協働によるまちづくりをさらに推進し、執行機関や議会の役割、義務、責務を明確にした上で自治体運営における基本原理、理念などを定めるべきだと思います。このことに関して市長はどのような考えをお持ちでしょうか、お答えを求めます。

以後の質問については自席から質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○総務課長（野田 彰君）

伊藤議員の一般質問にお答えをいたします。

自治基本条例は、自治体の最高機関として位置づけられております。全国的にも多くの自治体が制定をいたしております。本市では、伊藤議員さっき言われましたとおり、平成17年の6月議会におきまして柳川市市政運営基本条例の議決を経まして、同年の7月11日より施行をしているところでございます。

他の自治体の条例の内容をしてみると、本市が制定しているように基本的事項のみで構成している条例、あるいは基本的事項にある程度細部まで決めている自治体、まちまちであります。自治基本条例にどのような事項を盛り込まれるべきかにつきましては、大方の合意があるわけではありません。したがって、本市の基本条例を見直すことにつきましては、他の条例、規則等と関連いたしますので、今後、調査研究をしていきたいと考えているところでございます。

また、議会の基本条例につきましては、議会の運営をどのように行うかを定める条例ですので、議会のほうで検討していただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○22番（伊藤法博君）

いつの時代でも、維持すべきもの、変わるべきものがあります。維持すべきものは、市民に対して親切丁寧で公正公平な対応、変わるべきものとしては、多様化した市民の要望に対応できるような体制づくりではないかと思えます。

自治体基本条例や議会基本条例がなくても違法状態が生じることはありません。ただし、既に相当数の自治体で条例制定が進められている現状では、条例の検討をしないこと自体が議事への取り組み水準が低い証左と言わざるを得ません。このことについて市長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（金子健次君）

おはようございます。伊藤議員の質問にお答えをいたします。

昨年の10月の議員改選後、初議会の臨時会で所信表明をさせていただきました。その中で、

私は一部の自治体で議会と執行部が対立しているということを申し上げ、私は二元代表制そのものが問われているというふうなことを申し上げておりました。私の政治姿勢としては、市民の代表であります議員の皆様の意見を十分お聞きし、執行部としても説明責任を十分果たすことが重要であるというふうに思っております。議員や市民の皆様の御理解をいただきながら市政運営をしていくことが自治体の首長としての基本だというふうに考えております。今もその姿勢は変わりありません。

本市の基本条例について私も見ましたけれども、骨格の骨組みだけだというふうに思っております。先ほど課長が申し上げましたように、本市に沿った条例であるか、今後、調査研究をしてみたいと思っております。

以上です。

○22番（伊藤法博君）

私たち議会のほうでも、やはり議会基本条例の制定に向けて努力をしていきたいと思っておりますので、どうか執行部のほうでも自治体の具体的な基本条例の制定に向けて取り組んでいただき、議会と執行部が一体となって柳川の活性化のために努めていかなければならないだろうと思っております。

次に、昨年の柳川市議会選挙で数人の議員の方々が議員定数削減を主張されておりました。柳川市内には小学校区が19校あり、1校区当たり議員1人でよいのではないかという思いもあります。行政改革、市民参画、協働の推進の観点からすると、柳川市の議員定数はもう少し削減されてもよいのではないかと思います。

例えば、行橋市、これ人口は7万2,091名、面積は69.83平方キロメートルで議員定数が21でございます。筑紫野市は人口10万396名、面積87.78平方キロメートルで議員定数22名。宗像市、人口9万4,861名、面積119.66平方キロメートル、議員定数20名。糸島市、人口10万615名、面積216.12平方キロメートル、議員定数24。柳川市は7万少しで面積が約77平方キロメートルでございますので、そういった面からしても、今述べたような他市と比べると、もう少し削減されてもよいのではないかというような思いがするわけでございます。

合併前の旧柳川市では、議員定数21名、4常任委員会で1常任委員会5名が3委員会、6名が1委員会でした。1常任委員会5名の委員会では、正副委員長を除くと3名の委員になってしまい、議論が盛り上がり、審議が深まらなかった思いがあります。

現在の常任委員会は、同じく4委員会制で1委員会6名が最少の数ではないかと思っております。現在より議員定数が削減された場合、現在4委員会を3委員会にすべきだと思っております。市長の考えをお聞かせ願えればありがたいと思っております。

○市長（金子健次君）

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

本市の議員定数は、平成17年の3月の合併当時は確かに53名、特例措置によって、ある程

度の期間の中で53名で歩んできました。平成18年の10月1日の合併後の最初の選挙で30名となり、また、2回目の昨年10月3日の選挙から24名になったところです。

先ほど同じ自治体の規模等では21名とか22名、柳川市よりも少ないじゃないかということで、市長はそのことについてどう考えるかという問いでございますけれども、私といたしましては、単に行財政改革の視点というだけではなく、議員活動の現状を踏まえまして、議会や議員活動の範囲と将来像も含めたあらゆるいろいろな観点から議会のほうで十分御論議をいただきたいというふうに思っております。他市では市長のところでは半数でいいとか、いろんな形で提案してありますけれども、私はどちらかといいますと、そのことは議会のほうで十分御論議をいただいて、常任委員会の数についても、前回、昨年10月以前も御検討いただいたようでございますので、4委員会ということで御検討いただきました。そういうことについても、私が口を出すというよりも、議会のほうで十分御論議をいただきたいと、そういう考えでございます。

○22番（伊藤法博君）

ほかの首長さんあたりの中には、そういった議会の構成についても積極的な発言をされて、そういった中で議会のほうでも議論が深まり、市民のほうでもそういった議論が深まってくということもありますので、やはりもう少し積極的な発言をされてもいいのではないかと私は思います。

次に、福岡県のほかの市議会の常任委員会の数はどのようになっておりますか、そのことについてお尋ねをいたします。

○総務課長（野田 彰君）

県外の常任委員会はどのようになっているかということにお答えをいたします。

政令市の福岡市、北九州市を除きますと26市ありますが、その26市の状況を申し上げますと、4常任委員会が6市、3常任委員会が19市、2常任委員会が1市でございます。

常任委員会の構成ですが、一番多いのが総務部門、教育民生部門、産業建設部門の3常任委員会の構成が一番多いようでございます。

以上でございます。

○22番（伊藤法博君）

今、福岡県の政令都市を除いた26市の常任委員会の数を言っていましたけれども、一番多いのが3委員会体制になっているような話でございます。そういった意味で、議員の定数削減とそういった常任委員会数の4委員会から3委員会への流れというのは、やはり大きな流れではないかと私は思いますので、議員の皆様方もその流れを考慮していただいて、今後の議会の改革に努めていっていただきたいと私は思います。

次に、今後の施設整備についてお尋ねいたします。

今後10年以内に行わなければならない施設整備、新設あるいは補修などどのようなものが

あるのか、また、それぞれの改修時期はどのようになって、優先順位、例えば緊急性、耐用年数、費用対効果、要望度合い等を考慮してどのようになっているのかをお尋ねいたします。

小・中学校の整備につきましては、さきの市長の所信表明の中で述べられましたので、省略をさせてもらってもよいかなと思っております。お尋ねいたします。

○総務部長（大坪正明君）

今後の施設整備についての御質問にお答えをいたします。

今後10年以内に行わなければならない施設整備について、昨年策定いたしました中期財政計画の中に掲載しているものでお答えいたしますと、主なものとして、大和、三橋地区におけるコミュニティーセンター建設事業、柳川地区の7館の校区公民館施設の改修事業、市営住宅、本町鳥の水団地の建てかえ、クリーンセンターの改修事業などがあります。さらに、中期財政計画に掲載していないものとして庁舎の統合事業、市民会館の改修事業などがございます。

それぞれの施設の改修時期につきましては、中期財政計画に沿ってお答えいたしますと、コミュニティーセンター建設や校区公民館施設の改修事業については、平成23年度から26年度までにするように計画しております。また、クリーンセンターの改修事業については、27年から28年で行う予定にいたしております。

市営住宅の建てかえについては、中期財政計画では平成23年度から26年度までとしておりましたが、平成23年度に市営住宅の長寿命化計画を策定いたしますので、早ければ平成24年度から事業着手できるのではないかと考えております。また、中期財政計画に掲載していない庁舎統合事業や市民会館改修事業につきましては、実施するという事になれば、合併特例債の活用期限である平成26年度までに事業を完了したいというふうに考えております。

以上でございます。

○22番（伊藤法博君）

かなりの整備が求められておりますけれども、庁舎統合については合併特例債を使ってやらなければならない施設ですが、当初3庁舎方式でいくということになっていたために、合併協定に盛り込まれていません。そのため、合併特例債借入可能額274億円の半分である137億円には庁舎統合のための建設費は算入されていません。庁舎統合のための施設は137億円の枠外の特例債で賄うべきだと思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（金子健次君）

伊藤議員の質問にお答えをいたします。

庁舎の統合につきましては、今後、議会や市民の皆さんの御意見を聞きながら検討していかなければなりません。もしその結果として実施していくといった場合についてお答えをしたいと思います。

今回の所信表明でも述べましたように、合併特例債、137億円の活用限度額がありまして、

中期財政計画では本来の充当率95%を道路や水路整備事業については約60%、柳川駅東部土地区画整理事業については約40%などと充当率を低く設定しております。その差である35%、55%は貴重な一般財源をつぎ込むことになるわけです。この上、さらに中期財政計画に計上していない庁舎統合事業を137億円の枠内で実施するとするならば、当然他の事業の充当率もさらに低くせざるを得ないという状況になります。

議員御存じのとおり、合併特例債は充当率95%、借り入れた地方債の元利償還金の70%は普通交付税で返ってきます。実質的な市の負担は事業費の約34%と有利な地方債であります。しかし、合併特例債の活用期限まであと4年となっております。このため、伊藤議員の御質問の庁舎統合事業の財源確保を含めまして、今後、合併特例債、借入限度額の137億円につきましては、将来の財政運営を見据えた検討を行う時期に今来ているんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○22番（伊藤法博君）

合併協定の中に盛り込まれていなかった庁舎統合については、やはり私も合併特例債の137億円枠外の検討をすべきじゃないかと思っております。

次に、クリーンセンターは中期財政計画では平成27年から28年の改修が見込まれていますが、多額な費用が必要になり、柳川市単独で行うのか、他市町との合意で行うのかは検討を要します。葬斎場に関しては、合併前の山川町と有明広域葬斎施設組合をつくって山川町に設置しています。柳川市から斎場まで片道1時間程度を要するために、市内に設置できないかとの市民の要望もかなりあるのではないかと思います。従来は、斎場に関しては迷惑施設として地域住民から敬遠され、その立地に当たっては多額の補償金や迷惑料を支払って運営されているのが当たり前になっていました。しかし、近年、技術革新等により環境衛生面が飛躍的に向上し、市街地に設置されるケースも散見されるようになりました。

葬斎場建設には合併特例債は適用できますか。もしできるとするならば、改造時期を数年程度であれば早めても、柳川市民の利便性や経済効果を踏まえて柳川市内に建設すべきだと思いますが、市長のお考えはどのように思っておられるか、お尋ねいたします。

○総務部長（大坪正明君）

葬斎場建設に合併特例債が使えるかという御質問でございますが、合併特例債を活用するためには、まず新市建設計画の中にその事業が掲載されているということが条件となっております。しかし、葬斎場建設については、新市建設計画には掲載されておりませんので、合併特例債の活用は非常に厳しいのではないかというふうに考えております。

ただ、現在の葬斎場はあと10年ぐらいいは大丈夫だというふうに聞いておりますので、メンテナンスをしながら、できるだけ長く使えればというふうに考えております。

以上です。

○22番（伊藤法博君）

葬斎場に関しては新市建設計画の中に盛り込まれていなかったということで、合併特例債の適用は受けないということであります。その他の施設整備の財政的裏づけはどうなっているのか、合併特例債を使える施設はどのようなものがあるか、お尋ねをいたします。

○総務部長（大坪正明君）

先ほど述べました施設整備について、中期財政計画に基づいた財政的裏づけを申し上げますと、大和、三橋地区のコミュニティーセンター建設につきましては、大和、三橋の地域振興基金を活用しまして、基金がなくなった段階で合併特例債を活用することにいたしております。

また、柳川地区7館の公民館施設の改修事業については、全額柳川地域振興基金を活用することにいたしております。

市営住宅の整備については、国庫補助金を45%、残りを一般財源で対応することにいたしております。

それから、市民会館の改修事業については、今後、庁舎統合とあわせて検討していきたいと考えております。

また、合併特例債を使える施設整備事業については、先ほども述べましたように、まず新市建設計画に掲載されていることが条件となっております。このため、コミュニティーセンター建設事業や柳川地区の公民館の改修事業、市民会館改修事業などは合併特例債を活用可能な事業に該当するものと考えております。

以上です。

○22番（伊藤法博君）

それでは次に、以前、雇用促進住宅については柳川市が買収する方向で検討していたように思いますが、契約社員等の派遣切りで社員寮を追い出された若者たちの受け入れ先としての一時活用をするために払い下げが延期になっていたように思います。その後、どのようになっていますか。また、柳川市は今後、雇用促進住宅をどのようにしようとされていますか、お尋ねを申し上げます。

○産業経済部長（藤木 均君）

雇用促進住宅の件についてお答えいたします。

今、伊藤議員がおっしゃったように、当初は平成22年の11月で譲渡すると、そういう条件のもとに、平成21年の3月議会だったと思いますが、その段階で柳川市も譲渡を申し入れるということでやっておったわけです。それで、その後、今おっしゃったようにリーマンショックで失業者がふえたと。仮の住宅に当面の間、雇用促進住宅を充てたいということで、4年間延びまして、その期限が26年の11月だったと思いますが、11月まで延びたということでございます。

そういうようなことで、その間、雇用促進住宅と何度か接触をいたしまして、いろんな譲渡の条件だとか、価格の問題、そういうもののお話をしたわけですが、その後、4年間延びたということもございまして、余り最近は接触をしていないという状態でございます。

ただし、平成21年の3月の段階でも申し上げておりましたように、非常に老朽化しているわけですね。したがって、雇用促進住宅そのものの入居者がだんだん減ってきているという状態でございますし、それと設備の面でもエレベーターがついていないと、そういうふうな大きなデメリットがあるわけです。したがって、それを市営住宅として活用した場合には相当な投資が必要になってくるということも、その際、申し上げておったというふうに思います。

したがって、若干まだ期間がありますので、本当にこれを市営住宅として活用することがどうなのか、その辺も含めて再検討したいというふうに思っておりますし、そのことも国のほうには申し上げております。全国的にもこの雇用促進住宅の払い下げについては、自治体ももう返上しているという状態が多く出ております。したがって、柳川市も本当にこれを市営住宅として活用していくことにするのか、そういうものも含めて改めて再検討したいというふうに思っているところでございます。

○22番（伊藤法博君）

いかに柳川市に人口をふやすかとか、現在の市営住宅の待機者が八十何名おられるとか、そういったことを考慮すれば、やはり有効に活用できれば、それにこしたことはないんじゃないかと思えますけれども、そういった老朽化の問題、エレベーターがついていないとか、そういうことの指摘がありますので、やはりそこは慎重に検討して、譲渡を受けるのか受けないかはやはり判断をしていかなければならないんじゃないかと私も思っております。

次に、福祉巡回バスについてお尋ねをいたします。

昨年6月議会で福祉巡回バスについて質問をしています。大和、三橋地区の福祉巡回バス空白地区のコミュニティー交通はどのようにするのか、また、福祉巡回バスも利便性や費用対効果の面で抜本的な見直しの必要があるのではないかという質問の答弁の中で、地域公共交通総合連携計画策定調査業務におきまして、交通空白地区へのコミュニティー交通の来年度実証運行に向けた検討についても、既存の電車とか路線バスとか福祉バス、それに市も厳しい財政ですので、財政負担等も総合的に考慮しながら、地域公共交通協議会で協議していきまして、今年度中には今年度といいますと、この23年度中には具体化を図ることにしていますと答えられています。地域交通協議会の協議はどのようになったのでしょうか、お尋ねをいたします。

○企画課長（橋本祐二郎君）

地域公共交通協議会での議論についての御質問にお答えします。

平成22年度は、これまでに4回の協議会を開催しております。議論の内容につきましては、福祉巡回バス利用者や市民アンケートなどの分析、高齢者の生活移動実態の把握などから電車や路線バスを含めた柳川市における地域公共交通の現状と課題を整理しております。そして、柳川市にふさわしい持続可能な地域公共交通を目指しまして、特に大和、三橋地区の交通空白地帯の解消に向けた実証運行の形態などを検討しまして、柳川市地域公共交通総合連携計画案として取りまとめております。

この案につきまして、現在、3月1日からですけど、22日までにはパブリックコメントを実施しまして、これを受けまして、本年度はあと1回、協議会の議論を経てこの計画を策定することにしております。

以上でございます。

○22番（伊藤法博君）

ことしの2月14日の日本経済新聞夕刊に「八女市路線バス代替乗合タクシー 地元の足 高齢者ら重い荷物も安心」という見出しで記事が載っていました。その内容は、電話で予約すれば玄関先まで送迎してくれる福岡県八女市の住民向け乗り合いタクシーが好評だ。人口の減少などで路線バスなど公共交通網の維持が難しくなる中、お年寄りなどに使ってもらおうと同市が九州で初めて新システムを導入、利用者は着実に伸びている。同市の担当者は、住民の新たな足として定着させたいと話す となっています。

八女市が導入したシステムは、市内を11地区に分割、8時から4時まで各地区で10人乗りの乗り合いタクシーが1日8便運行する。原則30分前までに電話予約すれば、片道300円で利用できる。利用者は自宅や電話番号を事前に登録しておき、電話すると予約センターが利用履歴や地図情報をパソコン画面で瞬時に把握し、運行ルートを決定、乗り合いタクシー内のパソコンにメールでルートを指示する仕組みだ。こうしたシステムを導入した自治体などでつくる全国デマンド交通システム導入連絡協議会によると、2002年以降、東北や関東など約50地域が導入、九州では八女市が初めてで、ほかにタクシー無線を利用した乗り合いタクシーなどもある。八女市はコミュニティーバスを廃止し、新たに40,000千円をかけて乗り合いタクシーのシステムを導入、10年1月から一部地区で試行し、12月に全市に拡大した。システムの運用は八女商工会に委託し、車両の運行は路線バスなどの地元6業者が担う。年間運営費は従来の交通対策費と同じ40,000千円という。ただ、運行は平日だけだそうです。内容的には、10人乗りジャンボタクシーを1時間当たり1,800円、1日8時間で1台当たり14,400円の借り上げだそうです。

八女市は、柳川市の6倍強の面積で11地区に分割して運行していますが、柳川市は3地区、あるいは4地区程度の運行でよくないかと思えます。14,400円の3台とすると1日当たり43,200円で、年間240日運行すると10,368千円の借り上げで済みます。4地区としましても、13,824千円です。これに予約センター、人件費、システム維持管理費などが必要になります。



柳川市の場合、年間運営費は20,000千円以内で可能ではないかと思います。八女市の場合、乗り合いタクシーシステム構築費が40,000千円だとすると、柳川市の場合はかなり減額されるものと思います。

庁舎統合の話も話題になりつつある現在、市民の利便性、効率性を含め、デマンド交通システムの導入を考える時期に来ているのではないかと思います。市長のお考えをお尋ねいたします。

○企画課長（橋本祐二郎君）

今、伊藤議員が言われましたように、八女市では九州で初の本格的なデマンド交通システムの導入ということで大変注目をしております。人口も柳川市とほぼ同じであります。面積は先ほど言われましたように6倍で広大な山間地域を抱えておりまして、本市とは若干事情が異なっております。全国的にもデマンド交通を導入しているのは、中山間地域で多く見られております。

地域公共交通協議会でも先進事例などをもとに本市が導入した場合の検討を行っておりますが、運営経費的には現状の福祉バスの2倍から3倍の市の財政負担が必要になります。また、初期投資、これはシステムの構築費になりますけど、20,000千円から30,000千円程度かかると考えられております。

以上のようなことから、大和、三橋地域につきましては、旧柳川市と同様の定時定路線型の福祉巡回バスを導入することを基本としつつも、導入後は実証運行の評価などを行いながら改善策も検討し、よりよいものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○22番（伊藤法博君）

福祉巡回バスも悪いとは言いませんけれども、やはりお年寄りとか、足が悪い方とか、そういった方々が定時運行の停留所まで行って、夏の暑いときとか冬の寒い中に10分、20分とバスを待つというようなことは、お年寄りにとっては苦痛なことではないかと思っておりますので、よければドア・ツー・ドアの、少し経費はかかっても住民のそういった役に資するというところで導入を図ってもらいたいと思います。

この乗り合いタクシーシステム構築費について合併特例債等の利用はできるわけですか、お尋ねしますが。

○総務部長（大坪正明君）

合併特例債についてはハード事業ですので、ソフト事業には使えないということでございます。

○22番（伊藤法博君）

現在、旧柳川地区では福祉巡回バスの運行がなされておりますけれども、現在あたり大体1日どれくらいの利用がっておりますでしょうか。

○企画課長（橋本祐二郎君）

1日の平均利用につきましては、過去3年の推移をルートごとにお答えします。

22年度につきましては、1月末現在の数字になりますけど、まず蒲池線についてですけど、平成20年度で23.1人、21年度で23.6人、22年度で24.3人となっております。昭代線につきましては、平成20年度で37.9人、平成21年度で31.5人、平成22年度で33.3人となっております。両開線は平成20年度で23.6人、21年度で28.1人、平成22年度で28.8人となっております。全路線の1日の平均を比較しますと、平成20年度で54.2人、21年度で55.7人、22年度で1月末ですけど、57.6人ということで、毎年、全体的には若干でございますが、増加いたしております。

以上でございます。

○22番（伊藤法博君）

八女市のデマンドタクシーは、やはり毎日200名程度の利用を目指しておるといふことで、多いときは250人ぐらいの活用があるといふことでございます。

次に、ピアス跡地問題についてお尋ねしたいと思います。

さきの12月議会でのピアス跡地問題について、これは副市長からだったと思えますけれども、アスベスト除去はどのような方針で行われるかという私の質問に、副市長は「解体費用につきましては、その積算を委託しているところでございまして、その結果は契約期間、来年の2月15日までということで、その結果を待ってみようというふうに思っています。その上で、アスベストの除去につきましては、この解体費を議会に補正予算として提案申し上げたときに申し上げましたように、和解、あるいは裁判といったようなことを抜きに、まずはそういった積算を知ることが重要であろうというふうに申し上げてきたわけでございます。この解体経費等の結果が判明いたしまして、議会の皆様方にその内容を報告申し上げるとともに、議会の皆様からの御意見を拝聴しながら今後の方針を検討していきたいというふうに考えています」と答えておられます。

先日の議会の全員協議会で報告されたピアス跡地に係るアスベスト除去及び建物解体等工事の設計金額は、アスベスト除去関係、吹きつけ及び形成材60,485千円、建物解体等関係92,185千円、合計の152,670千円となっております。驚きましたことに、アスベスト除去関係は当初1億数千万円程度かかり、建物解体は40,000千円程度と聞いておりましたが、アスベスト除去関係は半額で建物解体費等関係は2倍強になっているところです。私たちが予想していた額と大幅に違うのはどのように理解したらよいのでしょうか、お尋ねをいたします。

○副市長（刈茅初支君）

伊藤議員の今の質問につきましては、これまでピアス社への損害賠償請求に当たりまして、本市で積算、机上での積算ではございますが、積算をしたわけです。この額につきましては110,250千円ということで、今回の設計金額、これはアスベストの除去経費についてでござ

いますけれども、今回の設計金額は60,490千円と大きく乖離をしているということの御質疑であろうというふうに思います。

これにつきましては、本市独自試算額につきまして資料が残っておりまして、この資料によりますと、北側の第1工場における吹きつけアスベスト除去経費が当初95,200千円に対しまして、今回の設計額が58,600千円ということで、その差が36,600千円、これが大きな理由というふうに考えております。

○22番（伊藤法博君）

アスベスト除去については、かなり減額になっておるということでございます。

それでは、問題解決のための手順はどのようになさるのか、お尋ねをいたします。

○副市長（刈茅初支君）

昨年の6月議会におきまして、今回のアスベスト除去経費等の積算に係る補正予算を御提案した際に、今回の補正予算は和解のためとか、あるいは裁判のためとかという前に、ともかくどの程度の経費が必要かを専門家に委託し、調査するものであるということをお願い、議会に御承認をいただいたところであります。

このため、まずは今回の積算結果を踏まえまして、今議会が終了した後、速やかにピアス社との交渉を行い、その結果を議会に御報告申し上げた上で慎重に検討していきたいと、このように考えております。

○22番（伊藤法博君）

ピアス社に対してどのような方針で交渉されるかは、それはここで聞きすべきことかどうかはわかりませんが、やはりしっかりした姿勢で交渉をしてもらいたいと思います。

ピアスアライズ社は、みずから申し入れた裁判所の調停の中で、アスベスト除去には130,000千円程度見積もっていて、その半額60,000千円程度はピアス社で負担すると表明していたように思いますが、違いますか、お尋ねします。

○副市長（刈茅初支君）

調停過程の中において、ピアス社からはこのアスベスト除去経費については折半までの用意があるということで、当時、ピアス社において、その除去費用については130,000千円余というようなことをはじき出されておりますが、そのことからすると、半分というのは六千数百万円に当たるといふふうには理解できますが、大事な点は折半と、以内ということが重要であろうかというふうに考えております。

○22番（伊藤法博君）

ピアス社が当初から60,000千円のアスベスト除去費負担を裁判所の調停の中で受け入れるつもりであったなら、みずからの作為で惹起した問題については、なおさら責任を持ってピアス社が負担すべきだと思いますが、市長のお考えをお尋ねします。

○市長（金子健次君）

伊藤議員の質問にお答えいたします。

まず、設計の結果については先ほど御報告いたしました。驚いたのは、金額的には1億数千万円のアスベストの除去が必要だということで、恐らくピアス側のほうも135,000千円という机上のデータを出していただいて、調停の中では、その分の半分はお世話になったので出したいということがありました。

それで、私のほうも、先ほど副市長が申し上げましたが、議会が終わりましてから速やかにピアス側と、副市長が行きまして、その結果の報告は知って、60,000千円近くの気持ちはその当時あったということで、実際は60,000千円近いところの除去をしておる。なら半分の30,000千円かと、そういうことで60,000千円はいいですよというふうに言っていたら、私はそれで一番うれしいことなんですけれども、そこは簡単にそういうふうにはならないだろうというふうに思っているところでございます。

また、当時40,000千円で解体という形のいろんなきちんとした書類はございませんけれども、そういうことについて九千何百万円かかっていますので、その分を考慮して、ピアス側のほうが60,000千円見ていいですよというようなことを言っていたら、私はそれが一番最高の解決の方法じゃないかというふうに思っているんですけれども、そういう期待はしてもなかなか難しいかなというふうに思っておりますが、ピアス社のほうにこの結果について、副市長、あるいはまた関係の担当係のほうが行って、その結果報告については議会にもいたしたいと思っております。

以上です。

○22番（伊藤法博君）

そういった調停の中で、やはりピアス社はその程度の金額は一応負担してもしようがないというような気持ちであったんだろうと思いますので、ピアス社におかれましても、会社のそういった信用度とか、いろんな面を考慮すれば、みずからが施したそういったアスベストについては、やはりピアス社のほうで責任をとってもらえるような交渉の進め方をお願いしたいところでございます。

最後にちょっと私の感想をひとつ述べたいと思いますけれども、今議会の一般質問を通じて感じたことを一つ二つ上げさせていただきたいと思います。

柳川市の活性化について、企業誘致、観光振興、柳川ブランド推進などを多くの議員の皆様が質問されました。昨今の経済情勢では、どの分野においても芳しい成果を上げることが困難になっています。このような場合はあれもこれもではなく、選択と集中によって幾つかの絞って対処する必要があります。企業誘致が困難なら既存企業の支援、流出防止に柳川市として全力を尽くすべきです。

市内の有力企業の流出が相次いでいるようです。市内のトップとしての力量が問われています。このような場合、市長みずから先頭に立って采配すべきだと思います。今回のタキ

ロンポリマー社の転出に関して、その情報を知りながら、2年間市長が直接出向いて対応しなかったことについては、やはり責められてもいたし方ないと思います。

次に、市長の答弁は人柄からくるのか、無難な答弁が多いように思います。議員や議会に対して少しはけしかけるぐらいの答弁があれば、私たち議員側も反応して議論が深まるのではないかと思います。市長は、市長選の立候補に当たって、金子健次と皆さんの約束で「これから始まる柳川、私を変えます」と宣言されています。柳川を変えらるれば、もっと積極的な答弁を今後期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○市長（金子健次君）

昨日からいろんな形で議員のほうから激励、ハツパをかけていただきました。企業誘致の問題については、大変厳しい状況になることは議員の皆さんも御承知だと思います。しかしながら、現在の企業については、あと後半の2年間、流出がされないような形でその分については企業訪問を確実にしたいというふうに思っているところです。

ただ、私はこの柳川の地というのは、地震もないし、いろんな形で宮崎のことを考えた場合、そういう面では住みよいまちと、文化の薫りがすると、そういうもので私は誇れるまちというふうに思っています。九州新幹線の中で岡山駅に福岡県の観光代表として、柳川の川下りの絵が大きくPRされていまして、そういうところはないと思いますし、これから九州市長会というのを来年5月に誘致できれば、一気にそういうことのPRもできると思いますので、ぜひそういう手を踏んでおりますので頑張りたいと思っております。

以上です。

○22番（伊藤法博君）

市長のトップリーダーとしての踏ん張りを期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 休憩

午前11時11分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、3番熊井三千代議員の発言を許します。

○3番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんおはようございます。3番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質問させていただきます。平成22年度一般質問は私で終わりだと思います。しばらくの時間いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

質問に入ります前に、きょうの夜中に12時過ぎからKBCの「ドオーモ」という番組で、柳川市が30分ほど放映がございました。沖端発で食あり、景観あり、もちろんさげもんまつりの放映もされておりました。ここ2日間質問がございましたけれども、改めまして、柳川はどこでんに負けとらんやんと、いいもんあるやんというのを自覚いたしました。市長をトップとして、議会も、また執行部も市民も一丸となって、このすばらしい柳川を日本じゅうに広めていくよう頑張っていきたいと思ったところでございます。

では、質問に入らせていただきます。

今回、4点の質問をさせていただきます。

第1点目、国民健康保険証の被保険者証のカード化及び被保険証書の有効期限について質問させていただきます。

2001年4月1日より健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が施行され、被保険者証のカード化、世帯1枚から被保険者1人につき1枚のカード化が実施されるようになり、7年が経過しております。

厚生労働省提出の資料によりますと、平成21年6月1日現在のカード化実施状況は、全市町村数1,771に対して実施市町村数は1,344、実施率は76%で、全市町村の4分の3が既にカード化されております。従来は世帯ごとの保険証でしたが、家族1人に1枚の保険証を持つことになり、出張や旅行などの際に困らなくなり、便利になったという声が少なくないようです。

そこで、お伺いいたします。本市の現在の被保険者証の発行数、県下におけるカード化の現状及び本市でのカード化に対する考えをお聞かせください。

2点目の質問でございます。悪質商法対策についてお伺いいたします。

詐欺や悪質商法に関する被害は後を絶たず、その手口は年々手をかえ品をかえ、次々と新たな手口でだまそうと巧妙化しております。被害者は年齢を問わず、年金生活者など高齢者をねらった振り込め詐欺もいまだ横行しております。政府広報によると、詐欺や悪質商法の被害に遭った方からの消費生活相談件数は年間約90万件に上っております。被害に遭っても相談しない方も多いと考えられ、実際に被害件数はさらに多いと見込まれております。

悪質商法の検挙状況を見ますと、平成21年度中に全国の警察が検挙した悪質商法の事件数は181事件、検挙人員は496人、被害者数は約8万6,900人、被害額総数は174,221,000千円に上っております。

また、福岡県においても、昨年1年間で振り込め詐欺の被害が160,000千円で、最悪だった2004年の915,000千円からは減少傾向であります。被害に遭う高齢者はまだまだ多いと県警は発表しております。対策として、毎年15日を被害発生ゼロの日と定め、啓発と捜査の両面に全力を挙げていく、高齢者が被害に遭わないように地域、家族も見守ってほしいと呼びかけております。本市においても市民を犯罪から守る対策が急務だと思っております。

そこで、お伺いいたします。本市の犯罪対策、被害者の相談体制及び相談件数、また、その内容をお聞かせください。

3点目の質問でございます。

3点目は、ひきこもり対策についてお伺いいたします。

ひきこもりとは、さまざまな要因によって社会的な参加の場面が狭まり、学校や職場など自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことを言っております。2002年から2005年にかけて厚生労働省が行った調査によりますと、ひきこもり状態にある子供のいる世帯は全国で約26万世帯と推計されております。こうした事態に厚生労働省は、2009年から各都道府県と政令指定都市へひきこもり地域支援センターの設置を進めてまいっております。

センターの役割として、1つに、ひきこもり本人や家族からの電話相談、来所、訪問による相談への対応、2つ目に、ひきこもり本人や家族への適切な支援を行うための関係機関との連携、3点目に、社会へのひきこもり問題の啓発、情報の発信などです。

ことし1月4日現在で19都道府県、9政令市にセンターが設置されました。福岡県においてもセンターが設置され、県下には約1万3,000人の方がひきこもりの状態にあると推計されております。ひきこもり状態にある方には、精神疾患を持つ方や、病気と呼んでいいかわからないが、ひきこもりを続ける社会的ひきこもりの方もおられます。ひきこもりの方への支援は、早期発見し、その方に合った適切な支援の強化が必要だと思われまます。

センターや相談窓口の設置は整っているが、うまく利用できていない、情報が届かず知らなかったなど支援を受けられない体制であってはならないと思います。本市においても地域行政の役割として、ひきこもり対策強化への支援体制整備についてのお考えをお聞かせください。また、本市のひきこもりの現状がわかればお答えください。

最後に4点目、広報やながわの発行回数についてお伺いいたします。

広報やながわの発行については、ちょうど1年前、議員より質問がございましたので、重複する部分もあるかと思いますが、お尋ねいたします。

市民の要望として、広報は月1回の発行でも満足できるよう工夫してほしいとか、1回にして経費削減してほしいとか、配るのも大変、なかなか読まんなどの声が聞かれます。

そこで、お尋ねいたします。現在の月2回の発行にかかる経費と月1回に変更した場合の経費の試算ができましたら、お聞かせください。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。2回目からは自席で行いますので、よろしくお願ひいたします。

○保健福祉部長（武藤義治君）

熊井議員のほうから被保険者証のカード化につきまして、現在の保険者証の発行数、また県下の状況、本市のカード化に関する考え方についての御質問でございます。

まず、1点目の現在の保険者証の発行数でございますけれども、平成22年度の当初更新時、これは昨年の4月1日でございますけれども、全期間証の発行件数が9,556件でございます。

また、2点目の県下におけるカード化の現状でございますけれども、福岡県内で保険者証をカード化している市町村につきましては、平成22年9月末現在で7市町村、実施率11.7%となっております。先ほど議員御指摘されました国の平均76%に比べまして、相当低い状況となっておりますのでございます。

また、本市のカード化についての考え方でございますけれども、現在、本市は世帯単位の保険者証を交付しております。しかしながら、本市におきましても、本年10月から新しい電算システムが稼働することとなっておりますので、この新システムでは被保険者証の個人カード化にも対応できるようになっておりますので、この新システム導入にあわせまして、平成24年度の保険者証よりカード化を実施したいと考えており、現在、導入に向けて検討をしておるところでございます。

以上です。

○商工振興課長（江崎尚美君）

商工振興課といたしましては、御質問の内容、特に悪質商法対策についてということで、特に本市の犯罪対策、相談体制及び相談件数とその内容についてという件について御回答をしたいと思います。

商工振興課からは、消費生活に関するものに限って回答をさせていただきます。

まず、消費生活に関する相談体制でございますけれども、柳川市民が相談できる窓口としましては、大和庁舎にあります柳川市商工振興課、久留米市消費生活センター及び福岡県消費生活センターなど主にこの3カ所でございます。

平成21年度におきます消費者相談件数でございますけれども、全国的には先ほど議員御説明があったとおりでございますが、福岡県消費生活センターが受け付けた平成21年度の消費生活相談は1万2,756件でございます。また、平成21年度の柳川市民からの相談でございますけれども、柳川市商工振興課に30件、久留米市消費生活センターに192件、福岡県消費生活センターに139件、合計しますと361件の相談があつておるところでございます。

現在の相談内容の傾向でございますけれども、久留米消費生活センターに寄せられます相談の状況を見ますと、相談件数で一番多いのが多重債務でございます。2番目がアダルト情報サイト、3番目が物品購入に関するものでございます。また、年齢別で見ますと、1番目が30代、2番目が40代、3番目が70歳以上の方々となっております。とりわけ70歳以上の方が高齢者の方でございますけれども、この方々につきましては、相談が増加傾向にある状況でございます。

以上です。

○安全安心課長（野田洋司君）



悪質商法対策につきまして、安全安心課からは課内に設置しております安全安心相談室の相談についてお答えをいたします。

相談内容につきましては、相談室のほうでは犯罪被害への対処方法とか、その解決方法、犯罪被害者への支援に関する相談などを受け付けております。

御質問の消費生活に関する相談としましては、振り込め詐欺や悪質商法などによる詐欺、脅迫、恐喝等の被害についてお受けをしております、緊急性、悪質性があるような場合には、柳川警察署と連携をしまして解決方法などをアドバイスしているところでございます。

当相談室では、専門的なアドバイスができるように元警察官の相談員を配属しております、相談者のお悩みに親身になって解決のお答えができるように努めているところでございます。

相談件数につきましては、昨年度が総数72件、うち悪質商法や架空請求などに関する相談が3件、今年度は2月末現在で総数52件、うち悪質商法等の相談が3件あっておりますが、これらにつきましては、いずれも被害に至ったものはございません。

しかし、柳川警察署によりますと、悪質商法に関する被害はありませんでしたけれども、市内での振り込め詐欺の被害につきましては、平成20年で8件、21年3件、22年も3件発生しております。このような被害を未然に防止するため、柳川警察署と連携をしまして、銀行とかスーパーの前で振り込め詐欺とか悪質商法などの被害防止の街頭キャンペーンを行ったり、高齢者の方たちを対象としました防犯教室を開催いたしますとともに、毎月全世帯に配付しております安全安心通信という広報を通じまして、被害に遭わないように注意喚起を促す広報啓発を行っているところでございます。

以上でございます。

○福祉課長（高田淳治君）

社会的ひきこもりといった観点で福祉課からお答えをさせていただきます。

まず1点目の、本市においてひきこもり対策強化への支援体制整備についての考えはという御質問にお答えをいたします。

全国で数十万とも100万とも言われているひきこもり青少年の問題は、その数の多さに加え、長期化や高齢化が進んでいることが指摘されており、社会全体の問題として深刻な状況にあると認識をいたしているところでございます。

こうした状況に対応するため、熊井議員御指摘のとおり、厚生労働省は平成21年度からひきこもり対策推進事業を創設いたしまして、各都道府県、政令指定都市にひきこもりに特化した第1次相談窓口としての機能を有するひきこもり地域支援センターの整備を推進しております。

このセンターの最大の目的でございますが、ひきこもりの状態にある本人や家族の方が地域の中で最初にどこに相談したらよいかを明確にすることによって、より支援に結びつきや

すくするかということでございます。

これを受けまして、福岡県におきましては、平成22年6月に福岡県ひきこもり地域支援センターが開設をされました。センターの役割でございますけれども、議員からもお示しいただきましたように、相談窓口の創設、他の関係機関との連携、そしてまた、情報発信を行うといった3つの大きな柱をもとに支援をしていくこととされております。特に関係機関との連携について申し上げますと、ひきこもりの問題は多種多様であるため、市町村や教育、保健、福祉などの関係機関と連携していくことが盛り込まれております。

このため、本市におきましては重要な問題として受けとめており、この支援窓口となっております福岡県ひきこもり地域支援センターと連携協力しながら、対策強化に当たっていかねばならないと考えているところでございます。

次に、2点目の本市のひきこもりの現状はという御質問でございますが、ひきこもりの定義に基づく判定や、個別の生活状況等にあわせた調査などにつきましては非常に難しい点もございまして、このため、現状につきましては把握をいたしておりません。

以上でございます。

○企画課長（橋本祐二郎君）

広報の月2回の発行にかかる経費と月1回に変更した場合の経費の試算についてお答えいたします。

広報を編集して市民の手元に届くまでにかかる経費としまして、まず、編集にかかる経費として、職員の人件費と編集機器のリース代、消耗品費があります。

次に、印刷製本にかかる経費としまして、印刷業者に支払う印刷製本費があります。さらに広報を各家庭に届けるための経費としまして、シルバー人材センターへの委託料などがあります。

このうち、現在の内容を維持するとことを前提にしまして、1回発行することで削減できるものは、編集にかかる経費のうち、職員の人件費と消耗品費です。また、印刷製本費も削減できると思われまして。

職員の人件費につきましては、1号当たりのページ数がふえるので、編集に要する時間はさほど減らないと考えられます。

広報の印刷製本にかかる経費ですが、平成21年度は1ページ当たり単価契約で0.609円で印刷業者と契約しておりまして、1日号の平均ページ数が22.7ページです。15日号は13.3ページをいたしております。この結果、トータルとしまして6,429,332円を支出しております。

仮に1回のみ発行にいたしますと、製本と納入の手間が月2回から1回になることからその分の経費は不要になりますが、ページ数は逆にふえますので、1ページ当たりの単価はさほど安くないと思われまして。

以上のようなことを勘案しまして、月1回の発行で削減できます経費は現状の1割程度で

あると考えております。

しかしながら、広報を2回から1回に減らした場合は、締め切りに間に合わなかったお知らせ、また、お知らせはチラシ等の形で発行されますので、それに要する紙代とか職員の人件費が発生することになると思われま

す。以上でございます。

○3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。では、国民健康保険証のほうから再度お伺いしていきます。

現時点で、福岡県でカード化されているのが7県で11.7%というふうにお調べいただきました。カード化を推進するに当たって調べたときは、21年度の6月しか手に入らなかったんですけど、そのときは6カ所で、9%ぐらいで断然低かったです。また、先ほど言っていたように、電算システムの改正に伴って来年度から柳川市もカード化を検討しているということをお聞きいたしまして、安心したところでございます。

このカード化を推進するに当たっては、以前から推進したいとは思ってございましたけど、何せ国民健康保険の特別会計の運用がかなり厳しいところは熟知しておりましたので、導入時にかなりお金がかかるんじゃないかなと思って、なかなか声を出せずにおりました。しかしながら、病院とかに行って待ち時間とか見ておりますと、保険証を忘れて取りに帰られる方とか、旅行先で発病されて保険証をファクスしてもらったとか、また、お年寄りの方がやっと外来に来られて、保険証の提示を言われて健康手帳を出されて、その中一式を出される中で出てくるのは介護保険証、あと高齢者の受給者証はセットになって出てくるけど、肝心な保険証が入っていないとか、また、タクシーで来て、再度取りに帰らなければいけないとかいう風景をよく見かけました。

初診者が保険証を持っていくのは、皆さんそう忘れていかれないようになりましたけれども、ずっと継続して慢性疾患でかかってある方は月1回行かれるときに保険証の検証をされるので、そのときに忘れてきて、窓口できょう忘れてこられたので、きょうの分は全額負担していただきますと、次に来られたときに保険分をお返ししますというふうな説明がありますと、ドタバタ帰られたり、次に、帰った後に再診されない場合もあるというふうなことを受付の方から聞いておりましたので、本当にカード化されないかなというふうに思っていましたけど、きょうカード化されるとお聞きいたしましたので、安心いたしました。

一応カード化を推進していただくということで、このカード化について、さっきも言いましたように調べているときに、非常に福岡県が少なかったです。どこの自治体も平均して76%以上、100%いっている自治体も多かったです。なのに、九州の中でも100%いっているところ、また、少なくとも70%ぐらいいっていたんですけど、沖縄が一番低くて、福岡県が次に低いという現状でした。何でかな、カード化をできない理由がほかにあるのかと考えましたので、ちょっとそこら辺の、福岡県は今までこの取り組みが非常に遅くなっていた、

また、柳川市が遅くなっていた理由がわかりましたらお聞かせください。

○保健福祉部長（武藤義治君）

福岡県のカード化の取り組み、これがおくっていた理由ということでございますけれども、はっきり申し上げまして、この理由については特段把握はしておりません。ただ、議員御指摘いただきましたように、先ほどお答えしましたように、昨年9月末現在で福岡県では7市町村、実施率11.7%で、全国的に見て沖縄県の次に低い状況でございます。

ただ、昨年12月に福岡県におきまして策定されました福岡県国民健康保険広域化支援方針、この中におきましてカード化の推進も明記されておりますので、今後、福岡県市町村においてもカード化が進んでいくものと考えておるところでございます。

○3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。遅いのはそう問題はなく、ただ取り組みが遅かったというだけの問題のようですので、進めていきたいと思えます。

本市がカード化されるということですが、ちょっとそこら辺のカード化について検討中であるということをお聞きしたので、そのカードの様式について、少しお聞きしておきたいと思えます。

さっきも言いましたように、財政面で非常に厳しいのは承知しておりますけど、せっかくカード化になってまいりますので、とにかくこの携帯性を生かしていただいて、裏面には臓器提供の意思の表示とか、アレルギーの有無とか、また、ジェネリック医薬品の希望の有無などが確認できるような工夫をしていただき、本当に役に立つ使い勝手のいいカードにしていただきたいと思えます。

また、できればみんながわかりやすいような明るい目立つ色にしていただきたい。それと、あと目の不自由な方の希望があれば、氏名ぐらいは点字で打っていただきたいと思えますけれども、こういう内容で検討をしていただきたいと思うんですけど、いかがでございましょうか。

○保健福祉部長（武藤義治君）

カードに記載する内容につきましては、議員おっしゃいますように、役立つものを記載していきたいと考えておりますけれども、カードになりますと、現在の保険証に比べますとサイズが若干小さくなります。したがって、載せられる情報等についても制約というのは限られてまいります。記載が義務づけられております臓器提供意思の表示等を優先して記載していくということになります。また、記載内容によりましては、例えば、点字を打つということになりますと、電算の改修費用等が必要になるケースも考えられます。こういった経費の面、また、カードのサイズ、こういったものを考慮しながら、より使い勝手のよいカード記載というのを検討してまいりたいと考えておるところです。

ただ、70歳以上の方については、現在の保険証とは別に高齢者受給証を交付しております

が、このカード化の機会に保険証と一体化し、窓口などで2枚提示することがないように、一体化できるように利便性を図っていきたいと考えており、交付にかかる経費の節減等も考えていきたいと思っておるところでございます。

○3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。せっかく遅く始められることになりましたので、カード化先進地をしっかりと参考にさせていただき、便利で役に立つカード保険証にさせていただきたいと思えます。

次に、保険証の有効期限についてお伺いいたします。

現在、国民健康保険の有効期限は1年で、毎年4月前に新しい保険証が送付されてまいりますけれども、今の保険証を発行するときにかかる料金と送料、どれくらいかかっておりますでしょうか、お聞かせください。

○保健福祉部長（武藤義治君）

議員がおっしゃいます保険証の有効期限、これは現在、おっしゃるとおり1年でございます。保険証の発行料及び郵送料につきましては、22年、昨年3月に保険証の印刷をしております。その際に、一般被保険者分が1枚当たり3円60銭で年間2万4,000枚を印刷しております。86,400円、退職被保険者分が1枚6円10銭で6,000枚印刷し、36,600円、保険証郵送用の封筒、この印刷費が1枚5円90銭かかりまして、年間1万5,000枚を印刷し、88,500円、以上、印刷費分だけで211,500円かかっております。

次に、郵送料でございますけれども、これは簡易書留で郵送しております。一斉に更新したときには2,879,550円の郵送料がかかっておりまして、印刷費と郵送料合わせまして3,091,050円ほど経費がかかっております。

以上でございます。

○3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。毎年更新には3,000千円程度必要だということですがけれども、この国民健康保険の加入者の大半は数十年加入だと思います。これを1年更新でなく、数年感覚での更新にすれば、手間も送料も経費削減になると思えますけれども、1年更新でなければならない理由がありましたらお聞かせください。

それと、あと有効期限を数年更新で発行されている地域の現状がわかればお聞かせください。

それと、他の保険証、組合保険証の有効期限はどうなっているのか、お聞かせください。

○保健福祉部長（武藤義治君）

保険証の有効期限につきましては、国民健康保険法施行規則により検認または更新することとされておりまして、更新等の期限は市町村の任意ということにゆだねられておりまして、市町村が定めることとなっております。

更新等の期限については、国においても調査は行われていないようでございまして、各市町村の状況、これは把握できておりませんが、神奈川県においては、以前から2年の更新をされている市町村が多いと聞いておるところでございます。

福岡県内では既にカード化をされている市、また近隣の市においては、すべて有効期限は1年とされておるところです。

柳川市では、国民健康保険の資格を確認していただき、医療給付の適正化を図ることを目的といたしまして、有効期限を1年としております。現在、保険証の更新については、8期分までの保険料を完納された方について、翌年度の全期証を交付してございまして、このため、更新にあわせて保険税の納付督促を行いまして、保険税を納めていただいております。更新が2年以上ということになりますと、保険税の納付率の低下、こういったものを考えているところでございます。

次に、他保険の有効期限についてでございますけれども、サラリーマンが加入いたします協会けんぽ、これにつきましては有効期限は設けられておりません。また、被扶養者については毎年検認がされているようでございます。

また、カードの更新については、政府管掌健康保険のときは3年ごとに実施をされておりましたけれども、協会けんぽにかわってからはまだ更新はされていないということでございます。市町村共済につきましても、有効期限は設けられずに、被保険者について2年に一度検認が実施されているようでございます。カードの更新についても、特に期限は設けられておりません。

しかしながら、協会けんぽ等の被保険者につきましては、ほとんど個人の保険料が給料から天引きをされており、また、事業主が資格の取得及び喪失の手続、保険料の納付をいたしますので、加入者等の把握が容易であると考えております。個人の届け出による手続及び保険税の普通徴収を行います国民健康保険とは若干状況が異なると考えておるところでございます。

以上です。

○3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。御説明のとおり、社会保険とかは給料天引きで税金も引かれるし、確認も簡単です。また、それに比べて国民健康保険の場合は手続も納税も自分でやりますので、とにかく納税を怠ったりすることも考えられるし、また、状況を把握するのも大変な面もあるかとは思いますが、納税に関して納税率が低下すると言われたら、ほかには何も言えなくなってしまうんですけど、納税についてはその担当の部署、今度、滞納管理システムとかを設けて納税率アップに努めるというふうなごあいさつも当初あっておりましたので、そこら辺の担当部署から頑張ってくださいとか、納税率を見ますときには、何期分納めなかったら短期有効保険証を送るとか、どれくらい未納があったら資格者証明書を送

るとかいうふうなものを決めておったならば、その納税率を見ながら変更のあった人だけ、また新たに退職者だけに保険証を送るとか、無謀なことかもしれませんけれども、そういうふうなことも考えられなくはないかなとは お答えしていただかなくても結構なんですけど、そこら辺も少しでも減税できる分があれば、努力してできる分があれば、そこら辺の検討もこれから検討課題としてやっていただきたいなと思います。

念のため、お伺いいたしますけど、今後、柳川市が有効期限を2年にしたと仮定いたしましたとき、経費の試算がわかればお聞かせください。

○保健福祉部長（武藤義治君）

本市での有効期限を長くした場合の試算でございますけれども、1年に1回、これを2年に1回とした場合には、先ほど申し上げました保険者証の印刷、郵送料の送料等が2年に1回ということになります。したがって、隔年、2年に1回印刷費で210千円、郵送料で2,880千円、合計で3,090千円、これが隔年ごとには削減されると考えられます。

ただ、こういった有効期限を長くした場合、保険者証の更新等についての経費も当然削減されるということを考えられますけれども、保険更新時の、現在3月でございますけれども、他の月と比べまして、現年度分の保険税が約10,000千円ほど増収となっている現状がございます。こういったことを考えますと、保険者証の更新期間、これは1年更新としたほうが財政安定にはつながると今のところ考えておるところでございます。

以上です。

○3番（熊井三千代君）

わかりました。ありがとうございました。これからも少しでも経費節減に向けて頑張りたいと思います。

これで保険証についての質問は終わらせていただきます。

次に、悪徳商法についての2回目の質問をさせていただきます。

お答えによりますと、柳川市でも柳川市の窓口、久留米の窓口、県の窓口を合わせて361件あったということは、柳川市も多いなというふうで少しびっくりいたしました。とにかくこういうふうな悪徳商法に関しても、国においても犯罪から守ろうと、マニュアルとか、相談窓口の電話番号とかを大きく書いた広報を新聞に、うちは西日本新聞とかとっていますけど、大きなA4ぐらいで4ページか5ページぐらいの折り込みチラシが入っていたりとか、各地でもいろいろ対策を講じられているようです。また、本市においても、さっき御回答いただいたような窓口とか、また、市のホームページにも詳しく相談の紹介がなされておりました。

しかしながら、発信する側はしっかりしているようでありますけれども、市民の方のこういうふうな相談窓口とか対策についての周知度というか、認知度はどれくらいか、把握されたことがありますでしょうか。

○商工振興課長（江崎尚美君）

御質問の消費者被害対策についての市民の周知度はどうなっているかということでございますけれども、本市の消費者被害対策につきましては、公共施設などへのチラシの設置、ホームページでの案内、民生委員さんの方々へのチラシの配付、また、出前講座につきまして行っております。特に出前講座につきましては、本年度は12カ所で行うなどして被害防止のため、市民への周知を図っているところでございます。

また、国におきましては、平成21年9月に消費者安全法が施行されまして、消費者庁が創設されておるところでございます。そして、全国統一の相談ダイヤルであります消費者ホットラインが開設され、周知が図られております。また、この消費者ホットラインは柳川市内から電話をしますと、平日では福岡県消費生活センターに接続されるようになっております。

市民の周知度ということでございますけれども、具体的には把握しておりませんが、引き続き効果的な周知を図っていかねばならないと思っております。

以上です。

○安全安心課長（野田洋司君）

安全安心課のほうからもお答えをさせていただきます。

安全安心相談室がございまして、この周知につきましては、昨年度の開設に当たって、市報、それから新聞等を通じまして広くPRを行ったところでございます。本年度も市報とかホームページ等を通じまして周知に努めているところでございます。

周知度につきましては、安全安心課のほうもちょっと把握できておりませんが、ちなみに同様の他市の相談窓口、安全安心の相談窓口の件数を申し上げますと、今年度現在で柳川市のほうが52件に対しまして、久留米市のほうは50件、大牟田市が16件、八女市が19件でございます。そういう状況でございまして、他市と比べますと御利用をいただいているほうではないかと思っておりますけれども、今後とも広くPRをいたしまして、市民への周知を図ってまいろうと考えております。

以上でございます。

○3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。被害に遭われた高齢者の方のお話によりますと、相談できる人がいなかったとか、どこに相談していいかわからなかった、相談したら怒られると思ったとか、だまされたことを周りに知られたくなかったというふうな理由を話されることが多いです。被害届も出せずに、クーリングオフも過ぎた状態で周りの方にお話しされるケースも多いみたいです。それと、あとは同じ方が何回もだまされて、非常に怖かったけれども相談する仕方がわからなかったと。貯金も全部取られてしまいましたというお話も聞いたことがあります。

そこで、とにかくこの悪徳商法に対して素早い対応ができるような相談窓口の周知徹底を



図ることが重要だと思います。さっきから認知度はと聞いておりましたけれども、あるところでの認知度調査をアンケート調査でされたところがあるんですね。市側もしっかりとマニュアルをつくって発信したり、相談窓口もつくってあったんですけども、それにもかかわらず、市民の方のそういう対策の認知度というのは非常に少なかったというところを踏まえられて、「ちょっと待って」などと言葉を書いて、そして電話番号を大きく書いて、高齢者の方が電話しやすいように、電話番号がわかるように冷蔵庫などにマグネットで張れるようなマグネットシート付きのポスターというか、相談窓口の電話番号を書かれたシールなどを発行されて、非常に成果が上がっているというところも聞いたことがあります。

そういうふうないろいろ考えるとこころはあると思うんですけども、本市としてもそういうふうな、やはりこちらとしては情報はしっかり流しているようだけれども、認知度としてはまだまだというところもあると思いますので、こういうふうなマグネットシートとか、高齢者が電話相談しやすいような環境体制についてお伺いいたします。

○商工振興課長（江崎尚美君）

熊井議員の御提案の周知のためのマグネットシートの配付などにつきましては、効果的な対策の一つだと思っております。それを実施に向けて検討させていただきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○安全安心課長（野田洋司君）

当課といたしましても、商工振興課のほうと連携をしまして、当課のほうには警察機関とのそういう相談窓口も含めて、緊急連絡先の電話番号とか、そういうものも含めたところの家庭の電話機の前に張れるようなものを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。前向きな御意見をいただきましてありがとうございました。安全安心課につきましては、専門の警察官OBの方がおられるということは、私たちは予算書とかを見て知っておりますけど、市民の方はまだまだ知られていない方もいらっしゃると思いますので、そこら辺も含めて周知徹底していただきたいと思います。なかなか相談できない高齢者も、言い出せない高齢者もまだまだおられますので、環境整備に今後も留意していただきますようお願いいたします。質問を終わらせていただきます。

次に、ひきこもり対策についての質問でございます。

今回、ひきこもりについて質問させていただいたのは、とにかくこれは非常に大きな重要な質問だと、今後、柳川市においても対策を早く講じないと大変なことになるなということで、皆さんに知っていただきたいと思う中で質問させていただきました。でも、担当課といたしましては、この現状を重要に認識しているというお答えをいただきましたので、安心い

たしました。

現状はというところでは、なかなか把握に至っていないということですけど、当然だと思えます。把握するのも非常に難しいところもありますし、デリケートなところもありますし、ひきこもりの問題ですので表面化していない部分もあるので、今後、しっかりそういうふうなところも把握できるような体制をお願いしたいと思えます。

ところで、そのひきこもりについて、今、非常に問題なのがひきこもりの長期化です。面倒を見ている親が高齢となって年金生活で経済苦や、親が亡くなった後の生活に対して、その子供を見ている親も、また、ひきこもっている本人も不安でいっぱいになっているところでございます。社会復帰には非常に長時間の支援が必要になってきますので、ひきこもりについて正しい知識を持って、本市の現状を把握し、また、支援施設とか相談窓口への橋渡しをするのが今必要な行政の役割ではないかなと思えます。そういうのを含めまして、本市はどのように環境整備について考えてあるのか、今わかっている分、考えてある部分で結構でございますので、お話しいただければと思えます。

○福祉課長（高田淳治君）

それでは、お答えをいたします。

1回目の答弁で、福岡県ひきこもり地域支援センターとの連携、協力ということを述べましたけれども、南筑後地区におきましても、県地域支援センターの開設にあわせ、市内の柳川総合庁舎でございますが、その中にあります県南筑後保健福祉環境事務所にひきこもりも含め、心の問題、そういったものも含めた相談窓口が設置をされております。

本市におきましては、障害福祉相談室「きらり」において相談業務を実施しておりますが、ひきこもりに関する相談のケースもあっております。ひきこもりの方への対応は、議員御指摘のとおり長期化の傾向となっており、本人はもとより、同居されておられる方にとりましても深刻な問題でございます。

前にも述べましたけれども、ひきこもりは多種多様にわたり、そしてまた、専門的な対応を必要とする分野でもございます。このため、本市といたしましては、重複した答弁になりますけれども、まず、ひきこもり支援コーディネーターなど専門家を配置されております福岡県ひきこもり地域支援センターと連携し、市民の皆さんへの周知を図り、早期対応に努めるとともに、福岡県南筑後保健福祉環境事務所など関係機関並びに民生委員、児童委員の皆様の協力なども得ながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。ひきこもりの問題については、訪問支援が大事であるというふうなことは言われています。国においても、やっと県下に地域支援センターを設置して、そこも試行錯誤しながら、いろいろな取り組みを始めてあります。県のシステムが整備されて

から、整ってから市町村が行うのではなく、同時進行で、大変難しい問題ですけれども、うちには幸い障害者窓口ではありますけれども、「きりり」という重要な相談窓口も兼ね備えておりますし、前の保健所が、保健福祉環境事務所にも県下の中でも窓口がありますので、とにかくその窓口につなげていただくような啓発をしていただきたいと思います。

とにかく対象者が窓口で電話するケースは少ないと思いますけれども、家族がちょっと相談してみようと思って相談して下さるようになれば、いいことでもあります。また、現状はやはり市役所内におってもわからないと思いますので、とにかく民生委員さんとか地域の役員の方にも声をかけていただいて、こういうふうな相談窓口への連携を図っていただくような周知徹底をこれからしていただくように強く要望して、ひきこもり対策についての質問は終わらせていただきます。

最後に、広報やながわについての質問をさせていただきます。

とにかく今、広報やながわ発行については、経費だけの面からすると6,400千円ぐらいかかっていると。1回にすれば1割ぐらい安くなるのではないかなと。しかしながら、いろんな問題はありますよという御答弁をいただきました。

とにかく広報やながわが月1回になると、人件費とか経費の面としたらそう変わらないと思うんですけれども、市民の方への情報提供サービスについてお伺いいたしますと、1回にした場合、市民の方への情報提供サービスとしたときには低下になるとお考えでしょうか。また、その低下になると考えられる部分は発行者の努力と工夫で補えるものでしょうか、そこら辺をお聞かせください。

○企画課長（橋本祐二郎君）

情報提供サービスの低下についてお答えします。

市が実施する部分につきましては、サービスが低下しないように工夫と努力をすれば補えると思いますが、国とか県や各種団体の広報につきましては非常に難しいと考えております。

つまり、各担当課に広報掲載のスケジュールを念頭に置いた事業計画を立案するよう徹底させることで、市からの情報提供にかかるサービス低下を防ぐことは可能だと考えております。

しかし、広報には国とか県を初め、公共的な団体からの職員採用のお知らせや、市内のサークルや団体が行います公共性のある催し物の案内も多く掲載しております。こういった団体に編集スケジュールを徹底させることは非常に難しいと考えられますので、掲載依頼等が締め切りに間に合わない場合とかは掲載ができなくなることがあります。このことは情報を受ける市民の不利益となりますし、情報を発信する側の告知手段を奪うことにもなりかねないと考えております。

また、市からの文書配付を月1回にすることで、冊子とかチラシ類が一度に大量に届けられますので、手にとられなかったり、また、読み飛ばされたりするなどして情報が適切に伝

わからないことなどの懸念もございます。

以上でございます。

○3番（熊井三千代君）

総体的には、情報提供サービスの面からは低下するのではないかなというふうなお答えであったかと思います。市だけの情報であったらどれだけ努力してできるけれども、県とか国とかの情報もありますので、総体的には1回にすると情報提供サービスの面からは低下するであろうというふうなことを答弁していただいたと思います。

昨年も月2回から1回というふうな質問を矢ヶ部議員のほうがされておりましたけれども、そのときの答弁といたしまして、同じような、月1回にするのじゃなく、そのときはほかの地域も2回の発行が多いですよという答弁もあっていました。こちら側の要望として、22年度はちょっと一つ減らすとか、検討をやってもらえんでしょうかと、また、代表者の方の意見を聞く検討の機会にしてみてもどうでしょうかというふうな要望もあっておりましたので、2回から1回に変更することを検討するのとあわせて、そこら辺の今年の要望に対するお答えをいただけましたらお願いいたします。

○企画課長（橋本祐二郎君）

市民の皆さんが必要とされます情報は、年齢とか家族構成、ライフスタイルなどによっていろいろ異なっております。そのためにすべての人が満足するような広報を作成するのは難しいのですが、情報を得る機会是可以だけ多いほうが望ましいと考えております。記事を掲載するスピードや情報量は、インターネットとかを利用しますと迅速で安価にできますが、すべての年齢層に現在普及しているとは言えません。

このようなことから、十分に内部で協議をしまして検討しましたが、月2回のほうが現状ではいいのではないかと考えております。今後とも、市民の皆さんの役に立つような広報にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

以上でございます。

○3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。一昨年の要望に対してのお答えが少なかったようですが、今、答弁されたところから考えますと、やはり総合的に月2回の発行のほうが今の時点ではいいというふうなお答えでございました。

とにかく去年の質問のときも市民の方の声を聞いて質問に持ってこられたと思うし、今回も同じような御意見がありましたので、月2回から1回の発行はどうかなという質問をさせていただきます。市民の皆さんはいろいろな意見をお持ちでございますので、検討はしているけれども、こういうふうな現状で、今は2回のほうが情報提供サービスの面から低下しないから2回の発行を続けるなど、市民の皆様にご理解をいただくような発信をしていただければ納得される方もおられまじょうし、それでもまだまだ意見はいろいろあると思うんで

すけど、そういうふうな理解していただけるような発信を広報やなごなりに掲載していただくというふうなことを検討していただいて、今後また、先ほどはすべての方が満足するような広報紙はなかなか難しいというふうなことをおっしゃっていただきましたけれども、今後も市民の皆さんが喜んでいただけるような、また、市民の生活に十分に役に立つ広報紙を作成していただきますことを期待いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時11分 散会

# 柳川市議会第1回定例会会議録

平成23年3月23日柳川市議会議場に第1回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	三小田 一 美	2番	荒 卷 英 樹
3番	熊 井 三千代	4番	白 谷 義 隆
5番	梅 崎 昭 彦	6番	近 藤 末 治
7番	佐々木 創 主	8番	河 村 好 浩
9番	荒 木 憲	10番	高 田 千壽輝
11番	諸 藤 哲 男	12番	太 田 武 文
13番	吉 田 勝 也	14番	山 田 奉 文
15番	矢ヶ部 広 巳	16番	緒 方 寿 光
17番	浦 博 宣	18番	藤 丸 正 勝
19番	田 中 雅 美	20番	島 添 勝
21番	樽 見 哲 也	22番	伊 藤 法 博
23番	梅 崎 和 弘	24番	古 賀 澄 雄

## 2.欠席議員

な し

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金子健次
副市長	刈茅初支	
教育長	北川満	
総務部長	大坪正明	
会計管理者	藤木明	
市民部長	田島稔大	
保健福祉部長	武藤義治	
建設部長	蒲池康晴	
産業経済部長	藤木均	
教育部長	高田厚	
大和庁舎長	横山英真	
三橋庁舎長	大村隆雄	
消防長	古賀輝昭	
人事秘書課長	樽見孝則	
総務課長	野田彰	
企画課長	橋本祐二郎	
財政課長	石橋真剛	
税務課長	山田敏昭	
健康づくり課長	山田明寛	
福祉課長	高田淳治	
学校教育課長	高崎祐二	
建設課長	中村敬二郎	
農政課長	成清博茂	
水路課長	安藤和彦	

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議会議務局長	川口敬司
議会議務局次長兼議事係長	高巢雄三
議会議務局庶務係長	池末勇人

### 5. 議事日程

- 日程(1) 議会運営委員長報告について
- 日程(2) 各委員長報告について

1．総務委員長報告について

議案第2号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第6号）について

議案第11号 平成23年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算について

議案第19号 和解及び損害賠償額の決定について

議案第20号 和解及び損害賠償額の決定について

2．建設委員長報告について

議案第6号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第12号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計予算について

議案第13号 平成23年度柳川市水道事業会計予算について

議案第16号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 市道路線の認定、変更認定及び廃止について

3．教育民生委員長報告について

議案第3号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第4号 平成22年度柳川市老人保健特別会計補正予算（第2号）について

議案第5号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）について

議案第8号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計予算について

議案第9号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第10号 平成23年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算について

議案第15号 柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

4．予算審査特別委員長報告について

議案第7号 平成23年度柳川市一般会計予算について

追加日程（3） 議案第24号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について

追加日程（4） 議会改革特別委員会の設置について

日程（5） 閉会中の継続審査申出書について

1．請願第3号 有明海ノリ養殖の施肥に関する請願について

日程（6） 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について



午前10時 開議

○議長（古賀澄雄君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまより本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、3月11日に発生しました東日本大震災においてお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を表するため、謹んで黙祷をささげたいと思います。

御起立ください。黙祷。

〔黙 禱〕

○議長（古賀澄雄君）

お直りください。

日程第1 議会運営委員長報告について

○議長（古賀澄雄君）

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長よりの報告を求めます。しばらくお待ちください。

○議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。

平成23年第1回柳川市議会定例会最終日の日程等について、3月22日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が、各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。

再開後、各委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が、請願第3号の閉会中の継続審査申し出についてであります。

日程4が、閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託申し出についてであります。

なお、本日、執行部より議案第24号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第7号）の追加提出がっております。

この議案の取り扱いについては、議案第2号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第6号）との関係で、当初の議事日程に記載いたしておりません。したがって、追加日程3として、日程の順序を変更して議題とすることを議長よりお諮りしていただくことにいたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

○議長（古賀澄雄君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

#### 日程第2 各委員長報告について

○議長（古賀澄雄君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

○総務委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

3月3日の本会議において当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

また、当委員会の所管事務調査について調査した結果を、併せてご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、執行部出席者、案件については、記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4 結果

##### (1) 議案第2号 原案可決

本案は、平成22年度柳川市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

補正前の予算額「310億4,407万3千円」から「1億5,601万円」を減額し、歳入歳出それぞれ「308億8,806万3千円」としようとするものであります。

審査の過程において、8款・土木費の柳川駅周辺事業費の減額補正に関し、事業全体の具体的内容と西鉄との整備協議の見通し等について詳細にわたり質疑が行われました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

##### (2) 議案第11号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算についてであります。

本特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図ることを目的に設置したもので、予算総額は、歳入歳出ともに「5千円」の科目開設の予算となっております。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

##### (3) 議案第19号 原案可決

本案は、和解及び損害賠償額の決定についてであります。

冷凍倉庫に係る固定資産税の返還訴訟において、平成22年6月3日の最高裁判決で、国家賠償法に基づき最長20年分の賠償請求が可能との判断が示されたことから、本市においても、この判断に基づき、一般倉庫の減価率を適用して課税していた冷凍倉庫の過徴収金を平成23年2月1日を基準として、損害賠償額を「419万3,000円」と算定し、その金額で納税者と和解しようとするものです。

審査の過程において、損害賠償に充てる財源、及び、本来「冷凍倉庫」とすべきを「一般倉庫」として取り扱った原因等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

#### (4) 議案第20号 原案可決

本案は、和解及び損害賠償額の決定についてであります。

本案も議案第19号と同様、損害賠償額を「140万6,700円」と算定し、その金額で納税者と和解しようとするものです。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

### 5 所管事務調査報告について

#### (1) 調査事項

庁舎の現状と課題について

審査の経過については、記載のとおりでございます。

#### (3) 調査の結果

昨年の12月定例会最終日、本市の重要なテーマである行財政改革の一環として庁舎統合問題を喫緊の課題と捉え「庁舎の現状と課題について」を、当委員会の調査事項として調査研究を行っていくとのご報告をいたしました。これまで、5回にわたって調査を行い、結果がまとまりましたのでご報告いたします。

この調査研究に当たっては、現在の柳川、大和、三橋の3庁舎体制を、市民サービス、行政運営、財政の三つの視点から、検証をしてみました。

まず、市民サービスにおいては、「近くに窓口機能があり便利、地域の身近な庁舎があり安心」というメリットがあり、反面「業務が分散していてどの庁舎に行けばいいかわかりにくい」、「用件によっては複数の庁舎に行かなければならない」、「市としての一体感が薄らぐ」といったデメリットがあります。

次に、行政運営の点では、庁舎が分散していることによって、「部を超えた協議や連携が取りにくく、行政効率が悪い」、「庁舎間の移動時間などロスが発生する」、「弾力的な組織機構の見直しが難しい」、「大和、三橋庁舎の議場といった有効に活用されないス

ペースがある」といったデメリットがあり、メリットは見当たりませんでした。

最後に財政面では、「3庁舎それぞれ維持管理費が発生し割高」、「3庁舎ともに窓口部門があり、人件費と公用車経費の発生」、「庁舎間の移動による燃料費の発生」といったデメリットが上げられました。こういった経費は約1億5千万円ほどになるものと推察されます。

以上のように、現在の3庁舎体制は市民サービスにおいてはメリットがあるものの、全ての面でデメリットが指摘され、庁舎が一元化されれば解消されるものと考えられます。

こういった現状と併せ、柳川市は、合併特例債や地方交付税の算定替えといった財政優遇策を平成26年度まで活用できますが、そういった優遇策が終了・または減額されていく平成27年度以降を考えると、大胆な行財政改革が不可欠であります。最大の行革にもなり得る庁舎統合、その建設は補助制度が無く全て市の財源で賄わなくてはならないということです。

そういうことから言うと、平成26年度までにそういった財源を活用し、何を優先して事業を行っていくかの議論が必要であります。

したがって、この庁舎問題については、統合の是非を含め、幅広い意見を求める必要があると考えます。議会において、執行部において、更に掘り下げた調査、検討をされるよう提言いたします。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（古賀澄雄君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

○建設委員長（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

3月3日の本会議において当委員会に付託を受けた議案6件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件につきましては、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

#### 4 結果

(1) 議案第6号 原案可決

本案は、平成22年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。  
審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

(2) 議案第12号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市下水道事業特別会計予算についてであります。  
執行部より詳細な説明を受け、委員より事業の進捗状況や加入率・接続率の促進について質疑や意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

(3) 議案第13号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市水道事業会計予算についてであります。  
執行部より詳細な説明を受け、企業団からの受水状況について、配水管工事の計画についてなどの質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

(4) 議案第16号 原案可決

本案は、柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。  
執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

(5) 議案第17号 原案可決

本案は、柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。  
執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

(6) 議案第18号 原案可決

本案は、市道路線の認定、変更認定及び廃止についてであります。  
道路法第8条及び同法第10条に基づき、市道路線の18路線を新たに認定し、3路線を変更認定、2路線を廃止するものです。  
執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と判定いたしました。

以上、建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（古賀澄雄君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。  
次に、教育民生委員長の報告を求めます。

○教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

教育民生常任委員会の審査結果について報告いたします。

3月3日の本会議において当委員会に付託を受けた議案7件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については、記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4 結果

##### (1) 議案第3号 原案可決

本案は、平成22年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

##### (2) 議案第4号 原案可決

本案は、平成22年度柳川市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案につきましては、本年度末で廃止されるため、一般会計との清算について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

##### (3) 議案第5号 原案可決

本案は、平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

##### (4) 議案第8号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市国民健康保険特別会計予算についてであります。本案につきましては、財政調整基金の状況について質疑がありました。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

##### (5) 議案第9号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案

可決と決定致しました。

(6) 議案第10号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(6) 議案第15号 原案可決

本案は、柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（古賀澄雄君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（佐々木創主君）（登壇）

予算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

3月3日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については、記載のとおりでありますので、省略いたします。

4、結果

(1) 議案第7号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市一般会計予算についてであります。

予算規模としましては、歳入歳出ともに「267億500万円」で、前年度の当初予算と比較しますと、額にして23億9,300万円、率にして8.2パーセントの減額となっております。

当委員会は、3日間にわたり歳入歳出予算について各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、市税等の収納率、滞納管理電算システム導入効果や収納一元化、自主財源の確保等について活発な質疑がありました。

歳出審査では、災害対策、雇用対策事業、生活保護の状況、人権同和対策、生ごみ処理

機購入補助、ブランド推進事業、観光振興や福祉センター駐車場整備のための柳川ホテル跡地購入等について活発な質疑がありました。

なお、審査の中で、本案に対する修正案が提出されました。

修正内容は、歳出の10款教育費、5項社会教育費、17目歴史的建造物保存活用費の不動産鑑定委託料20万円を減額し、予備費を20万円増額しようとするものであります。

提案者の主旨概要は、具体的な事業計画が明確ではない中、事業着手と言える不動産鑑定委託料の予算計上は適切ではない、という説明でありました。

本案に対する修正案について、審査の結果、当委員会といたしましては、賛成少数により否決と決定いたしました。

続いて、本案について、審査の結果、当委員会といたしましては、賛成多数で原案可決と決定いたしました。

○議長（古賀澄雄君）

以上で予算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、委員長報告に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前10時24分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第2号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第6号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第11号 平成23年度柳川市公共用地先行取得等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第19号 和解及び損害賠償額の決定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。

採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第20号 和解及び損害賠償額の決定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。

採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第6号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第12号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第13号 平成23年度柳川市水道事業会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第16号 柳川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第17号 柳川市営住宅駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第18号 市道路線の認定、変更認定及び廃止については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第3号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第4号 平成22年度柳川市老人保健特別会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第5号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計補正予算（第

1号)については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第8号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第9号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第10号 平成23年度柳川市住宅新築資金等特別会計予算については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第15号 柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、予算審査特別委員長報告について質疑を行います。

○10番（高田千壽輝君）

本当に予算特別委員会の委員長初め委員の方、本当に3日間大変お疲れさまでした。

では、早速質疑に入らせていただきます。

私の質疑といたしましては、歳出の10款・教育費、5項・社会教育費、17目・歴史的建造物保存活用費の不動産鑑定委託料200千円に対してであります。

歴史的建造物と言われる武家屋敷が市内には7つあると思われまして、7つあると言われる武家屋敷の総合的な取り扱い、活用方法、整備水準、それにかかわる必要な経費などについて、執行部から具体的内容についてどのように説明がなされたかお聞きいたします。

○予算審査特別委員長（佐々木創主君）

執行部からの説明は、まず、概要としましては、平成21年度に策定した歴史的建造物保存活用基本構想に基づき、緊急に保存が必要な渡辺邸につきましては、公有化に向けた不動産鑑定委託料200千円を計上してあるということでした。

渡辺邸を含めた7つの保存活用については、すべてを保存すると多額の費用になるということで、基本構想で現在策定中の保存計画に基づいて、十時邸と渡辺邸が特に重要であるということで、その2つのうちの1つである渡辺邸は早急な買い取りが必要という判断のもと、今回の予算計上をしておられるという説明でございました。

整備水準ということですが、どういう意味かわかりませんが、現在、柳川市には戸島邸という市の所有物である武家屋敷がございますが、ここは約2億円ほどかかっているという説明の後に、同様な根本的な建てかえをすると非常に多額の予算が必要であるから、必要最小限での改修を行いたいというような答弁であったと思います。

○10番（高田千壽輝君）

大変ありがとうございました。今のお答えによると、まだ執行部から具体的な内容は示さ

れていないと判断されます。

私たち教育民生委員会の中でも、これは今度の議案には付託されていなかったけど議論がありまして、まず、唐突に私たちもこの予算書を見て200千円の計上があったので、おかしいのではないかとということで執行部側に質問したところ、具体的な計画、そういうのは示せないかということをお伺いしましたら、まだできていない。4月になったらお示しします、それまで待ってくださいという説明で終わっておりました。そのことは、委員会のほうでもそういう議論はあったのでしょうか。それだけお尋ねいたします。

○予算審査特別委員長（佐々木創主君）

委員会の中では、そういう教育民生委員会云々での議論とか、そういうお話はありませんでした。ただ、委員の中からは、将来的な費用対効果、整備費、中期財政計画に盛り込まれております歴史的建造物の保存活用額2億円、これで果たしてこの枠内でおさめることができるのか、どういう活用をするのか、そういった質疑が活発に行われて、その質疑の中で、執行部のほうから、ある程度具体的な今後の保存であるとか、戸島邸ほどの金はかけないとか、なるべく必要最小限の費用で改修をしたいというような答弁があったように記憶しております。

○議長（古賀澄雄君）

これにて質疑を終了いたします。

議案第7号 平成23年度柳川市一般会計予算について討論を行います。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

○23番（梅崎和弘君）（登壇）

まず最初に、東北大震災の被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方に対して、謹んで哀悼の意を表します。

それでは、議案第7号 平成23年度柳川市一般会計予算についての反対討論を行います。

地方自治体の本来の役割は、住民の福祉の増進を図ることです。市民のために使われる予算は大いに賛成であるということ、まず最初に申し上げておきます。

まず、第1点の同和問題に関する予算ですけれども、長い間の行政の努力と住民の努力の結果、国も同和問題は基本的には解消したとして、2003年に同和対策そのものを終了しております。

今回、この同和対策関係の予算としまして、人件費、従事職員6名分で38,460千円、総務費、同和団体補助金4,680千円、人権・同和対策費31,098千円、それに同和地区子女入学進学奨励費補助金8,246千円、合計しますと82,977千円になります。

私は、これ以上このような不公平な同和行政を続けることは、逆に新たな偏見を生み出し、真の解決をおくらせることになると思います。にもかかわらず、人権という名前をつけて、看板を書きかえて存続を図る、この姿勢を直ちに改めて、一般行政へ移行して取り組むべき

だと思えます。

福岡県の麻生知事は、県単独事業の同和対策事業を2006年に廃止する、このように言明されたと聞いております。同和行政の終結は県だけではなく、市町村にも及んできております。

第2点目が、農業予算の転作作物調査研究委託料であります。皆さん御存じのように、柳川は農業が基幹産業であります。この中に転作作物、これはブロッコリー、ツボミナ、ソラマメと、こういうことで転作作物調査研究委託料を出してありましたけれども、これが2年ごとであり、予算が800千円と。これでは本当に転作作物が定着することはできないと、このように考えております。もっと本格的な予算を組んで取り組むべきだと、このように思います。

両開のジャガイモはうまいということは私も昔からよく聞いております。この両開のジャガイモを本格的に柳川の特産品として育て上げる、このようなための予算も大いに研究すべきではないかと、このように思っております。

3点目が、一般質問でも行いましたけれども、助成額に対して地元経済への波及効果は抜群といわれております住宅リフォーム助成制度について、この件につきまして調査研究をお願いいたしまして、討論いたします。

○議長（古賀澄雄君）

次に、賛成討論の方はおられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

ないようでございます。

次に、反対討論をされる方はありますか。

○4番（白谷義隆君）（登壇）

私は、議案第7号 平成23年度柳川市一般会計予算に対し、反対の立場で討論を行います。今回の予算で私が問題だと考えているのは、歴史的建造物保存活用費に関する分でありませぬ。

私たち議会は、市民の皆さんから預かった税金が有効に、そして、効率よく使われているのか、あるいは無駄はないのかなどチェックする責務があります。そのため、事業実施に当たっては、計画に無理はないのか、財政的には問題はないかなど慎重に検討しなければなりません。

そうした中、今回提案された歴史的建造物保存活用費は、市内に現存する7棟の武家屋敷の1つである渡辺家の改修保存を目的として、当該屋敷を買収するための不動産鑑定費用であるとしています。言うまでもなく、この不動産鑑定は事実上の事業決定であり、事業着手であります。しかし、現在まで武家屋敷保存についての具体的な説明は一度もなく、検討もしていない中、突然予算に計上されたものであります。

また、保存のための家屋の改修費用や改修後の管理費用などについて、予算審査特別委員会で説明を求めましたが、改修方法や管理の仕方によらずとして、全く説明はなされませんでした。土地購入費も含め、改修費用が1億円かかるのか、2億円かかるのか、あるいはそれ以上なのか全く見当がつかない中、さらには、その後の管理費用も全くわからない状況の中で、この事業の成否を何で判断すればいいのでしょうか。

また、残った6棟の武家屋敷を今後どうするのか、これも明らかではありません。市の説明によれば、歴史的建造物の整備には2億円を予定しており、その中で取捨選択をするとしております。しかしながら、現在保存されている旧戸島邸は、用地を除いて家屋の改修費用だけで155,000千円を超えていると聞いています。もちろん渡辺家の改修費については改修方法によらずとしていますが、仮に同じ方法で改修するとすれば、用地を含めた渡辺家の改修費用は2億円を超えるものと思われませんが、取捨選択するとした残りの武家屋敷はどうされるのでしょうか。

私たち議会は、予算を通じて事業を決定する権限を市民の皆さんから付与されております。事業決定に当たっては、事業計画や事業費とともに、将来の財政負担についても検討しなければならぬことは言うまでもありません。そうした中で、事業の計画が明らかにされず、事業実施のための費用や将来の財政負担となる管理費用が全く不明の中で事業実施の決定を行うことは、議会みずからが議会の権能を放棄することにほかならないと私は考えております。

以上の理由から、事業決定であると同時に事実上の事業着手となる武家屋敷保存のための不動産鑑定費用の予算を認めることはできません。よって、私は本予算案に反対するものであります。

以上です。

○議長（古賀澄雄君）

次に、賛成討論をされる方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

次に、反対討論をされる方はありますか。

○17番（浦 博宣君）（登壇）

議案第7号 平成23年度柳川市一般会計予算、10款・教育費、5項・社会教育費、17目・歴史的建造物保存活用費200千円について反対討論を行います。

緊急な保存が必要であるということですが、今後、この歴史的建造物保存については、購入費、改造費等、かなりの予算が必要となることが予想されます。予算審査特別委員会で審議をされたものの、購入ありきの考えであります。また、所管委員会においても報告しかなく、審議もされていないとのことでございます。



執行部におかれては、今後、必要となる予算、購入費、改造費、また、維持費等、幾らかかるのか明確にされ、具体的な事業計画、いわゆる柳川市の観光にとっての位置づけはどうかかなどを含めた、もっと審議を深める必要があると考えます。よって、歴史的建造物保存活用費、不動産鑑定委託料200千円については時期尚早と考え、反対といたします。

○議長（古賀澄雄君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

次に、反対討論をされる方はありませんか。

○16番（緒方寿光君）（登壇）

私は、議案第7号 平成23年度柳川市一般会計予算に対しまして反対討論をさせていただきます。

今回、平成23年度柳川市一般会計予算の中に、歴史的建造物保存活用費で不動産鑑定委託料200千円が計上されております。

私は予算審査特別委員会の中でも質疑をしましたが、特に歴史的に価値の高い建造物の保存活用として地域活性化を図るという趣旨は理解できます。しかしながら、この建物を柳川市が購入した場合、多額の購入費用はもちろんですが、同時に多額の維持管理費が必要になります。そして現時点では、そのかかる具体的な費用の試算ができていないのが現実ではないでしょうか。

さらには、執行部からの費用対効果の試算の説明は行われておりません。例えば、旧戸島邸は購入費に約150,000千円、そして、年間の使用料収入は約520千円、逆に年間の維持管理費は約4,130千円です。社会教育費とはいえ、収支のバランスはとれていないのが現実です。

さらにこの大不況の中で、市民の多くから、建物購入ありきの鑑定ではなく、この建物を保存した場合の費用対効果を含め、具体的な地域活性化策をまずは示すことが優先順位ではないかと、厳しい声が上がっております。そこで、不動産鑑定委託料200千円の計上は時期尚早と判断しまして、平成23年度柳川市一般会計予算に反対を申し上げます。

以上です。

○議長（古賀澄雄君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

次に、反対討論をされる方はありませんか。

○22番（伊藤法博君）（登壇）

私も、議案第7号 平成23年度柳川市一般会計予算について、10款・教育費、5項・社会

教育費、17目・歴史的建造物保存活用費の不動産鑑定委託料200千円についての削除を求めて反対討論をしたいと思います。

23年度予算に盛り込まれております柳川ホテル跡地の買収123,000千円のように、綿密な買収のための検証がなされないで購入した物件については、更地でもない土地を、しかも、駐車場用地としてだけのために坪170千円で購入するというような愚かな政策が実行されなければならない現実に直面しています。また、緻密な計画をなさなければならなかった総合運動公園のように、途中まで資金をつぎ込んで白紙撤回するようなことであれば、税金の無駄遣いにほかならないと思います。

そういった意味で、保存修理するための経費がどの程度かかるのか、屋根のふきかえ、耐震補強を含めた改修費用はどれだけかかるのかもはっきりしない中で、また、どのような観光的、教育的施設としての位置づけがあるのか、また、維持管理をどうするのか、そして、立地が観光ルートに近く、保存修理に2億円近くも費用がかかり、維持管理に毎年4,000千円以上の経費がかかり、その収益は500千円程度しかない戸島邸がありますけれども、ああいった非常に観光地に近いところでもそういった状況にある中で、保存がこれだけ収益的に悪いということでありまして、また、渡辺邸の場合は非常に観光地から外れたような場所にあるし、交通の便がよくないというような観点から考えますと、やはり検証すべき問題があるんじゃないかと思います。

そして、武家屋敷としての歴史的な価値がどれだけあるのかをもう少しやはり検証して、残す必要があるのか、また、ほかの6つの武家屋敷を今後どうしていくかというような検討もやはり必要であるという思いでありますので、今回の歴史的建造物保存活用費の200千円については反対をさせていただきます。

○議長（古賀澄雄君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

次に、反対討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

ほかに討論される方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決をいたします。

本案は予算審査特別委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時9分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議案第24号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第7号）についてを日程に追加し、追加日程3として、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第7号）についてを追加日程3として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3 議案第24号

○議長（古賀澄雄君）

追加日程3 議案第24号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

議案を朗読いたさせます。

○議会事務局長（川口敬司君）

〔朗読省略〕

○議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

○市長（金子健次君）（登壇）

追加日程3 議案第24号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

まず、補正予算の内容に入ります前に、今月11日に発生いたしました東日本大震災においてお亡くなりになられた方々に対して、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、現在も避難所生活を強いられておられる被災者の皆様に対してお見舞いを申し上げます。

さて、今回の東日本大震災は、日本がかつて経験したことのない未曾有の大災害であります。連日、新聞・テレビなどで被災地の過酷な状況が報道されるたびに、他人事では済まされない、一人一人が自分の身になって、被災地のために何ができるかを真剣に考え、実行する必要があることを痛感させられます。

このため、本市としましては、被災地の一日も早い復旧、復興を願う市民の総意として、今回、被災地へ義援金10,000千円を送ることとし、また、今後ともできる限りの支援を行っていくことといたしております。

今回の補正予算は、この義援金に関するものでありまして、補正前の予算額30,888,063千円に10,000千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ30,898,063千円としようとするものであります。

内容的には、2款1項19目の諸費に東日本大震災義援金10,000千円を計上し、その歳入財源としては、1款・市税を充当することといたしております。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願いを申し上げますとともに、被災者の皆様方が安心して暮らせる生活環境が一日も早く再建されることを願ひまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（古賀澄雄君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前11時17分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議案第24号 平成22年度柳川市一般会計補正予算（第7号）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで議会運営委員長より報告があります。

○議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

先ほども申しましたとおり、議会改革の取り組みについて、昨日3月22日、議会運営委員会で協議を行いましたので、その協議結果を申し上げます。

議会改革については、市議会議員改選前の議会においても、常任委員会の数や委員定数等の議論を行い、所要の改正を行ってきたところであります。

今議会ではさらに、市議会のあり方について本格的な議論を行い、市民ニーズに迅速・的

確にこたえられるよう議会改革を行っていく必要があることから、協議を行ってきたところであります。

この協議の中で、議会改革に取り組むための調査研究の場として、全議員で構成する特別委員会の設置が望ましいということで意見の一致を見ました。また、本日の全員協議会においても意見が一致したところであります。

そこで、特別委員会の名称を議会改革特別委員会、委員数を全議員24名、付託案件を議会改革についてとする内容で、特別委員会の設置を本日の本会議において追加日程として追加し、議長においてお諮りいただくようお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（古賀澄雄君）

お諮りいたします。議会改革特別委員会の設置についてを日程に追加し、追加日程4として議題にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会の設置についてを追加日程第4として議題とすることに決定しました。

#### 追加日程第4 議会改革特別委員会の設置について

○議長（古賀澄雄君）

追加日程4．議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件については、全議員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、議会改革についての件をこれに付託し、調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本件については、全議員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、議会改革についての件をこれに付託し、調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、全議員24名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました全議員24名の議員を議会改革特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に議会改革特別委員会を開催し、委員長、副委員長の選出を行いたいと思います。

日程第5 閉会中の継続審査申出書について

○議長（古賀澄雄君）

日程5 . 閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

産業経済常任委員長から目下委員会において審査中の請願第3号 有明海ノリ養殖の施肥に関する請願について、会議規則第99条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、審査が終了するまで閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長申し出のとおり、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、委員長申し出のとおり審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第6 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について

○議長（古賀澄雄君）

日程6 . 閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出についてを議題といたします。

閉会中の各常任委員会及び議会運営委員会所管事項調査付託の申し出について、お手元に配付しております申し出のとおり所管事項調査を平成24年3月31日まで付託されたいとの申し出がっております。

お諮りいたします。本件につきましては、申し出のとおり所管事項調査を平成24年3月31日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本件は申し出のとおり所管事項調査を平成24年3月31日まで各常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

これをもちまして、平成23年第1回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 古 賀 澄 雄

柳川市議会議員 熊 井 三千代

柳川市議会議員 樽 見 哲 也